

令和6年12月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月10日】

1 草川卓也（結） 22～32ページ

### 議案第84号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

- 1 歳出 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第2目 障がい者福祉費、自立支援事業及び第2項 児童福祉費、第5目 心身障がい児福祉費、自立支援事業の増額補正について  
(1) 補正の内容について
- 2 歳出 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第2目 児童措置費、施設型給付・地域型保育事業の増額補正について  
(1) 補正の内容について
- 3 歳出 第3款 民生費、第3項 生活保護費、第2目 扶助費の増額補正について  
(1) 補正の内容について
- 4 歳入 第1款 市税、第1項 市民税 及び第2項 固定資産税の増額補正について  
(1) 補正の内容について

2 福沢美由紀（日本共産党） 33～41ページ

### 議案第82号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

- 1 条例改正の背景について
- 2 条例改正の内容について
- 3 対象者と影響額について

### 議案第83号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について

- 1 条例改正の背景について
- 2 条例改正の内容について
- 3 市民への影響について

### 議案第84号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第3目 老人福祉費、高齢者保健・介護予防一体的実施事業について  
(1) 会計年度任用職員報酬の減額補正について
- 2 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、児童家庭支援事業について  
(1) 会計年度任用職員報酬の減額補正について
- 3 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費、子育て世代包括支援事業について  
(1) 会計年度任用職員報酬の減額補正について

**議案第85号 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について**

- 1 第6款 諸支出金、第2項 基金費、第1目 国民健康保険事業運営基金、国民健康保険事業運営基金積立金の増額補正について
  - (1) 基金残高の見込みについて

3 櫻木善仁（新和会） 41～46ページ

**議案第83号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について**

- 1 改正の背景と趣旨について
- 2 資格要件の具体的内容について
- 3 影響範囲の確認について

**議案第84号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について**

- 1 第2表 繰越明許費補正について
  - (1) 第2款 総務費、第1項 総務管理費、災害時応急活動充実・強化事業について
    - ア 繰越する理由について
  - (2) 第7款 商工費、第1項 商工費、観光施設費について
    - ア 繰越する理由について

4 伊藤彦太郎（勇政） 47～49ページ

**議案第84号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について**

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、放課後児童クラブ運営費の増額補正について
  - (1) 補正の内容について

5 服部孝規（日本共産党） 49～57ページ

**議案第88号 市道路線の認定について及び議案第89号 市道路線の認定について**

- 1 市道に認定できるのはどのような場合かについて
- 2 道路法第8条について
- 3 行き止まりの道路について

**議案第84号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について**

- 1 歳入 第1款 市税、第1項 市民税、第1目 個人、所得割1億5百万円の増額補正について
- 2 給与費明細書、職員手当、退職手当について
  - (1) 当初予算の1億2千万円を上回る1億3千3百万円もの増額補正について
  - (2) 退職者の増による来年度の職員体制について

6 深水隆司（新和会） 58～63ページ

**議案第84号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について**

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、一般職員人件費の増額補正について
  - (1) 退職手当の増額理由について
  - (2) 職員体制への影響について
- 2 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、福利厚生費の減額補正について
  - (1) 健康診断委託料の減額理由について
- 3 第2款 総務費、第2項 徴税费、第2目 賦課徴収費、市税還付金等の増額補正について
  - (1) 過年度税過納還付金の増額理由について
- 4 給与費明細書のうち、会計年度任用職員報酬の減額補正について
  - (1) 減額理由について

7 櫻井清蔵（勇政） 64～70ページ

**議案第84号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について**

- 1 今回の歳入の補正の内、第1款 市税、第15款 国庫支出金、第16款 県支出金、及び第20款 繰越金の増額補正と、第22款 市債の減額補正について、詳細を知りたい

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【12月11日】

1 草川卓也（結） 74～88ページ

### 大規模重要施設の整備について

- 1 新庁舎整備事業について
- 2 亀山駅周辺まちづくりエリアの整備について
- 3 新ごみ処理施設の整備について
- 4 学校施設等の整備について

### 人口減少地域の振興について

- 1 産業振興について
- 2 住宅団地開発の可能性について
- 3 公共交通ネットワークについて
- 4 都市計画について

2 服部孝規（日本共産党） 88～100ページ

### 新庁舎を亀山駅周辺に建設することについて

- 1 風水害ハザードマップで0.5～3mの浸水が想定されていることについて
- 2 風水害ハザードマップでバックウォーター現象は考慮されているのかについて
- 3 用地取得費や移転補償費のほか、防災や安全対策に莫大な費用がかかることについて
- 4 建設予定地選定における客観的評価のうち、「計画性」について

### マニフェストレポートのうち、「学校施設の計画的な改修」について

- 1 「計画的に進める」とあるが、亀山東小学校体育館屋根の全面改修以外は、亀山市学校施設等長寿命化計画を策定しただけなのかについて
- 2 「特別教室への空調整備やトイレの洋式化、体育館の電源・空調の整備など」はどうなったのかについて
- 3 4期16年間で老朽化が進む学校施設の全面改築は川崎小学校だけだったことについて

### 櫻井市長の政治姿勢について

- 1 三重県公報に掲載された過去の政治資金について

3 森 美和子（公明党） 101～114ページ

### 次期総合計画の策定について

- 1 策定スケジュールについて
- 2 策定過程における市民参画について  
(1) 市民参画の方法について

- (2) 若者の声の反映について
- 3 現計画の評価検証について
  - (1) 評価検証から見えてきた亀山市の課題について
  - (2) 特に福祉的課題について
    - ア 重層的支援体制の深化について
    - イ 終活支援について

#### 職員の働き方改革について

- 1 時間外勤務の状況について
- 2 年次有給休暇の取得状況について
- 3 職員のメンタルヘルス対策について
- 4 男性の育児休業の取得状況について
- 5 公務員のなり手不足の現状とその対策について

4 古田吉昭（新生みらい） 114～124ページ

#### 移住・定住の促進について

- 1 移住・定住支援の進捗について
- 2 都市公園等の整備及び利用状況について
- 3 道路整備の現状と将来について
- 4 ごみ処理施設の今後の方向性について

5 深水隆司（新和会） 124～137ページ

#### マイナ保険証について

- 1 マイナ保険証の利用率、利用状況等について
- 2 保険証等の取扱いについて
  - (1) 12月2日以降の取扱いについて
  - (2) マイナ保険証の取扱いについて
- 3 マイナ救急の取組について
- 4 利用の周知と今後の機能拡充等について

#### 鈴鹿亀山道路及び国道306号川崎庄内バイパスについて

- 1 進捗状況について
- 2 道路整備により分断される農地の取扱いについて
- 3 地元説明について
- 4 今後のスケジュールについて

#### 農業振興地域内農用地区域からの除外について

- 1 除外の手続きについて
- 2 除外できない理由について
- 3 今後の方向性について

## 新庁舎建設について

- 1 現在の進捗状況について
- 2 今後のスケジュールについて

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【12月12日】

1 今岡翔平（勇政） 140～150ページ

### 保育士の待遇について

- 1 令和6年10月1日の会計年度任用職員報酬額改定で福祉職Ⅰと業務補助職Ⅰ・Ⅱの時間額報酬が同額になったことについて
- 2 非正規保育士の業務と責任の範囲について
- 3 保育士の任用状況と保育の質の確保について

### 医療施策について

- 1 おたふくかぜの予防接種2回目助成について
- 2 市独自の医師確保施策について

### 書店ゼロ自治体について

- 1 昨今クローズアップされる理由について
- 2 市の対応について

2 鈴木達夫（結） 150～162ページ

### 亀山市の「食」と「農業」の関係について

- 1 亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想について
  - (1) 現行の基本構想と前回（平成25年）策定の基本構想との差異について
  - (2) 策定方法について
  - (3) 基本構想における「地産地消」の考え方について
- 2 学校給食における地産地消の取組について
  - (1) 現状の取組について
  - (2) 地産率について
  - (3) 今後の方向性について
- 3 櫻井市長のこれまでの「食と農業に関するマニフェスト」について
  - (1) 進捗状況について
  - (2) 今後の課題について

3 福沢美由紀（日本共産党） 162～174ページ

### 会計年度任用職員について

- 1 職員人件費について
- 2 最低賃金の引き上げによる影響について
- 3 職員募集への影響について

#### 保育・教育施設の建て替えについて

- 1 計画と実施及び評価について

#### 中学校給食について

- 1 現状と課題の認識及び整理について

#### パートナーシップ宣誓制度について

- 1 市独自の制度について

4 新 秀隆（公明党） 174～185 ページ

#### 安心・安全なまちづくりについて

- 1 医療体制について

- (1) 関地域の医療体制の現状について
- (2) 医療センターからの医師派遣について
- (3) 関地域への医療支援について

- 2 有害鳥獣への対応について

- (1) 熊の出没時の猟友会への依頼について
- (2) ドローン活用事例について
- (3) 熊の出没時のドローン活用について

5 櫻木善仁（新和会） 185～197 ページ

#### 財政構造改革骨太方針2024について

- 1 市民生活や行財政運営に与える影響について

- (1) 財政調整基金の運用について
- (2) 枠配分方式の予算編成による市民サービスへの影響について
- (3) 行財政改革が職員の士気や業務効率に与える影響について
- (4) 市民との対話について
- (5) 行財政運営の進行管理について

#### 厳しい財政状況下における亀山市新庁舎整備基本計画の進め方について

- 1 財政構造改革骨太方針2024に基づく取組と亀山市新庁舎整備基本計画との整合性について
- 2 公有財産の有効活用について

#### まちづくり観光の活性化について

- 1 観光資源とプロモーションについて
- 2 観光の活性化について
- 3 成果と課題について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【12月13日】

1 伊藤彦太郎（勇政） 200～212ページ

### 財政構造改革骨太方針2024について

- 1 市長の改選時期に財政構造改革を行うことについて
- 2 市長自身の給与の削減等について

### 庁舎の在り方について

- 1 亀山消防署北東分署への支所機能の併設について
- 2 市内確定申告会場の新規設置について

### 中学校全員喫食制給食について

- 1 実施時期について

### 大型商業施設の誘致について

- 1 現在の状況について
- 2 県との連携について

2 櫻井清蔵（勇政） 212～222ページ

### 中学校全員喫食制給食実施事業について

- 1 令和8年9月から実施予定の中学校給食について、委託料等の確認をしたい
  - (1) 亀山市中学校給食調理等業務委託の年間委託料は、約1億5,400万円であり、それとは別途に委託業者に給食材料の購入費用として、8,547万円（1食当たり330円）を支払うこととなっている。委託料の内容と給食材料の購入費、保護者等が支払う給食費（8,008万円）の詳細について尋ねる
  - (2) 委託料及び給食材料の購入費の財源について
  - (3) 諸物価が高騰している中、委託業者との5年間の契約において、物価上昇率をどの程度見込んでいるのか、市長及び総務財政部の見解を尋ねる

### 亀山市待機児童館「ばんび」について

- 1 待機児童館「ばんび」の南側に駐車場があるが、園庭が狭隘な状況であるので駐車場を園庭として活用してはどうかと思うが、市長の見解を尋ねる
- 2 施設内のトイレが2か所故障しているが、改修の目途はどうなっているのか

### 市長の4年間のあり方について

- 1 来年1月に市長選挙を控えている中、令和7年度の予算編成において、財政構造改革骨太方針2024を策定して、各部局に歳出削減目標を10パーセントとして通達されているが、これについては、まずは新年度は骨格予算とし、市長選挙に当選したのちに提案すべきであると思うが市長の見解を尋ねる
- 2 すでに市長は3期12年を過ぎ4期16年務め更に次期市長選挙への出馬の意向を表明さ

れたが、16年前の市長マニフェストに掲げた市長任期について、市民に対する公約違反  
と思うが、市長の認識について尋ねる

- 3 新庁舎の建設予定地の大まかな決定やこれまでの財政運営、令和8年開業予定のコストコ  
に先行投資した進入路の事業などは間違っていたのではないか

#### 教育長の教育行政現況報告について

- 1 中学校全員喫食制給食実施事業について、亀山中学校及び中部中学校における配膳室やエ  
レベーターの設置個所等をまとめた基本設計が完了したとの報告があったが、9月議会で  
指摘した375万円のボーリング調査については何も報告がなかったがどうなったのか

3 豊田恵理（会派に属さない議員） 222～234ページ

#### 新庁舎について

- 1 進捗状況について
- 2 新庁舎整備基本計画との整合性について
- 3 防災面での施設の考え方について

#### 亀山駅周辺整備事業について

- 1 今後の計画について
- 2 にぎわいの再生について

#### 地域公共交通について

- 1 まちづくりとしての地域公共交通について

4 高島 真（会派に属さない議員） 234～243ページ

#### 工業団地について

- 1 現在の状況について
  - (1) 誘致の状況について
  - (2) 税収の状況について
- 2 今後の計画・展望について
- 3 整備をさらに進めていく上での課題について

#### 新庁舎整備について

- 1 今後の計画・展望について
- 2 整備スケジュールの変更について

#### 通学路について

- 1 令和6年9月議会の質問以降における通学路の現状について

#### 市有地の未利用地について

- 1 現在の管理状況について
- 2 売却に対する考え方について
- 3 県有地・国有地に関する問合せ先について

#### 鈴鹿亀山道路について

1 地権者等との協議、連絡調整等について

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月23日】

1 深水隆司（新和会） 255～257ページ

議案第90号 亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、並びに議案第91号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について、及び議案第92号 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

- 1 追加提案となった理由について
- 2 条例改正及び補正の内容について
- 3 労使協議について

令和6年11月29日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

令和6年11月29日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸報告
  - 第 4 現況報告
  - 第 5 議案第82号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
  - 第 6 議案第83号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について
  - 第 7 議案第84号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について
  - 第 8 議案第85号 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
  - 第 9 議案第86号 令和6年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
  - 第 10 議案第87号 令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算（第3号）について
  - 第 11 議案第88号 市道路線の認定について
  - 第 12 議案第89号 市道路線の認定について
- 

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長 櫻井義之君 副市長 山本伸治君  
理事 亀淵輝男君 政策部長 笠井武洋君

総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
健康福祉部長	林秀臣君	子ども未来部長	高宮綾子君
産業環境部長	富田真左哉君	産業環境部参事	村田博君
建設部長	高桐美智代君	上下水道部長	杉本良則君
危機管理監	木田博人君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	豊田達也君	消防部長	豊田賢治君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	谷川健次君
地域医療部長	小森達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	代表監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	落合巧君

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	書	記	渡邊靖文
書	記	山北康仁		

●会議の次第

(午前10時03分 開会)

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから令和6年12月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

5番 中島雅代 議員

12番 森美和子 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月23日までの25日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から12月23日までの25日間と決定いたしました。

次に日程第3、諸報告をします。

今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、会議システムに保存してあります出席報告書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

令和6年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告をし、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、さきの衆議院議員総選挙を経て、今年11日には第2次石破内閣が発足し、同日、閣議決定された基本方針において、内閣の総力を挙げて推し進める4つの政策が示されました。

これらのうち、地方を守るとして掲げられた政策においては、地方こそ成長の主役との発想に基づき、地方創生2.0として地方創生の取組を再起動させるとともに、少子高齢化や人口減少への対応として、新たに設置した新しい地方経済・生活環境創生本部の下、集中的に取り組む基本構想を策定・実行するとされておられます。さらには、新たな地方創生交付金の令和7年度予算での倍増を目指し、施策を質・量ともに大幅に充実させるほか、若者・女性に選ばれる地方、多様性のある地域分散型社会づくりを目指すことなどが盛り込まれております。

一方、国においては、デフレ脱却を確かなものとするため、賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現を目指し、総合経済対策の具体化に向けた協議等が進められているところであります。こうした国の政策動向は、本市の今後の行財政運営や市民生活にも影響がございますことから、引き続き関連情報の把握等を行いながら注視をしております。

ところで、本市の街道文化を代表する関宿が昭和59年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されて以来、本年で40周年の節目を迎えます。今年2日には、市文化会館において記念シンポジウムを開催し、約500人の参加者の下、関小学校児童による子どもワークショップの成果発表や保存活動団体による伝統芸能の披露など、今後の関宿の保存と活用に向けた機運醸成の機会としたところであります。

顧みれば、伝統的建造物の修理・修景事業や、旅籠玉屋歴史資料館及び関の山車会館の整備をはじめ、関宿祇園夏まつり等の世代を超えた地域文化の継承活動がオンリーワンの歴史的風致を育んでまいりました。今後も、これまでの歩みを礎に、後継者の育成、空き家の解消、災害への備え、文化観光の推進などの課題を克服しつつ、東海道で唯一の伝建地区である関宿の歴史的風致を後世に継承し、亀山への愛着と誇りの醸成を一層浸透させてまいりたいと決意を新たにしております。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、快適さを支える生活基盤の向上についてでございますが、魅力的な都市空間の形成のうち、

都市マスタープラン等策定事業につきましては、都市計画区域の土地利用等の現状把握を行うための都市計画基礎調査に加え、亀山市都市マスタープラン及び亀山市立地適正化計画の改定に向けた都市機能と居住機能の誘導効果等の評価・検証を進めており、引き続き計画的な都市づくりに向け、取組を進めてまいります。

また、都市づくり戦略推進事業につきましては、都市マスタープランに基づく適正な土地利用誘導を図るため、みずきが丘及びアイリス町の用途地域の指定に向け、今月、住民説明会を実施するとともに三重県との協議を進めているところでございます。

さらに、景観づくり推進事業につきましては、亀山城下町景観形成推進地区の景観重点地区化を含めた亀山市景観計画の改定に向け、地域懇談会やアンケート調査の実施結果、並びに景観まちづくりの専門家との現地調査等を踏まえつつ、改定案の整理を進めているところでございます。

一方、公園施設長寿命化事業につきましては、先月から東野公園チビッコ広場において、老朽化した複合遊具等の更新工事を進めており、現在、既存遊具の解体をおおむね完了したところでございます。引き続き、本年度内の完成に向け、事業進捗を図ってまいります。

ところで、先般開催されました第76回都市計画全国大会におきまして、本市がJR亀山駅周辺において市街地再開発事業等を進めたことで、都市のにぎわいの創出とコンパクトなまちづくりの形成に寄与したことが評価され、都市計画協会会長賞を受賞いたしました。改めて、市街地再開発組合の取組に敬意を表しますとともに、学びと交流の新たな拠点である図書館を核としたJR亀山駅周辺のにぎわいづくりに引き続き取り組んでまいります。

次に、住環境の向上のうち、空家等対策事業につきましては、空き家による地域住民の生活環境への悪影響をはじめ、地域の魅力や活力の低下を防止するため、亀山市空家等対策協議会を開催し、周辺の道路や住宅などに悪影響を及ぼす空き家等に対して、特定空家等の認定の適否等について協議を行ったところであります。今後は本協議会における協議結果を踏まえ、迅速かつ適切な対応を図ってまいります。

次いで、上下水道の充実のうち、水道施設耐震化整備事業につきましては、布気町地内の基幹管路の耐震化整備において、JR軌道下推進工事の業務委託に関してJR西日本と協定を締結するとともに、関連する市道布気小野線の基幹管路布設工事等の発注準備を進めているところであり、施設の耐震性確保に向け、引き続き事業進捗を図ってまいります。

一方、下水道事業につきましては、持続可能な下水道事業の推進に向け、亀山市下水道使用料等検討委員会において、現状分析や将来の経営状況の予測を踏まえた中で今後の使用料算定に当たっての意見聴取を行うなど、適正な使用料についての検討を進めているところでございます。

次に、道路の保全・整備のうち、道路の整備につきましては、市道和賀白川線において流末水路の測量設計業務を実施するほか、市道川合9号線において、道路利用者の安全性や利便性の向上を図るための道路拡幅に向け、用地測量業務に伴う現地立会いの準備を進めているところでございます。

一方、道路の保全につきましては、道路施設の安全性の確保を図るため、舗装老朽化対策事業として主要幹線道路の市道小野白木線の舗装工事を、また橋梁長寿命化修繕事業として沓掛新橋橋梁の修繕工事を進めており、いずれも本年度内の工事完成に向け、引き続き事業進捗を図ってまいります。

次いで、地域公共交通の充実につきましては、先般、亀山公園で開催された亀山市勤労者ファミリーフェスタ2024において、交通事業者と協働してバスの乗り方教室を実施するなど、バス等公共交通機関の利用促進活動に努めているところでございます。

一方、輸送量が低調なJR関西本線、亀山ー加茂間の利用促進につきましては、去る9月末に、三重県をはじめ、沿線自治体である本市と伊賀市、JR西日本で構成する関西本線活性化利用促進三重県会議において、休日の観光需要の取り込みを目的とした名古屋ー伊賀上野間の直通列車の実証運行について具体的に検討を進めていくことといたしましたので、こうした新たな取組の推進も含め、引き続き当該路線の維持・確保に努めてまいります。

次に、防災・減災対策の強化についてでございますが、去る9月21日から23日にかけて能登半島で発生した線状降水帯による大雨は奥能登地域に甚大な被害をもたらし、能登半島の市町では洪水や土砂崩れ、多くの建物の倒壊、床上・床下浸水等の被害が発生いたしました。本市といたしましては、総務省応急対策職員派遣制度に基づき、三重県及び関係機関と連携し、先月9日以降、3次にわたり家屋等の被害認定調査の支援を行うため、対口支援先である輪島市へ3名の職員を派遣したところであります。引き続き、三重県等と情報連携を密にし、被災地のご要望に寄り添った支援を行ってまいります。

こうした中、先月19日には、危機管理体制の強化を目的として、西野公園及び西野公園体育館において、市の総合防災訓練を実施いたしました。今般の訓練は、野村地区・布気町地区の各自治会の方々など約250名の参加の下、避難行動訓練及び避難所開設訓練等の実施や参加関係団体の各種啓発ブースの設置等を行い、市民の防災意識の高揚と総合防災力の向上につなげたところであります。

一方、防災情報伝達システム整備事業につきましては、来年度の完成に向け整備工事を進めつつ、今後、各地域において説明会を開催し、防災情報伝達システム導入への理解の促進と新たに導入する防災アプリの普及等に向け、市民への事業内容等の周知を図ってまいります。

また、災害時応急活動充実・強化事業につきましては、配備機材の整備に向け、機材の購入等を進めているほか、導入する機材を的確かつ迅速に取り扱うための人材育成研修として、今月15日、16日の両日に市職員20名に対し、小型車両系建設機械の特別教育を実施するなど、災害時における応急対応能力の向上や広域的な支援環境の充実に取り組んでいるところであります。

なお、本事業による深底4トンダンプ及び低床2トンダンプの購入につきましては、全国的なダンプ車両の需要拡大により、本年度内に納入ができないため、本議会に繰越明許費の予算補正を提案いたしております。

次いで、消防力・地域安全の充実のうち、現在、本市と津市及び鈴鹿市の3市消防本部で計画を進めております消防指令業務の共同運用につきましては、新たに設置する消防共同指令センターの整備工事において、指令装置等の製作に向けた準備を進めるほか、仮眠室の増設等を実施いたします津市消防本部庁舎の改修工事につきましても、去る9月に津市において契約が締結されたことから工事に着手したところであります。引き続き、3市で連携を図りながら、共同運用に向け着実に取組を進めてまいります。

また、災害対応体制の充実・強化を図るための亀山市消防庁舎及び関分署の自家用発電設備の改修につきましては、去る9月に設計監理業務の委託契約を締結し、現在、設計内容について協議等

を進めているところであります。

さらには、大規模災害発生時において迅速かつ的確な消防活動を展開するため、来月21日、22日の両日、鈴鹿市をメイン会場として開催される緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練に参加し、県内応援隊としての実動訓練を行うとともに、この訓練を通じて技術の向上や広域連携体制の強化に努めてまいります。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進と循環型社会の構築のうち、ごみの減量化とリサイクルの推進につきましては、再資源化の促進に向け、三重県及び事業者と連携し、今月8日から来月15日まで市内のマックスバリュ各店舗において、色つきも含めた使用済み食品トレイを回収し、再び食品トレイに水平リサイクルする事業を実施いたしております。市といたしましても、市広報やホームページにより本事業の市民への周知を図るなど、支援を行っております。

次いで、自然との共生のうち、鈴鹿川源流域の保全活動の取組につきましては、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会と連携をし、去る9月は加太地区で、また今月は野登地区で自然環境の保全に資するイベントを開催し、自然や森林と共生する意識の醸成を図りました。

また、今月23日には公益財団法人岡田文化財団の三重県「さくらプロジェクト」との共催により、第20回亀山市植樹祭を開催し、多くの親子連れがご参加いただく中で、亀山公園内に40本の桜の苗木の植樹を行うとともに、木工工作を楽しんでいただきながら、緑豊かな環境づくりと緑化意識の向上に努めたところでございます。

一方、森林の持つ多面的機能の維持・発揮を図るために取り組んでおります森林経営管理事業につきましては、去る5月から進めております坂下地区での森林整備や加太中在家地区等での境界明確化に加え、昨日には、加太梶ヶ坂・市場地区において説明会を開催し、事業実施の意向調査を行うとともに森林所有者へのさらなる制度周知を図ったところであります。

また、亀山版OECM認定制度であるかめやま生物多様性共生区域認定制度につきましては、第2回の区域認定審査を行い、先月、新たに2区域を認定するとともに、令和6年度後期分の申請受付も開始いたしました。引き続き本制度による認定を進め、市域における生物多様性保全の機運醸成に努めてまいります。

続きまして、健康で生きがいを持てる暮らしの充実について、ご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進と地域医療の充実のうち、健康都市大学創設・運営事業につきましては、健都サポーター会議の活動の一環で、具体的に健康に関する地域活動等を検討する4つのワーキンググループを結成いただきました。今後は、このワーキンググループを含めた健都サポーター会議等を通じて健都サポーターによる活動の促進を図り、地域における健康活動の拡大に資する人材の育成につなげてまいります。

また、アプリd e ウェルネス推進事業につきましては、22地区全ての地域まちづくり協議会にご協力をいただき、地域で利用できるウォーキングマップの作成を順調に進めており、先月末までに全地区でマップの作成がおおむね完了したところでございます。年明けには、昼生地区まちづくり協議会と連携し、このアプリのスタンプラリー機能を活用した地域の方々が参加できる試験イベントの実施を予定しており、こうした地域と連携した新たな取組も行いながら、引き続きアプリへの参加促進に努め、市民の主体的な健康活動につなげてまいります。

ところで、先般、明治安田生命保険相互会社から「私の地元応援募金」として寄附を受けました

ことから、寄附者のご意向を踏まえ、計画的に本市の健康づくり活動の充実に向けた取組へ活用を図るべく、地域福祉基金に積立てを行うため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

一方、医療センターにおける高度医療機器更新事業につきましては、先月、使用年数の長いMRI装置及びCTスキャナーの機器購入契約を締結し、現在、年明けからの順次稼働を目指し、準備を進めているところであります。今後も、これらの取組を通じ、地域医療の拠点としての機能強化と患者サービスの向上を図ってまいります。

また、国民健康保険事業につきましては、来月2日以降、現行の国民健康保険被保険者証の新規発行及び再発行が行われなくなりますことから資格確認書等の交付について準備を進めるとともに、円滑な移行に向け、市広報やホームページ等により被保険者の方への周知に努めているところであります。同様に、後期高齢者医療事業につきましても、来月2日以降、現行の後期高齢者医療被保険者証の新規発行等が行われなくなりますので、三重県後期高齢者医療広域連合と連携し資格確認書の交付について準備を進めるとともに、円滑な受診ができるよう被保険者の方への周知に努めているところでございます。

一方、国民健康保険事業の安定的かつ健全な運営に向けましては、亀山市国民健康保険運営協議会において、財政の現状や今後の課題について情報共有を行うなど継続的な検討を進めているところでございます。

次に、地域福祉力の向上のうち、物価高騰による負担軽減を図るための給付金の給付を行う、定額減税調整給付事業及び住民税非課税世帯等重点支援給付金給付事業につきましては、先月末までの申請期限において、定額減税調整給付金が8,548人、住民税非課税世帯等重点支援給付金が836世帯から申請がありましたので、これをもちまして全ての申請者へ支給を終えたところでございます。

一方、今月15日に、中央コミュニティセンターにおいて、亀山市社会福祉協議会と共催の下、第20回亀山市社会福祉大会を開催し、社会福祉関係団体等の功労者表彰を行うとともに、福祉関係者が一堂に会し、一層の連携による地域福祉のさらなる向上に向けた心合わせを行ったところでございます。また、第2部では、玉川大学教育学部乳幼児発達学科の大豆生田啓友教授による「こどもまんなか社会」時代の子育て・保育ー「はじめの100か月の育ちビジョン」を通してーと題したオンライン講演をいただき、保育の現場や親との関わりから見えてくる子どもの現状や傾向等について、認識を深めていただく機会の確保に努めたところでございます。

また、生活保護につきましては、医療扶助費等において当初の想定を上回る支給状況が続いておりますことから、引き続き適切な支給を行うため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実のうち、認知症高齢者等対策の推進につきましては、来年2月23日に、市文化会館大ホールにおいて、亀山医師会との共催により、在宅医療や認知症等について考える機会として、「住み慣れた地域で自分らしく過ごすために」をテーマにした市民公開講座を開催いたします。これらの講座の開催を通じて、病気や介護が必要になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けるための支援に引き続き取り組んでまいります。

また、市内の認知症高齢者グループホームにおける利用者の安全性確保等に向け、国の地域介

護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、老朽化に伴う施設の大規模修繕に対して支援を行うため、本議会に係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進につきましては、来月3日から9日までの障害者週間に合わせて、障がい者福祉への関心や理解が深まるよう、市広報やケーブルテレビを活用し、障害者差別解消法やコミュニケーション支援についての啓発を行ってまいります。また、市立図書館において、来月7日から13日までの間で開催される障がい者等の芸術作品を展示するアールブリュット表現者たち展 in 亀山について支援するなど、障がいの有無に関わらず、誰もが幸せに暮らすことができる共生社会の実現に向け取り組んでまいります。

次いで、文化芸術の推進のうち、かめやま文化年事業につきましては、市文化大使によるリレー形式の講座や実行委員会の企画による体験イベントを文化の秋である本年10月と11月に集中して開催することで、子どもたちが文化に触れる機会の拡充を図るとともに、亀山トリエンナーレ2024や亀山ミュージカルへの支援も行うなど重層的な取組を展開しているところでございます。また、来年1月19日には俳人の夏井いつき氏をお招きし、俳句講演会を開催するなど、引き続き、本事業を通じて、まちの賑わいや魅力の創出につなげてまいります。

次に、スポーツの推進につきましては、協働事業により採択されました三重スポーツ鬼ごっこ連盟と共催する亀山市スポーツ鬼ごっこ大会プロジェクトを来月1日に西野公園体育館において開催いたします。市民が誰でも気軽にスポーツや運動を楽しめるよう、様々なスポーツイベントの開催に加え、こうした協働事業の取組も行いながら幅広いスポーツへの参加機会の提供に努めてまいります。

また、来月7日には、西野公園体育館におきまして、本年2回目のニュースポーツ大会を開催し、様々な年代の方が気軽にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ推進委員と連携を図りながら市民のスポーツ活動の裾野の拡大に努めてまいります。さらに、来月22日には、西野公園体育館において、本市出身の日高結衣選手が所属する読売ジャイアンツ女子チームの選手がコーチ役となり、年中児、年長児及び小学1・2年生を対象とした野球教室、読売ジャイアンツ女子チームベースボールキャラバンを開催いたします。本市出身のトップ選手との触れ合いを通じ、子どもたちのスポーツへの関心を高め、ジュニアスポーツ活動の活性化や競技力の向上につなげてまいります。

また、より多くの方にアーバンスポーツを楽しんでいただけるよう、先月、名阪工業団地第三公園において、スケートボード等にご利用いただけるセクションを新設するとともに、今月には、関係団体と連携した初心者向けのイベントを通じて、新設したセクション等を幅広い年代の方々に楽しんでいただけたところであります。

一方、関B&G海洋センターにつきましては、更衣室及びプール、連絡通路の改修工事を行うため、来月2日から来年の2月28日までプール及び更衣室の利用休止を予定いたしております。この間、施設利用者の方々にはご不便をおかけすることとなりますが、安全かつ適切な工事の推進にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、交通拠点性を生かした都市活力の向上について、ご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実につきましては、民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」の新分譲地10区画のうち、今月操業を開始された1社を含め、9区画で操業が行われております。引き続き、本市の交通の利便性など優れた立地環境を生かし、残る区画への積極的な企業誘致を展

開するとともに、既存企業の事業拡張に向けた取組についても積極的に支援をいたしてまいります。

一方、雇用の確保につきましては、今月7日、市内事業所で構成する亀山市雇用対策協議会において、社員の定着率を上げる方法と具体例をテーマとした実務研修会を開催いたしました。また、一昨日には市内の労働団体、労働福祉団体等が集い、働く環境づくり懇談会を開催し、働き方に関する意見交換を行いました。今後も、働き方が多様化する中、市内の就労者が安心して働けるよう、関係機関と連携し、企業におけるよりよい働く環境づくりを促進してまいります。

次に、地域に根ざした商工業の活性化につきましては、100年以上続く伝統行事、北勢名物亀山大市が来年1月25日、26日の両日、東町・本町商店街一帯において開催されます。本年度は亀山商工会議所環境委員会による企業で取り組む環境問題に関する活動の啓発に加え、亀山ブランド認定品のPR販売も連携して行うなど、市内の商工業を支える組織が一体となって市中心部のにぎわいを創出してまいります。

次いで、農林業の振興のうち、農業の振興につきましては、先月26日に中の山パイロットにおいて、茶農家を中心に各関係機関が協力し、亀山青空お茶まつりが開催され、多くの市民等に訪れていただきました。当日は、お茶やお茶を使ったお菓子の振る舞い、茶摘み体験等を通じて、市民等と生産者との交流を図ることができました。今後も、こうした取組により地元農産物の魅力を市内外に発信してまいります。

また、先月より、持続可能かつ高付加価値な農業経営を行う法人を認証する亀山サステナブルファーマー認証制度の募集を開始したところであり、この認定制度の活用により、生産性の高い稼げる農業の展開を促進してまいります。

一方、林業の振興につきましては、利用間伐等を実施する林業事業体に対し利用間伐事業等補助金を交付することにより、経営安定化に向けた支援に努めているところでございます。

また、ニホンザル等獣害対策事業につきましては、いわゆる亀山C群と称する猿の群れへの対策として、今月、GPSによる群れの位置情報を基に選定した場所に大型捕獲おり2基を設置いたしました。特に冬季は猿の餌が少なくなるため、この時期に計画的に捕獲できるよう餌づけを進めております。今後も継続して亀山C群の個体数調整と猿による農作物等への被害軽減に取り組んでまいります。

ところで、今月13日に、県が四日市農林事務所管内の北勢10市町を対象に、初めて「クマアラート」の注意報を公表いたしました。この注意報は鈴鹿市小岐須町のキャンプ場付近で熊らしき動物が目撃されたことを受けて発表されたもので、その期間は来年1月12日までとなっております。熊が冬眠を始める12月頃までは特に注意が必要とされておりますので、山に立ち入る際の留意事項など、市民への注意喚起に努めてまいります。

次に、まちづくり観光の活性化につきましては、今月3日に関宿の街道一帯を会場に第37回東海道関宿街道まつりが開催されました。宿場大行列やステージイベント等が実施され、市内外から約8,000の方が関宿を訪れるなど、にぎわいの創出が図られたところでございます。

また、観光プロモーション推進事業につきましては、本年度のテーマ「学」に基づき、かめやま文化年2024や亀山トリエンナーレ2024と連携し、市内外へイベント情報等を積極的に発信することで多くの方に本市へお越しいただき、本市の歴史や文化、アートへの理解の促進に努めたところであります。さらには、インバウンドの本市への誘客に向け、NPO法人愛伝舎及び飯野高

校と協働で、関宿を舞台とした3か国語対応のPR動画を撮影し、発信に向けて準備を進めているところでもあります。今後は、国の地域活性化企業人制度を活用し、民間のノウハウや知見を生かした観光プロモーション活動や亀山版グリーンツーリズムなど、本市へのさらなる誘客に向けて取り組んでまいります。

次いで、広域的な交通拠点性の強化のうち、リニア中央新幹線三重県駅の誘致につきましては、現在、三重県において策定作業が進められておりますみえリニア戦略プラン（仮称）の検討委員会等に本市も参画しながら、関係者間での検討が行われているところでございます。

一方、来月21日には、亀山市青少年研修センターをメイン会場として、JR東海等との連携により、三重県、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会及びリニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議の主催によるみえリニアフェス in 亀山が開催されます。イベント当日はリニアに関する展示ブースや学習・体験できるワークショップ等の実施が予定されており、次代を担う子どもたちへリニア誘致の機運醸成が図れるよう、市といたしましても協力を行ってまいります。

続きまして、子育てと子どもの成長を支える環境の充実について、ご説明申し上げます。

まず、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進のうち、令和7年度から5年間を計画期間とする第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画の策定につきましては、亀山市子ども・子育て会議において協議を行いながら計画案の検討を進めており、このほど中間案を取りまとめたところであります。引き続き、本年度内での策定を目指し、具体的な施策を含めた計画案の取りまとめを進めてまいります。

また、本年4月に子ども未来部に設置いたしましたこども家庭センターにおきましては、保育士の資格を有した子育てコンシェルジュを配置し、その豊富な経験を生かし、来所者に気軽に声かけを行い、子育て支援や関連サービスを円滑にご利用いただけるよう、個々の家庭に応じた情報提供や案内を丁寧に行っているところであります。

さらには、子ども総合相談につきましては、心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受けておりますが、他部署や他機関と連携した対応を要する場合も多く、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し、切れ目のない包括的な支援に努めているところであります。今後も「こども家庭センター」を中心に、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実を図ってまいります。

一方、児童手当給付事業につきましては、本年10月からの制度拡充に伴い、年6回の支払いとなるため、来月の支給に向けて申請書類の審査を進めているところでございます。なお、本年度は制度拡充に伴い、申請猶予期間が来年3月末までとなっていることから引き続き市広報やホームページ等で広く制度の周知を行うとともに、未申請の方に対して勧奨通知を発送する準備を進めているところであります。

また、放課後児童クラブ事業につきましては、独り親家庭の児童に係る利用料を減免する放課後児童クラブに対する県の補助基準額の引上げ並びに国の子ども・子育て支援交付金等の基準額の引上げに伴い、市内の放課後児童クラブの運営費への補助基準額等を増額するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

続きまして、市民力・地域力の活性化について、ご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり協議会支援事業につきましては、今月12日に令和5年度の地域活性化支援事業の報告会を開催し、4地区の地域まちづくり協

議会から補助金を活用した事業の成果が報告され、全22地区で情報共有が図られたところであり  
ます。さらに、来年1月21日には、総合保健福祉センターあいあいにおいて、地域まちづくり協  
議会交流会を開催し、防災をテーマに意見交換等を行うこととしており、こうした取組を通じて今  
後の地域活動の活性化を考えていただく機会の確保に努めてまいります。

また、地域まちづくり協会の組織強化のため、昨年度に引き続き、去る9月からファシリテー  
ション技術を学ぶファシリテーション研修を、さらに今月からは、新たな地域リーダー養成のため  
の地域のみらいづくりアカデミーをそれぞれ全3回の予定で実施しているところでもあります。こう  
した研修会等の開催を通じ、地域活動の担い手の発掘・育成や市民の地域自治に対する意識のさら  
なる醸成につなげてまいります。

次に、市民参画・交流活動の促進と協働の推進のうち、市民活動支援事業につきましては、先月  
13日に、市民協働センターみらいにおいて、来年度の市民参画協働事業推進補助金の選定に向け  
た亀山市民参画協働事業推進補助金選定委員会を公開プレゼンテーション形式で開催し、3件の  
市民活動団体の事業について評価を行い、全ての事業が採択されたところでもあります。引き続き、  
市民活動団体など多様な主体との協働の周知と推進に努めてまいります。

一方、市制施行20周年記念事業につきましては、来年1月11日の市制施行20周年記念式典  
の挙行に向け、市勢要覧の編集や市の歩みの動画の作成など鋭意準備を進めるほか、今月22日か  
らは市公式LINEにおいて市民参加によるカウントダウン動画を配信するなど、機運醸成に努め  
ているところでございます。また、式典当日は、市の振興に寄与された方を表彰するとともに、多  
くの市民の方々とお祝いし、夢と希望の持てる20周年となるよう取り組んでまいります。

次いで、人権の尊重とダイバーシティ社会の推進につきましては、来月4日から10日までの  
人権週間に合わせて、来月7日に中央コミュニティセンターにおいて、被災地における人権など3  
つのテーマによる分科会等を行うヒューマンフェスタ in 亀山を開催いたします。また、人権週間  
期間中には、市立図書館及び亀山エコーにおいて関係団体による活動紹介の展示と市内小・中学生  
の人権ポスターの掲示を行うこととしており、これらの機会を通じて市民の人権意識の高揚を図っ  
てまいります。

続きまして、行政経営について、ご説明申し上げます。

まず、財産・情報の適正な管理・活用のうち、新庁舎の整備や廃棄物処理施設の更新、学校施設  
等の長寿命化といった大規模施設の整備につきましては、今後の市財政に大きな影響を与えること  
から、それら施設の現状や利用状況を勘案しつつ、今後の整備手法や事業スケジュール等について、  
庁内において検討を進めているところでございます。

次に、行政DXの推進のうち、行政手続のオンライン化につきましては、先般、オンライン化の  
可能性等に関する全庁的な調査を実施いたしましたので、この調査結果を参考としつつ、実現可能  
性の高い手続等から、順次オンライン化に向けた作業を進めていくことといたしております。

また、行政DXによる市民サービスの向上につきましては、今月、本庁の市民課戸籍住民グルー  
プの窓口にて、書かない窓口として、マイナンバーカードを活用した住民票等の申請書の一部を自動  
で作成する窓口入力支援システムを導入いたしました。今後も、窓口での負担軽減や待ち時間の削  
減等に向け、利用方法のさらなる周知を図るなど、市民の利便性向上と業務の効率化に努めてまい  
ります。

次いで、持続性を保つ健全な財政運営につきましては、本年5月に策定した財政構造改革骨太方針2024に基づき、抜本的な財政構造の改革に向けて、全庁を挙げた取組を進めているところであります。こうした中、新年度予算の編成に当たりましては、各部局の予算枠配分額を設定した上で予算編成作業を進めることといたしましたので、こうした取組も含め、持続可能な財政運営に資するよう鋭意努力してまいります。

また、先般、昨年度に引き続き、行財政改革の取組の一環として、行政経営資源の効果的な再配分等を目的に外部委員による事務事業点検を実施いたしました。今後は、当該点検における指摘事項等を踏まえつつ、事務事業点検結果に対する今後の事務事業の方向性を取りまとめるとともに、可能なものにつきましては来年度の予算編成への反映にも努めてまいります。

さらには、多様な手法による安定した財源の確保につきましては、今後の公的利用が見込めない公有財産の売却や貸付けを進めるため、庁内検討委員会において市営住宅跡地等の未利用地について検討を進め、一部の未利用地について民間等へ売却する方針を決定したことから、順次、売却に向けた手続を進めているところでございます。

一方、ふるさと納税につきましては、寄附の申込みが増加する年末に向けて返礼品の拡充を図るとともに、確定申告を行わずにふるさと納税の寄附金控除が受けられるワンストップ特例制度のオンライン申請を可能とすることで利便性の向上を図りました。今後も、本市を応援していただく全国の寄附者の思いを大切に、ご期待に応えられるよう、市内協力事業者の皆様と一丸となって、本市の魅力発信に努めてまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年8月11日から11月10日までにおける一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（岡本公秀君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

中原教育長。

#### ○教育長（中原 博君登壇）

令和6年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢であります。文部科学省は来年度の教育関係予算の概算要求において、質の高い公教育の再生として、若手教師支援、中学校生徒指導担当教師の配置拡充、教師の処遇改善、教師人材の確保の強化等の実施に関する予算を盛り込みました。また、支援員の配置を含む校内教育支援センターの配置促進や機能強化など、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校、いじめ対策の推進を示しています。

次に、県の情勢であります。先月、令和5年度児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果が公表され、不登校児童・生徒数は年々増加している中で、保護者相談

会など保護者同士が不安や悩みを話して交流する場の提供を行うなど対応を進めています。また、来春開校予定の学びの多様化学校でもある県立夜間中学校のみえ四葉ヶ咲中学校の生徒募集が先月20日から始まり、入学希望者説明会が県内各地で開催されているところです。

このような情勢を踏まえ、市教育委員会におけるそれぞれの事業進捗について、ご説明申し上げます。

まず、学校教育に関する取組といたしまして、先月、野登小学校、白川小学校及び関中学校において教育研究発表会が開催されました。子どもたちが真剣に課題に向き合う姿が見られ、その姿を基に、授業づくりや指導方法について教員が研修を深める機会を持つことができました。

次いで、外国人児童・生徒に対する取組といたしましては、今月1日に外国につながるのある児童・生徒のための進路相談会「学校へ行こう」を開催したところです。外国人児童・生徒やその保護者、卒業生、中学校・高等学校の先生方等を含め65名の参加がありました。高等学校による学校情報や同じ立場の先輩たちの学校での様子の紹介から進学への意欲や心構えを持つことができました。また、今月15日には、小学校に就学する外国人児童と保護者を対象としたプレスクール、るんるんスクールを開催し、小学校入学に必要な日本語の学習や授業体験等を行いました。

人権教育の取組といたしましては、人権教育推進協議会の主催で、去る9月30日、川崎小学校において、人権のまちづくりフォーラム2024が開催され、多くの地域の方を含め71名の参加がありました。「もう一度、考えてみませんか？インターネットのこと」をテーマに講演がなされ、グループごとでの意見交流を行いつつ、一人一人が差別のない社会についてできることを考え合うことができました。

次に、生徒指導におけるいじめ事案につきましては、新たに認知されたいじめ事案や未解消事案の現状を一つ一つ確認しつつ、特に困難な事案については関係機関等と連携を図り、事案解消に向け対応を進めているところです。また、今月はいじめ防止強化月間となっており、各学校において児童会や生徒会を中心として、いじめ撲滅に向けた児童・生徒の主体的な取組が進められているところです。さらに、いじめの防止等に関する理解を深め、保護者・家庭や地域においても、それぞれの立場、役割での子どもの安全・安心な場づくりの協力をお願いしているところでございます。

次いで、不登校事案につきましては、本年度上半期の不登校児童・生徒数は、昨年度の同時期と比べて中学校でやや増加しているところです。しかしながら、本年度から全ての学校に設置している校内教育支援センターを利用する児童・生徒の中にはクラスへ戻ることができる子も増えてきています。今後も、校内において学習のサポートや相談ができるよう環境の充実に努めてまいります。

さらに、国の児童期・思春期におけるオンラインメンタルヘルスケアシステム（KOKOROB O-J u n i o r）の三重モデル版の先行実施に協力いたします。中学生のメンタル不調の予防や、メンタル不調になったとしても、早期に、安心して回復できるような環境づくりに取り組んでまいります。

続きまして、中学校給食関係について、ご説明申し上げます。

中学校全員喫食制給食実施事業につきましては、亀山中学校及び中部中学校における配膳室等の整備において、配膳室やエレベーターの設置箇所等をまとめた基本設計を完了し、現在、来年度施工予定の整備工事に向け、実施設計を進めているところでございます。また、運営面におきましては、給食調理等業務の委託業者と仕様書等に基づいた協議を関係者の意見等も踏まえながら進めて

おります。

続きまして、生涯学習関係について、ご説明申し上げます。

まず、社会教育関係につきましては、社会教育団体が主催するイベントが、各団体の創意工夫により逐次実施されています。その中で、先月22日には、西野公園体育館において、婦人会連絡協議会主催のなでしこ健康フェスティバルが開催されました。

次いで、青少年育成事業につきましては、今月17日に関文化交流センターにおいて、子ども会育成者連絡協議会主催の親子フェスティバルが青少年育成市民会議の協力の下開催され、バウムクーヘンづくりやフラワーアレンジメント等の催しに54組の親子が参加され、楽しられました。引き続き各社会教育団体の活動に対する支援に努めてまいります。

続いて、図書館関係についてご説明申し上げます。

図書館では、開館から570日目の先月27日に50万人目の入館者を迎えることができました。その中で、今月から学校との連携により、小・中学校向けの児童書の同時アクセス無制限パッケージを導入し、市内の小学4年生から中学3年生までの児童・生徒を対象として、1人1台端末から市立図書館の電子図書を利用できるようになりました。この活用により、学校での調べ学習など図書を活用した授業や朝の一斉読書等の子どもの読書活動のさらなる取組を進めてまいります。

最後に、本年度の教育功労者表彰につきましては、先月6日に川崎小学校において表彰式を開催し、学校教育ボランティア関係分野をはじめ、日頃よりご尽力いただきました方々、個人9名及び7団体を対象といたしまして感謝状及び記念品の贈呈を行いました。受賞されました方々のこれまでの功績に対し感謝と敬意を表するとともに、本市の教育に対しまして、今後も引き続きご支援賜りたいとお願い申し上げたところでございます。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（岡本公秀君）

教育長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩をいたします。

（午前11時06分 休憩）

---

（午前11時16分 再開）

#### ○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第82号から日程第12、議案第89号までの8件を一括議題といたします。市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第82号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が引き上げられ

たこと等から、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を22万円から24万円に引き上げることとし、その他規定の字句の整理を行うことといたします。

なお、施行日は、令和7年4月1日といたします。ただし、字句の整理に係る施行日は、公布の日といたします。

次に、議案第83号亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正についてでございますが、水道法施行令及び水道法施行規則が一部改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、新たな学歴及び学科要件を加える等の見直しを行うことといたします。

また、資格の規定で引用している厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めることといたします。

なお、施行日は、令和7年4月1日といたします。ただし、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改める規定の施行日は、公布の日といたします。

続きまして、議案第84号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ5億3,706万1,000円を追加し、補正後の予算総額を235億7,346万7,000円といたしております。

今回の補正予算につきましては、人件費における退職手当の増額のほか、障がい者自立支援事業における利用者数等の増加による扶助費の増額、生活保護費における医療扶助費等の扶助費の増額などを計上いたしております。

まず、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、退職者の増による退職手当の増額を計上いたしております。

民生費につきましては、社会福祉一般事業において、障がい者自立支援給付費等国庫負担金、障害児入所給付費等国庫負担金等の過年度返還金を計上し、障がい者支援事業及び心身障がい児支援事業において、利用者数等の増加による介護給付費等の増による扶助費の増額を、民間保育所児童保護費において、公定価格の上昇等に伴う施設型給付事業負担金の増額を計上するほか、扶助費において不足する見込みとなった医療扶助費等の増額を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、下水道事業会計の補正に伴い、繰出金を計上いたしております。

土木費につきましては、社会資本整備総合交付金事業におきまして、国の交付金の交付額確定により工事請負費を減額するものでございます。

一方、歳入でございますが、市税につきましては、決算見込みにより、個人市民税、法人市民税及び固定資産税を増額いたしております。

国庫支出金では、介護給付費等の増額に伴う障がい者自立支援給付費負担金の増額及び扶助費の増額に伴う生活保護費負担金の増額などを計上いたしております。

県支出金では、国庫支出金に準じて、障がい者自立支援給付費負担金を増額し、民間保育所児童保護費の財源として、施設型給付費・地域型保育給付費負担金の増額を計上いたしております。

繰入金では、後期高齢者医療事業特別会計からの繰入金を計上いたしており、繰越金では、今回の補正財源として前年度繰越金を計上いたしております。

市債につきましては、発行可能額の決定により臨時財政対策債を減額するほか、土木債において道路整備事業債を減額し、消防債において緊急防災事業債を増額いたしております。

続きまして、繰越明許費補正につきましては、災害時応急活動充実・強化事業及び観光施設費について、年度内の完了が見込めないことからやむを得ず繰越しするものでございます。

次に、債務負担行為補正につきましては、会議録作成等委託料など6事業を追加し、固定資産システム評価業務委託料及び土地評価基準作成業務委託料において限度額を変更いたしております。

次に、地方債補正につきましては、臨時財政対策など3事業において限度額を変更いたしております。

次に、議案第85号令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ6,311万3,000円を追加し、補正後の予算総額を49億600万6,000円といたしております。

主な補正内容は、執行見込みにより一般被保険者療養費を増額するとともに、過年度県支出金返還金を計上するほか、令和5年度決算における剰余金について基金への積立金を計上いたしております。

また、債務負担行為として、健康づくりのてびき発行事業及び電話健康相談業務委託料を追加いたしております。

次に、議案第86号令和6年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ6,962万8,000円を追加し、補正後の予算総額を13億1,902万8,000円といたしております。

主な補正内容は、後期高齢者医療事業療養給付費市町負担金返還金を計上するほか、前年度繰越金を計上いたしております。

次に、議案第87号令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、収益的収入及び収益的支出をそれぞれ541万7,000円減額し、補正後の予定額をそれぞれ16億6,502万8,000円といたしております。

また、資本的収入及び資本的支出をそれぞれ648万2,000円増額し、補正後の予定額を資本的収入で13億2,288万2,000円とし、資本的支出で17億1,042万3,000円といたしております。

主な補正内容は、収益的収入において流域下水道決算剰余金返還金を計上し、資本的収入において受益者負担金の収納見込みによる増額をするほか、一般会計補助金の減額をいたしております。

以上が今回提案をいたしました一般会計、各特別会計及び企業会計の補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたします。

続きまして、議案第88号及び議案第89号の市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である川合54号線及び川合55号線の市道路線の認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、本議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和6年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

山本副市長。

#### ○副市長（山本伸治君登壇）

それでは、議案第84号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の歳出から、説明欄をご覧くださいながら主な内容をご説明いたします。

まず、36ページをご覧ください。

中段のア、会計年度任用職員以外の職員（正規職員分）でございますが、職員手当1億3,306万9,000円の増額につきましては、退職者の増による退職手当の増額を計上いたしております。

戻りまして、19ページをご覧ください。

上段の第2款総務費、市税還付金等1,050万円につきましては、市民税の還付が増となりましたことから増額いたしております。

中段の第3款民生費、一般事業1,799万円につきましては、障害者自立支援給付費等国庫負担金等の過年度返還金を計上いたしております。

その2つ下の後期高齢者医療事業3,100万円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合負担金のうち、療養給付費負担金に不足が生じたことから繰出金を計上いたしております。

下段の自立支援事業1億6,875万円につきましては、介護給付費の利用者の増加等に伴い増額をいたしております。

次に、23ページをご覧ください。

上段の一般事業3,556万1,000円につきましては、子ども・子育て支援交付金等の過年度返還金を計上いたしております。

次に、25ページをご覧ください。

上段の施設型給付・地域型保育事業4,000万円につきましては、公定価格の上昇等により民間保育所に支給する負担金が増加するため計上いたしております。

中段の自立支援事業4,270万円につきましては、介護給付費の利用者の増加等に伴い増額いたしております。

下段の扶助費9,000万円につきましては、生活保護費のうち医療扶助費等の増加に伴い増額いたしております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、9ページをご覧ください。

上段及び中段の第1款市税につきましては、決算見込みにより、市民税及び固定資産税を合わせて2億5,000万円を増額いたしております。

下段の第15款国庫支出金、障がい者自立支援給付費負担金1億572万5,000円につきましては、利用者の増等により増額いたしております。

その4つ下の施設型給付費・地域型保育給付費負担金2,000万円につきましては、民間保育所に支給する負担金の財源として増額いたしております。

その下の生活保護費負担金6,750万円につきましては、生活保護費の財源として増額いたしております。

次に、11ページをご覧ください。

中段の第16款県支出金、障がい者自立支援給付費負担金5,286万2,000円につきましては、利用者の増等により増額いたしております。

その2つ下の施設型給付費・地域型保育給付費負担金1,000万円につきましては、民間保育所に支給する負担金の財源として増額いたしております。

次に、13ページをご覧ください。

中段の第19款繰入金、後期高齢者医療事業特別会計繰入金1,864万3,000円につきましては、特別会計の前年度繰越金及び返還金が生じたことから、一般会計へ繰入れを行うため計上いたしております。

その下の第20款繰越金、前年度繰越金1億6,124万8,000円につきましては、今回の補正予算の財源として全額を計上いたしております。

次に、15ページをご覧ください。

上段の第22款市債、臨時財政対策債1億4,802万7,000円の減額につきましては、発行可能額が決定いたしましたことから減額をいたしております。

続きまして、議案第85号令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の51ページをご覧ください。

歳出でございますが、下段の第6款諸支出金、償還金3,981万3,000円につきましては、令和5年度の精算に係る県への返還金を計上し、53ページ上段の国民健康保険事業運営基金積立金2,000万円につきましては、令和5年度決算における剰余金を基金へ積み立てるため計上いたしております。

続きまして、歳入でございますが、戻りまして47ページをご覧ください。

下段の第8款繰越金、前年度繰越金7,402万3,000円につきましては、前年度繰越金の全額を計上いたしております。

続きまして、議案第86号令和6年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の65ページをご覧ください。

中段の第2款後期高齢者医療広域連合納付金5,081万円につきましては、被保険者数の増に伴い広域連合への負担金を増額いたしております。

次に、67ページをご覧ください。

上段の第3款諸支出金、一般会計繰出金1,864万3,000円につきましては、令和5年度療養給付費市町負担金の返還金及び前年度繰越金を財源として、前年度決算の精算に伴う一般会計への繰出金を計上いたしております。

戻りまして、61ページをご覧ください。

上段の第1款後期高齢者医療保険料、普通徴収保険料現年分1,326万1,000円につきましては、被保険者数の増に伴う増額を計上いたしております。

中段の第3款繰入金、療養給付費繰入金3,082万5,000円につきましては、一般会計からの療養給付費負担金を繰り入れるため計上いたしております。

その下の第4款諸収入、後期高齢者医療事業療養給付費市町負担金返還金1,678万2,000円につきましては、令和5年度の精算に係る返還金を計上いたしております。

続きまして、議案第87号令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の72ページをご覧ください。

上段の資本的収入につきましては、受益者負担金の収納見込みにより1,000万円を増額いたしております。

以上、一般会計補正予算及び特別会計補正予算並びに企業会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（岡本公秀君）**

副市長の補足説明は終わりました。

これにて上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

次にお諮りします。

明日30日から12月9日までの10日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（岡本公秀君）**

ご異議なしと認めます。

明日30日から12月9日までの10日間は、休会することに決定しました。

次の会議は12月10日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午前11時37分 散会）



令和6年12月10日

亀山市議会定例会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

令和6年12月10日（火）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

議案第82号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第83号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について

議案第84号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

議案第85号 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第86号 令和6年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第87号 令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第88号 市道路線の認定について

議案第89号 市道路線の認定について

第 3 請願第 7号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書採択を求める請願

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君

市民文化部長	小林 恵太 君	市民文化部次長兼 関支所長	北川 明美 君
健康福祉部長	林 秀臣 君	子ども未来部長	高宮 綾子 君
産業環境部長	富田 真左哉 君	産業環境部参事	村田 博 君
建設部長	高桐 美智代 君	上下水道部長	杉本 良則 君
危機管理監	木田 博人 君	会計管理者	米津 ひろみ 君
消防長	豊田 達也 君	消防部長	豊田 賢治 君
消防署長	倉田 利彦 君	地域医療統括官	谷川 健次 君
地域医療部長	小森 達也 君	教育長	中原 博 君
教育部長	亀山 隆 君	代表監査委員	国分 純 君
監査委員事務局長	高嶋 美季 君	選挙管理委員会 事務局長	落合 巧 君

●事務局職員

議会事務局長	大泉 明彦	書記	新山 さおり
書記	渡邊 靖文	書記	西口 幸伸
書記	山北 康仁		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第2号により取り進めます。

これより日程第1、諸報告をします。

監査委員から例月出納検査結果報告書2件が提出され、会議システムに保存してありますので、ご覧おきください。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑にあつては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意くださいとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 草川卓也議員。

○4番（草川卓也君登壇）

おはようございます。

通告に従いまして議案質疑をいたします。よろしくをお願いいたします。

議案第84号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

歳出、第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目障がい者福祉費、自立支援事業及び第2項児童福祉費、第5目心身障がい児福祉費、自立支援事業の増額補正について伺いたいと思います。

この補正予算は、障がいのある方々の生活を支える重要な施策でありますので、その内容と背景を確認するとともに、また増加傾向にある利用者数や市の財政負担についても、今後の展望なども併せて順次伺わせていただきたいと思います。

まず初めに、障がい者福祉費及び心身障がい児福祉費における自立支援事業、こちらの概要についてを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

4番 草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

おはようございます。

まず、今回ご質問いただきました障がい者福祉費及び心身障がい児福祉費の自立支援事業、こちらにつきましては、障がい者の方や障がい児の方に対しまして提供される生活介助、介護や放課後デイサービスなどの通所事業、就労支援事業、また居宅介護、補装具給付や更生医療など、障がい者の自立を支援する福祉サービスの事業となっております。

今回補正を行いますのは、補装具の給付費と介護給付費等と、この2点になりまして、まず補装具給付費につきましては、車椅子でありましたり補聴器、義肢や装具といった補装具の購入費用に対しまして給付を行うものでございます。

また、介護給付費等につきましては、ホームヘルパーが訪問して居宅介護等の介護給付のサービスを受けていただいたり、通常の就労が困難な方などに対して就労などの活動の機会の提供などを行う就労継続支援等の訓練等給付サービス、サービス等の利用計画の作成や計画的なモニタリングなどを行う計画相談支援給付のサービスに対しまして給付を行うものとなっております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

障がいを持つ方々の自立を支援するもの、言葉そのままですけれども、補装具の給付や介護給付、これらの補正が今回上げられているということです。

次に確認したいのは、この増額補正の具体的な内容、その要因について確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

今回補正を行います2点、補装具の給付費、まずこちらにつきましては、障がい者の分につきましては、補装具の交付や修理の件数につきましては年度間で多少ばらつきはございますけれども、例年大体60件から90件ぐらいで推移している中で、この件数はおおむねこの範囲内に収まるのではないかというふうには考えておりますが、今年度の給付に当たっては比較的高額となる、例えば電動車椅子の購入であったり、義肢といったような100万円を超えるような補装具の給付が2

件ほどございました。このことから不足額が生じる見込みとなりまして375万円の増額を行うものでございます。

心身障がい児の自立支援事業のほうの補装具給付につきましても基本的には同様で、こちらも座位を保持するための椅子でありましたり、車椅子といったような高額な案件が3件ほどございましたことから370万円の増額を行うというものでございます。

次に、自立支援事業の中の介護給付費等につきましては、本年度の当初予算の見込みにおきましては様々なサービスがありますが、その利用総数を約8,300件と見込んでおりましたところ、利用の件数が想定以上に増えてまいりまして約9,000件ほどになる見込みというところでございます。

これに加えて、3年ごとぐらいで実施をされます障がい福祉サービスの報酬改定が本年の4月に行われました。この中では、人件費の上昇でありましたり物価高騰などによるサービスの提供コストが増えてきているというようなこともありまして、なかなか細かい制度ですので詳細はちょっとお示しできませんが、かなり単価が上がってきているというようなこともありまして1億6,500万円の増額を行うというものでございます。

心身障がい児の介護給付費等につきましても基本的には同様で、当初3,100件と見込んでおりましたところ約3,200件ぐらいになるという見込みがありますことに加えて、同じく報酬改定が行われたというところから3,900万円の増額を行うというものでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

補装具に関しては、件数はそれほど増えていないものの高額案件が多かったということで確認いたしました。確かに電動車椅子だとか、今はもう時代的にもDXも進んでいますので、物価高騰というのものもあるかもしれないですけど、一つ一つ進んだ機能を持った、そういった補装具も出てきている中で、こういった高額案件というのは今後も一定の継続はあるんじゃないかなということは推察できるかなと思います。

また、人件費の増加ということもありましたけれども、これも一つ、今この時代の流れを一つ象徴しているのではないかなと思います。

こうやって毎年のように増額補正が出てきているような印象がありますので、ちょっと確認したいのは、これ近年の利用者数の動向と、あと、この市の負担額の推移についても併せて確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

ご質問のこういった障がい者福祉のサービスの利用につきましては、障がいをお持ちの方が対象となってまいります。ですので、例えばまず障がい者数を手帳の交付者数等で見てみますと、令和元年が身体障がい者で申しますと1,873人でありましたところ、令和5年度は1,652人と200人ほど減少となっております。身体障がいについては減少の傾向が見られます。

一方で、知的障がいや精神障がいにつきましては、逆にそれと同じぐらいの数が増えておるとい

うようなところで、知的障がいにつきましては、令和元年が370人であったところ5年度には466人と、96人の増、精神障がいにつきましては、元年が312人でありましたものが5年度には426人と、114人の増となっております。

こうした傾向は全国的にも見られるもので、厚生労働省の考えとしては、知的障がいや発達障がいに対する認知度が高まって手帳を取得する人が増えたというようなことがその背景にあるのではないかと考えております。

こうした状況の中で、障がい者の自立支援事業の決算額の推移といたしましては、令和元年度の約7億1,300万ほどでありましたものが令和5年度には約9億4,400万円となりまして2億3,300万円の増となっております。年平均で申しますと約7.3%の増加傾向となっております。

心身障がい児の自立支援事業につきましても大きくは同様の傾向がございまして、令和元年度の約1億9,700万円から令和5年度は約2億9,400万円となりまして9,700万円の増、年平均で申しますと約11%の増加傾向というふうになっております。

こうした背景にはサービスを提供いただく事業者の数が増えているというようなこともありまして、福祉サービスを受けていただく環境が充実したり、支援が充実してきているということもその要因の一つであろうというふうに考えております。

また、これらの事業の財源につきましては、障がい者支援事業、心身障がい児支援事業ともに国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担割合となっております。障がい者及び心身障がい児の自立支援事業の扶助額の市の負担につきましては、令和5年度の決算で申しますと2億9,500万円となりまして、令和元年度の1億9,400万円と比べまして約1億100万円の増加というふうになっております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

市の負担だけを見ても近年で1億円以上の増加が見られるということです。

とはいえ、このサービス、事業の特性上減らすということも難しい、また必要とされている事業だと思えます。これは何とかこれからも持続可能な形でやっていかなければならないという、また国からの負担割合もありますので、これからもこういう継続していかなければならないということだと思えます。

ただ、その中であえて確認したいんですけど最後に、財政負担の増大に関する見通しについてなんですけれども、利用者数は今後も増加傾向となる、そういった予測もできるのではないかなと思うんですけど、市の負担額も年々増加している中で長期的な財源確保に向けて、今後、現在どういった見通しがあるのかというところを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

今後の見通しにつきましては、なかなか具体的な数字を申し上げるのは難しいところではございますけれども、近年の傾向から見ましても先ほど申し上げましたように、障がい者につきましては年平均で7.3%の増加がありますし、障がい児につきましても11%の平均で伸び率があるとい

うところを勘案しますと、同程度の水準が続く可能性というのは否定はできないのかなというふうに思っております。

こうした中で、なかなか議員もおっしゃられましたように国で定められた制度で運用をしておりますので、市のほうといたしましても、その対応に向けては全国市長会などの要望などで国費での負担を確保していただくというようなことは例年要望を上げているところでございますので、引き続きそのような形で対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

持続可能な福祉サービスの提供のために、今後も国との一層の連携強化と財政支援の拡充、こういったところを求めていただきたいと思います。この項目、一旦質疑を終わりたいと思います。

次、歳出、第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童措置費、施設型給付・地域型保育事業の増額補正についてでございます。

こちら、施設型給付・地域型保育事業、これの増額補正についてですけれども、まずこの事業の概要に関して確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

この施設型給付・地域型保育事業に係る施設型給付費及び地域型保育給付費とは、子ども・子育て支援新制度において創設された財政支援の取組の一つであり、子どものための教育・保育給付認定を受けたお子さんが認可保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用した場合、その経費に対して保育施設に支給される給付費のことでございます。

施設に支給する給付額に関しましては、特定教育・保育施設で教育・保育を行った子どもの人数に対して、国が定める公定価格から各市町村が定める利用者負担額、保育料を控除した金額で算定されます。

公定価格の構成は、人件費、施設管理費及び事業費の基本分単価と施設の状況に応じた処遇改善等の加算項目を加えたものとなっております。令和6年11月末時点の給付対象施設は、市内7施設、市外16施設の計23施設となっております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

それで、今回の増額に関しては公定価格の上昇が理由という話も説明もありましたけれども、この今回4,000万という増額ですけれども、この積算根拠といいますか、具体的な対象施設に対してどれだけの給付があるのかとか、その辺り、詳細ご説明いただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

今回の増額補正につきましては公定価格が増額となったことによるものでございまして、令和6年度は例年の基準額等の見直しに加え加算措置が見直され、配置基準の見直しに伴う4歳以上児配置改善加算の追加、小学校接続加算の一部要件の見直しなどによるものでございます。

各施設における公定価格により算出される施設型給付費の額につきましては、それぞれの施設における利用定員、加算状況及び認定者数等が様々でありますことから施設によって異なるものでございますので、現時点ではお答えができないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ちょっと複雑でもありますし、まだ分からないこともあるみたいなので詳細はまた確認したいと思うんですけど、じゃあ今回のこの公定価格上昇の背景についてなんですけれども、こういった効果を期待して、今回こういった改定、こういった加算というものがあつたのかということを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

公定価格は、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始してから今に至るまで、コロナ禍の1年間を除き毎年増額改定しており、保育を支える保育人材の確保や処遇改善、物価上昇に対応するため毎年見直されているものでございます。これらのことを踏まえ、今年度におきましても教育・保育体制の充実を図るため公定価格が全体的に引き上げられたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

保育士の方の人材確保であったり処遇改善であると毎年上がってきているもので、この保育ニーズの高まりというのを反映しているのではないかなというふうに推察をいたします。

そんな中で、ちょっと最後確認なんですけど、先ほどの説明でもあつたかと思うんですが、この補正予算の対象は民間の保育所のみで、公立保育園の職員の処遇改善に係る予算は含まれていないということではなかったんでしょうか。そうすると、その公立保育園の職員の処遇改善についての趣旨の基本的な考え方だけ、ちょっと最後に確認できればと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

議員がおっしゃいますとおり、今回の施設型給付費の増額補正につきましては民間の保育所等を対象とするものでございます。公立の保育所等につきましては、地方交付税による措置があるものと認識しております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

地方交付税の措置があるということでありましたけれども、これだけ保育ニーズが高まっている中で民間保育所に対するこういった給付もあるということですので、それに応じた公立保育園に対する保育の担い手である職員の方々の処遇改善であったり職場環境の向上なども含めてですよね、こういったところも必要ではないかということのを改めて再認識をいたしました。

この公民問わず全ての保育所で働く職員の方が意欲的に保育に取り組める環境づくりが必要だと思います。今後、引き続き保育の質の向上に向けた取組を推進していただくようお願い申し上げます。今回のこの質疑項目を終わらせていただきたいと思います。

次、歳出、第3款民生費、さらに第3項生活保護費、第2目扶助費の増額補正についてであります。

生活保護制度に関するものでありますけれども、これは生活に困窮する市民の最後のセーフティネットとして重要な役割を担っていると思います。今回の補正予算案では扶助費全体で9,000万円の増額が計上され、特に医療扶助費が6,961万8,000円ですかね、大きな割合を占めております。この状況を踏まえて、事業の現状把握から課題への取組など、包括的な観点から質疑させていただきます。

まず1つ目に、多くの方はもう既にご存じだと思いますけど、今回の補正予算のこの確認、深めていくために、まず制度の基本的な内容と補正項目の概要を確認させていただきたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

林健康福祉部長。

**○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）**

今回補正を行います生活保護につきましては、先ほど議員おっしゃられましたように国民のセーフティネットということで、生活保護法に基づきまして、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としております。

今回補正を行いますのは3項目ございまして、それぞれ具体的な内容といたしましては、まず1つ目が食費でありますとか被服、光熱水費などといった日常生活に必要な費用を支給します生活扶助、それから受給者の方が医療にかかられた場合などにその費用を扶助する医療扶助、それから介護認定を受けられている受給者が介護サービスを受ける際の自己負担分を補填する介護扶助と、これら3点となっております。

**○議長（岡本公秀君）**

草川議員。

**○4番（草川卓也君登壇）**

それでは、今回の増額補正の部分ですけれども、その内容と具体的な要因を確認させていただきたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

林部長。

**○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）**

今回の補正の内容の中の、まず生活扶助費につきましては、当初予算の段階で164世帯で198人という形で見込んでおりました受給者の数が、本年10月末現在で186世帯231人となり

まして、22世帯33人の増加となっております。このことから、当初予算の1億4,600万円に1,871万1,000円を増額するというものでございます。

次に、介護扶助費につきましては、お一人の新規認定及び3人の方の認定区分の変更、これに伴いまして介護サービス費の単価変更がございまして、当初予算1,700万円に対しまして167万1,000円を増額するというものでございます。

最後、3点目が医療扶助費でございますが、こちらが今回の補正の大部分を占めておりますが、社会保険に継続して加入されている方を除きまして、ほとんどの方が国民健康保険の被保険者から除外されるということになりますため、医療費にかかった全額のほうが扶助の対象となってまいります。そうしたことから毎年度変動の幅が大きい面がございまして、今年度におきましても予測が難しい急病の処置であったり、がんの手術や終末期医療など入院などで高額な治療費がかかるケースというものが生じたことから、当初予算の1億8,200万円に対しまして6,961万8,000円を増額するというものでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

特に、その大きい医療扶助費の部分に関しては、この受給者の方の医療費に関わる部分なので変動の幅が大きいものの、ちょっと高額な医療費がかかってくる。そういったものを反映して増額ということが今回もあるということ、この辺り確認をさせていただきました。

これは、性質はおおむね先ほど一度質疑させていただいた障がい者の方々への福祉事業に関するものと似ているものかなと思うんですけども、近年の利用者数の推移ですね、これに関しても近年増加傾向にあるのかどうかというところと、また市の負担額の部分ですね、これも併せて確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

生活保護の世帯数の推移を見ますと、令和元年度末で165世帯でありましたものが令和3年度末の段階で150世帯と、この間は減少傾向が見られました。一方で、その後、令和4年度末で164世帯、令和5年度末が182世帯というふうに増加をしております、本年10月末では186世帯となって、新型コロナウイルス感染症の影響による失業でありますとか電力やガスなどの価格高騰によりまして、年金だけでの生活が難しくなるなどで生活保護の受給者になられるなどのケースが年々増加している傾向というのがございます。

また、扶助額につきましては、保護世帯数の減少の影響やコロナ禍での医療扶助費が減少傾向であったことから、元年度からの一定期間につきましては、令和元年度3億5,079万円であったものが令和4年度では3億2,780万円と減少傾向となっておりますが、新型コロナウイルスの位置づけが5類感染症に移行されて以降、受給者数の増加に比例しまして扶助額も増加の傾向が見られまして、令和5年度の決算額につきましては3億9,090万円となりまして、前年度比で約6,300万円、約19%となりますが増加となっております。

また、生活保護の実施に係る事務につきましては法定受託事務となっております、国に代わっ

て地方公共団体が処理することとされておりまして、市が支出した保護費のうち4分の3を国が負担するというようになっております。扶助額の増加によりまして、これに伴って一般財源も増加することになりまして、令和5年度の実質的な一般財源といたしましては約9,500万円となっているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

コロナ禍の最中は一旦減少したものの、その後、コロナの影響による失業や物価の高騰ですよ、これによって年々増加しているということを確認させていただきました。4分の3国が補助とはいえ、市の負担としても9,500万円ということですかね、を確認させていただきました。

自治体としてのまずこの財政負担の観点から質問させていただきたいと思うんですけど、生活保護制度というのは、これはそもそも憲法第25条に規定される生存権を具体化した制度であって、国民の健康で文化的な最低限度の生活、これを保障する最後のセーフティネットである非常に重要なものですが、そういった背景があるからこそ、国の負担というもの、これは全額負担でもいいぐらいのそういった趣旨のある制度だと思うんですけども、この現状は4分の3国で4分の1が自治体で負担を分かち合う仕組みになっていますけれども、今回の補正予算に見られるように、扶助費の増加というのは亀山市の財政運営にも影響を与えるものと考えております。

そこで、この増加する負担に対して、国との間ではどういった協議や要望活動なのか、そういったものを行っているのかというところを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

この生活保護制度につきましては、議員おっしゃられますように、国の憲法に基づく生活の保障という中でしている制度になりますので、全国一律の制度として運用されております。先ほどの障がい福祉の関係と同様に、こちらにつきましても毎年度、市長会等を通じた要望等の中で、こちらにつきましては全額国費で埋めるべきものと、事務費についても含めてそういった形の要望で上げさせていただいておるところではございます。

引き続き、こういった形で国との協議等を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

最後になりますけれども、この生活保護費、特にこの医療扶助費の部分のこの増加というのは、先ほど財政負担の話もしましたが、これは単に財政負担の当然問題ではなくて、受給者の方々の健康状態であったり生活の質という観点からも重要な課題が表れているものではないかなというふうに認識しております。医療費の適正化を図りつつ、受給者の方々の健康増進を支援するというのは行政にとっても重要な責務だと思っております。

そこで受給者の方々の、今回この医療費がこれだけ扶助費が増加しておりますけれども、受給者の方々の健康維持や増進に向けた取組というものは、そういったものはどういったものを行ってい

るのかを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

生活保護の受給者の方々に対する健康維持のための取組といたしましては、通常の場合ですとケースワークなどを通じまして、必要な医療などが必要な方に対してそれを促したりというような形が基本となっております。

また、市が行う集団検診などの無料クーポンなどを生活保護の受給者の方には配付をしておりますので、そういったものの使用も促しているというような形で、早めに検診等を受けていただいて、一般市民の方と同様ではございますが、生活の中で予防医療にも努めていただくというようなことが必要と考えておりますので、ケースワーク等を通じてそういった支援をしているというところがございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ありがとうございました。

今後とも医療費の適正化とともに、受給者一人一人の健康と尊厳を守る取組を強化していただき、持続可能な生活保護制度の構築をお願いして、この質疑項目を終わらせていただきます。

最後に、歳入、第1款市税、第1項市民税及び第2項固定資産税の増額補正についてでございます。

市民税と固定資産税の増額により約2億5,000万円の増収が見込まれておりますが、この要因は何か、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回、歳入の市税におきまして2億5,000万円増額補正を提案させていただいております。その概要でございますが、まず市民税につきましては、当初予算と比較いたしまして個人市民税所得割を1億500万円、法人市民税の法人税割を1,000万円増額計上し、補正後予算額を31億5,570万円といたしております。

また、固定資産税の補正につきましては1億3,500万円を増額計上し、補正後予算額を54億9,590万円といたしております。

その主な要因でございますが、まず個人市民税につきましては、当初予算は出生、死亡及び転入出による人口移動の増減や、令和5年度の実績及び県内の月額給与支給額の対前年比の平均伸び率を見込んで予算額を算出しております。その後、令和6年度課税において、本市の所得割納税義務者の約8割を占める給与所得者の平均給与収入額が見込みより1人当たり年間17万7,000円増加したことにより個人市民税の増となりました。

また定額減税、1人1万円の定額減税による減収見込額を令和5年度当初課税実績より算出いたしました。令和6年度課税において減収額が算出見込額よりも約1,600万円少なかったこと

から、個人市民税全体で1億500万円の増額補正を計上いたしましたものでございます。

法人市民税につきましては、令和5年度の法人税割額70万円以上の上位52社及び市内主要法人12社の計64社に対して令和6年度の法人税割見込額の調査を行い、その調査回答に基づき当初予算額を算出いたしておりますが、法人市民税の確定申告において電気機械器具製造業などの合計で約8,900万円の減となりましたが、一方で加工油製造販売業などの合計で約1億円の増となったことから、法人市民税全体で1,000万円の増額補正を計上いたしましたものでございます。

それと、固定資産税につきましては償却資産でございますが、主要事業への見込み調査を参考に予算額を算定しておりますが、合金製造業において設備投資が多く見られ増額となりました。

また、主要事業所以外の事業所においても機械機器製造業、プラスチック製品製造業などで資産の増加に伴い増となったことから、償却資産に係る固定資産税1億3,500万円の増額補正を計上いたしましたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

今回、この増額が一番多かったのは固定資産税のところ、償却資産のところなんですけれども、この予測の精度について最後にちょっと確認したいんですけど、1億3,500万円という増額補正、これは予測、当初予算からのこの増額ということ、この額をどのように評価しているかというところを確認したいんです。より正確な予算編成に向けて市内の主要企業の設備投資の計画というのをどれぐらい把握できているのかとか、予測の手法とか現状の課題意識とか、そういったものが改善の方向性とかもしあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

償却資産につきましては申告によるものでございますが、申告区分に分けて動向を分析し、見込みを立てておまして、全体額の約7割を占める税額が1,000万円以上の主要法人23社に対しまして見込み調査を行い、実績や経営状況などを勘案しながら算出をいたしております。

当初予算19億1,930万円のうち増額補正に計上しました内訳は、その他法人1,300社が経営拡大や、それと新規に創業される会社もございまして、そういった会社の設備投資があって大きく増額したものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

分かりました。より緻密な予算編成に努めていただき、それが効率的な行政運営、市民サービスの安定な提供につながると思いますので、お願いしたいと思います。

以上をもちまして、私からの議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

4番 草川卓也議員の質疑は終わりました。

次に、11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

通告に従い、質疑を始めさせていただきます。

議案第82号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてお伺いします。

この議案は、国保税のうち後期高齢者支援分の課税限度額の引上げということなんですけれども、この後期高齢者支援分というのは、生まれたての赤ちゃんにも係ってくる部分でもあり、子育て支援をと今国中が言っている中で、今回なぜ上げるのかということがちょっと疑問でした。条例改正の背景と内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

11番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

まず条例改正の背景でございますが、厚生労働省におきましては、国民健康保険料の課税限度額の上限を引き上げ、高所得層に多くの負担をいただくことにより中間所得者層の被保険者に配慮した保険料率の設定が可能になるとしまして、賦課限度額を超過した世帯の割合が被用者保険並みの1.5%に近づくよう段階的にこの限度額を引き上げておりまして、令和6年度の税制改正におきまして後期高齢者支援金分を引き上げる改正が行われたことから、課税限度額を地方税法施行令に規定する額とするため国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

また、改正内容につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税限度額を現行の22万円から24万円に引き上げるものでございます。

本改正によりまして、今回改正が行われない基礎課税額、医療分の65万円、それから介護保険金課税分、介護分の17万円を合わせますと、全体の課税限度額は現行の104万円から106万円になるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

106万円になると全体で、風邪一つ引かなくて全然お医者さんにかからなくてもこれぐらいかかってくるといのは、やはりほかの保険制度に比べると高いなあということを今までも何度か指摘してきましたが思いました。

その理由、この上げる理由として今述べられていたご答弁の中で課税限度額を超える率を1.5%に近づけるというお答えがあったんですけども、課税限度額を超えるほどの所得の高い人がたくさんいて課税限度額にとどまっていけないという意味だと思んですけども、亀山市の場合、その率はどれぐらいなのか伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

今回の改正によりまして、後期高齢者支援金分の課税限度額を超過する世帯の割合でございますが、これはあくまで令和6年度課税データを参考とした場合でございますが、本市の被保険者、全

5,302世帯のうち38世帯が24万円となる後期高齢者支援金分の課税限度額を超過することになりますので、その割合は後期高齢者支援金分に限りましては約0.72%になるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

その課税限度額を超える割合が1.5を超えてはならないというものですが、亀山市の場合は0.72ということで、今のお答えを聞きますと急に上げなくてもいい数字だなと私は感じました。これは参酌でありますし、各まちによってを超える割合が違うので、その割合を見ながら値上げするなりそのままにするなりしなさいということだと思ふんですね。

次に伺いたいんですが、この係ってくる対象者の所得階層や世帯数、そして影響額について伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

まず対象者と影響額でございます。

これもあくまで令和6年度課税データにより試算をした場合となりますけれども、現行の22万円の限度額を超過して24万に引き上げる改正により影響を受ける世帯は、46世帯122人と見込まれます。改正後に増となる税収入は約83万円が見込まれるところでございます。

それから影響を受ける所得階層についてでございますが、今回の改正によりまして影響を受ける世帯の階層につきましては、例としまして1人世帯の場合だと所得約962万円以上、給与収入でいきますと約1,157万円以上の世帯となります。

2人世帯の場合でございますが、所得約913万円以上、給与収入で約1,108万円以上の世帯が対象となるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

影響額としても、さほど80万ちょいではね、それこそ低所得の方を助けるような数字ではないんですね。今までも何度も何度も上げられてきて、これで100万超えて、104万になって106万になるわけですけども、一度も保険税を下げるといふ話にはなつたことがないですね。ですから私は、これはもう本当に市の状況を見ながら考えるべき議案だったのかなあと感じました。

内容については理解しましたので、次に移らせていただきます。

議案第83号でございます。亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正についてということです。

この条例改正は、その布設工事監督者という方と水道技術管理者という方の資格要件を主に読ませていただくと、緩めるといふか広げるような内容の改正だと思つたんですけども、この背景と内容について伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

杉本上下水道部長。

○上下水道部長（杉本良則君登壇）

今回の条例改正の背景でございますが、水道法施行令及び水道法施行規則が一部改正されたことに伴いまして改正するものでございまして、その水道法施行令及び水道法施行規則が改正された背景でございますが、水道整備、それから管理行政の強化を目的に令和5年5月26日に水道法が改正をされまして、令和6年4月1日から水道整備管理行政に関わる国の事務が厚生労働省から、水道の水質に関する事務につきましては、環境の保全として公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見を有する観点から環境省に移管をされ、それ以外の事務につきましては、社会資本の総合的な整備に関する知見の活用による水道の基盤の強化の観点から国土交通省に移管をされております。

また、水道法施行令及び水道法施行規則が改正されて布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の学歴及び学科要件において改正が行われたこと、それから小規模水道事業者における技術上の実務経験年数等の要件が見直されたことによりまして、今回所要の改正を行うものでございます。

その背景でございますけれども、全国的に水道の整備、管理行政に関わる職員数が減少をしてきておることによりまして、水道布設工事監督者や水道技術管理者の確保が難しくなっている水道事業者があるということから、その対象者の範囲を広げて資格の要件を広げることによってその確保を目指すという形で改正がなされたものでございまして、その改正に合わせて本市の条例におきましても参酌をして改正をするものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

全国的に水道に携わる人が少ないからという話もありましたけれども、この大事な事業の中で見ておりますと、経験年数が1年求められていたものが半年でいいよとか、これをちゃんとしなくてはいけないというのが、あれでもこれでもそれでもいいよと広げることによって、その水道に関わる方を増やすという考え方が、この命に関わる部署でどうなのかなと感じて私も今回質疑させてもらっておるのですけれども、例えば亀山市の場合、この改正が行われることによって職員配置や採用に、ああこれでよかったと、今までおらんだけれどもこれで採用ができるようなことの影響があるのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

杉本部長。

○上下水道部長（杉本良則君登壇）

本市の職員に対する影響でございますけれども、本市の上水道課は現在7名の技術職員が在籍しておりまして、そのうちの6人が布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を有しております。この改正の後の要件に当てはめると、その6人でございましたけれども、それぞれ有資格者が1名増えまして7人に増加となるものでございます。

特段この改正によりまして職員の体制等に影響はないというふう感じております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

改正しようがしまいが、亀山の状況としては安心して水道事業をやっている状況であるということをお伺いして安心しましたが、先ほども言いましたが一つ、やっぱり上水道というのは市民の命に関わる場所だということで、最近ではPFOS・PFOAの問題もあって、この改正による市民への影響というのがないのかどうか、あえて厚労省が外れたということで私はどうなのかなと思ったんですけども、ここがかえってきちんと安全になっていくのか、この影響はないのかということについて確認しておきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

杉本部長。

○上下水道部長（杉本良則君登壇）

今回の改正によりまして市民への影響はということでございますけれども、水質基準の制定など水道水の水質に関する事務は厚生労働省から環境省へ移管をされました。これは、環境省が環境中の水質や衛生に関して専門的な能力、知見を有するために、これらの面で機能強化が図られ、水道水源から蛇口に至るまで一体的なリスク管理を行うことが可能になるものと認識しております。このような中で、今回の条例改正におきまして国の事務が移管されたことで水道水の基準等の要件を変更するものではありませんので、あくまで監督者の要件を改正するものでございます。

水道水に関する水質の安全には直接影響を及ぼすことはなく、市民の皆様には今までどおり安心しておいしい水を供給してまいります。

一方、水道事業の持続性といった観点では、本市のように水道整備管理行政に関わる職員数の少ない小規模水道事業体においては、技術上の実務経験年数の見直し等により布設工事監督者や水道技術管理者の資格保有者数が多くなるということで、より安全でおいしい水の安定供給につながるものではないかというふうに考えておるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

理解いたしました。

次の質疑に移ります。

議案第84号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

この中で特に私が注目したのは、会計年度任用職員報酬の減額補正でございます。3か所上げまして、これについて伺いたいと思います。

まずは、第3款民生費のうち老人福祉費、高齢者保健・介護予防一体的実施事業について、この項目で会計年度任用職員報酬の減額補正がなされております。

そうですね、3つありますので、どういう職種のどんな仕事をする方の減額なのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

高齢者保健・介護予防一体的実施事業の会計年度任用職員報酬114万円の減額につきましては、本年度事業におきまして任用予定でございました、職種としましては保健師または看護師1名の応

募がなかなかなく、不在となっております4月から10月分までの7か月分の報酬を減額するものでございまして、なお、この医療専門職のうち保健師または看護師につきましては、高齢化社会や医療ニーズの増加に伴い、特に人手不足が深刻な課題となっている社会的な背景もございまして、人材の確保に努めましたものの任用には至らなかったということでございます。

また、その業務内容でございますけれども、令和5年度から開始をいたしました高齢者の保健事業と介護予防一体的実施事業におきましては、事業全体の企画調整等を担当する医療専門職と高齢者への個別的支援等を行う地域を担当する医療専門職を配置することが要件となっております。この中で、地域を担当とする医療専門職には、多様な課題を抱える高齢者や閉じ籠もりがちで健康状態の不明な高齢者を把握をし、アウトリーチ支援等を通じまして必要な医療サービスにつなぐたり、通いの場や住民主体の支援の場で健康教育、健康相談やフレイル予防の啓発を行ったりすることが主な業務となっているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

そういう業務をすることは大事だと思うんですけれども、私こればつと見たときに、あいあいの高齢者のほうに電話したんですね。じゃあ違って、やっぱり市民部のほうだということで、これが一体化ということなんだろうなと思うんですけれども、あいあいのほうでもやってこちらでもやるという、そのすみ分けというか意味で、もし分かりやすい説明があれば伺いたいんですけど。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

一体的事業も分かりやすくということの中で、なかなかこれ、私どももなかなか把握というか理解するのに時間がかかるような分野でもございますが、これまで高齢者福祉制度の中で主に行ってきたところを医療や介護とつなげるという部分で、特に市民課のほうでは医療や保健という業務を行っておる。当然、広域連合から後期高齢者のいろんな施策について公費が下りてきますので、そういったところと連携する中で、その全体を指揮、企画構成するのも市民課のほうで保健師を1名配置して、そこが企画調整を行いながら、いろんな医療センターでありますとか、福祉部もそうでございますけれども、そういった各種の事業をトータルで把握していくというようところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。

それでは、次の減額補正なんですけれども、民生費、児童福祉費のうち児童福祉総務の児童家庭支援事業についてというところでも減額補正があります。

この内容ですね、どういう方が、どういう職種の方が、どんな仕事をする方の減額なのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

この会計年度任用職員につきましては、こども家庭センター内のこども支援グループに配置されております教育委員会と兼務の教職員指導主事による学校への訪問相談業務をさらに充実させるため、教員資格保持者の行政専門員の任用を計画いたしましたものでございます。しかし、任用が年度途中となったこと等により、その勤務実績に合わせ報酬を減額するものでございます。

任用を計画いたしておりました職員の業務内容につきましてご説明させていただきます。

こども家庭センターでは、数多くの子どもの育ち相談を受けております。それらの相談に対しまして指導主事が学校を訪問し、学校での生活や学習の様子、困り感等を把握し、個々の状況に応じた効果的かつ具体的な支援につなげております。

行政専門員を任用したことで、これまでに比べ、子どもの育ち相談、受付から学校相談までの期間が短縮され早期の支援が可能となり、相談後のアフターフォローの対応も充実し、より手厚い支援につながっているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

同じ項目について3点目も聞かせてもらってから、ちょっと今後のことやらこのマイナス、採用できなかった間の仕事の仕方についても併せてお伺いしていきたいとは思っているんですが、3点目は保健衛生費ですね、衛生費の中の。子育て世代包括支援事業の中で会計年度任用職員の減額補正がありました。これについても同様の内容でお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

この減額内容といたしましては、こども家庭センター内の母子保健グループの育児休業職員の代替の保健師1名、母子相談員としての保健業務を担う保健師1名の合わせて2名分の報酬等でございます。

育児休業代替職員につきましては、任用予定であった保健師の応募がなかったため行政事務員に職種を変更し、年度途中からの任用や勤務実績に応じた減額をするものでございます。

また、母子相談員の保健師につきましても応募がなく、欠員のままとなっておりますため、現在までの不在の期間分を減額したものでございます。

業務内容につきましては、妊娠届を出された方への面談や母子手帳の発行のほか、産後の子育てに関する様々な相談対応が業務となるほか、丁寧な関わりが必要な子育て家庭に対しまして養育支援訪問などを行うものです。

継続的に家族の健康状態を確認し、必要な場合には関係機関につなぐなど、個々のニーズに応じた支援を行うことなどが主な業務となっております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

3か所について、減額補正についてお伺いしました。

もう一回それぞれちょっとお伺いしたいんですけども、この採用できなかった間、どのように業務をされていたのかということ、それから今後、これなしで済んだからこれからもなしでいこうということにはならないと思うのですが、今後の予定についてもお伺いしたいと思います。それぞれお願いします。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

それでは、まず保健・介護予防一体的実施事業のほうから答弁させていただきます。

この間でございますが、市民課医療年金グループに配置をされております正規職員の保健師1名及び会計年度任用職員の管理栄養士1名をはじめ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関わる健康福祉部または医療センターの担当、各担当部署などと連携をしましてこの業務を補填をしているところでございます。

ただし、重症化予防のためのハイリスク者への訪問等を今年度中に実施をする必要がありますことから、歯科衛生士会などの団体へ業務委託を行うほか、看護師の派遣委託などにより業務を遅滞なく進めるための委託料94万2,000円の増額補正を別途計上させていただいておるところでございます。

今後でございますが、この看護師並びに保健師の任用につきましては、これも諦めたわけではなくて、今後でもこういった方の任用については努力を続けていく形で、できれば任用していただくように努力は続けるとともに、委託のほうで今年度の事業については何とか担保したいというところでございます。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

まず行政専門員が不在でありました5月末までは、昨年と同様、指導主事1名がほかの業務と並行し、学校への訪問相談業務に対応しておりました。配置以降は、行政専門員と指導主事の2人体制で学校訪問をスムーズに行えているところでございます。

さらに、保健師につきましては、この2名分の保健師業務につきましては、窓口や電話での相談対応や家庭訪問など、母子保健グループに配置されております正規職員や会計年度任用職員の保健師が担っていたところでございます。

引き続き保健師の人材確保につきましては、ホームページ等様々な媒体を通しまして人材確保と募集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。大体内容を把握いたしました。

また、一般質問でも同様の質問を用意しておりますので、聞いていきたいと思っております。

次の85号についてもお伺いしたいと思います。令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補

正予算（第2号）についてでございます。

これは、この基金の2,000万円を積むことが補正で出されているわけですが、この積めることになった経緯と年度末の基金残高の見込みについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

令和5年度末国民健康保険事業運営基金残高が1億8,217万7,633円でございます。今回の補正におきまして、背景でございますが、令和5年度決算に伴う繰越金7,402万3,000円のうち、余剰金としまして2,000万円を基金へ積立てとして計上しているところでございます。

一方、本年度、当該基金から6,747万8,000円を国民健康保険事業特別会計へ繰り入れる見込みでございますことから、令和6年度末の基金残高は、現在のところ差引き1億3,000万円程度になるものと考えられるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

この6年間、国からの支援があって、全国どこでも少しずつ基金が増えている状況なんですね。今年なくなったということで大変だなあという声はどこからも聞こえるわけですがけれども、今まで、先ほどもちょっと値上げの話がありましたけれども、やっぱり7割軽減というか、5割、2割の公的な軽減にかからない世帯がほとんどもう全体の8割が低所得層というこの国民健康保険の中で、この公的軽減にかからない世帯が本当に大変だと思うんですね。今の例えば基金残高を活用して、税の引下げとかいう活用の見込みについて考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

基金活用の見込みということで先ほど答弁をさせていただきましたけれども、本年度におきましても、この基金のほうから6,747万8,000円のほうを特別会計のほうへ、あるいは基金を取り崩して歳入として受け入れる中で国保財政を運営するというところでございます。

残額の見込みが1億3,000万円程度というふうに答弁させていただきましたが、この残高につきましては決して余裕のある金額ではございませんので、少ない基金も有効に活用しながら何とか国保の財政を安定的に運営していく必要があるというところで、いろんな様々な取組でありますとか対策を早急に講じる必要があるものというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

厳しいというご答弁でした。でも、これ県へ一体化するという話がありますけれども、これはやっぱり低所得層や無職の方がたくさんいるこの国民健康保険が異常だからこういう対策をというこ

とで始まったのに、結局6年間頑張ってきたとしても決して下がらない高い保険料のまま、保険税のままという状況ということは、やっぱり制度そのものがきっと問題があるんだろうと思います。

いろんな観点から、また今回の答弁をお聞きして考えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。これで終わります。

○議長（岡本公秀君）

11番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩をいたします。

（午前11時13分 休憩）

---

（午前11時21分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 櫻木善仁議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

新和会の櫻木でございます。

通告に従い、議案第83号亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正及び議案第84号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について質疑させていただきます。

まず、議案第83号亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正についてお尋ねします。

先ほど福沢議員が改正の背景について触れられましたので、重複を避けるため、ここでは割愛させていただきます。

改正の趣旨とその具体的な内容についてご説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

2番 櫻木善仁議員の質疑に対する答弁を求めます。

杉本上下水道部長。

○上下水道部長（杉本良則君登壇）

今回の条例改正の背景につきましては、先ほどの福沢議員のほうでもご説明をさせていただいておりますけれども、今回の趣旨、条例改正の趣旨でございますけれども、水道法の施行令及び水道法施行規則の改正によりまして、学歴及び学科要件におきまして土木工学科、土木科以外の課程を追加をするほか、小規模の水道事業者における技術上の実務経験年数の要件が見直されたものでございます。

この実務経験年数につきましては、小規模の水道事業者の場合は1つの課で水源から給水まで担当することが多く、大規模の水道事業者よりも短いサイクルで水道全般に関する経験を積むことができるということから、給水人口が5万人以下の水道事業者の技術上の実務経験が給水人口5万人を超える水道事業技術者の場合の半分に規定をされたものでございます。

本市の場合につきましては給水人口が5万人以下に該当いたしますことから、この5万人以下の水道事業者の実務経験年数の基準を参酌して年数を定めるよう改正を行うこととしたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

亀山市は5万人以下ということで小規模に当たるということなんですが、資格要件の先ほど学歴等ということでご紹介ありましたけど、具体的にはこの改正後、布設工事監督者に求められる資格要件、いわゆる先ほど答弁いただきました学歴だとか実務経験、免許の資格など、具体的に分かりやすく、ちょっと改正前と比較をしながら少し分かりやすく変更点をご説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

杉本部長。

○上下水道部長（杉本良則君登壇）

布設工事監督者及び水道技術監督者の資格の要件でございますけれども、学歴、学科要件におきましては、土木科、土木工学科以外の課程を追加すること、それから建設業法施行令の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者等を追加をいたしております。

また、技術上の実務経験年数につきましても短くする等の改正を行うものでございまして、具体的な例を布設工事監督者の場合で申し上げますと、大学卒業者では、これまでは要件とされていなかった機械工学科、電気工学科またはこれらに相当する課程を追加をすること、それから高校卒業者にも同様で、これまでは要件とされていなかった機械科、電気科またはそれに相当する課程の要件を追加をするものでございます。

また、技術上の実務経験につきましては、大学卒業者のうち改正前は衛生工学または水道工学以外を専攻して、土木工学科またはこれに相当する課程を修めた者については改正前に3年以上から、改正後につきましては土木科またはそれに相当する課程を修めた者は1年6か月以上というふうになっております。

今回追加しました機械工学科、電気工学科またはこれに相当する課程を修めた者につきましては、大学卒等の場合、2年以上というふうに定めております。

また、高等学校卒業者の土木科またはこれに相当する課程を修めた者につきましては改正前は7年以上から、改正後につきましては3年6か月以上とし、今回追加しました機械科、電気科またはこれに相当する課程を修めた者につきましては4年以上と定めるものなどが主な改正内容の説明でございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

水道工事というと土木中心ではあるんですが、今回の改正の中で電気科及びそれに準ずるような学歴があれば緩和されるというようなところだったかと思います。

その中で、ちょっと私もその内容を厚生労働省のほうのこの資格要件についてというのをちょっと調べさせていただきました。その中で、国が定める布設工事監督者や水道技術監督者の資格要件には、給水人口5万人以下の水道需要と1日最大給水量2万5,000立方メートル以下の水道用水の供給事業の場合は実務経験が半減されるという規定が新しく追加されています。先ほど答弁にもあったように半減されるということをおっしゃってございましたけれども、この今回の改正案では

5万人以下の条件のみがこの亀山市の条例には今回掲載されております。そうすると、この5万人を超えたときの条件は考慮されないように見受けられます。

現在、12月1日時点の亀山市の人口は4万9,111人ということで、5万人近い状態の中でこれらの記載をする必要があるのではないかというふうには私に思うんですが、市の見解をお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

杉本部長。

○上下水道部長（杉本良則君登壇）

給水人口につきましては、現在亀山市の給水人口は5万人以下でございますので、5万人以下の基準を条例のほうで定めさせていただいたものでございますけど、今後、給水人口が5万人を超えた場合につきましては、水道法施行令及び水道法施行規則に定められた基準を参酌しまして速やかに条例改正を行いたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

現時点でということなんですけど、条例改正をする場合はやっぱり見込んで、やはり亀山市もこれから5万人を目指すというところなので、やはりそういうところも加味してそれを併記するというのが本来の筋ではなかったかなと思っております。他の市町村を参照してみると、やはりこの条例を見ると併記がしてあるというのが大半だったので、一度ご検討いただきたいなというふうに思います。

それでは、ちょっと最後にこの項ですが、条例の一部改正による影響の範囲についてちょっと確認させてください。

先ほど福沢議員のほうからの答弁でも、現在7名の技術者で6名が実際監督者で今回の条例改正で1名が追加になるということなんですけど、今後もやはり採用だとか人事異動などによって対象者が変わってくると思いますので、資格要件に従来より緩和されているということで、先ほどの実務経験及び学科、電気科、機械科などの例えば卒業生が入ってきたときなどを考えて、改正後の要件に基づいて配置される監督者が水道事業の安全性や工事の品質を十分に担保できるのか疑問にちょっと思いますので、その辺りは市としてどのようなことを考えているか、お伺いします。

○議長（岡本公秀君）

杉本部長。

○上下水道部長（杉本良則君登壇）

今回の条例改正によりまして、先ほどもご答弁させていただいていますように、7名の技術者のうち現在は6名の資格者でございますが、改正後につきましては1名増えまして7名となるものでございます。

今回の条例改正により経験年数が短くなることで監督者になるということにつきまして、安全性や品質等に影響があるのではないかとご懸念かと思っておりますが、確かに布設工事監督者や水道技術監督者の有資格者の対象が広がりますが、基本的には実務経験年数、それから職務の能力、それから職責に応じた者がそれぞれの工事に適した監督者を務めるものというふうに考えておりますの

で、実務経験が浅い有資格者が直ちに布設工事監督者になったり水道技術管理者になるというものではございません。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

水道水の安全ということで、これからもせつかく緩和されたこの改正内容を有効に活用して市民を支えていただきたいなというふうに思います。

次に、議案第84号、令和6年度一般会計補正予算（第6号）第2表の繰越明許費補正について、ちょっと2点確認させていただきます。

まず1点目は、第2款総務費、第1項総務管理費、災害時応急活動充実・強化事業について伺います。

総務管理費に計上されている災害時応急活動充実・強化事業について1,692万7,000円が繰越しをされております。その理由についてちょっと説明をお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

この災害時応急活動充実・強化事業に係る繰越明許費につきましては、備品購入に関するものでございますから、私のほうからご答弁を申し上げます。

まず繰越明許費1,692万7,000円につきましては、B&G財団からの助成により災害時等に活用する公用車両を購入するものでございまして、その内訳といたしましては、環境課に配備する4トンダンプ1台、予算は1,077万円と建設管理課に配備する2トンダンプ1台、予算615万7,000円でございます。

繰越しの理由につきましては、半導体を中心とする部材の供給不足等の影響により車両確保に時間を要するとともに、パトロールランプ等の装備の架装にも一定の期間が必要でございますことから、いずれの車両も年度内の納入が見込めず、やむを得ず繰越明許とさせていただくものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

近年いろんなところで災害が起きているということで、亀山市もその一部にも入っているかと思っておりますので早急に対応していただきたいんですが、ここで繰越しをしたときの懸念点としてちょっと確認をさせていただきたいんですが、先ほど少し答弁にも触れられましたが、自動車産業においては今、半導体不足の解消というのはある程度進んでまいりました。車両の供給も回復されている一方、こういう大型車両、運搬車両、トラック、先ほどのダンプに関しては、架装メーカーの生産能力不足というのは、まだまだこの納期が長期化しているという状況が続いております。

このような中で、今回繰越対象となる車両については翌年度内に納品が可能なのかということをご改めて確認させてください。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど申しあげましたダンプ2台につきましては、現時点では来年度中には納品できるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

来年度中に納品される予定ということで、状況にもよりますが、その辺を確認をしながら予算の執行ができるように計画的に確認をしていってください。

それでは、次に2点目として、第7款商工費、第1項商工費、観光施設費について、商工費に計上されている観光施設費に関して伺います。

これは令和5年3月議会で、この場で一般質問で取り上げさせていただきました、長年要望してきた石水溪キャンプ場バンガロー施設前のトイレ改修事業費1,810万円が、今回この令和6年度の主要事業として単年度計画されて、このように主要事業として上げられていると思います。

しかし、この事業を今回の繰越明許費として1,789万5,000円が繰越しされているというような経緯があります。その背景についてお聞かせください。

特に当初のスケジュール、このスケジュールからの遅延の要因、そして具体的な説明をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

石水溪キャンプ場バンガロー施設トイレの改築につきましては、当該箇所は鈴鹿国定公園内でございますことから自然公園法に基づいた協議を進めてきたところでございます。本年2月に石水溪キャンプ場施設整備に向けた当初の事業認可の事項変更について、三重県四日市建設事務所と協議を行い、既存のトイレと同位置、同規模であり、周囲の景観と調和するものであれば建築が認められるとの回答を得ておりました。

また、当該箇所が土砂災害警戒区域であったことから、同年2月に三重県鈴鹿建設事務所と協議を行い、同じく同位置での建築が認められる旨の回答も得ておりました。

しかしながら、実際に県と現地立会いをした結果、改築に当たっては北側にある崖の対策をする必要があるとの指摘があり、その対策として擁壁を設置するには多額の費用を要することが分かってまいりました。そのため、再度トイレの設置場所を検討することとなり、県との協議に時間を要したことから設計時期が遅れ、入札時期が来年1月となる見込みとなったことにより、今回繰越明許費の追加補正を提案させていただいたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

その辺り、やはりこの進捗においても逐次確認をしながら、主要事業である上に、やっぱりしっかりと確認をしていく必要があったのではないかなというふうに思います。

では、起きたことはもう仕方がないというふうに思いますので、この繰越提案に伴って、この事業計画がどのように変更されていくのかということをお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

石水溪キャンプ場バンガロー施設トイレの改築につきましては、当初、自然公園法に基づく協議を本年4月に行い、5月から7月に設計、8月に指名審査会、9月に入札と契約、10月から工事開始ということで、来年2月には完成する予定でございました。しかしながら、先ほどもご説明いたしましたとおり、県との協議に時間を要しましたことから設計の時期が遅れ、今月に指名審査会、来月に入札と契約、2月から工事開始ということで、完成予定が6月に変更となったことでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今回、4月からの予定が大幅に遅れたというような内容で、工事は2月から6月に工事が行われるということで回答いただきましたけど、今回この繰越しによってこの改修工事、ちょうどこれは繁忙期の2月から6月というと、ゴールデンウィークを含む繁忙期の可能性があると考えられます。そうしたときに、やはりこれは利用者への影響というのも、当然軽減したりだとか安全対策等を行う必要があると思うんですけど、そういうところを具体的にどのように考えているか、お伺いします。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

工事によります石水溪キャンプ場への影響につきましては、工期が春休みやゴールデンウィークなど繁忙期と重なってまいります。指定管理者や施工業者と工期や工法の協議を行うほか、工事に直接影響するバンガロー1号棟以外の2号棟から6号棟を優先して貸し出すなど、利用者への影響を最小限に抑えるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

指定管理者のほうに1号棟を閉鎖するなど対応を取っていただくんですが、やはり全体を見ると、やはりこういう事業に対しての進捗管理の下、しっかり行っていただきたいなというふうに思います。

今回、この石水溪キャンプ場は亀山7座の一つ、仙ヶ岳の登山口に位置する地域活性化の重要な拠点です。今回の改修にさらなる来場者が増することも期待しております。改修事業の進行に当たっては、利用者の安全確保とそれらの影響の軽減に十分配慮していただきたいと思っております。

これを申し添え、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

2番 櫻木善仁議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩をいたします。

(午前11時45分 休憩)

---

(午後 1時00分 再開)

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、谷川地域医療統括官は公務のため午後から欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

次に、15番 伊藤彦太郎議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑のほうをさせていただきます。

今回、議案第84号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）についてということで、1番目としまして、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、放課後児童クラブ運営費の増額補正についてということで、補正の内容についてということで通告させていただいております。

これにつきましては市長の現況報告の中で、国や県の基準の変更とかいうようなことで説明はいただいておりますけれども、改めまして、まず今回の補正に関しましてこの補正が行われた背景、また、国として一体どういうふうな社会的な情勢があったのかとかいう話を、市が国から聞いている話とか市が把握している部分があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

15番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

放課後児童クラブの運営に係る費用につきましては、国の子ども・子育て支援交付金等の基準を基に算定しております。放課後児童健全育成事業につきましては、子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業であることから、同法により当該事業に要する経費に充てるため子ども・子育て支援交付金が交付されるものでございます。

子ども・子育て支援交付金のうち放課後児童健全育成事業に係る基準額につきましては毎年度見直しが行われております。その理由につきましては、国からは明確にはされてはおりませんが、物価上昇や最低賃金の上昇等によりまして安定して放課後児童健全育成事業を実施することができ、子ども・子育て支援の着実な推進が図れるよう見直されているものと認識しております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

背景のことを聞かせていただきました。

今回、基準の変更ということで、特に子ども・子育て支援交付金の交付要綱、これが改正されたということが大きいというようなことではあります。これにつきましては随時見直しをしているん

やというような、最近だと特に物価上昇、高騰が激しいので、その辺のことが大きいのかなというような感じはしておったんですけれども、これは随時見直されておるといようなことを確認をさせていただきました。

その中で、今回の特にその交付要綱の変更ですね、どういった変更がなされているのか、その点につきましてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

放課後児童クラブの運営に係る費用につきましては、国の交付金、子ども・子育て支援交付金及び三重県の補助金、地域子ども・子育て支援事業費補助金、放課後児童クラブ活動事業費補助金の基準を基に算定し、指定管理料及び補助金として交付しております。

今回、当該交付金等の基準改正により増額となったことから補正を行うものです。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

そういった感じで今回もいろいろ考えてもらったということですが、今回、この変更というか改正を受けて各放課後児童クラブにヒアリングを行ったといようなことも耳にしております。

そんな中で常勤職員の2人配置という話があって、特にこの辺が今回の改正でも非常に注目された部分やというふうに聞いておるんですけれども、今回その各クラブに対して行ったヒアリング、これがどのくらい反映されているのか。特に、この常勤職員の2人配置、これについては一体今回の補正に反映されているのかどうか、この点聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

例年、国の交付金等の基準が改正されますと、各放課後児童クラブに対して、その時点で運営状況に基づき運営費を確認させていただき予算を確保しているところでございます。

今年度につきましては、常勤の放課後児童支援員を2名配置する場合の基準額の新設についても現状の確認をさせていただき、実施について検討を行ったところでございますが、今回の補正につきましては、この新設については対応しなかったところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

この常勤職員の2人配置については、今回は対応しなかったということですよ。やはりこれが非常に大きな部分ではあるんかなと思ったんですけれども、これよりもやはりほかのほうが優先された形になりますけれども、今回のその補正に反映された部分、それが優先させられた理由について、その点確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

放課後児童クラブの運営に係る費用につきましては、これまでも放課後児童健全育成事業の適切な実施に必要な経費として国の子ども・子育て支援交付金等の基準を基に算定しておりますので、今回の増額補正につきましては、これまで基にしております基準の増額について対応したところがございます。

特に、県補助金による独り親家庭の児童に係る利用料を減免するクラブの経費に対する補助基準額の月額3,000円から6,000円の引上げにつきましては、独り親家庭の経済的負担軽減のために対応したものでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

今回は、先ほどから常勤2人配置、このことを言わせていただいておりますけれども、今回に関しては独り親家庭への支援とか、そういったことを優先させられたということです。

まず、ちょっと最初の話に戻るんですけども、やはり随時こういった基準見直しをしておるということですので、これは特に、この2人配置に関しましては、もう実際に今2人配置をしている、関とかもそうなんですけれども、ところもあるということで、これは非常に期待されている部分が多いということで、引き続きこれに関してはしっかりとした体制に応じた対応をしていただきたいということを申し上げまして、ちょっと短くなりましたけど終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

15番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質疑をします。

まず、議案第88号及び議案第89号市道路線の認定についてであります。

今回提案されている道路は開発により造られたミニ団地のいずれも行き止まりの道路です。先日、市民の方から道路について相談があり、市の担当者からは、起点は公道に接しているが終点が公道につながっておらず、行き止まりなので市道にはならないと言われたわけであります。この議案では、起点は公道に接していますが行き止まりの道路です。この2つのことに矛盾を感じましたので、質疑をさせていただきます。

まず、市道に認定できるのはどういう場合なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市道路線の認定につきましては、亀山市道路認定及び廃止に関する規程第2条及び第3条により認定の基準及び要件を定めております。規程第2条、市道認定の基準につきましては、路線が系統的で一般交通上必要な道路であり、かつ第2条第1号、道路の終点がともに国道、県道または市道

のいずれかに接続する道路、第2条第2号、国道、県道または市道のいずれかの道路から公共施設に接続する道路等、第2条各号のいずれかに該当するものと定めております。

当該路線につきましては、規定の第2条第3号、都市計画法または亀山市開発行為審査要綱に規定する開発行為により施行された道路に該当し、市道認定を行うものでございます。

また、規程の第3条、市道認定の要件といたしましては、道路の幅員は4メートル以上であること。ただし、開発行為により施行された道路については有効幅員が6メートル以上であること。原則として排水施設及び路面舗装が整備されていること等の複数の要件があり、当該路線につきましては、それらの要件を満たしているものとなっております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今答弁でありました。一つは道路の起点、終点がともに国道、県道、市道いずれかに接続する道路だということですね。つまり、起点も終点もともに公道に接していなければならないというのが一つですね。

それからもう一つは、この例外的なものですけれども2条3号で、都市計画法または亀山市開発行為審査要綱に規定する開発行為により施行された道路というのも規定されて認定されるということとなっております。

この市道に認定するかどうかというのは何が違うかということ、結局その維持管理を市がやるという、だから公費でもって全て管理をするということになるので、これは市道と認定されるかどうかというのは大きな問題になるわけですね。

そこで、この2条の1号はよく分かりますけれども、この問題は2条の3号なんですよね、開発に関してのところですね。これは開発行為により施行された道路というのが規定をされていますが、これは具体的に言うとうどういうことなんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

現在運用しております亀山市道路認定及び廃止に関する規定の2条第3号にあります都市計画法または都市開発行為審査要綱に規定する開発行為による施行された道路につきましては、都市計画法上の開発行為について三重県の許可を受けることとなり、また開発行為における道路の基準は三重県の宅地等の開発事業に関する技術マニュアルにより定められております。

行き止まり道路につきましては、幅員が6メートル以上の場合には認められることとなっております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

最初に言いましたように、起点・終点がきちっと公道に接しなきゃならないというのが原則だと。ただし、この開発によって造られた例えばミニ団地のようなところの道路が、都市計画法上で6メートル以上の幅員があれば行き止まりでもオーケーですよという話なんです。これは非常に私は

おかしい話であると思うんですね。

先ほども言いましたけど、私が相談を受けた話は、起点と終点がとにかく公道に接してなきゃ市道には認定できませんよって市民に説明をしながら、ところが、こういう開発行為は行き止まりでもオーケーですよと、これもダブルスタンダードなんですよ。要するに、対象によって判断基準を使い分けているわけですよ。こういうのはやっぱり矛盾を私は感じますし、やっぱり市民としても何でだということになると思うんですね。

さらに聞いていきますけれども、市道の認定に関して大本の法律というのが道路法ですよ。道路法の8条に市町村道の意義及びその路線の認定という項があります。この第8条、道路法第8条はどのような規定がされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

道路法第8条第1項では、市町村道とは市町村の区域内に存在する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいうとなっております、第2項では、第1項で認定しようとする場合、あらかじめ市町村の議会の議決を経なければならないとなっております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

よく分かりました。

要するに市町村長が路線を認定するということですね、一つはね。それを受けて、今回のように議会に市道路線の認定についての議案が出てくる。それを議会が議決をすれば市道として認定されるということになるわけですね。

だから、先ほど言った行き止まり道路を認定するかどうかというのは、特に道路法では規定がないんですよ。要は、もう市町村長がそれを認定するかどうか、これにかかってくるわけですよ。

過去に、これずうっと亀山市はこういう行き止まり道路の市道認定をしているんですけども、私が経験したケースでやっぱり一番問題だと思うのは、側道を起点にして、そこから行き止まりでミニ開発の団地が造られているというのが幾つかあるんですね。これですと一方通行ですので、出入りが一方向からしかできない、こういう問題がありますよね。だから、非常に利便性が悪い。例えば、たまたまその団地に来て、出るときになって必ず一方通行の方向にしか車は出られないわけですよ。例えば出て右手のほうへ行きたいという人であっても、一旦左手のほうに一方通行のほうの側に行ってからでないとそこを出られないというのは、一方通行ってそういう道路ですよ、これが1点。

もう一つは、これ1か所しか出入口がないということは、例えば出入口のところで火災が起こったときもほかの入居者は逃げ場がないんですよ、その出入口しかという問題がある。災害でもそうですよ。こういう避難のときに1か所しか出入口がないという問題は、これはやっぱり非常に災害時、それから火災時に問題が生じるわけですね、こういうことが問題として私はあると思うんですね。

そういうことがあるので他の市町村はどうしているかというのを調べてみました。そうすると、

例えば埼玉県のと光市、ここは今年の4月から市道路線の認定に関する要綱を改正をし、公道間を通り抜けていない道路、いわゆる行き止まり道路については市道認定を行わないことにしますということを決めております。同時に、都市計画法に基づく開発行為に伴う道路、いわゆる行き止まり道路ですね、市道認定できない場合、その道路の帰属及び管理は行わない、つまり市道としませんよということをあらかじめ言っているわけですよ。

それからもう一つ例を挙げると滋賀県大津市ですね。大津市は行き止まり道路も市道に認定はしておるんですけども、その場合の条件がつけられている。つまり、行き止まり道路を造るのであれば、原則、大津市開発許可制度に関する基準に基づき、転回広場、回転できるようなそういうスペースですね、広場及び避難通路、これを造りなさいよと、そういうものを造れば行き止まりでも認めますよと、こういうことをやっているわけですよ。自治体の判断でこういうことができるわけですよ、現実ね。

そこでお聞きしたいのは、亀山市もやっぱり市長の判断でこういうと光市や大津市のように、行き止まり道路というのはやっぱり問題があるんで、これはやっぱり市道と認定しないような方向で考えられないのかどうか、お聞きしたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

高桐部長。

**○建設部長（高桐美智代君登壇）**

現在運用しております亀山市道路認定及び廃止に関する規程第3条において、認定の要件の一つで、亀山市道路審査会の審査を受け市道の認定が必要と判断されることとしており、その後、道路法第8条2項における当該市町村の議会の議決を経なければならないの規定により市道認定を行っております。

議員のおっしゃるとおり、亀山市道路市道認定及び廃止に関する規程の認定基準、認定の要件を変更することは制度上可能となっておりますが、その後の維持管理について市民負担も発生することから、宅地開発により造られた行き止まり道路は、市民サービスの点でも現状の認定方法が最も適切であると考えております。

**○議長（岡本公秀君）**

服部議員。

**○16番（服部孝規君登壇）**

既に造られたところを今もう市道として認定しないということにはできないと思うんですよ、だから問題はこれから先もまだあると思うんですよ、これね。そういうときに、やっぱりきちっと行き止まりはもう駄目ですよということを明らかにして、開発行為のときにちゃんとそういう両方向から通れるような道路を確保してもらおうということが、やっぱりこれから必要なのではないかとこのように思います。

私、これいろいろと問題点を聞いてきましたけどね、実はこの問題というのは2010年、これは14年前ですけども、実は産業建設委員会に所属しておったときに、かなりこれも議論になりました。私が記憶しておる限りでは、ある委員から、道路というのは道路から道路へつながって初めて機能する。行き止まりでは道路と言わないのではないかと。住んでいる人以外の車はほとんど通らないため、道路が事実上駐車場になってしまう。こうした行き止まりではなく、通り抜け

できるように開発申請の時点で指導すべきではないかと、こういう意見がもう14年前に出ています。

そのとき私が言ったのは、当時受益者負担ということが随分市のほうから強調されておりましたので、こういうふうに言いました。道路は不特定多数の人が通る特定の人利益ではないがために税金が使われ、受益者負担の問題にはならない。つまり、道路を造ったから、その周辺の人が税負担をするということはないんですよ、その道路のための税金で全部やるということで。ところが、ミニ団地の行き止まり道路というのは、これはもうその団地に用事のある人しか入らないんですよ、通り抜けも何もないんですから。そうなってくると特定の人しか利用しない道路になるんですね。そうすると、あなた方が盛んに言うその受益者負担という原則からいうと、これは外れるんですよ。特定の人しか利用しないのに税金を全部かけるわけですよ。

受益者負担が、本当を言うとあなた方の原則でいう、私はこの受益者負担ってあまり好きじゃないんですよ、何でもかんでも受益者負担で片づけるというのはね。でも、やはりこういうあなた方が受益者負担を言うのであれば、こういう道路こそ受益者負担ではないかと。この点ですね、この点についても非常に私は疑問に思ったんで、このことも言わせていただきました。

この当時、副市長、どなただったか分かりませんが、こういうふうに言われました、最後にね。今日いただいた意見は今後検討したいということで答弁が収まっていました。ところが、それ以降そのままになっている。検討されたかどうかは分かりませんが、そのままになっている。

やっぱり私は、この問題については、これは長くずっとこれ議論されている問題であるし、やっぱりこれから先のことを考えるとこれは議論していくべき問題であろうというふうに思いますが、いかがですか、市長なり副市長なり見解をお聞きしたいと思います。

#### ○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

市道認定の認定基準をどう考えるか、これも長く亀山市にとって公で運用してきたそこを、今日のご指摘も踏まえて一度精査をしていくということはあることではあろうというふうに思いますが、今おっしゃられたミニ開発における行き止まり道路のいわゆる受益者負担という視点でそれを求めていくということ、それは今の話、そういう大津でしたか和光市でしたか、そういう事例でミニ開発の行き止まり道路を市道として認めないケースというのは、当然その管理は、そこにそれを事業者から購入された市民の方がその責任を担っていくということになりますから、果たしてそれが合理的かどうかというのは議論の余地があるところであろうというふうに思っております。

それから都市の受益者負担については、例えば下水道事業において建設費の一部を受益者負担金として納めていただいておりますが、市道の道路事業について建設費、維持管理費について受益者負担を求めるということについては今していないわけですが、それをどう考えるか、ここは議論というか慎重な議論が多分お立場によってもいろいろあろうかと思っておりますので、そこはしっかり議論する必要があるということであろうと思っております。

さらに、開発行為における道路につきましては、この道路建設は事業者、開発事業者によって行われるわけでありまして、その建設費は、その土地を購入される方が土地代金として負担を既に行っている形と理屈的にはなりますので、市道認定による負担金等をいただくということについては、

これもまた議論があるところではないかと思えます。

いずれにいたしましても、本市が今まで運用してまいりました市道認定の認定基準、これは可能な限り合理的なこと、総合的な判断の中で現実も運用をさせていただいておりますけれど、これが未来永劫そのままずっと続くということではないかというふうには考えるものであります。何が適切なのか、そこはしっかり精査をしながら考えていくことが必要であろうということでもありますので、現時点でその受益者負担を求めていく、あるいは開発事業者が、これもご指摘のように、開発事業者が開発申請をしていく過程で、やっぱり行き止まり道路を造らせないとか、あるいは防災上の視点でそういう構造をしっかりと求めていく、市としてはそのような今指導をしてきているところでもありますけれど、現実にはなかなか開発事業者の事情とか、状況によってはそのようにならないケースも現実には起こっておるといのは今の実態であります。

したがって、本市としてはこの開発、今日のご指摘も踏まえまして、やっぱり開発事業者に対して適切な防災上の視点、そういうことで構造をしっかりと協議をさせていくということがまずは大事な視点ではないかというふうに考えているところであります。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長の答弁でいろんな論点が出ました。それについてやると、もう一般質問になるんで、もうこれは次の機会にでも譲りたいと思います。取りあえず市長が一旦精査をしてみるということをおっしゃったので、それで収めておきたいと思います。

次に移ります。

議案第84号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

まず歳入のうちの第1款市税の個人市民税で所得割が1億500万円補正をされております。今年度の当初予算で個人市民税は24億8,470万円ということで計上されております。内訳として、均等割が9,400万円、所得割が23億6,810万円だと。そこに今回、所得割で1億500万円の補正ということですね。個人市民税は全体としては増えるという見込みであります。

今回、補正予算では、法人市民税で1,000万と固定資産の償却資産で1億3,500万、合わせて2億5,000万もの市税の増の補正が組まれております。この法人に関しては、企業の業績に左右されるというようなことがありますので、なかなか見込みが難しいという点はある程度分かりますけれども、市民の個人市民税はある程度見込みが立つんではないかなというふうに思うんですよね。1億500万円もの補正というのは、私は随分多いなと感じるんですが、この1億500万円もの補正となった要因についてお聞きしたいと思えます。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

個人市民税所得割が1億500万の増額となった要因でございますが、当初予算につきましては、まずそのときに平均所得の伸びとか人口の増減を見込んで立てておるわけでございますが、そういった中で、令和6年度課税におきまして本市の所得割納税義務者の約8割を占める給与所得者、これが大きな割合を占めるわけでございますが、平均給与収入金額が当初の見込みより1人当たり年

間17万7,000円増加したことから所得割の大きな増の要因となっております。

それと、もう一点、定額減税による減収見込額を令和5年度当初課税実績により算出をいたしておるんですが、令和6年度課税において減収額は見込みよりも約1,600万円少なかったことから、個人市民税全体では1億500万円の大きな金額となったわけでございます。当初に比較いたしますと4.2%程度の増となっております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これね、最初に私、議会運営委員会でこの議案の説明を見たときに思ったのは、この時期に1億を超えるような個人市民税の補正って、随分これは異例だなと思ったんですよね。それはそのときの感覚ですよ。その後、過去8年間調べてみました。それで、9月と12月に大体補正はされますので、これ過去8年間で補正されたのは、令和3年にこれは1,600万円、これは減額補正されております。それから次が令和4年7,780万円、これだけの増額補正がされています。今回6年度に1億500万と。だから、過去を見ると8年間でも増額補正されたのはたった2回なんですよ。だから、ほとんど増額はないか、もしくは減額されているんですよね。だから、今回の1億500万というのは、やっぱりそういう意味では私の感覚は間違っていなかったなど、ちょっと異例やなというふうに思った。

内訳を聞きますと、ちょっとそれもまたこれ、あれっと思ったんですけれども、平均で給与所得の平均で1人17万7,000円の増という。これですね、今の私たちの生活、市民の生活から見て、1人当たり17万7,000円も給与が上がったという感覚は、ちょっと感覚と合わないんですよ。この辺がもう少し詳しく説明できませんか。本当に給与が上がらない、賃金が上がらないと言われて、中小企業なんか特にそうですよね。そういう中で1人当たり平均したら17万7,000円も給与が上がっておったという、これって素直にすぐに、あっ、そんなもんやなと言えやんようなもんがあるんでね、ちょっとその辺を説明ができればしていただきたい。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

年間平均給与の収入の差額は先ほど申し上げました17万7,000円でございますが、元の金額で申し上げますと、令和5年度が440万2,000円、年間、令和6年度が457万9,000円で約4%程度の増となっております。これは社会的に賃上げとか、あるいは物価高騰等によっての影響があったりして全体的に賃上げがなされたのではないかというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が一番疑問に思うのは、平均という取り方なんです。これ私、統計をやっていたんでよく分かるんです。例えばね、2人見えて1人の方がゼロ、例えばね、もう一人の方が1,000万、これ平均というと500万なんです。平均500万というと、2人の方それぞれが500万ぐらいあると受け取るんですけども、中身を見るとゼロと1,000万なんです。だから、平均とい

うのは非常にこれはごまかされる数字なんです。だから、例えば物すごい金額の所得の人が1人ぽんと見えたら、平均するとその人が平均額を上げるんですよね。だから、そういう意味で、平均という出し方が果たして妥当なのかどうかね。例えば、よく使うのは中央値というふうに言うんですよ。一番最も多い層の金額が一体どれぐらいなのか。これでやると、もっと私はこれ17万7,000円という平均でいえば17万7,000円ですけども、いわゆる中央値を取ったらもっと下がるんじゃないかと思えます。もっと我々の感覚に近いような金額になるのかなというふうに、これは余談ですけども、そんなことも感じた次第であります。

最後に移ります。

給与費明細書、職員手当の退職手当の増額について移ります。

退職手当については、当初予算で1億2,000万円ほど計上しております。ところが、今回の補正では、それを上回る1億3,300万円の補正がされておるとのことやね。これほどの補正になった要因をお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず当初予算の退職手当につきましては、本年度末をもって定年年齢に達する退職者分の退職手当を例年どおり計上いたしましたものでございます。今回、増額補正いたします退職手当につきましては、その定年退職者以外に係るものでございまして、まず定年前の、定年は60歳とか62歳とかだんだん引き上げておりますが、その定年前の60歳到達による退職者の退職手当が大きな影響もでございます。これは、先ほど申し上げました定年年齢の引上げに伴い、地方公務員法に基づいて60歳以後の勤務または退職についての意思確認を事前にするようになっておりますが、この確認を6月に行った結果、退職の意思を表明した職員がおりましたので、その者に係る退職手当でございます。それ以外に、勸奨制度による退職者、そのほか自己都合による退職者に係る退職手当でございます。

なお、これらの退職者に係る退職手当の増額補正でございますが、例年12月議会におきまして増額補正をしておるところでございます。今回、補正額が当初より大きくなったということの理由でございますが、補正に係る退職者の人数は合計で11人で、今年に限って特に大きな要因があったということではございません。これまで制度上なかった定年前の60歳到達による退職者に係る退職手当を計上したことが大きな理由の一つとして考えられるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これもさっきの平均の話と一緒に、高額の退職金をもらう人が多くいるかないかによって変わってくるんですよね。だから、例えば11人という中の人数が変わらないけれども、金額が例えば大きくなったり小さくなったりすることがあるんですよね。例えば、比較的若い人が退職される場合は退職金が少なくて済むんですよね。本当に60に近いような人になると退職金が大きくなる。だから、必ずしも人数だけでは言えやん問題があるのかなというふうに思います。

一つお聞きしたいのは、6月に意思確認をされた、このときに、いわゆる当初には見込んでいな

い方ですよ、当初には見込んでいなかったけれども、6月に意思確認をして退職すると言われた方が何人見えるのかということと、それから勸奨は別に言われましたか、その勸奨でまた退職される方は何人いるのか、この11人の内訳として、その2つを教えてくださいませんか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

60歳到達による退職は3人、それと勸奨退職が3人でございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうすると、通常退職は予想される方が6人ぐらいですわね、範囲に入るのがね。それ以外の方が5人見えるんですね。まず普通なら退職しないであろうという年齢の方という意味ですよ。そうすると、最後の質問ですけれども、来年度の採用計画というのは、もう既に採用試験もやられているわけですけれども、このときに当然退職予定者を見込むわけですよ。だから、その退職される方をいわゆる数としてちゃんと穴埋めをするということも含めて採用計画は立てられると思うんですけれども、今回こういう形で11人も退職が出るということで、この来年度の職員計画にこの点で含まれているのかこの人数も、問題はないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

職員の採用に当たりましては、毎年度、所属長に対する要員配置のヒアリング等、退職者等による欠員状況を踏まえ、必要な人員を確保するため職員採用計画を立てております。この職員採用計画に基づき職員採用試験を実施しているところではございますが、今回の退職手当の増額補正に係る退職者の補充につきましては、6月に実施いたしました前期試験、それと9月に実施いたしました後期試験、また現在募集中でございますが、年明け1月に実施予定の職員採用試験、これは3回目になりますが、におきまして必要な人員確保に努めておりますので、来年度の職員体制には影響はないものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

採用できればいいんですね、これ。今の時代、先ほどの福沢議員の質問にもありましたけれども、募集しても来てくれないという、本当に今全国的な問題ですけど、そういう問題もあるんで、やっぱりこの募集をしたから必ず埋まるという話ではないんで、この辺のところはきっちりと、多少上回っても私は構わないと思うんですよ。やっぱりそういう余裕のあるような職員計画を立てられることを希望して質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 1時43分 休憩)

---

(午後 1時51分 再開)

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 深水隆司議員。

○3番（深水隆司君登壇）

新和会の深水でございます。

通告に従いまして、議案第84号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）についてお伺いしていきたいと思っております。

まず初めに、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、一般職員人件費の増額補正についてですが、これは先ほど服部議員のほうから質疑がございましたので、ちょっと若干重複するかも分かりませんが、よろしくお尋ねしたいと思います。

まず、退職手当の増額ということ、退職手当1億3,254万円の増額補正が計上されているんですが、先ほどの質疑の中で、勸奨による退職者3人、定年による退職者3人、自己都合による退職者5人、計11人の退職というふうなところなんです、例えばこの年明けにまた自己都合で退職しますと言った人も出てくるかもしれないと思うんですが、そうした中で、この時期になぜ増額補正を上げるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

3番 深水隆司議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回、増額補正を計上させていただいております退職手当につきましては、先ほどもちょっとご答弁申し上げておりますが、定年年齢の引上げに伴い、地方公務員法に基づいて60歳以後の勤務、または退職についての意思確認を行った結果、退職の意思を表明した職員が3人おります。それ以外には、勸奨制度に基づく退職、これは3人でございますが、その他自己都合による退職といったことで、現時点で、12月補正の時点におきまして把握しております自己都合を含めた退職者の退職手当を計上いたしております、例年12月議会に補正予算として提案をさせていただいております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

先ほどの答弁の中で、今年から定年年齢延長、定年の延長制度が始まったということで61歳の人は初めての対象となるわけなんです、この定年延長による影響はないのか、今回の退職について、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

昨年度、退職というか、60歳到達した者から定年年齢が段階的に65歳まで引き上げられていくこととなりますが、60歳を超えてからの働き方としましては、定年までフルタイムで勤務することを原則とする一方で、本人の意向を踏まえて再任用や短時間勤務といった働き方ができるようになります。

そのため、そのような多様な働き方に対する対応が必要となることに加え、退職者数が著しく多くなったり、少なくなったりする年度が発生することも想定されるところでございます。これは、職員それぞれの人生設計によって、60歳を迎えたので辞めますとか、働き続けますとか、それはいろいろな事情がございますが、いずれにいたしましても、定員管理や人事、組織につきましては、運営上の影響が生じる可能性があるものと考えております。多かたり少なかりしますので、そのため60歳を超えた職員の働き方をしっかり、例年といいますか、今年ですと6月に聞き取ったりはしておりますが、それを見据えながら、組織運営に支障がないように、生じないように人材確保に努めてまいりたいと考えております。

**○議長（岡本公秀君）**

深水議員。

**○3番（深水隆司君登壇）**

今後の職員体制の影響につきましては、服部議員の質疑でもありましたが、今後いろんな退職者の方の増減もあるかも分かりませんが、それによる職務の影響、職員体制の影響を極力少なくするような計画をお願いしたいと思います。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、福利厚生費の減額補正についてお尋ねしたいと思います。

これは健康診断委託料の減額ですが、委託料は160万円の減額が計上されていますが、当初予算では467万2,000円です。それに比べまして、率にして約34%の減額となっておりますね。その理由について、まずお伺いしたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

原田総務財政部長。

**○総務財政部長（原田和伸君登壇）**

当初予算に計上いたしました467万2,000円の健康診断委託料、これが単価契約の分でございますが、主に会計年度任用職員の健康診断に係る費用でございますが、令和5年度に委託をしておりました業者からの見積り単価を参考に、その単価に受診予定者数を乗じた額で予算を計上いたしております。

今回の補正予算につきましては、本年度の健康診断委託業者を選定するに当たりまして入札を行っているんですが、その結果、入札差金が生じたことによるものでございます。それと、本年度における健康診断の受診予定者数の人数もほぼ確定してきておりますことから、本12月定例会に提案をさせていただいたものでございます。

**○議長（岡本公秀君）**

深水議員。

**○3番（深水隆司君登壇）**

入札差金ということで、これほど浮いてきたというふうなことなんですが、昨今、物価の値上が

りとか人件費の高騰等々が全て世の中何もかも高い、値上がりしている中で、この入札差金が出るということは、安価にできたということについてはちょっと疑問に思うんですが、この健康診断の検査項目等の見直しを行ったのかどうかということ、あるいはそうした減額されて入札差金が出た要因等々、分かればお願いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

健康診断の検査項目そのものにつきましては、5年度と6年度は変わりはありませんでして、その検査項目によって入札差金といたしますか、予算の減額につながったものではございません。あくまで検査項目は同一でございますが、入札の競争によって差金が生じたというふうに考えております。

ですので、先ほど申し上げましたが、予算のときには業者の見積りによって予算を計上しておつて、それが入札の競争によって減額となったということでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

それでは、この健康診断については、働く職員の皆さん方の健康管理にとって大切なものであります。自身の健康を定期的にチェックする機会の健康診断を有効に活用していただきたいと思っております。

そこで、受診予定者数ということが答弁の中で出てきたんですが、健康診断の受診率について伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

健康診断の受診率でございますが、まず昨年度の実績といたしましては、受診対象者730人に対して受診者は701人。市が実施する健診以外の健診の受診者で、その結果の提出があった者を含みますが、その結果、受診率は96.03%でございました。

また、本年度の実績、今の現時点でございますが、受診予定者660人のうち、7月、8月に実施をいたしました健康診断における受診者は合計592人でございました。なお、この人数には、市が実施する健診以外の健診の受診者を含んでいないこと、また今後、未受診者を対象とした健康診断を年度内1月に実施予定であることから、受診者数は増えるもの、受診率も増えるものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

健康診断受診率が96%ということですが、できれば、せっかくですので、やっぱり自分の健康管理、いわゆる組織上も職員の健康管理は大切やと思うんです。それで、できれば100%に近づけていただきたいと思うんですが、それに向けて何か受診率を上げる取組なんかしているか

お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

健康診断の受診率は当然100%に近いほうが望ましいわけですが、事業主の責務といえども、受診率100%を目指すべきだと思うんですが、この健康診断の実施につきましては、事業主に対して法的な義務が課せられております。様々な職種の職員が受診する必要がある中で、対象職員全員が受診できるよう、時期的な配慮、先ほども申し上げましたが、学校職員等も受診しやすい夏休みの7月、8月に実施し、また時間的な配慮にも努めております。

また、所定の時期に実施した健康診断を受診できなかった職員を対象とした健康診断を再度年度内、これは1月を予定しておりますが、実施することとしておりまして、未受診者の削減に努めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

職員の健康管理については十分配慮していただきたいと思っております。よろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、第2款総務費、第2項徴税费、第2目賦課徴収費、市税還付金等の増額補正についてお伺いしたいと思います。

過年度税過納還付金につきましては、今回1,050万円の増額予算が計上されているんですが、当初予算は3,450万円計上されており、当初予算に比べて30%の増額であります。まず、その理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

過年度税過納還付金につきましては、個人市民税は令和5年度以前に納税いただいた税額が扶養の追加等による修正申告を行い、所得税の減額に伴い市民税が減額され、納め過ぎとなった場合に納税者に還付するものでございます。

また、法人市民税につきましては、個人市民税同様、令和5年度以前に納税いただいた税額が更正の請求、納めた税額を減額する場合の申告でございますが、などにより減額となり、納め過ぎとなった場合に納税者に還付するものでございます。

本議会に提案させていただいた市民税還付金等の増額補正につきましては、法人市民税において令和5年度中に納税いただいた予定申告分、前年度の法人税割の半額を納付いただいておりますが、の税額が、令和6年度の確定申告において2社で約2,500万円の還付となりまして、当初予算において一定額の還付金は見込んでおりますが、当初予算額に不足が生じる見込みとなったことから1,050万円の増額補正を計上させていただいたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

先ほどのご答弁で、大きく2社の還付金が多いというふうな話だったんですが、今回の還付金における還付の対象者は何人、あるいは何法人で、平均して幾らぐらいの還付金の額かお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

令和6年度の年間見込額につきまして、個人市民税、固定資産税、軽自動車税合わせて1,000万、法人市民税で2,100万円の計3,100万円を見込んでいたことから、今回増額補正となったものでございますが、その内容でございますが、税額につきましては、個人でも数百円から例えば三十数万円、それと法人でございますと、これも数百円から先ほどの1,000万を超える還付もございまして、平均というのはなかなか出しづらくて金額はまちまちというか、それぞれの納税者によって異なっております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

還付金といいますと、私ら市民の個人感覚でいうと、今還付金詐欺というのが多く発生しております。したがって、還付金がある、還付金があるというふうなところで、具体的に市が還付金を還付するときにはどういう手続をしていくのかということもちょっと説明していただきたい。

それと、この還付金については、100%確実に還付されるのかについてもお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど件数を尋ねられましたが、ちょっとご答弁させていただきませんでしたので、まず件数をご答弁させていただきますと、令和6年度中の歳出還付の件数について、これは12月10日時点でございますが、個人市民税で256件、法人市民税で75件、固定資産税が8件と軽自動車税が1件、合計で340件でございます。金額につきましては、先ほども申し上げましたように、数百円から何十万、法人については1,000万超えといった状況でございます。

そういった中で、還付金の還付の方法、それと全員に還付されているのかということでございますが、法人市民税につきましては、還付金が生じた場合、確定申告書に還付先口座を明記した上で申告書が提出されるため、対象事業所全てに対して還付金の振込処理をさせていただいております。

また、個人市民税等につきましては、対象者に対して税額の変更通知書発送時に過誤納金還付請求書と返信用封筒を同封して発送し、発信いただいた還付請求書に記載された口座に還付金を振込をさせていただいております。

そういった場合に、還付請求書が提出されない場合につきましては、再度還付請求書を郵送させていただいておりますが、それでも返信いただけない場合は、5年を経過すると時効となり、還付ができなくなるといったこともございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

市からの還付金については、返信用封筒が送られてきて、請求書にその口座の振込先を書くと、そして送り返すというふうな手続が必要だということですね。そういった手続を踏んで初めて還付されるということが分かりました。

次に最後ですが、給与費明細書のうち、会計年度任用職員報酬の減額補正についてでございます。

このことについては、会計年度任用職員報酬の減額理由等について、さきの福沢議員の質疑での答弁で理解ができました。その中で、これは高齢者保健・介護予防一体的実施事業と児童家庭支援事業、子育て世代包括支援事業、この3つの事業でそれぞれ会計年度任用職員が採用できなかったというふうなことなんですが、再度確認いたしますが、給与費明細書では、会計年度任用職員の数は補正前612人、補正後612人と変わっていません。ぱっとこれを見ただけで職員数の変更はないが、532万2,000円の減額となっている。このことについて、再度説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど議員おっしゃいましたように、今回の補正予算の給与費明細書におきましては、会計年度任用職員の人数は補正後、補正前ともに612人、それと報酬につきましては、説明で任用職種及び勤務日数の変更等による減ということで、マイナス523万2,000円とさせていただいております。

この理由につきましては、4人でございますが、3部署の会計年度任用職員でございますが、この減額の理由が、任用が年度途中になったり、任用できなかつたり、ただこれから任用する予定もございまして、あくまで任用日数等の変更によるものや任用職種の変更、これは保健師、行政事務員といった答弁がございましたが、によるものであり、人数そのものには変わりはないことから、給与費明細書における職員数の変更はいたしておらないものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

採用できなかった理由としまして、年度途中という期間の問題もあるということなんですが、もう一つ、昨今の賃金の上昇の中で、会計年度任用職員の報酬単価についても多少影響はあるのではないかなというふうなことも思っております。そういった意味で、人事をつかさどる部局においても、そういった採用、各原課が採用しやすいような、そういう環境づくりも大切かなと思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

さらに今回、さきの福沢議員の質疑でもありましたが、採用できなかつても事業が進んでおつたということで、来年度以降、今年並みにというふうなことにはならないように、採用すべきところはきちつと採用していくというふうな姿勢で臨んでいただきたいと思ひます。

以上で私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

3番 深水隆司議員の質疑は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、質疑をさせてもらいたいと思います。

議案第84号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）についてでございますけれども、今回の歳入の補正のうち、第1款市税、第15款国庫支出金、第16款県支出金及び第20款繰越金の増額補正と、第22款市債の減額補正についての詳細を教えてくださいと思っています。

さきの、私の前に服部議員をはじめいろいろこのことについてお尋ねがありましたけれども、改めて詳細についてお教え願えたらありがたいです。よろしく申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員お尋ねの議案第84号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）の歳入についてでございますが、補正額が100万円以上の内容をご説明申し上げます。

まず、第1款市税のうち、個人市民税1億500万円につきましては、給与所得者の給与収入の増や、定額減税の影響が減少見込みを下回ったことなどから増額いたしております。

法人市民税1,000万円につきましては、複数の業種で増収となったことなどの影響により増額いたしております。

固定資産税1億3,500万円につきましては、複数の業種において設備投資があったことなどの影響により増額をいたしております。

次に、第15款国庫支出金、障がい者自立支援給付費負担金1億572万5,000円につきましては、障がい者及び障がい児に係る介護給付費及び補装具給付費の利用者の増加や報酬改定などにより給付費が増額となりましたことから、その2分の1の国庫負担金を増額いたしております。

次に、施設型給付費・地域型保育給付費負担金2,000万円につきましては、施設型給付事業負担金について、公定価格の上昇等に伴い民間保育所に給付する負担額が増加したため、給付する2分の1の国庫負担金を財源として増額いたしております。

次に、生活保護費負担金6,750万円につきましては、生活保護費における生活扶助費、介護扶助費、医療扶助費が増額となりましたことから、給付する4分の3の国庫負担金を財源として増額いたしております。

次に、地域介護・福祉空間整備等交付金286万円につきましては、グループホームの防災改修に対する整備交付金の内示がございましたことから増額いたしております。

次に、子ども・子育て支援交付金181万3,000円につきましては、放課後児童クラブ運営費について、子ども・子育て支援交付金の基準が引き上げられたことにより増額をいたしております。

次に、第16款県支出金の100万円以上の増額につきましては、ご説明申し上げました国庫支出金の増額と同様の理由による県負担分の増額を計上いたしております。

次に、第20款繰越金、前年度繰越金1億6,124万8,000円につきましては、前年度からの繰越金を今回の補正予算の財源として計上をいたしております。なお、今回の予算補正により、令和5年度からの繰越金6億2,829万9,000円のうち、財政調整基金積立分3億2,000万円を除く3億829万9,000円につきましては、全額本年度予算に計上いたしましたものでございます。

次に、第22款市債、臨時財政対策債1億4,802万7,000円につきましては、国の示達により令和6年度の発行可能額が決定いたしましたことから、示達による額とするため減額いたしております。

最後に、道路整備事業債500万円の減額につきましては、国の社会資本整備総合交付金の交付額の決定に合わせ、事業費を調整するため減額をするものでございます。以上でございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございます。

基本的に、今回の質疑で市債関係について特に教えていただきたいんですけども、臨時財政対策債、これは国の限度額を超えたと、発行可能額を超えたもので1億4,000万と、そのように理解させてもらってよろしいかな。

それから、消防債でも100万の増額でしたと、それについて説明がなかったんですけども、それを改めて聞かせていただきたいと思います。

土木債については500万の減額をしておりますけれども、事業内容による減であると。やはり、私は常に言うておるんですけども、この補正予算の最終ページに、地方債の前々年度末の現在高のあれですね。前年度末の残高が143億9,793万9,000円であると、当年度の現在残高が133億3,592万7,000円と。前年度と比較すると10億6,201万2,000円減っておるんですね。ということは、明らかにこういうような形で、まず先に臨時財政対策債の発行可能額が抑制されたので、1億4,802万7,000円減額したと、その根拠は何ですのやな。どれだけ掛けてと、そこをちょっと教えてください。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

臨時財政対策債の発行額の減額でございますけれども、この根拠といいますと、そもそも臨時財政対策債を普通交付税の振替交付の額ということで、国から定まった数字が示達をされてまいります。したがって、その示達額に合わせた額にさせていただいたというところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、結局これはもう市長に聞かせてもろうたほうがええと思うけれども、公共事業を抑制してきて、たしか市長の公約かな、マニフェストか何か知らんけれども、起債を減額、借金を減らすというのが私の使命ですよというような話はしていますわな。やはり公共事業をやるべきこと

をしておれば、この臨時財政対策債の返還をせんでも、やっぱり事業メニューをやっておけば、この必要もないし、公共事業の抑制を市長として指示をされた中でこんな予算、減額補正をこの12月に上げられているのか、そこら辺ちょっとお聞かせ願えませんかな。

私は、やっぱり市民のためにやるべきことはやって、借金はするべきときに借金して、そして大々的に市民の日常生活の安定を図る、市政運営を図るのが市長の職務だと思うんですよ。

と思いますけれども、いかがですか。ちょっとご所見をお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

臨時財政対策債の仕組みは議員ご案内のとおりであります。2001年から2003年の国の地方財政計画が、地方交付税の原資が非常に厳しいという中で交付税を減らして、その代替措置としてこの制度が導入をされたものでございます。当初は一定の期間ということでしたけど、延々と今日まで続いておる。地方財政を国が支えるという仕組みの一つ、制度というふうに理解をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、当初私どもの見込みから、今回国が示達をいただいた額が約1億5,000万低かったということございまして、それと今公共事業云々とか幾つかおっしゃられましたけれど、それは全体の地方行政、地方財政との絡みの中で、地方交付税と合わせてこの臨財債の仕組みを考えていくということでございますので、臨財債はその後交付税で補填をされるということでございますので、いずれにせよ、地方財政措置の一環として、国の制度としてこれが今日まで動いてきたということであります。

私どもとしては、その中で必要な事業、そして現状の財政、この中を国の制度も活用しながら行政経営を展開していくという立場でございます。そこはご理解いただきたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そういうふうに言われると思いましたが、この市税から各款について、佐藤君にずうっと説明してもろうたんですけども、服部議員の質問のときも、令和3年度は1,600万ですか、減額で、令和4年度は7,700万の増額やったと。それで今回は1億500万の増額補正やったと。

つまり、臨時財政対策債の減額を片方でやっておって、それで市税収入では増額しているということ、亀山市としては公共事業のことで、市長はやるべきことをやっていないから、この減額補正をせんならんのだと私は思っているの、市税は伸びておるんですよ、そうでしょう。

それで繰越金も今回1億6,000万、総額で3億800万、この12月末ですよ。今回12月補正で1億6,124万8,000円、これは繰越金から出していますやろう。それで、令和6年度の12月末の合計は3億829万8,000円ですよ。これの中で、やはり私はどう考えても、今の櫻井市政はやるべき事業をやっていないからこんなことをせんならんと私は思っておるんですけども、改めて聞かせてもらいたい。

やっぱり借金を減らす、それは私らもそうですけれども、首長の一つの職務が分からんけれども、ある程度必要なお金は借金をしてでもね。それで、国はいろんな有利な起債があるわけですよ、そ

れを使うてまでもやっていけばこの臨時財政対策債に頼らなくても、そんなものはできるわけですよ。にもかかわらず、こういうような補正予算が出てくるというのはおかしいと違うんですか。税収は伸びておると、その理由は何かという個人所得は17万7,000円増えたもんで、この要因ができましたと、税収が増えましたと。そうしたら当初よりも、予測よりちょっと4.2%と言いましたかな、増額したと。

そんなことは、明らかに財政の当初の見積り、今ちょうど令和7年度の予算も編成しておる中で、財政見通しをきちっとしていないから唐突にこんな4.2%の増額補正を、特に市民税ですよ、そこへ出てくると思うんですけれども、それに対して非はないと思っていますのかな。財政運営上の市長としての見解として、財政運営は私のやり方でベストであるというような見解を持ってみえるのか、それをもう一遍確認させてください。

#### ○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

まず1点、臨時財政対策債でございますので、そこは申し上げておきたいと思いますが、これは例年こういう時期に国の当初の見通しから、この時期に一定の示達がされて、これを補正するというところでございます。そこは十分ご理解いただきたいのと、今市税が増えたけれど、これを財源措置として、これの臨時債を起こすのではなくてということなんです、確かに市税は非常にありがたいことに増えたわけでありまして、今回、朝からいろいろご質問いただいておりました。民生費で約4億3,000万のこれは扶助費の増、それから退職手当を含みます総務費で約1億4,000万の増、こういうものに対応していくために、一定の従来の昨年度の繰越しを原資として、なおかつそれらを適切に、今後のことも含めまして対応していくということでございますので、総合的にそういう判断をさせていただいたということでございます。

それから、今の財政運営の中で、今回先ほど服部議員がおっしゃられた、これは大変喜ばしいことであろうと思いますが、多分四半世紀ほど所得が上がってこなかった日本社会において、やはりここ2年ぐらい、働き方改革でありますとか、物価高騰の影響もあろうかと思っておりますけれども、納税義務者における給与所得が今、平均で約17万ということのお示しをさせていただきましたが、たしかリーマンショック前の本市の平均の給与所得者、年間ですが四百五、六十万であったと思えます。しかし、リーマンの後にこの四百五、六十万が400万から410万ぐらいまで下がった中でこの十数年が動いてきた中で、今回改めて納税義務者の平均所得が457万9,000円まで上がってきたということは大変喜ばしいことであろうというふうに考えておるところでございます、これは分母との関係で平均17万7,000円ということになりますけれども、しかしこの流れは今後の市財政にとりましても、社会全体の地域社会にとりましても非常に喜ばしい傾向であろうと、ここは喜んでおるところであります。

しかし、先ほどの市の施策事業の中には、当然亀山市独自の施策はございますけれども、先ほどの障がい者自立支援でありますとか生活保護費、それぞれ4分の1、あるいは3分の2等々、市の財政として負担をしていくという仕組みでございますので、今回だけでも市の財政として数億円をやっぱり投入していくという、ここをどのように他の事業との関係で財政を効果的に回していくかというのは、これは亀山市のみならず、今地方自治体はそういう大きな流れの中に直面しておるとい

うことはひしひしと感じているところであります。

したがいまして、議員、公共事業の話とか幾つかおっしゃられましたけれど、可能な限り本市が歳入歳出、そして今だけではなくて、今後も含めて一番適正な財政運営をしていくということは当然基本にある大事な考え方でございますので、臨財債の活用も含めまして、本市としては今後も適切に判断していく必要があろうというふうに考えているところであります。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いろいろ述べられたんですけどな。私の知見からいくと、よく市長がリーマンショックのことを言われるね、リーマンショックのときにあなたは市長になっておったんで、だけど私は、今の日本の経済状況はアベノミクスの失敗なんです。アベノミクスの失敗で物価高騰なり、賃金は上がったかも分からんけれども、その中で今言われたように、生活保護のいろいろなことは、これは国策なんです。国策について、市としてそれなりの負担をせんならんの、これは国策に基づく負担分ですよ。

だけど、実際の退職者の件についてはそれはそれぞれ職員の方々の思いによってやっていくので、これは変動があるのは当然のことやと私も思うておる。そこは僕は言うてませんよ。私の言いたいのは、やはりこういうような状況になってくるのは、やはりやるべきことを市長はやっていないやないかと私は言うておるんですよ。だから、こんな状況になっておるんやと、こんな補正予算をせならあん、そこを尋ねておるんですよ。

そうすると、確かに最初に申し上げたように、143億9,000万あった借金が133億に、10億ばかり減りましたけれども、これやないんですよ、財政運営というのは。私の考えを述べたらまた議長に怒られるけれども、やっぱりやるべきことをやっていないからこういうような状況になってくるんですよ。そうでしょう。総合計画に記載したことをきちっとやっておれば、この借金は増えるか分かりませんが、市民生活はもっと潤沢な市政、亀山市に住んでよかったなという状況になっておるのではないかと。

私が思うには、あなたの市の財政運営はあんまり、点数で言うたら、優良可で言うたら可程度ですよ、不良と言うたら怒られますからな。適切な財政運営をやっておれば、もう少しこういうような12月補正予算は出てこんと思うんですけども。

国策と市政とは違うんですからな。国策に基づく負担金を当然出すのは当たり前のことですよ。だけど、市政運営についてのその市債の現状というのは、これはおかしいんですよ。そういうふうには私は思うけれども、いかがですか。やはりもう少し子どもたちにやるべきことをやっておれば、これは減額にせんでも、また10億の減額というふうなことにはなつてこんと思うんですけども、いかがですか。

○議長（岡本公秀君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

今回の臨時財政対策債は、市長がご答弁させていただきましたように、あくまでも地方交付税の代替措置として、国が地方交付税で払えなかった部分をこういう起債で賄おうとしたものでござい

ますので、基本的には地方交付税と同じ性格のものというふうに認識をしていただけたらいいのかなというふうに思っております。

その上で、今回この臨時財政対策債が減額になった要因といたしましては、やはり国の税収の問題、あと地方交付税全体の総額の問題、そういったものが大きく要因としてございまして、最終、今回、国の示達により金額が決定してまいりましたので、これは市の税収の伸び、そういったものも大きく要因としてありまして、最終それが国の示達として出てまいりましたので、今回減額をさせていただいたということで、一般的に起債として借りておる市債の条件とは若干違いますもので、地方交付税と類するものというような形でご理解をいただければよいのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

常日頃、臨時財政対策債はあんまり使わんほうがええんやないかというような指摘は議会からも度々あるんですよ。もう少し交付税措置、ちなみに1点言うておくと、今学校給食もそうですね、これも75%起債対象ですよ、交付税措置を受けられる。合併特例債も75ですか、これですよ、交付税措置されてくるんですよ。これを適切に運用しておれば、こういうようなことになってこんと私は思っておる。

今、日本国は1,280兆円の借金を持っていますよ。今1,280、私に言わせると1,300兆円の借金を持っていますよ、国債発行の。だけど、日本国は何も潰れへんのやからね。だから、今後はいろんなことをやる場合にやはりこういうのは繰越しでもしかり、市債でもしかり、市民税もしかり、やっぱり当初に1年間を見越した中での当初計画を組んでいただきたい。そうせんと、やはり市民の要望で事業が前へ進まんと思うんですけども、そんな見解はお持ちではないですか。当初からやっぱり1年間を見越した中での財政の規模、その試算をすればこういうような数字は出てこんと思うんですけども、ちょっとお尋ねしたい。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、当初に単年度の行政計画と財政、それからその後の複数年度での後年度への影響、当然それは考えて展開をさせていただいておるものでございます。これは今後も変わらないものであります。

今議員がおっしゃられた国の財政との絡みの臨財債のお話がありました。国の借金云々という話については、当然この臨財債は発行しようがしまいが、これは自治体の裁量ではありますが、しかし財政が厳しい中で、これを有効に活用していくというのもこれまた最適な賢明な政策判断の一つでございますので、おっしゃられる国の借金云々の中で臨財債はどうだということについては、地方交付税制度との在り方について、私も様々な議論、承知しておりますけれど、それはまた国の議論として、ぜひその場で議論が進んでいただきたいと思いますと思っておりますが、今回は亀山市の一般会計補正予算、12月定例会にお示しさせていただいたのは、歳入でも市税は本当に2億5,000万上がりましたが、同時に扶助費等々、総務費も含めまして約5億の、ここの部分も合

わけて歳入歳出の補正予算を今回提示させていただいたものでございまして、そこはぜひ真摯なご議論をお願いいたしたいと思えます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ご答弁ありがとうございます。

ここを今日聞かせてもろうたのは、13日にちょっと一般質問をさせてもらいますもんで、その下地としてちょっとさせていただきました。それを、今日の言われたことをしっかり頭の中に入れて一般質問に答えていただきたいなとそういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による質疑は終了し、日程第2に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第82号から議案第89号までの8件につきましては、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

教育民生委員会

議案第82号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

産業建設委員会

議案第83号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について

議案第88号 市道路線の認定について

議案第89号 市道路線の認定について

予算決算委員会

議案第84号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

議案第85号 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第86号 令和6年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第87号 令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（岡本公秀君）

次に、日程第3、請願第7号を議題とします。

請願第7号選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書採択を求める請願の審査については、会議システムに保存してあります請願文書表のとおり、所管の教育民生委員会にその審査を付託します。

## 請願文書表

受 理 番 号	請 7
受 理 年 月 日	令和6年11月29日
件 名	選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書採択を求める請願
請願者の住所・氏名	 一般社団法人あすには 選択的夫婦別姓・全国陳情アクションチーム 片山 靖
要 旨	国において選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論が行われるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	森 美和子、服部孝規、小坂直親、櫻木善仁、伊藤彦太郎、草川卓也
付 託 委 員 会	教育民生委員会

### ○議長（岡本公秀君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日11日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 2時44分 散会）



令和6年12月11日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

令和6年12月11日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（17名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
10番	豊田恵理君	11番	福沢美由紀君
12番	森美和子君	13番	鈴木達夫君
14番	岡本公秀君	15番	伊藤彦太郎君
16番	服部孝規君	17番	小坂直親君
18番	櫻井清蔵君		

---

●欠席議員（1名）

9番 新 秀隆君

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
健康福祉部長	林秀臣君	子ども未来部長	高宮綾子君
産業環境部長	富田真左哉君	産業環境部参事	村田博君
建設部長	高桐美智代君	上下水道部長	杉本良則君
危機管理監	木田博人君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	豊田達也君	消防部長	豊田賢治君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	谷川健次君
地域医療部長	小森達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	代表監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君		

---

●事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 泉 明 彦	書	記	新 山 さおり	
書	記	渡 邊 靖 文	書	記	西 口 幸 伸
書	記	山 北 康 仁			

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、落合選挙管理委員会事務局長は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承をお願いします。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 草川卓也議員。

○4番（草川卓也君登壇）

おはようございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、大規模重要施設の整備についてであります。

新庁舎建設事業について、その進捗状況を伺いたいんですけども、新庁舎整備基本計画では、2024年度から2025年度において用地交渉・取得を進めるということが明記されております。しかしながら、2024年も12月になった現時点において、亀山駅周辺が建設予定のエリアに選定されたものの明確な建設予定地が未確定であり、これにより用地交渉の具体的なプロセスに着手できていないのではないかと危惧しております。つきましては、当初の計画スケジュールと照らし合わせて、現状の進捗状況についてご説明いただきたいと思ひます。

○議長（岡本公秀君）

4番 草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

おはようございます。

新庁舎の整備の進捗状況でございますが、先ほど議員ご紹介いただきましたように、用地交渉ということで本年度と来年度の計画になっております。その後、設計・工事で12年度開庁というふうなスケジュールになってございますが、まず初めに、新庁舎整備や廃棄物処理施設の更新、学校施設等の長寿命化といった大規模施設整備は市の財政に大変大きな影響を与えますことから、今まさに、施設の現状や利用状況等も勘案しながら整備スケジュール等について庁内で検討を進めているところでございます。そのようなことから、新庁舎整備の具体的な事業スケジュールにつしまし

ても、その検討結果を基に判断してまいりたいと考えております。

そうした前提ではございますが、現在の進捗状況といたしましては、亀山駅周辺を建設予定エリアとして選定して以後、一部の土地所有者の方と面談し、事業スケジュールや現在の状況についてご説明をさせていただき、現在は亀山駅周辺エリア内における建設場所の特定に向け、必要に応じ、庁内の関係部署と情報共有を図りながら検討を進めているところでございます。亀山駅周辺エリアには一団となった市有地や未利用地が存在しないことから、建設パターンを複数想定し、具体的に庁舎の建物をレイアウトした上で事業費や実現可能性などを勘案し、検討を進めておりますが、いまだ具体的な建設場所の決定にまでは至っていない状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ほかの大規模施設の整備なども勘案してそのスケジュール、バランスを見て今検討しているというお話でしたけれども、それで明確な建設予定地というのがまだ未確定であるということ、これ2024年度ももう間もなく年度末を迎えようというところですが、少し遅れているのではないかなというふうに感じます。

そんな中で、全体のスケジュール、ほかの整備との調整も含めて全体のスケジュールも調整しているような話がありましたけれども、その辺りを今日は私は提案をしたいなと思っております。

次のこの亀山駅周辺まちづくりエリアの整備なんですけれども、今後の展開について、次の視点から市の見解を伺いたいと思います。

第1に、亀山駅周辺まちづくりエリアの整備手法として、第一種市街地再開発事業の導入について検討いただきたいと存じます。

今後、新庁舎をはじめとする大規模施設の整備が複数予定されており、加えて駅周辺という立地特性から用地取得にも高額な費用がかかりますし、浸水対策等の防災面での多額な投資が想定されます。これらを踏まえて、新庁舎整備と亀山駅周辺まちづくりエリアの整備を一体的に、再開発事業という手法を採用することで民間活力を活用しながら財政負担を最小限に抑え、効率的な事業推進が可能になると考えております。

第2に、再開発事業の検討に当たっては、文化会館の更新も併せて計画に組み込むべきと考えます。

文化会館は建設から40年経過して、施設の法定耐用年数である50年まで残り10年となっており、現状でも雨漏りなど老朽化も進んでいるということを聞き及んでおります。このタイミングにおいて、将来を見据えた更新計画の検討というのは避けられないことであり、新庁舎建設と一体的に整備することでより効率的かつ効果的な公共施設の更新が実現できるものと考えます。再開発事業を導入した場合は新庁舎整備時期、これを延期する必要があるかと存じますが、このような総合的な市街地再開発の可能性について、市の考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

現行の亀山市都市マスタープランでは、都市機能誘導区域の魅力向上、居住誘導区域への居住の

集約化を目指し、都市づくりの戦略方針において当該地区を亀山駅周辺まちづくりエリアと位置づけ、実現目標のイメージを示しております。

当該地域の都市の価値と魅力の向上を図るため、エリア内におけるにぎわいと回遊性をつくり出す道路や低未利用地を活用した利便施設など、公共と民間が一体となって土地利用の方針を進める必要があります。このことから、今後予定されております新庁舎の詳細位置決定を含めた検討スケジュールと調整を図りながら、土地所有者と関係部署と連携・調整し、亀山駅周辺市街地総合再生基本計画に基づくJR亀山駅周辺の4つのブロックを含めたエリアプラン策定を進めてまいりたいと考えております。

なお、エリアプラン策定につきましては、市街地再開発事業やウォークアブル推進事業など、整備手法や事業実施の可能性を含めた検討も必要であると考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

すみません。ちょっと聞きそびれたかもしれないんですけど、文化会館に関してはどのようにお考えかを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

先ほどご答弁させていただきましたエリアプランの関係でございますけれども、当然エリアプランといたしましては、ウォークアブル推進事業、要は回遊性を含めたものでございまして、亀山駅からショッピングセンターエコー周辺までのエリアを全体として捉えるというところでございますから、最終的な目標といたしましては、当然文化会館のほうも入ってくるものというふうには考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

先ほどご答弁いただいた内容において、亀山駅周辺まちづくりへの整備手法として、第一種市街地再開発事業、この可能性には言及していただいたかなと思いますし、また文化会館も最終的にはとおっしゃっていましたが、文化会館も含まれ得るということを確認させていただきました。

また、新庁舎建設については従来より官民連携手法を視野に入れた検討は進められているということは確認しておりますし、基本計画にもそういったことは書かれていると認識しております。

こういった状況を踏まえて、新庁舎整備事業の進め方についても改めて、これはちょっと総務のほうになるかもしれないですけども、新庁舎についても改めて提案と確認をしたいんですけど、新庁舎建設を独立した事業として推進するのではなく、市街地再開発事業の枠組みの中で整備をするという選択肢について、具体的には開庁時期の見直しを前提としつつ、亀山駅周辺エリアの再開発ビルにおいて、新庁舎機能、文化会館機能、そして商業施設などを一体的に整備するということをご提案したいと思っております。こういった手法をすることによって、再開発事業の補助制度や保留床処分金などを活用することで一般会計の負担も軽減できる可能性があると思っております。こ

ういった可能性、新庁舎の整備手法について、お考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎の整備につきましては、先ほども申し上げましたように、ほかの廃棄物処理施設でありますとか、学校施設といった大規模整備が非常に大きな財政に負担がかかりますので、全体的な現在検討をしておるところではございますが、そういった中で、そういった大規模整備事業以外にももともと新庁舎整備そのものも今、計画では95億円と多額の費用を要する計画といたしております。

そういった中で、まず市の財政状況も現在まさに財政構造改革骨太方針2024で取り組んでいくといった状況でございます。少しでも経費、予算が削減できる努力というか、検討はしていく必要があるかと考えております。

そういった中で、その整備手法につきましては、民間でありますとかPFI方式といったことも当然検討の中に入れなければならないというふうには考えておりますが、先ほど議員おっしゃいました駅前整備、これも一つの、場合によっては、手法になるのかもということ考えられますが、現時点ではそこまで具体的なことは検討いたしておりません。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ぜひこれから検討していただきたいと思います。

文化会館の更新という施設整備の効率性や一般会計、財政負担の軽減、また商業施設の複合化によって、まちのにぎわい創出や市民サービスの向上も図られますので、ぜひそういった検討を進めていただきたいと思います。

そこで、ただですね。これに関しては懸念事項もあります。

資料1をご覧ください。

これは私の提案の全体のスケジュールですね。新庁舎整備やエリア周辺の整備を後ろに持っていた場合、重要な課題としては、2030年代、2040年代には、ほかにもリニアの駅周辺整備事業であったり、新しいごみ処理施設の整備など複数の大規模公共事業が集中することになります。これらを全て同時期に実施するというのは亀山市の財政規模から判断して極めて困難だと思います。つきましては、将来の財政負担の平準化を図る観点から、各事業においてさらなる負担軽減策と効率的な事業推進が図られる必要があると考えています。

そこで、次の新ごみ処理施設整備事業について伺いたいんですけども、この将来計画について、現在の溶融炉施設は建設から既に25年が経過しております。本来の耐用年数は20年とされているところ、延命措置によって目標耐用年数を30年まで延長して、2029年までの稼働を想定しているというふうに認識しております。

一方で、以前議会に提出された大規模施設整備に伴う財政負担規模（試案）の検討によれば、新施設の整備は2037年とされております。これも資料1にも書いておきました。これは目標の耐用年数を8年超過する計画となっております。つきましては、2030年以降、新施設の稼働開始までのこの8年間における安定的なごみ処理体制について、どのような対応を考えているのか確認

したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

村田産業環境部参事。

○産業環境部参事（村田 博君登壇）

現行の亀山市総合環境センター溶融施設長寿命化計画では、現有施設を令和11年度末まで稼働することとしており、新ごみ処理施設の稼働開始時期につきましては、令和6年5月31日開催の予算決算委員会の提出資料、大規模施設整備に伴う財政負担規模の試案でお示ししましたように、順調に移行準備や施設の建設を進めた場合、令和19年度当初となる見込みでございます。

また、新ごみ処理施設の稼働開始まで現有施設を稼働した場合、稼働期間中に要する大規模整備工事等の整備費が非常に高額となる見込みでございました。このため、経済性かつ効率性の観点から、令和12年度以降の適切な延命化年数の設定と新ごみ処理施設の稼働開始まで、一般ごみの民間事業者への委託処理による経費削減を視野に入れた検討などを行い、亀山市総合環境センター溶融施設長寿命化計画の改定版の策定に向け、現在取り組んでいるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

令和12年以降、さらなる延命も視野に入れつつ、民間処理委託というものも視野に入れて今計画をつくっているというところだというふうに確認をさせていただきました。

確かにこのごみ処理施設の今後の在り方について、一定期間の民間委託の活用というのは、財政負担の軽減と効率的な運用の両面から重要な検討課題だと考えております。民間委託においては、ただ処理コストの透明性確保や適切なモニタリング体制の構築や地域住民との合意形成など解決すべき課題もあるかと思っておりますので、こういった課題に対してはしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

さらには、産業建設委員会の所管事務調査での提言でもありましたけれども、将来的には民設民営など、公設民営とか、そういったことも含めた新たな整備手法についても検討するようというような提言も入っております。こういったところも今後の計画づくりの中ではしっかりと検討を進めていただきたいと思います。

もう一度、資料1を見ていただきたいんですけども、こういった財政負担の軽減、効率的な運営、こういったことを何とか実行していくことによって後半、2030年、2040年、この辺りの建設工事のコストというのをできる限り下げていく、それによって大規模施設整備全体の財政負担を下げていくということができないかというふうに考えております。

そして次に、最後の学校施設等の整備について移りたいと思っております。

新庁舎建設を再開発事業として時期延長ということができた場合、2020年代の後半から2030年前後、その辺りの財政負担の軽減、つまり新庁舎を建設する予定だったその時期の財政負担というのが後ろ倒しになりますので、その期間が空くということ、これは資料1も見ていただければ分かるかなと思っております。余力というほどではないかもしれませんが、財政的な余力を戦略的に活用することによって、長年の課題となっている教育施設整備をその時期に、つまりできるだけ早く、早期に集中的に進められるんじゃないかという、そういった可能性が開けてくるのではない

かと考えております。具体的には、学校給食センターの整備であったり、小・中学校の体育館への空調機設置、特別教室なども含めて空調機の設置など、喫緊の課題となっている教育環境の整備に重点的に取り組む可能性がある、取り組むことができるというふうに考えます。

このような財政負担の平準化と教育施設整備の重点化について、市としてどのような考えをお持ちか、ご見解を賜りたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、議員ご提案の学校給食センターの整備につきましては、令和5年11月に策定いたしました中学校全員喫食制給食に係る基本的な計画でお示しいたしましたように、給食センター方式に限らずに、関学校給食センターや学校施設の改修時などを捉えて、その時々々の社会情勢も踏まえて検討するものと考えているところでございます。したがって、現時点において、整備時期や給食の提供方法について具体的な想定をしているというものではございません。

それから、体育館の空調設備につきましては、学校施設長寿命化計画においても施設整備の基本的な方針や改修の方向性をお示ししているところでございます。このことから、学校施設の一環として、ほかの教育課題との優先度も勘案しつつ、長寿命化計画に基づく施設改修と併せた整備を含め、その実現に努めてまいりたいと考えているものでございます。

一方で、防災拠点としての視点も併せまして、国の整備推進のまた具体が示される見込みと聞き及んでおりますので、その動向にも注視してまいりたいと考えているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

全体のスケジュールの中で検討をぜひ進めていただきたいと思っております。

小・中学校の体育館への空調機設置に関しては、もう少しちょっと深掘りして伺いたいんですけども、資料2をご覧ください。

これは文科省の資料を持ってきたものです。亀山市だけではなく、ほかの市、これはちょっと三重県外の市を抽出して表にまとめさせていただきましたけれども、体育館等への空調機の設置状況、これは一応最新の情報であります。

これを見ますと、当然ながら亀山市は小・中学校、当然ながらよくないんですけど、小・中学校体育館における空調設備について、現状では設置率、確保率、断熱室数と全てゼロ%という状況にあります。

設置数ではなく確保数という、確保率という指標があります。設置数と、未設置のうちでも災害時の調達協定、災害時の協定によって、緊急時には外部から空調設備を持ってきて空調を確保できるという数を合計したものを確保数といいまして、この確保率という数値も出ております。この災害時の避難所としての機能を考慮した場合、常設の空調機設置には多額の費用を要しますけれども、災害協定等による確保率の向上であれば、比較的低コストで実現可能ではないかと思えます。これは児童の日常的な教育活動における熱中症対策としては、即効性には限界がありますが、まずはこの優先的に確保率の100%というのを短期目標として設定して、今後、断熱室数であった

り設置数を増やしていくというような取組が重要ではないでしょうか。喫緊の課題と考えておりますけれども、これに関して市の考えを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

小・中学校体育館の空調設備の確保率につきましては、指定避難所としている小・中学校体育館12か所に対して、本市の防災部署で備蓄しておりますスポットクーラーや業務用扇風機などの保管・活用を図っているところでございます。したがって、実質的な確保率は、こちら0%というふうにお示しはしておりますが、低いものではないと考えております。

また、災害時の調達協定によりまして、緊急時には外部より空調設備の確保も可能としているという、今はそのような状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

曖昧な状況を示されても、それで「はい、そうですか」とは言えないですよ。何らかの根拠があって、ほかの市はこの確保率というものが、100%の市もあれば少しずつ向上させているような市もあるということであって、亀山市として、その取組、根拠があつての数字だと思いますので、その根拠に沿ってしっかりと整備をして、そして確保率を上げていくということが必要ではないでしょうか。その取組をやっていくという意思があるのかないか、確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

この文科省の調査におきます確保率につきましては、災害協定等により、外部から空調設備を確保可能としている室数の割合と定義されておるものでございます。ただ、どの程度充足されていればカウントされるのか、その部分については非常に不明瞭なところとなっております。したがって、現状、小・中学校の体育館につきましては、災害対応用の資機材として防災部署からスポットクーラーを順次配備いただいております。今後も配備の強化が見込まれておると聞いておるところでございます。しかしながら、現状は1施設当たり、おおよそ何基の整備をもって充足するというこの辺りが不明瞭であるということから、今回の文科省の調査におきましては教育委員会の判断としてカウントはいたしませんでした。

ただ、先ほど申し上げましたように、防災備蓄として今保管・活用を図っているというものでございます。また、これも強化されるということでございますので、順次進めていくものというふうにご検討いただいております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

つまり、確認をして、次回また確認することはあるかもしれないですけども、次またこのデータが更新されるときには亀山市のパーセンテージはゼロではなくなっているということによろしか

ったですか。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申し上げましたように、その不明瞭な部分がありましたので教育委員会の判断としてカウントはいたしておりませんが、またその辺りの詳細も示されるということであれば、それに沿った数字が出せるものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ぜひお願いいたします。

最後に、この項目全体を通じて、ちょっと市長に対して総括的な質問をさせて、まとめですね、あらゆる分野にわたりましたので、市長に最後に質問したいと思います。

まず、亀山駅周辺エリア整備と新庁舎建設については、文化会館の更新も含めた第一種市街地再開発事業の導入により民間活用、活用しながら財政負担を抑制できる可能性があるとそのように述べさせていただきました。

次に、新ごみ処理施設については、民間委託や官民連携、もしくは民設民営などのあらゆる手法を活用した場合に、2030年後半に予定されている整備費用の軽減というものを期待できますし、そういった効率性の検討なども必要だということを述べさせていただきました。

さらには、そういった全体のこういった大規模施設の整備事業の再構築によって、この直近、2030年前後における財政負担が軽減され、その余力を生かして小・中学校の体育館や特別教室などへの空調機設置など、これまで先送りされてきた重要な教育施設整備を前倒しできるのではないかと、そういった可能性を示させていただきました。

こういった戦略的な事業計画の見直しを通じて、より機動的かつ効率的で、市民の声を反映した市政運営が可能になると考えておりますが、市長のご見解をお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

議員からは、幾つかの新しい提案も含めましてご提案をいただきました。そして、個々の考え方は各部署、理事、お答えさせていただきましたが、全体として、今議員おっしゃられた本市の様々な何を政策事業として優先させていくのか、そして目の前のことだけではなくて、中長期の財政も含めた、それをどのようにしっかりリンクさせて考えていけるのか、このことは極めて重要な考え方でございまして、従来もそのような考え方でありますが、今ご指摘の、とりわけ本市が直面をいたしております4つの大規模事業、これを事業をどのように整備手法、それから整備スケジュール、これを定めていくか、このことは今本市が直面をしている重要課題というふうに認識をいたしております。したがって、整備手法、その整備スケジュールも含めまして、現在その精査を進めているところでございまして、一定の時期にそこはお示しをさせていただき、旨を従来から申し

上げてきておるところでございます。

あわせまして、これは最後におっしゃられました。全ての事業の再構築、これは今日ご指摘のこと以外も含めまして、当然本市が進める政策、何を優先すべきか、どの時期に何をなすべきか、それは財政との関係とか他の環境の変化との関係を本当にしっかり考えた上で決めていく。再構築という言葉がございましたけれど、そこはしっかりそのように環境の変化に合わせて決めていく、考えていく、このことは行政運営上極めて重要だというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

最後に確認したいんですけど、今検討されているその結果をいつ議会や市民の皆さんにお示しできるのかということを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本年の5月以降、この行財政、財政構造改革の議論を公の場でも随分重ねていただきました。5月の末にはこの4つの事業が及ぼす今後の財政への影響については議会並びに市民の皆様にお示しをさせていただいてまいりました。

その過程で、公の議論も含めまして、今申し上げたようなことも本年度中に一定の考えを整理してお示しをする旨を今日までの議論の中で申し上げてきておるところでございますので、一定の時期に今のこの財政の在り方と今後の4つの事業をどのように整備手法やスケジュールを考えていくのか、このことは整理をしてお示しをする必要があると、このように申し上げてきているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

本年度、できるだけ早く、ぜひお示しをいただけるように検討を進めていただきたいと思います。では、次の項目に移らせていただきます。

人口減少地域の振興についてであります。

まず、産業振興とテーマをつけさせていただきました。ちょっと本日は、特に具体的な事例に基づいて議論を進めてまいりたいと考えております。といいますのも、ともすれば総論的な議論になりがちなテーマですけれども、より実効性のあるというか、分かりやすく議論をしていくためには個別具体の事例の検証が必要だと考えるからであるのご理解いただければと思います。

資料3をご覧ください。

現在、管内地区周辺では商工業の拠点形成が形成されつつあります。さらなる発展が期待される一方で、近接する、隣接する昼生地区では人口減少が課題となって、まちづくり協議会などでも盛んに議論がされております。

このような状況において、産業集積地域と人口減少地域を一体的に捉えたさらなる産業誘致などの産業振興策が、職住近接ともいえますけれども、一定の定住促進策として有効であると考えます。

管内・昼生地区のこの事例に基づき、このような人口減少地域への産業誘致など、産業振興策を通じた対策について、市の見解をお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現在、管内町地内におきましては民間事業者が産業用の宅地開発を進めておりまして、クミ化成株式会社やスーパーセンターオークワサウス亀山店など、工場や商業施設が立地しております。

また、下庄地内におきましても10区画ほどの産業用宅地開発が進められており、市のほうでも、業務拡張による移転や新規に進出を希望する企業からの問合せがあればご案内させていただいている状況でございます。

現在、亀山インターチェンジ周辺での新たな産業団地の確保に向けた検討を進めておりますが、産業用地整備の検討に当たりましては、資金調達やインフラ整備、産業構造等の把握や税収効果の試算など、分譲が可能な状態になるまでには相当の期間を必要といたします。このことから、企業誘致につきまして、亀山インターチェンジ周辺以外で産業用の宅地を開発する民間事業者と連携しつつ、産業の集積拠点につきましては、今後総合計画や都市マスタープランを策定していく中で慎重に協議していくべきものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

都市マスタープランなどで一定の地域を今指定されていることは私も理解しておりますけれども、やはりそれ以外の地域についても、こういった産業振興、産業の立地が見込める地域においては、市としても積極的な、より今まで以上に必要な支援、そこがさらに拡充され、またその周辺の人口減少地域が特に隣接しているところなど、そういったところに対する人口減少の対策となるような振興となるようなそういった施策をぜひ進めていただきたいと思います。また、ちょっと都市計画に関しては後ほど伺います。

また、先ほどちょっとインターチェンジ周辺の話も出てまいりましたけれども、産業振興において、雇用創出による周辺地域への定住促進や地域経済の活性化など多面的な波及効果が特に期待できる亀山市にとっての今の重要な案件は、やはりコストコの出店、ここの誘致だと思っております。これまでの誘致活動の進捗についても確認したいんですけど、また昨年、令和5年の9月議会で、私、一般質問で市長に対して産業奨励制度の改正について確認して、これについて市長は、産業奨励制度の改正については検討の余地があるというふうに言及されました。ただ、その検討が現状どうなっているのか、この辺りをちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、コストコというお話でございますけれども、コストコにつきましては、引き続き継続して担当者と連絡を取り合いながら協議を重ねておるところでございます。

現行の産業振興奨励制度につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域、工業地

域及び工業専用地域などに立地する工業系の施設を対象としており、商業系の施設は対象となっておりません。

一方で、本市の産業につきましては、これまでの製造業中心から景気に左右されない多種多様な産業の集積を行ってきておりますが、さらには流通・サービス業など、現在の産業構造に厚みを増すような業種の誘致も重要となってくると考えております。

このような趣旨から、昨今の物価高騰など社会経済情勢が今後の進出に影響を及ぼしている状況を鑑みますと、産業集積の多様化を促進するためにも、産業振興奨励制度の改正も打開策の一つとして有効であれば、商業系の施設への奨励措置を検討する余地があるものと考えておりますが、現時点で具体的な検討はいたしておりません。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

1年前には、検討の余地があるというような発言でしたけれども、有効であるにもかかわらず、現時点ではそこまで至っていないということというのは、私は、これはもうコストコの協議において、たしか2026年のオープンまでが、これは目標の時期やと示されていたと思うんですけども、現状のこの準備状況を見ますと、この期限内での実現可能性というのが本当に大丈夫なのかと疑念を抱かざるを得ない状況です。この現状を打開するためにも、こういった奨励制度も含めて、しっかりと誘致をやっていかなければいけないのではないかと思うんですけども、その辺りの考え方はいかがですか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

令和8年中ということでコストコのほうからは示されておるんですけども、現時点では、改めて早期に計画が進むように申入れを行っているところでございます。

また、コストコ誘致に向けて、そういう産業振興奨励制度の見直しもということでございますけれども、現時点では検討はいたしておりませんが、今後協議していく中では、そういった検討もする必要が出てくる場合もあるかとは考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

今後ではなく、まさに今もう現状を打開しなければいけないということは強調しておきたいと思っております。ぜひお願いしたいと思います。

では、次の項目に行きます。

住宅団地開発の可能性についてであります。

これまでの本市の産業振興施策を振り返りますと、1つ重要な課題が浮かび上がっていると思っております。それは企業誘致をはじめとする産業振興策が必ずしも周辺地域における定住人口の増加には結びついていないという点であります。すなわち、雇用の場は創出できているものの、働く方々の居住地選択において、その産業の周辺地域というのが選ばれていないという現状があるのではないかと

と思います。このギャップを埋めていくことが地域の持続的な発展には不可欠であると考えております。

そこで資料3をご覧ください。

昼生地区においては、駅や既存集落、また商業施設への近接性や道路交通網など、住宅開発に適した条件が整いつつあると思っております。今後、管内地区において産業立地が進む中で、従業員の移住ニーズなんかも含めて、こういった期待が高まる地域活性化の観点からも、計画的な住宅団地開発は重要な意味を持つと考えますが、市として、こういった事例において、住宅団地開発の促進について、こういったものを促進していくという考えはないのかということを確認させていただきます。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

亀山市都市マスタープランでは、都市拠点への居住誘導を実施すべき重点項目として位置づけております。人口減少地域である既存集落地におきましては、地域の特色や風土を生かし、定住環境維持や公共交通の拠点である鉄道駅へのつながりの確保に努めることにより、コンパクト・プラス・ネットワークを推進したいと考えております。

しかしながら、当該地域に産業が立地するなど状況が大きく変化した場合、また住宅が必要となるなどの住宅団地の民間需要があり、利便施設なども併せて立地する状況になれば、市といたしましても、その時点におきまして、立地適正化計画の見直しが必要であるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

これに関しては立地適正化計画の話も出ましたけれども、都市計画全般に言えるんですけども、その周辺の状況が変わったら変更しようというのではなくて、もう現状、その定住環境の維持というのが厳しくなってきたという声が出ているからこそ、今それに対して対策が必要ではないかという視点でこういった提言をさせていただいているということ、ここはご理解をぜひいただきたいと思います。

それで、その次の項目に移ります。

公共交通ネットワークについてなんですけれども、資料4をお示してください。

南部地域、そして昼生地域、そして管内地区を結ぶ公共交通ネットワークの整備についてであります。

現在、この昼生地区周辺、また東南部の周辺、そして南部地区と管内地域には公共交通機関、これが一部整っていない地域が見られます。特に、南部地域では商業施設へのアクセスが困難な状況になっております。そういったバス不便地域といって路線バスが十分近くに通っていないという声が聞かれる地域に関して一部示させていただいております。こういった状況は、地域の開発の遅れであったり、人口減少の一因になっているのではないかと考えております。

そんな中で、今後田茂町には新たな福祉施設が整備をされ、福祉拠点となることも期待されてお

ります。また、下庄駅を有する昼生地区の発展、そして商業施設の集積が進む菅内地区の活性化、これらを踏まえるところといった地域を結ぶバス路線、こういったものの新設というのが地域の発展に大きな可能性をもたらすのではないかというふうに考えております。

このような公共交通ネットワークの整備により、周辺地域の利便性が向上し、そして産業振興や住宅開発の促進、ひいては人口減少対策につながると考えますが、市としての見解をお聞きしたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

亀山南部地域の地域公共交通につきましては、現在JR紀勢線をはじめ、広域バス路線の亀山棕本線及びコミュニティバス路線の南部ルートとそれらを補完する乗合タクシーがございますが、こうした公共交通体系へと至るまでの当地域のバス等の路線再編過程におきましては、広域バス路線の路線廃止を契機として、旧南部ルートの運行におきましては、下庄町から楠平尾町までの東西方向のルート形態でのバス運行も行ってきた経緯もございます。その後も利用者数の伸び悩みから、様々な改善を行いまして、南部ルートの路線再編につきましては、1日7便から12便に増便をさせるというような再編も行ってございまして、併せて平成30年10月からは、全市的な乗合タクシーの導入も相まって、当地域のバス等公共交通の維持・確保を図ってまいりました。

こうした中で、路線再編後の南部ルートの運行開始時点と比べますと、新たな移動需要を生む国道306号線沿線の大型商業施設の立地など、当地域の地域内事情も変化してきているものと認識をいたしております。

しかしながら、現状といたしまして、昨年度の南部ルートの年間利用者数は、コロナ禍前の8割弱、亀山棕本線におきましても、コロナ禍前の5割強と今減少してきております。

一方、デマンド型交通の乗合タクシーにつきましては、他地域と比べまして、多くの方に医療センターやエコタウン等の地区外施設を中心にご利用いただいている状況でございますが、地区内の大型商業施設も乗合タクシーの特定目的地停留所として新規設置をいたしておりますが、昨年度の当地域でのその停留所をご利用いただいた実利用者数は数名で、地域内移動はまだまだ低調な状況にあるという状況でございます。一層利用促進に努めてまいりますが、こうした利用実態をはじめ、燃料費の高騰や人件費の増加、運転手不足など昨今の地域公共交通を取り巻く課題も踏まえますと、現時点における新たなバスルートの設定等につきましては、地域事情や真の利用者ニーズを十分に把握するなど、効率性・効果性の観点から慎重な対応が求められると考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

現状の路線、これに至るまで、再編されるまでに様々な地域でも議論があったということ、その辺りも認識しておりますし、先ほど触れていただいたように、現状、当時と比べてこの地域の状況、具体的には菅内地区周辺の商業施設、306号沿いの商業施設であったり、また田茂町の福祉施設、そういった拠点ができつつあるということ、こういった変化も踏まえて、やはりこういったニーズ、

真のニーズと先ほどおっしゃいましたけれども、そのニーズをしっかりと把握していくためにも、その地域との協議ということが今後この亀山市にとっても、またそういった場を地域からの要望があれば設けていくということが必要になってくるのではないかとこのように考えております。もしそういった要望があった場合にそういった協議の場を持つという考え方は市としてお持ちなのか、その辺りを最後確認させてください。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

市内7路線のコミュニティバス路線のうち、地域公共交通計画上、路線維持の妥当性を判断する路線維持基準を下回っております利用が低調な路線につきましては、地域との対話によりまして最適な地域公共交通の確保に向けた検討を進めていく必要があると考えているところでございます。現在、南部ルートなど3路線が該当路線となっておりますので、今後の利用動向も踏まえつつ、対応を図ってまいりたいと考えておりますので、そうした取組に向けまして、人口減対策など地域の持続性の視点の組入れや、あるいは地域住民、交通事業者、行政の3者による仕組みづくりの検討も行なってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ぜひ今後も進めていただきたいと思います。

最後に、都市計画についてであります。

この次期都市マスタープランにおける地域別計画の策定に関して伺いたいと思っています。

最後の資料5をお示してください。

これもまた一例として挙げさせていただいておりますけれども、かつての都市マスタープランでは、これらの地域において、将来の発展を見据えた明確な地域別計画というのが盛り込まれておりました。しかし、現行の都市マスタープランでは、これらの地域は地域型居住地という程度の位置づけで、新規土地利用としては集落の定住環境維持につながる活用を促進とありますが、現実には先ほども申し上げたみたいに、人口減少が進行して定住環境の維持というのが十分されているとは言えない状況だと思っております。ちなみに、この資料は1999の亀山市都市マスタープランであります。

次期都市マスタープランにおいては、南部地域、昼生地域、菅内地区など、こういった市内の人口減少地域のそれぞれの特性を生かした具体的な地域別計画を明記すべきであると考えております。これらの地域の計画的な発展は、市全体の均衡ある発展につながると考えます。民間の動向を待つのではなく、行政が主体的に各地域の将来像を示し、地域住民が地域の未来について、より希望を持って語り合うことができる、変革を促す計画策定が必要と考えますが、最後に市長としての考えをお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

人口減少社会に既に突入をして、いかに持続可能なまちづくりをしていくか、極めて重要な視点でございますし、これはマスタープラン、それから前段で触れていただいた公共交通、交通政策、これらがやっぱりリンクをしながら、都市計画が中長期の中でしっかり機能していくということが大事であろうと思っております。

その中で、南部、昼生、菅内地区におきまして、この南部丘陵地帯が、非常にある意味大規模な土地利用が可能な一団の土地を有しておるというのも現実でございますし、ご紹介ありました福祉施設、商業施設など、一部の地域におきまして民間開発が既に動き出しております。

さらに、リニア中央新幹線県内停車駅の候補地の一つとしても、確定しておりませんが、位置づけられているところでありますので、様々な今後土地利用の変化が生じることはあり得るというふうを考えているところでございます。

今後のこの南部、昼生、菅内地区におけます都市計画の方向性につきましては、当該地区の土地利用動向に注視をさせていただきながら、第3次亀山市総合計画や次期の都市マスタープラン、次期都市マスタープランは令和8年策定ということでございますので、これらにおきまして将来の都市の方向性を勘案し、整理・検討を行っていく必要があるというふうに考えております。都市計画は誘導と規制と、その両面が大事でございます。高度成長期のような人口が右肩で上がっていく時代ではない中でこの誘導と規制をどのように考えていくのか。ですから、亀山市としては、コンパクト・アンド・ネットワークという概念が極めて重要だというふうに認識をいたしておりますし、当然民間の開発と公との政策がうまくマッチすればこれはすばらしいと、このように考えておりますが、民間開発が優先し過ぎて環境破壊、そういう視点も十分配慮をしながら、やはりこの誘導と規制を都市計画を運用していくかというのは、本市にとりまして極めて重要な、それも中長期でしっかり考えて対応していくということが大事でございますので、議員ご提案の部分も含めまして、今後の検討の中で十分それは検討していく必要があろうかというふうに考えているところでございます。

**○議長（岡本公秀君）**

4番 草川卓也議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午前10時56分 休憩)

---

(午前11時04分 再開)

**○議長（岡本公秀君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

**○16番（服部孝規君登壇）**

通告に従い質問します。

まず、新庁舎を亀山駅周辺に建設することについてであります。

この問題については、6月議会で私やりました。先ほど草川議員の質問にもありましたけれども、このときの答弁でいわゆる、私は低層3階建てで集約にすれば建設の総事業費がかさむんやないかという質問をしましたら、そうしたら山本副市長は新庁舎、ごみ、し尿処理施設、学校施設の改修、

この4つの大規模施設整備があるので、これが本当に実現可能なのかどうかも含めて全て検証すると、その上でスケジュール・規模、これはまた考えるんだというふうな答弁でした。

先ほどの草川議員の質問に対する答弁でいくと今検討中であるという答弁があったんですけど、私、これ1点確認しておきたいんです。この亀山駅周辺に決めるというやつも、いわゆるその年度中ということやったんですよね。ところが、議会に示されたのはもう3月の末ですよ、議会が終わってから。もうこんな時期に示されても今年度中ということにはなりませんよね。だから、少なくとも新年度予算を審議する3月議会の前には示すべきだと思うんですが、その辺の見通しをお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

議員おっしゃられるように、私、6月には、年度末までにはご答弁申し上げるということでしたが、現在この4施設について鋭意検討を進めておりますので、議員申されるようなタイミングを目指して進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

目指してではなく、必ず間に合うようにやってください。そうしないと3月議会で質問できないんですね。

次に進みます。

9月17日の一般質問で櫻井議員がこの庁舎問題を取り上げたときに、市長がいろいろ答弁された中で、千年に一回ということ、そのとおりなんですけどね、言われました。何か千年に一回と言うと起こらんのかなあというふうに思ってしまうんですけども、千年に一度ということについて、2022年6月22日に放送されたNHKの「明日をまもるナビ」という番組がありまして、その中で、千年に一度に備える、変わるハザードマップ、つまりハザードマップは変わったということを取り上げた番組だったんですけども、このときにハザードマップを長年研究している東洋大学の教授の及川さんという方がこんなふうに言われています。千年に一度とは、確率表現のルールです。例えば、サイコロで1つの目が出る確率は6分の1ですが、6回振っても一度も出ないことも、連続して同じ目が出ることもあります。つまり、一度起きたからもう999年起きないということではなく連続して起きる可能性も想定しなければならない。こういうあくまでも確率の表現だということですね。だから、そういう意味でいくと、いつ起きてもおかしくないというふうに考えるべきだろうというふうに思います。

ちょっと資料を出してもらいます。

これが文化会館一帯の風水害ハザードマップですね。この風水害ハザードマップを見ると、もう本当に今回建設予定地になっている地域全部、0.5から3メートルの浸水が想定される。こういうことなんです。今再開発が行われたようなエリアぐらいですね、除かれるのはね。そこにはもう建ちませんから。だから、もうほとんどの地域が0.5から3メートルの浸水が想定されるという

ことですね。最近テレビなんかで聞いておると、過去に経験したことの無いという言葉も非常に使われます。つまり、今までの想定をはるかに上回るような災害が起きているということですね。これはもう各地で起きていますね。

そういう意味でいくと、質問ですけれども、このハザードマップで0.5から3メートルの浸水が想定されているような場所に庁舎を建てて本当に大丈夫なのか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

現在、全国で運用されております風水害ハザードマップは、平成27年度の水防法改正により、おおむね先ほど議員ご紹介ありました千年に一度の想定し得る最大規模の降雨量、具体的には、鈴鹿川では6時間雨量391ミリを想定して、国と県が作成した河川の洪水・浸水想定図を基にいたしております。一般的に風水害ハザードマップ上では支川の決壊や氾濫、想定降雨量を超える降雨による氾濫、内水氾濫やバックウォーター現象などは考慮されていませんが、ハザードマップそのものは災害リスクの周知啓発のための地図であり、まちづくり上の土地利用を制限するものではありません。

また、ハザードマップは千年に一度ですが、あと100年に一度とか150年に一度とか、そういった想定資料もございしますが、いずれにいたしましても、本市では、昭和49年災害の災害復旧工事をはじめ、これまでに国・県と連携しながら様々な洪水・浸水対策を積み重ねてきているところでございます。その上で、新庁舎整備における防災面での課題といたしまして、亀山駅周辺エリアの一部がハザードマップにおいて、先ほどおっしゃいました最大規模でございしますが、0.5メートルから3メートルの浸水を想定した区域になっておりますことから、新庁舎の浸水対策は大変重要であると認識いたしております。

そうしたことから、設計段階等におきまして、専門事業者の技術提案も受けながら、防災拠点として万全となる安全性の確保を図ってまいりたいと考えております。

一般的に考えられる浸水対策といたしましては、建設用地のかさ上げにより建物の出入口を浸水想定レベルより高くすることや、庁舎へのアクセス道路を確保するため周辺道路の浸水防止対策を検討することが考えられます。さらには、防災関係諸室や非常用発電設備、機械室など庁舎機能を維持する上で必要不可欠な諸室や設備は浸水の影響を受けない階層に設置するなどの対応が考えられるところでございます。

いずれにいたしましても、今後決定いたします建設、具体の場所の立地条件も勘案し、専門的見地からの意見を踏まえ、十分対策を講じることにより、防災拠点としての安全性は確保できるものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それは、金をかけて対策しやあそれはできるかも分かりません。

市民の人は49年の災害が本当に頭に残っているんですよ。そんなところに何で庁舎を建てんの

やって、これは本当に多いですよ、私聞いておるのはね。だから、やっぱりまずここが適地でないという立場にまず立っていただきたいと思うんですよ。わざわざそんなところに庁舎を建てて、災害対策から何から、かさ上げからみんなせんならん、お金が幾らかかるか分かりませんよ、これ。そんなところになぜ建てなきゃならんのか、このことですよ、疑問はね。そのことに対する答えになっていないですよ。

先ほちょっと触れられましたバックウオーター現象、この問題も私は重要だと思います。

バックウオーター現象とは何かというと、河川の本流が増水したことによって支流の流れがせき止められて逆流するという、これは直近でいうと西日本豪雨、倉敷市の真備町というところで、私、記憶に非常に残っています、バックウオーター現象。つまり、本流の川が増水をして支流の河川の水が本流へ入っていかない。入っていかないから、どんどんどんどん支流が増水するという、そのことによって地域一帯がいわゆる災害に遭ったというね。だから、これと一緒にことが、鈴鹿川があって、それから竜川が流れて行って合流する。だから、東御幸町にはいわゆる警報器がついていますよね、そこまでの対策を打っているわけですよ。ところが、バックウオーター現象について、じゃあこのハザードマップに入っているのかどうか、この点が含まれているかないかだけお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

先ほども総務財政部長が申し上げましたとおり、洪水ハザードマップにつきましては、内水氾濫並びにバックウオーター現象などは、支川のほうでは考慮されていないという形になっております。

確かに、先ほど総務財政部長も申し上げましたが、このハザードマップは、リスクがある以上施設の災害への備えは大切であると、そのように進めていくという考え方でございますが、根本的には、バックウオーター現象や氾濫対策については本流である鈴鹿川の整備が必要と考えられます。

これまで鈴鹿川では、堤防かさ上げ工事や護岸などの施設修繕、樹木伐採、準用河川竜川では、排水樋管の設置や竜川の警報器などの設置やしゅんせつ、草刈りが行われてきております。

（発言する者あり）

○危機管理監（木田博人君登壇）

これらの対策の結果、平成26年、台風16号では昭和49年災害を超える……。

○議長（岡本公秀君）

答弁は簡潔にお願いをいたしたいと思います。

（発言する者あり）

○危機管理監（木田博人君登壇）

平成28年には国土交通省が……。

（発言する者あり）

○議長（岡本公秀君）

答弁は簡潔にお願いいたします。

（発言する者あり）

○危機管理監（木田博人君登壇）

平成28年には国土交通省が……。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あのね、バックウオーター現象が含まれているかどうか聞いただけですよ。だから含まれているということだけ答えてもらったらそれでいいんですよ。下がってくださいよ。それ以外のことは聞いてません。人の質問時間を取らないでもらいたい、いいですか。

結局、私が言いたいのはこういうことなんですよ。先ほど示したそのハザードマップ、0.5から3メートルという浸水が想定されているけれども、そこにバックウオーター現象は含まれていないですよ。もしこれが起こったらもっと高くなるんですよ。こういうところに庁舎を建てるということになるんですよ。だから、やっぱりこういう面からいって、私はこういう場所は的確ではないというふうに思います。

さらに、大分時間が食われましたので、問題はまだまだあります。例えば、経済性ということについて市の文書に書かれていますけれども、候補地の中で地価が最も高く、既存建物の移転補償費などを踏まえると用地取得に伴う経費が高くなるか書いているんですよ。土地のかさ上げや土壌改良など浸水対策、液状化対策に要する経費も想定される、こういうことですよ。市の試算として、用地取得だけでも14億4,500万かかる。別途、移転補償費がかかる。さらに浸水対策、液状化対策、これの経費もかかる。

ええですか、こういうことが今財政が厳しいとか骨太の方針と言いながら、これだけのお金をつぎ込むのかという話ですよ。一体幾らつぎ込むんやという話ですよ。こういう問題、一体この用地取得費や移転補償費、それから防災・安全対策、これに膨大な費用がかかるんですけど、それでも亀山駅が適地と考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

行政の中核機能を担う新庁舎の整備につきましては、向こう100年先といった長期的スパンを見据えた上での計画が必要と考えております。そうした中、新庁舎の整備はまちづくり百年の大計といったこともございますが、そういった視点を持って、持続的に発展し続けられる本市のまちづくりを次世代へとつなぐ大きな取組の一つでもございます。

そのようなことから、建設場所につきましては、駅前には用地取得にも費用はかかりますが、経済性のみ視点ではなく、本市の将来をしっかりと見据えた上で都市マスタープランや立地適正化計画などに位置づける目指すべき都市づくりを踏まえ、慎重に判断していくことが重要であると考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要は、今の亀山市の財政からいったら経済性を重視しない庁舎建設ってあり得ないんですよ、これ。そのことが抜け落ちているんですよ。

それからもう一点、この客観的評価ですか、これが行われたということで、例えば亀山駅周辺、本当に全体で候補地としてあるだけで建てるところをどこ指定していないんですよ。例えば、計画性という中で公共施設や商業施設、にぎわいというのがあるんですけども、これも広い範囲で設定するから、評価をするから、図書館からエコーまで広い範囲で考えて、公共施設や商業施設、にぎわいがあるという評価になるんですよ。ところが、実際に亀山駅に近い場所ということになれば、商業施設、にぎわいはないんですよ。だから、この計画性の評価のところを亀山駅周辺という広いエリアで考えるから点数が高くなるという、これが一点ですね。

それからもう一つは、立地適正化計画だとか都市計画で適しているという項目で丸がついているんですよ、この地域はね。ところが、先ほど草川君も言いましたけど、亀山市の都市計画って、例えば今適していない地域、私なんかは住山なんかがいいと思うんですけど、そこに庁舎が建ったら、都市計画もそれから立地適正化計画も、その庁舎ができたことに合わせようみんな変えるんですよ。だから、現時点で全く何もそういう立地適正化計画も都市計画上も何もなくても、施設ができたらそれをみんな変えるんですよ、後から。だから、こんな計画性が今駅前はあるから、こっちは評価が高くて、住山は全くそれ計画性によってゼロだという、こういう評価の仕方自体が私はおかしいと思う。だから、庁舎が建ったら、そのところは計画性はぐんと上がるんですよ、評価が、だからこんな項目は、私は評価の対象にならんと思うんですよ。

例えば、具体的に言うと計画性のところで、亀山駅周辺、5点あるんですよ。これがもし計画性を除くと11.5なんですよ、点数がね。それから、市営住宅の住山の住宅のところは14.5点ですよ。これはもう計画性はもともとゼロですから。そうすると、住山の住宅周辺のほうが点数は上がるんですよ、これ。総合的に判断したらこっちのほうがいいということになるんですよ。違いますか。反論はありますか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今、議員のほうから計画性と経済性といったこともご指摘がございましたが、新庁舎の建設予定地につきましては、選定基準、これは5つございました。計画性、利便性、安全性、実現性、経済性、この5項目につきましてはいずれも重要な項目と考えておりますが、それをそれぞれ比較・検討を行い、総合的に判断をいたしまして亀山駅周辺を選定したところでございます。本市の土地利用や都市づくりにつきましては、第2次総合計画基本構想における都市空間形成方針において、これは議会のコンセンサスも得ておりますが、中心的都市拠点の強化やコンパクトなまちづくりの推進等の考え方をお示しした中で決定してまいった経緯がございます。その方針に沿って、より具体的な土地利用方針を都市マスタープランや立地適正化計画に位置づけており、新庁舎整備を計画する上においては、これらの計画との整合を図るべきものと認識いたしております。

いずれにいたしましても、5項目の選定基準に基づきまして、総合的に判断した結果でございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

答えになっていませんよね。最初に言いましたけれども、浸水想定区域3メートル、最大。これがバックウオーター現象が起こったらもっと高くなる。だから非常に適していない地域だということですよ。

それから、これに対策を打とうとすると膨大な金がかかる。先ほどから言っているその4つの大規模な事業がある中で、庁舎にそれだけのお金をかけられますか。かけられないでしょう。

最後の計画性と言いましたが、結局、亀山市の都市計画はみんな後追いなんですよ、これ。幾ら言ったって。更地のようなところに、何にもないところに物が一つできたら、そこは都市計画のあれが変わるんですよ、全く。そういうことを今まで繰り返してきたじゃないですか。だから、今現在そういう計画のあるところで、計画の位置づけがされているところにしなくてもいいんですよ、亀山市のやり方でいけば。だから、そういう意味でも、本当にどこから見ても、庁舎、この駅前は適当ではないと思いますよ。私が総合的に判断したら、これは駄目ですよ、これ。あなたの総合的な判断、市長の総合的な判断というのは間違っている。どうですか、市長。それでも総合的に正しいと思いますか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

いずれにせよ、都市計画上、経済性はもちろん大事でございますし、昨年5月、議員のご指摘のように、そして先ほど草川議員にもご答弁させていただきましたように、経済性の今後の財政負担も含めて、やっぱりこの大規模事業をどうするかというのはまずしっかり整理をさせていただくと、このことは申し上げてまいりました。

それから、今の例えば前段、答弁が中途半端でしたけど、やはり50年前の竜川の氾濫が極めて印象に、私自身も残っております。市民の方も多分そうであろうと思いますが、その後、大規模な整備がなされてきて、平成の何年でしたかな、2年か5年やったと思いますが、竜川に鈴鹿川との間に樋門を設置した、このことも大きかったと思いますし、鈴鹿川の護岸整備につきましては、バックウオーターを避けるために、これはずっとこの10年来、国交省には要望してまいりましたが、いわゆる南鹿島の導水管、これもやってきたことも確かでございますので、今のいわゆる専門的な技術によって、この防災対策がどこまで必要なのか、これはまた別の議論としてあろうかと考えております。

しかし、そう今議員がご心配のような状況にはならないというふうに考えて、しかし大事なことは、やはりこの経済性はもちろん、安全性、それから総合的なまちの将来の計画性、こういうことをやっぱり総合的に判断するということが、このことは極めて重要であるというふうに認識をいたしております。議員は住山への移転がベストというご所見でございますが、それはいろんな考え方があろうかと思っておりますけれど、やはりあの土地が例えば十数メートルの高低差をどのように考えていくのかとか、当然そういうことも考慮した上での総合的な判断を5つのエリアから検討させていただいたという経過でございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が住山を出したのは、あなた方が5つ出した候補の一つやということですよ。その中から比較・検討したと言うから私は出したんですよ。その比較・検討からいったら、計画性を除いたら住山がトップになりますよということを言っているわけですよ、その点は誤解のないようにしておきたいです。本当に総合的に考えたら、これはもう亀山駅周辺に建てるべきではないということだけ申し上げておきたい。

次に、マニフェストレポート、これは市長が出されたやつですけれども、これは4年前の公約と、今どうなっているかということのレポートなんですよね。1つだけ、たくさんあったので、1つだけ取り上げますが、学校施設の計画的な改修とオンライン教育の充実という項目がありまして、その中で、老朽化し更新時期を迎えつつある教育施設の改修、一部残った理科室などの特別教室の空調整備やトイレの洋式化、避難所となる体育館の電源・空調の整備などを計画的に進めると公約した。これが公約です。そのうち老朽化している教育施設の改修について、マニフェストレポートはどう言っているかということ、亀山東小学校体育館屋根の全面改修しか上がっていません。これも何度もこの場で私が雨漏りがひどいということを言って、ようやく今やったという事業ですよ。

私、質問したいのは、老朽化し更新時期を迎えつつある教育施設の改修を計画的に進めると書いてあるのになぜ亀山東小学校体育館屋根のいわゆる修繕、全面改修以外ないのか、この点についてお聞きしたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

櫻井市長。

**○市長（櫻井義之君登壇）**

まず、この4年間の政策公約の総括のマニフェストレポートにおきまして、教育に関わる中で、亀山東小学校体育館屋根の全面改修を具体例として挙げさせていただきました。また、大規模的な改修ではないものの、例えばプール関係、防犯カメラ、消防設備、衛生設備、トイレ等々の更新をはじめまして、緊急度や重要度を踏まえまして、様々な改修を教育委員会において行ってきたところでございます。この4年間の改修並びに工事の全ては議員にも資料として提示を求められましたので、全てご提示をさせていただいたと認識をいたしておりますが、また決算でもご議論はオープンになっておりますので、この4年間の改修と工事の総額は2億5,300万、件数にいたしまして703件を対応させていただいてまいりましたものでございます。

そういう中で、少子化、施設の老朽化は、将来的な教育課題への対応を考えたときに、学校施設の整備は、極めてその時々状況を十分に勘案して計画的に進めていかななくてはならないと認識をいたしてございます。

そういう中で、教育委員会において、この間に亀山市学校施設等長寿命化計画を昨年度策定いたしましたものでございます。その中で、ご案内のように、それぞれの建物の劣化状況やおおよその望ましい改修時期等も把握を今回できましたので、今後40年間のトータルコストといたしまして、長寿命化改修に加えまして経常の修繕費、光熱水費と維持管理費を含めまして約343億円の費用が試算がなされているところでございます。今回の計画策定は、今後の学校施設の計画的な改修の基盤となるものであらうと認識をいたしております。

このことから、今期、様々な教育委員会におきまして改修、修繕いたしてまいりましたが、マニフェストレポートの表現としては非常に、全部を書き切ることはいたしませんでしたが、実態とし

てはそのような状況でございますので、決算等々でもご議論いただいていたとおりでございますので、そこはご理解をいただきたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ここにもう一遍読みますけど、老朽化し更新時期を迎えつつある教育施設、こういう書き方なんです。だから、個々に修繕が必要なものはたくさんありましたよ、それをこれは言っているわけじゃないですよ。だから、いわゆる大規模に改修すると、新築する、そういうものをこのマニフェストでは指しているわけですよ。だから、それがなかったということを私は指摘している。

それから、長寿命化計画と言われましたけど、これは計画を立てますという公約やないんですよ。計画的に進めます。つまり、計画を立てた上で進めるということなんですよ。ところが、このマニフェストレポートは長寿命化計画を策定しましたと書いてある。計画を立てましたということですよ。違うんですよ、計画を立てた上で進めると書いてあるんですよ。だから、この点でもできていない。だから、この2つは本当にやれていないということを指摘しておきたいと思います。

それから、もう一つはエアコン問題ですね。空調設備ね。これについても、特別教室の空調整備やトイレの洋式化、体育館の電源・空調の整備、これについては全く進んでいないんですよ、これ。書いてありますけど、これは一体どういうことなんですか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

4年前の政策公約に掲げました空調設備等の整備につきましては、これはご記憶もあろうかと思いますが、あの当時、令和2年の12月でございますが、あの時点において、その前段もそうですが、大きな教育課題であったものというのが、まさに特別教室等の空調の整備でございました。

一方で、その時点におきまして、その時期を挟みまして、亀山中学校、中部中学校における全員喫食制給食の実現について、多くの保護者からのご希望、それから議会でのご意見も含めまして、そういう流れが生じてきたところでございます。

これらを踏まえまして、教育委員会からは、令和3年3月に、今後の学校給食の方向性として、中学校の全員喫食制給食の実現に向けての方向性が示されたものでございます。これを受けて、市当局といたしましても、総合教育会議におきまして教育委員会との意見交換を行いました。その中で教育の最重要課題として全員喫食制給食の実現を示されましたので、その考え方を尊重して進めてきたところでございます。

ただ、市内小・中学校の空調設備、普通教室は早く亀山市は進めてまいりましたが、特別教室に一部まだ残りがございますので、この空調設備の設置は平成30年度から2か年による事業で大きく進めてきたところでございますが、特別教室の設置率は52.6%となっているところであります。この4年間におきまして、具体の整備には至っておりませんが、申し上げましたように、最優先の教育課題の推進と必要な整備を行いつつ、今後の方向性を示されたところでございますので、学校施設の全体の改修計画と合わせて整理をいたしてまいりたいと考えております。ただ、4年前は、議会の皆様も、市民の多くの皆様も、学校現場の皆様も、この特別教室の空調を最優先という

ようなお声がございましたので、私自身は4年前の政策公約にそれをマニフェストの中に組み込ませていただいたという経過でございました。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

議会の責任みたいに、そんな話じゃないですよ。あなたが公約したんだからね。あなたがやろうと思えばできたんですよ、これね。

それから、中学校給食についても、この時期に既にあったんですよ、話はね。突然降って湧いたわけじゃないですよ、これね。だから、この公約をした時期にもう既に中学校給食の問題はありました。だから、それも踏まえて、この空調の整備は打ち出されているはずなんですよ。だからできなかったんですよ、あなたはね。やっぱりこの点については、私はこのマニフェストレポート、申し訳ないですが、やっぱり評価としてはもうゼロ点に近いんじゃないかというふうに思います。

では、最後に移ります。

最後に、櫻井市長の政治姿勢についてお聞きしたいと思います。

今年も残り僅かになりました。裏金問題というのが新語・流行語大賞でトップテンに入りました。やっぱり政治と金の問題、今年の大きな出来事の一つです。今開かれている国会でも、企業団体献金の禁止というのが大きな論点になっております。

来年1月には市長選が行われます。立候補表明されている市長に、これまでの政治と金はどうだったのかということをお過去に遡って調べさせていただきました。三重県公報には、県の選挙管理委員会に届出された政治団体について、政治資金規正法に基づいて収支報告が出されて、それは公表されています。

資料を出していただけますか。

まず1つ目、市長が県議時代の資金管理団体「ふるさとに21世紀を咲かす会」という会、この県議時代の収支報告ですね。これを見ますと、政治資金パーティーを1回開いて、その中で市内の建設業者などから272万を集めて、合計474万5,000円の収入を得ているということですね。

2つ目を出してください。

2つ目はそのまた次の年ですね。これは市長選の年に入るんですけども、この年の「ふるさとに21世紀を咲かす会」の収支報告ですね。このときは政治資金パーティーを2回開いているんですよ。合計1,000万ぐらいの収入を得てそれでいわゆる、しているんですけども、このときも市内の建設業者、幾つかありますけれども、合計で約500万円のパーティー券の購入をしています。これはあくまでも20万円以上のものだけが記載をされております。

政治資金パーティーというのをなぜこんなにやるのかというと、これよく分かるんですけど、開催事業費というのがありまして、ここを見ると100万ちょっとなんです。つまり、1,000万ものパーティー券の売上げがあっても、この事業の開催に係る費用は100万で済むんですよ、だから900万が丸々収入なんですよ。だからこれをやめられないんですね、政治家はね。

最後、もう一枚出してください。

この年の利益ですね。これがこの資金管理団体の900万近いお金は櫻井義之後援会に寄附をさ

れています。櫻井義之後援会はこの寄附を含む約1,000万の収入で市長選をやったことになり  
ます。これを見ますと、やっぱりパーティーをやって、政治資金を集めて、献金を集めて、その半  
分近くが建設業界からの献金になっているわけですね。これは事実上献金ですね。さっきも言  
いましたように、もう利益率9割ですから、ほぼほぼもう献金と変わらないんですね。だから、  
パーティー券、政治資金パーティーはもうやめようやないかという議論になっているということ  
ですね。

断っておきますけれども、私はこれが違法やとか言うつもりはありません。法的に政治資金パー  
ティーは認められているということを前提に話しています。それでもやっぱり市長選に立候補しよ  
うとする人が市内の公共事業を請け負うような建設業者から献金を受けていいのかという問題は、  
やっぱりこれは政治家としての政治的、道義的責任の問題というふうに私は思います。当然、企業  
が政治家に献金をするのは見返りを期待している。当然ですね、見返りなしにそんな献金するは  
ずはないんですよ。だから、やっぱりこういうことが今本当に国会でも議論されていますけれど、  
政治をゆがめてしまうのではないかということをやっぴり多くの国民も思っていますし、やっぴり  
そういう問題があるんだろうというふうに私は思っています。

そこで、市長にお聞きしたい。

この2009年2月に市長になった櫻井市長が、この直前の市内の建設業者などからのパーティ  
ー券購入という形での企業献金を受けたことを今どう考えてみえるのか、お聞きしたいと思いま  
す。

#### ○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

私、この16年間の市長になってから初めてのこの質問でございますので、少し丁寧にお答えを  
させていただきたいと思いますが、まず議員ご指摘の平成21年9月30日付、三重県広報で公表  
されました私の資金管理団体、これは唯一の法に基づく資金管理団体でございます、私は無所属  
でございましたので、企業献金も団体献金も受けられない中での資金管理団体を設定し、これに対  
する収支報告書を当時の三重県議会議員在職当時、政治活動の一環としてセミナーを開催してござ  
いましたので、収支報告をさせていただいたものでございます。当時の政治資金パーティーとはい  
え、私どもはパーティーは行っておりませんので、政治資金パーティーに類するということに整  
理されるんですが、セミナーを毎年開催させていただいて、そのご理解いただく、ご参加いただく  
収益から、私どもの後援会の事務所、後援会、政治活動を展開してきたという構造でございました。  
このセミナーであります、年に1回とか2回開催をさせていただくケースがございましたが、多  
方面からのご参加をいただいておりますので、まさに今建設業のみならず、多くの市内外の企業  
さん、あるいは団体からのご参加をいただいておりますので、そのセミナー会費を含めまして、  
政治資金規正法の関係規定に基づき、活動の収支を三重県選挙管理委員会に報告をいたしておた  
ものでございます。

なお、今議員が、これは前年度の1月1日からその年の12月31日までを報告するものでござ  
いますので、さっきお示しをいただきました資料の中で、多分、私の平成21年2月6日、市長就  
任後に年度末に報告させていただいたものが、多分、市長という公職で出させていただいてはおり  
ますけれど、これは前年度のいわゆる政治活動を表現したものでございますので誤解なきようにと

ということと、先ほど前年度1,000万の収入が選挙戦に使われたと、このように表現をされましたが、全くの誤解でございますので、後援会の後援会活動としてこれを活用したということは、ここは誤解なきようお願いしたいと思います。

なお、この市長就任に当たりまして、市長という公職を鑑みたときに、私自身は李下に冠を正さずと、その言葉がございますけれども、市民の皆さんの信頼を得ることを基本理念といたしまして、市長就任後、この資金管理団体は解散をさせていただいたものでございます。

したがって、市長就任以降にそうしたセミナー、当然パーティーもそうですが、一切開催をいたしておりませんし、そもそも県議時代から、従来から、私は無所属、政党に所属も、政党の推薦もいただいておりませんでしたので、企業団体献金につきましては一切頂戴をいたしておりません。

したがって、県議会議員当時のセミナーの参加者との関係が市長就任後の市政運営に支障を及ぼしているのではないかとのご懸念かというふうには存じますが、私は市長就任以来、李下に冠を正さず、信なくば立たず、これをモットーに市長として公平公正な職務の遂行に鋭意努めてまいりましたので、議員ご指摘のような、過去の三重県議会議員時代における政治活動が現在までの市政運営に何らかの影響を与えたという事実はございません。

#### ○議長（岡本公秀君）

服部議員。

#### ○16番（服部孝規君登壇）

なぜこの時期の問題を私が取り上げたかというのは、市長になる、なろうとするその直前でもってこういう政治資金パーティーという名前のものですね、セミナーと言われましたけれども、これは報告書でも政治資金パーティーと書かれていますわ。そういうものを作って、その中にいわゆる半数以上の金額を建設業界、市内の公共工事を受注するであろうそういう建設業界からのお金で成り立っているということですね。それがそのまま900万というお金が櫻井義之後援会に寄附されたのも事実ですよ。だからそこへお金が移って行って、昨日、中日新聞が書きましたけど、こういう資金管理団体から後援会にお金を移してする政治家が多いと。なぜかといったら、後援会のほうがいわゆる公開の透明性が下がるからということを書いてあるんですよ。だから、そういう意味で、資金管理団体で集めたお金を後援会に寄附するというのは、これも一つのやり方なんですよ。それで後援会として収支報告する。そのときには、あまり透明性のないような、公開性の低いような、低まるような形で公開をすればいいということになるので、そういうふうになっているということなんですよ。

私は、やっぱりこういう市長になる、そのときにこういう形でお金を集めて、それでやっぱり市長をやられたということですね。この問題は、やっぱりどう考えたってその後の市政に影響があると思うのがごく普通じゃないですか。これだけのお金をいただきながら市長になって、そのことに一切関係ありませんという、そんなことが果たして通用するのかな。私、一番注目したのは、本当にこのことを真摯に反省して、今はもうやっていませんと言うならいいんですよ。反省がないんですよ。今はやっていませんと言うだけでね。このこと自体は県議時代だから問題ないという言い方をするんですよ。そうやないんですよ。県議時代であれ、何であれ、やっぱりこういうお金はもらうべきでないというのが、私は政治家としての道義的責任だということを言いたいので、これ

を取り上げさせてもらいました。やっぱりこういう問題というのは国政でも起こっていますよ。ロッキード、リクルート、佐川、みんなこれは政治と金の問題ですよ。そういう政治をゆがめてきているという経緯があるので、だから亀山市についても、市長になるような人が前年にこういうお金を集めて、そのお金を自分の後援会に移して寄附してもらって、それでもって自分の後援会活動をやるということ自体が、やっぱりこれはやるべきではないということをお願いしておきたいと思います。市長、反論はありますか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、今少し誤解があると思いますが、政治とその資金、政治資金の問題、国で今議論になっておりますが、政治資金団体は、政党が企業団体献金を受ける唯一の団体と。私が申し上げておいて、今そこに当時ありました政治資金管理団体でございまして、私は先ほども申し上げたように、無所属で政党所属がございません。政党からお金が入らない、あるいは受けられない、そこは整理をいただきたいと思います。

それから、県議会議員当時の私の政治活動にご賛同いただいて、開催したセミナーに本当に多方面からのご参加がございまして、その会費としてお支払いを受けたものでございまして、それらは政治資金規正法に基づいて適切に収支報告をさせていただいてまいりました。当時のセミナーには、議員ご指摘の市内建設事業者のみならず、市内外の他業種の企業、それから団体、個人の方々にご参加をいただきました。収支報告上は法で定められた20万円以上の収入は記載をさせていただいていますので、たまたまここは建設業者が多かったということではありますが、それ以外につきましては多くの方々にご参加いただいたということでございます。この姿勢は三重県議会議員時代から市民の皆さんの負託を得て、市長に就任した後におきましても、先ほど申し上げたように全く変わりはありませんので、当時の政治活動への賛同の是非に関係なく、公職であります市長としては、公平公正な市政運営を、李下に冠を正さず、信なくば立たず、そのモットーで16年間務めさせていただいてまいりましたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

李下に冠を正さず、信なくば立たず、これを市長に私は上げたいと思いますね。

やっぱりこういうお金の流れの中で市長になったのは間違いはないんですからね。そのことはやっぱり反省していただかないと。やっぱりそれが今の市政に影響を与えているのではないかと、そういう思いは市民は抱くと思いますよ。こういうお金をもらっておったのは事実ですから、だからそのことをやっぱり反省していただかないといけないのではないかとということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時52分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、谷川地域医療統括官は公務のため午後から欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

次に、12番 森 美和子議員。

○12番（森 美和子君登壇）

皆さん、こんにちは。

2年ぶりの一般質問をさせていただきます。若干緊張しております。公明党の森 美和子です。よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、次期総合計画の策定についてでございます。

2017年にスタートした第2次亀山市総合計画（グリーンプラン2025）も、いよいよ来年最終年度を迎えます。この9年間にコロナウイルスが全世界で感染症を引き起こし、ロシアによるウクライナ侵略は終結の糸口さえ見つからず、その影響でエネルギー価格の高騰や物価高騰は私たちの日常生活に大きな影響を及ぼしております。9年前には想像もできなかったことでございます。

今年8月に次期総合計画の策定方針が示されました。2026年度から2033年度までの8年間にわたる亀山市の最上位計画でありますし、全ての個別計画はこの総合計画との整合が図られていく大変重要な計画ということで今回質問に上げさせていただきました。

まず、1点目の策定スケジュールについてお伺いをしたいと思います。

令和6年度、令和7年度の2か年で策定することは、当初予算の債務負担行為として計上されておりましたので認識をしておりますが、全体のスケジュールについて改めて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

12番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

令和7年度末をもって第2次総合計画の計画期間が終了いたしますので、現在、令和8年度を始期といたします次期総合計画、第3次総合計画の策定に向けた取組を進めているところでございます。

その策定スケジュールにつきましては、先ほど議員もお触れいただきましたが、去る8月30日開催の予算決算委員会協議会においてお示しをいたしました次期総合計画の策定方針に基づきまして、本年度から2か年をかけて計画策定作業を進めてまいることといたしております。

本年度は、副市長を委員長とする総合計画策定委員会など組織横断的かつ実効性、機動性の高い計画策定体制を構築した上で、総合計画の策定に向けた基礎調査及び都市構造分析をはじめ、第2次総合計画の評価検証とまちづくりの課題の抽出、市民アンケート調査やヒアリング等による市民意向・市民意見の把握を行うことといたしております。

また、来年度につきましては、5月頃をめどに、市民とともに今後のまちづくりを考えるフォーラムを開催する予定でございます。その後、基本構想中間案の作成、また夏頃をめどに基本計画中間案の作成を進め、秋頃には計画案全体を取りまとめまして、総合計画審議会への諮問を経て、令和7年中には計画の最終案を取りまとめ、その後、パブリックコメントの実施等を経て、令和8年3月定例会に関係議案を提出することができるよう進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、総合計画の策定に係る関係議案の提出に至るまでの間におきましても、適宜議会へご報告、関係資料の提出を行いますとともに、計画案に対する議会からのご意見もいただきながら、計画策定に向けた検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**○議長（岡本公秀君）**

森議員。

**○12番（森 美和子君登壇）**

全体スケジュールについてお伺いをいたしました。この総合計画は議決事件ですので、また丁寧に議会のほうにもお示しをいただきたいと思えます。

次に、策定過程における市民参画についてのうち、まず市民参画の方法についてお伺いをしたいと思います。

先ほども少し触れてはいただきましたが、新市になって来年1月で20年を迎えます。その間、亀山市として第1次、第2次総合計画が策定されてまいりました。当然、市民ニーズの調査や市民の声を反映させてきたと思えますが、一方で、デジタル技術の進展により新たな方法も取り入れることができるようになってまいりました。市民参画の方法について見解を求めたいと思えます。

**○議長（岡本公秀君）**

笠井部長。

**○政策部長（笠井武洋君登壇）**

総合計画は、長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものでございますので、その策定に当たりましては、亀山市総合計画条例に基づきまして、これまでからも市民の参画機会の確保を図り、市民意見の把握と計画への反映に取り組んでまいっております。

こうした中、次期総合計画の策定方針におきましても、計画策定方法に関する4つの基本的な考え方の一つといたしまして市民参画による計画づくりを掲げ、計画策定における様々な段階におきまして、市民が参画しやすい環境づくりに取り組み、市民の意向を計画に反映できるよう努めることといたしております。

具体的な方策といたしましては、まず全般的な取組といたしまして、市民アンケート調査の実施をはじめ、亀山市総合計画審議会への公募委員の登用、市民とともにまちづくりを考えるフォーラムの開催やパブリックコメントの実施を予定いたしております。

また、小・中学生や高校生、若者世代や子育て世代など、特定の世代をターゲットとした意見把握にも取り組むとともに、市内22地区の地域まちづくり協議会や亀山市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー等へのヒアリングを実施し、地域ごとの現状や課題、さらにはこれまで調査等が希薄であった層の意向把握にも努めてまいります。

このほか、行政と民間が相互の強みを生かして地域課題の解決につなげていくための公民の対話の場を新たに創出することも検討いたしてございまして、様々な手法によりまして市民の参画機会を幅広く確保してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

様々な方法をやっていただくということで確認をさせていただきました。審議会委員の一般公募やアンケート、フォーラムという形でやられるということ、また希薄であった層、これがどういった層なのか、次に聞かせていただく若者の声の反映についてということにつながってくるのか、ちょっとそこら辺を確認をさせていただきたいと思います。

若い人たちは、やっぱり自分たちの将来について考えることにもなりますので、また成人年齢も18歳になっております。どのぐらいの年齢層をその若者として見られているのか、なるべく多くの意見を聞くにはどのような方法が考えられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

次期総合計画の基本構想は、おおむね10年先を見据えつつ、市の将来像及びこれを達成するための政策の大綱を示すものとして、令和8年度から15年度までの8年間を計画期間として策定をする予定でございます。そのため、市民の参画機会の確保を図る上におきましても、次代を担う若者の将来に対する意識や市政に対する考え方などを把握し、それらを計画に反映していくことも重要であると考えているところでございます。

一方で、これまで実施をしてまいりました市民アンケートの回答率を年代別に見てみますと、年齢層が高くなるほど回答率も高くなる傾向にございまして、いかにして若者の意見を把握していくかが計画策定作業上の課題の一つであるということも考えてございます。

こうしたことから、若者世代の意見把握につきましては、市内の小・中学生や本市と関わりのある高校生及び大学生、20代から30代の市民を対象とした意見聴取に努めることといたしており、対面での意見聴取のほか、より多くの若者の意見を把握するため、SNSを活用したウェブアンケートの実施など、様々な手法について検討を行っております。

なお、現在、高校生を対象とした取組としまして、亀山高校と連携をしましてシステムメディア科3年生の授業の一環として、政策部の職員も授業に参加をさせていただきながら、私たちが住み続けたい亀山市をテーマとして、まちの活性化や持続可能なまちづくりのためのアイデアの研究をいただいているところでございまして、来月にはその研究成果をご報告いただく予定ともなっております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

様々やっていただくということで、非常に期待をしたいと思います。

中学生議会を8月27日にさせていただいた後の中学生のアンケート結果を見ると、本当に貴重

な体験ができたとか、それから亀山市の魅力を知るきっかけになったというすごい、そういった意見を本当にうれしいなと思いましたが、やはりこういう子どもたちの意見をずっと聞いていく癖、きっかけづくりをやはり行政が仕掛けていくという。先ほど高校生にもそういった授業に出て意見を聞いていくということでもありますので、そこは本当にしっかりとやっていただきたいと思ひますし、その積み重ねがあつてこそ、まちづくりへの参加とか声を出すとかということにつながっていくと思ひますので、これはしっかりとさせていただきたいと思ひております。

次に、現計画の評価検証についてお伺いをしたいと思ひます。

策定方針では、第2次総合計画の評価検証・総括とまちづくりの課題の抽出を今年の8月頃から来年1月いっぱいかけて行うとされております。約半年かけてやるということですが、もうそろそろ見えてきたのではないかと思ひますので、現時点で見えてきた亀山市の課題についてお伺いをしたいと思ひます。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

次期総合計画の策定に向けた検討に当たりまして、第2次総合計画の評価検証を行うため、現在、後期基本計画に位置づけをいたしました330の個別施策ごとに、後期基本計画期間における実績や成果はもとより、積み残した課題でありますとか、次期計画への方向性など、6つの項目による評価検証を全庁的に実施いたしているところでございます。これらの評価検証につきましては、来年1月中をめどに取りまとめを行い、内容を精査の上、今後、基本構想の検討や分野別の施策の検討等に活用してまいりたいと思ひます。

なお、この評価結果を含めまして、第2次総合計画の総括につきましては、まとめ次第、議会へもお示しをさせていただく予定でございます。

そうした全庁的な作業を進めているところでございますので、現時点におきまして、第2次総合計画の総括や課題の取りまとめまでにはまだ至っていないところではございますけれども、これまで庁内検討組織であります総合計画策定委員会での検討や庁内での協議等におきまして、人口減少への対応や計画的な土地利用の必要性等について課題等が上げられているところでございます。

このほかにも、毎年度実施をいたしております総合計画の推進に向けた行政評価におきましても、32の基本施策ごとに施策推進における課題等も整理をいたしておりますので、そうした内容からさらに整理を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

ぼやんとしかまだ見えていないというような答弁でございましたけど、次に、特に福祉的な課題についてお伺いをしたいと思ひます。

まず初めに、団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題が随分注目をされ、介護難民にならないための対策が急がれましたが、もう来年2025年になります。そして、現在はその団塊のジュニアであります方が65歳以上の高齢者になる2040年問題も注目をされております。この2025年問題、また2040年問題を踏まえた亀山市の課題についてお伺いをしたいと思ひます。

○議長（岡本公秀君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

ご質問の福祉課題の中でも、特に2025年問題、2040年問題の関係でございますが、議員おっしゃいましたように、2025年問題につきましては団塊の世代が後期高齢者に突入していくというような中で、介護費や社会保障費が急増するというような中で、高まる介護需要を支える人材不足が深刻化するという問題でございます。翌年に迎える中で本市の扶助費などが大きく増加してきているというような傾向も含めて、こういった影響は現れてきているというふうに考えております。

また、これから迎える2040年問題につきましては、その背景には、今も進んでおりますが、進行し続けております少子高齢化による人口減少問題が根底にはございます。そうした中で、国立社会保障人口問題研究所が発表されました我が国の将来推計人口の令和5年推計によりますと、2040年における我が国の65歳以上の高齢者は全人口の34.8%の約4,000万人近い人数に上るといふふうに予想される一方で、15歳から64歳の生産年齢人口につきましては、2025年時の推計と比べまして大きく減少し、全人口の4%に相当する1,096万人もの減少が見込まれるというような状況になっております。

こうした2040年の人口構成の変化によって、医療、介護、年金などの社会保障やインフラの維持が困難になるほか、労働力不足から経済が縮小するなどの問題の発生が予想されまして、現役世代の人口の急減という新たな局面に突入することとなるというふうに考えております。

本市におきましても、人口推計は同様の傾向が出ておりまして、2040年におきましては、高齢者は全人口の33.3%の1万5,000人余りとなる一方で、生産年齢人口につきましては、2025年推計に比べましても、国と同様に人口の4%に相当するような3,700人余りの人数が減少するということが予想されておりまして、国と同様に大きな課題になるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

人口減少によって働き手がどんどんなくなっていくというような大きな問題も今後出てくるということで、確認をさせていただきました。

次に、重層的支援体制の深化について伺っていききたいと思います。

この重層の支援体制が始まる前から私自身も議会で取り上げてきましたし、市も国が進める前身のモデル事業から取組をされ、他市をリードする体制ができていると評価をしております。改めて、現状の確認と終わりのないこの取組のさらなる深化について伺っていききたいと思います。

現在、コミュニティソーシャルワーカーを社協に配置し、相談支援包括化推進員も専任として配置をしていただいております。断らない相談窓口、何でも相談窓口ができているわけですが、この窓口にどのような機関から相談に来られているのか、相談に来られる機関についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

重層的支援体制整備事業につきましては、支援関係機関でありますとか、地域の関係者の皆様が相談窓口等で把握した相談を断らずに受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを目的に、いろいろな事業を進めているところでございます。

本市におきまして、こういった相談のまず入り口になる部分ということで、きっかけになる相談をいただく機関につきましてはいろいろなところがございますが、令和5年度に新規で相談をいただいた件数で申しますと、まずご本人からが10人、10件ほどございます。私どものような福祉機関とか、主に子ども関係の部署が多いんですが、ほかには下水道グループなどというようなところもございまして、行政機関のほうから11件、あとは小・中学校でありますとか、高等学校などの教育機関からが15件というようなところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

多分行政も、福祉部門もそうですし、それから社協もそうですし、こういう重層的支援体制を取っていると、誰でも相談ができますよという広げていただいた結果で、このような様々な部署から、それから教育機関であったり福祉であったり、私もよく言いましたけど、滞納とかそういうところに、裏側にある様々な課題を抱えているご家庭をどうやって救っていくのかということも申し上げてまいりましたけど、そういうところから相談があるということを確認をさせていただきました。

また、現在、亀山市独自のつながるシートを全庁的に展開されているということではありますが、そのことによって効果も増していると思っておりますが、現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

つながるシートにつきましては、令和5年度の活用状況で申し上げますと小・中学校でありますとか、高等学校をはじめとした教育機関ですとか、基幹型地域包括支援センター、放課後デイサービス事業所などのほか、市の、先ほども申しました下水道などの部署であったり、障がい支援や子ども・子育て支援の部署などから合計で26件の提出をいただいております。ですので、先ほど申しました新規の相談者70件の相談をいただいている中で新規のシートの導入につながっているのは26件というような状況でございます。

こうしたつながるシートを導入しておりますことから、どのような効果があるのかということでございますが、導入以前は支援対象の方からまずご相談をいただいても、行政の中ではいろいろな支援があるということはそれぞれの部署では把握はしておりますものの、なかなか本人の同意が得られない場合に、そういった情報共有ができずに具体的な支援につなげることが難しかったというような現状がございましたが、現在はつながるシートを活用しまして社会福祉法に基づく支援会議を開催するというような段取りを進めることで本人の同意を得ることなく庁内での情報共有とか関

係機関での情報共有が、個人情報保護法の関係などをクリアした上で、できるというようなところで、具体的な支援につながりやすくなっておるといふふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

随分そういう体制がきちっとできていったということはすごい、市民にとっても本当にすごいことだと思っております。先ほど令和5年度の相談のことを、件数を教えていただきましたが、これ経年的な件数というのはどんなふうに、この相談から支援に結びついた経年的な件数というのはどんな形で増えているのか状況を教えていただきたいのと、この間つながるシートなんかも展開をされておりますが、特徴的な何か変化があればお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

つながるシートの提出から具体的な支援につながりまして、会議を経て、世帯全体の支援の方向性を取りまとめるトータルケアプランの作成というものにつながってまいります。ここで具体的な支援が本格的に進んでいくというふうに考えておりますが、このトータルケアプランの新規の作成件数ということで件数を申し上げますと、令和2年度が初年度になりますが、こちらが19件、令和3年度が8件、4年度が9件、5年度は6件となっております。

スタートしました令和2年度につきましては、初めてつくるということで全ての新規件数が、そもその数も多かったところではございますけれども、それ以降は落ち着いてきているというふうに考えております。

これの中で特徴的な部分ということで、件数については今の現状としては平準化してきておるといふふうに考えておりますが、先ほども申し上げましたように、なかなかこれまで本人同意の壁とかもあって具体的な支援につなげることが難しかったケースがちゃんと支援までつなげることができてきているというところが大きいのではないかと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

では、最後に深化についてお伺いをしたいと思います。

10年ほど前に、この重層的支援の先駆者であります豊中市社協を視察して、勝部麗子さんに直接お話を聞いてまいりました。亀山市でも過去2回勝部さんに来ていただいて、講演もしていただいております。

豊中社協が行っている大きな特徴は、全ての人に居場所と役割が大事であるとして、支援が必要な方には亀山市のように寄り添い支援をする中で、支援から社会参加への仕組みづくりが整備をされております。例えば、個別支援の中で課題になったごみ屋敷では、福祉ごみ処理プロジェクトを立ち上げて、大量ごみ処理についてルール化を図ったり、徘徊高齢者の捜索があれば徘徊SOSメールプロジェクトを立ち上げ、携帯電話を使ってまちぐるみのネットワークをつくったり、定年後の男性で無償貸与された農園を運営、そこでできたサツマイモを使って焼酎を造ったりと、居場所

を提供する中で生きがいを持てるような事業を大きく展開されておりました。

専門職など行政側だけの支援は当然として、幅広く支援の輪を市全体に広げたり、それから社会参加の一環として、支援を受けた方が自分ができる範囲で支援する側になったり、支援される方の自己肯定感、自分は社会の役に立っているという自己肯定感を上げることにつながる、そんな仕組みができておりました。

今出来上がっている個々の状況に合わせた、市長がよく言われるオーダーメイドの支援、それはされておりますが、そこをさらに深化させていく仕組みづくりが、現状もう一步、私は足りないのではないかと考えておりますが、ご見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

本市におきましては、相談支援の入り口となる個別のケースにおきましては、先ほど来申し上げておりますように、つながるシート、これを活用しまして支援関係者間での個人情報共有ができる支援会議を都度都度開催をさせていただくなどで具体的な支援の方向性を定めるトータルケアプランの作成にまでつなげて、具体的な支援を進めるというところには今のところ手が届いてきているのかなというふうに思っております。

このような中で、相談支援の出口部分の仕組みということで、先ほどご提案いただいたような内容になるかと思うんですが、これまでは市社協に配置をしましたコミュニティソーシャルワーカーとの連携の下で、既存の福祉サービスを利用することができない方でありますとか、制度の狭間の方の個別の就労ニーズに対応できる取組として、市内外の福祉サービス事業者や民間企業に就労体験の場を提供いただく亀山市参加支援事業の実施などのほか、新しい取組としてインターネット上の仮想空間に参加しまして、趣味や悩み事などの会話を会場に集まっているかのような体験をできるオンライン居場所の試行運用の開始に向けた準備を進めておるといようなところでございます。

しかしながら、社会参加に結びつく仕組みづくりにつきましては、これまで各分野で整備・管理されてきたもので、世代や属性が限定されたものという形での展開であったのかなと、そこにとどまってしまっておるといのが今の現状かなというふうに考えております。

こうしたことから、社会参加に結びつく仕組みづくりの充実・強化に向けまして、各分野で取り組まれてきた仕組みづくりの分野間の調整でありますとか、市内の事業所の皆様が業界や業種を問わず、それぞれのリソースを少しずつ持ち寄ることで支援の可能性が大きく広がる取組として展開できる官民連携のネットワークの場づくりについて、市社協に配置をしておりますコミュニティソーシャルワーカーとも連携をしながら、今後取組を考えていく必要があるというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

本当にその専門職とか福祉部門の方が一生懸命汗をかいて、入り口の部分も出口の部分も一生懸命今はやっていただいておりますと思うんですけど、それをやっぱり市域全体に広げていくことが、私はまちづくりにつながっていくと思いますし、意識改革にもなると思いますし、地域福祉計画に書

いてあります誰もが生きがいを持って暮らし続けることにつながっていくと思います。もし市長の見解があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

2年ぶりの森議員へのご答弁をさせていただきたいと思いますが、地域共生社会をしっかりと亀山版、亀山に合った形でつくり上げていこう、そして重層的支援体制をやはりこれも亀山に合った形でつくっていこう、そういう思いで多くの方がご賛同いただいたり協力いただきながら、今ご紹介いただいたようなものが積み上がってきております。ぜひ深化をさせていかななくてはならないというふうに思っておりますが、さっきも部長の答弁もありました、ややもすると非常に世代とか属性が限定されたものでしか展開できていなかったりとか、なかなか縦で入っていること、あるいは横で入っていることがうまくつながっていなかったりと、これが大きな課題であろうかと思っております。

もう一方で、やっぱりコロナを経験して改めて実感いたしました、やはり地域の世代間の絆とか支え合いの概念とか、これが非常に世代間闘争みたいなことになってしまっただけでは持続可能な状況がつかれないのではないかとということをお心配をいたしております。2040年問題は、まさに団塊ジュニアが高齢者になっていくときの、またそれを支えていくような状況がどう変わっておるかなんですが、やはり亀山市の地域共生社会を支える、あるいは重層的支援体制を支える、このつながりとか、あるいはその意識を持つ、これをしっかり育成をしていくということは大事ななというふうに改めて今感じているところであります。

独りぼっちをつくらへん、そんな亀山をつくっていくためには、今ご提案、ご指摘の部分も含めて、行政としては多くの市民、民間の事業者、これは市内外の事業者の皆さんもそうなんですが、多くの力をお借りして、それを粘り強く高めていく必要があるかと思っております。

尊敬いたします豊中の勝部麗子さん、6年ぶりに亀山へ今年はお越しいただいて、お話を聞かせていただきました。いろいろエールをいただいたとも思っておりますが、40万都市の豊中と、この5万都市の亀山、随分アプローチの仕方が違うんですが、5万都市だから豊中でやっておられることというのは、なかなか非常にこれはまた違うというか、難しいと思いますけど、5万都市だからできることが多分あるんだろうということを改めて実感いたしました。

最近、マージャン大会までやっていただいておりますということも聞いている、農業から焼酎造りとか、多くの方の居場所をつくるという部分では、もう一工夫、私どももしていかななくてはならないと思っておりますが、ぜひそういう亀山が、これからは重層的支援体制がしっかり機能するような段階的なレベルアップを、今後も多くの皆さんの英知で積み上げていく必要があるというふうに考えております。突然でございましたので、すみません。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

2年ぶりの質問で、時間配分がもう全くぐちゃぐちゃだなと思って、ちょっと早口で最後いきたいと思います。

この項の最後、終活支援についてお伺いします。

国立社会保障人口問題研究所（社人研）は、若者からシニアまで1人で暮らす世帯の割合は、先ほども少しありましたが、全都道府県で上昇傾向を示し、2050年には27都道府県で4割を超える見通しとなっていると公表されております。

若者に対しては婚活支援などを行っている自治体がありますが、そもそも結婚に魅力を感じない方や子育ての大変さから子どもを望まない方もいることから、結婚観はそれぞれであろうと思いますが、子どもを産みにくい、育てにくい環境の整備は大変重要なことだと思っております。

また、高齢者に関しては、先ほど統計を見据えた中で、生活スタイルの変化や家族形態、考え方が本当に今大きく変化をして、ご自身の最期をどのように迎えるかというのはやっぱり考えていかなければならない時代になってきた、娘や息子に任せておけばいいという時代ではなくなってしまったというふうに感じております。

今年度から始まった高齢者福祉計画には、エンディングノートの普及の取組が明記されております。以前、視察で訪れた品川区の社会福祉協議会では、同じようなライフプランノートを発行されておりました。自分自身のことから金銭管理、かかりつけ医などの健康面、葬儀や遺言に至るまで個人の情報を書き込めるようになっており、いざというときに活用できるようになっておりました。

亀山市で、このエンディングノートをいつ頃作成するのか、またどのように展開するのか、ちょっとはしょって言ってください。すみません、時間がありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

エンディングノートの作成につきましては、先ほどおっしゃっていただきましたように高齢者福祉計画に基づいて、現在、作成を社会福祉協議会と連携しながら進めております。

このエンディングノートにつきましては、一応年度内、年明けなるべく早い段階で完成をさせた上で、市民の皆さんにお披露目をしていくような形を想定をしております、完成後におきましては、いろいろな講座などで利用方法を紹介させていただいたり、ホームページやLINEでの周知啓発や地域包括センターの窓口での配付というような形で普及促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。年度内に出来上がるということで、また楽しみにしたいと思います。

次に、先ほど生活様式が変わったと申しましたが、いざというときに情報提供を市が担う終活情報登録伝達事業の導入でありますが、資料を出していただいているいいですか。

これは横須賀市が2018年から行っている事業であります。認知症や病気等になったとしても、また家族が遠方で頼れない方も、ご夫婦のみの世帯や単身者に限らず、元気うちに自身のしまい方を考える中でのサポートですが、亀山市でも導入する必要があると考えますが、ご所見をお伺い

したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

終活に関する支援につきましては登録制度などは、身寄りのない高齢者などが緊急連絡先などの情報を事前に市のほうへ登録するなどの制度ということで、一部の自治体で実施されているということにつきましては認識をしております。一方で、これに類する民間のサービスが現在かなり進んできておるといのが現状でございます。県内におきましてもそういった事業者が幾つか存在をしておるといところで、市民の中にもそういったことを利用されているという方がいらっしゃるというような話も聞き及んでいるところでございます。

一方で、今年度、厚生労働省によりまして、身寄りのない高齢者の身元保証でありますとか日常生活支援などといったものを社会福祉協議会などに委託するモデル事業が幾つかの自治体で実施されておきまして、こういった動向なども検証しながら、今後調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

株式会社日本総合研究所が調査した中では、自身のしまい方を準備しておきたいと考えている人は9割を超えているそうです。一方で、具体的に民間等に依頼している人は1割前後だということです。やはりこのギャップを埋める必要があるのかなど。民間にお願いするのは全然いいことなんですけど、やっぱりそういったことを、自分のしまい方というのをきちっと考えていきましょうよ、エンディングノート等を使いながら、そういった普及啓発は、私は行政がしっかりやっていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、今後よろしくお願いをしたいと思います。

大きな2点目、職員の働き方改革についてお伺いをしたいと思います。

厚生労働省の定義によりまして、働き方改革とは、働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革だということでございます。この改革が社会全体で進められている中で、自治体職員については様々な住民への行政サービスの対応などが多く、その業務は膨大で長時間に及ぶことから、働き方改革が進みにくいと言われております。

職員のワーク・ライフ・バランスと、この後取り上げますが、成り手不足解消の観点から今回質問に取り上げさせていただきます。

市では、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づき、特定事業主行動計画を策定しております。この第5次もできつつある中だと認識をしております。そのような中で、監査委員から出される定期監査結果報告書を見ますと、毎年幾つかの部署で時間外勤務及び年次有給休暇の取得日数について指摘をされております。

そういった中で、まず時間外勤務の状況についてお伺いをしたいと思います。

コロナ前とコロナ後に何らかの変化があったのか、また1人の職員で年間最大何時間の時間外が発生しているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

職員の時間外勤務時間につきましては、亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第11条におきまして、職員1人当たり命令する時間外勤務時間については、原則として1か月において45時間以内、1年において360時間以内と定められております。

一方で、第4次亀山市特定事業主行動計画、これは令和2年度から本年度、令和6年度まででございますが、におきましては、年間時間外勤務時間数の目標値を4万時間に設定しております。これらを達成するために、毎年副市長が所属長と面談を行った上で、各所属における年間時間外勤務時間数の目標値を定め、労働時間の短縮やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を進めているところでございます。

その結果、お尋ねのコロナ禍前とコロナ禍後の時間外勤務時間の状況を比較いたしますと、コロナ禍前である平成30年度の年間時間外勤務時間の合計は、全体で4万2,328時間、コロナ禍後の令和5年度の時間外勤務時間の合計は3万9,625時間で、結果的に2,703時間の時間外勤務時間の削減ができたところでございます。

それと、先ほどご指摘がございました例年、先ほど規則で月45時間、1年360時間と定めはしておりますものの、やはり公務でどうしてもそれを超える場合も生じておまして、年間数人は超えるというふうなこともございますが、これにつきましても所属長に対しまして、経営会議の場でありますとか副市長面談の場におきまして、そのようなことがないようにというふうなことの面談もいたしておりますし、年次有給休暇につきましても5日未満の職員が解消できるように、そういったことも周知をいたしておるところでございます。

また、時間外が360時間を大きく超える職員もおりますが、これは先ほど申し上げましたように、やむを得ずといったこともございますし、集中的に経済対策でありますとか、そういった事業が集中した場合にはそういったことも発生しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

時間外勤務に関しては、削減をされていっているということが確認できましたし、ちょっと1人で最大何時間の時間は言っていただきませんでした。鈴鹿のほうでは何か1人1,000時間とかとって非常に問題になったということも聞いておりますので、しっかりとそこら辺は災害とか緊急な場合もありますので、職員の状況は把握をしていただきたいと思います。

時間がないので、次に職員のメンタルヘルス対策について、ちょっとここはお伺いをしたいと思います。

地方公務員の安全衛生推進協会によりますと、メンタル不調による長期休務者は10年前の約1.8倍、15年前の約2.1倍と増加傾向にあり、特に20代、30代の長期病休者率が高いという特徴が見られるとありました。職員のメンタル不調は、職場での影響とともに市民サービスへの影響もでございます。

市では、令和5年度から相談機能の充実を図っており、産業カウンセラーの資格を有している職員の配置をしていると認識をしておりますが、産業医もいらっしゃる中でのこのカウンセラーの位

置づけについてお伺いをしたいのと同時に、昨年設置されたところですが、相談件数についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど議員ご紹介いただきました産業カウンセラーでございますが、職員の業務におけるストレス緩和や解消を目的として、産業医等の相談体制に加え、総務課に担当職員による相談窓口を令和5年度から設置をいたしております。配置している職員は、令和5年度に一般社団法人日本産業カウンセラー協会が開催する産業カウンセラー養成講座を受講し、産業カウンセラー試験に合格した資格を有する職員でございます。

令和5年度の実績といたしましては34件ございまして、延べ13人の職員の相談に応じており、職員のストレス緩和につながっていると考えておるところでございまして、産業医も相談も行ってありますが、より職員が気軽に相談できるというふうな位置づけでこの相談職員を配置しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

34件、13名の方に相談に乗っていただいたということで、気楽に相談に乗れるという、そういうことをやっていたいただいているのは、本当に心を病んでしまって休職してしまうという以前の未然防止にも私はつながるんじゃないかと思えますし、産業医では分からない職場環境の中での問題点とかというところも、やっぱりその所属長には言えない、カウンセラーには言えるというところもあるかと思えますので、ぜひ充実をさせていただきたいと思っております。

このカウンセラーというのは亀山市独自のものなのか、他市にもあるのか、その点について確認をしたいと思えます。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

各市いろいろメンタルヘルス対策というふうなことで実施はしておりますが、近隣の市では、四日市さんとか産業カウンセラーとの面談を実施しているというふうなことは聞いておりますが、ほかの市では、そういった相談体制はあっても、例えばほかの精神科の医師とか、臨床心理士とか、そういった相談でございまして、産業カウンセラーの面談の相談体制というのは少ないというふうな考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

四日市市さんがやっているというふうな確認をさせていただきましたけど、やっぱり本当に産業

医さんとか精神科の先生たちというのはハードルがちょっと高いもので、なかなか行きにくい部分がありますので、こうした同じ職員として、そういった資格を持っている人のところにまずは相談に行ける体制をつくっていただいたということは、本当にありがたいことだなどと思っております。

かなり時間配分を間違えてしまいまして2つ残してしまいましたが、次回に持ち越していきたいと思っております。今日は、次期総合計画の策定と職員の働き方改革について確認をさせていただきました。

以上で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（岡本公秀君）**

12番 森 美和子議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩をいたします。

(午後 1時48分 休憩)

---

(午後 1時58分 再開)

**○議長（岡本公秀君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 古田吉昭議員。

**○1番（古田吉昭君登壇）**

会派新生みらいの古田です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、移住定住支援の進捗についてですが、ここ最近、連続して移住フェアや各イベントに参加して移住促進を図ってもらっています。まずは、そういったイベントでの手応えや、ほかにも移住促進について現在取り組んでいる内容について聞かせていただきたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

1番 古田吉昭議員の質問に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

**○政策部長（笠井武洋君登壇）**

本市は、第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきます人口減対策の取組の一つといたしまして移住交流促進事業を実施し、本市が移住先として選ばれるよう移住希望者への相談対応や情報発信等に取り組んでいるところでございます。

その取組状況でございますが、まず、定住支援員1名を配置いたしました移住に関するワンストップ窓口を政策推進課に設置をいたしまして、対面や電話、メール、リモートなど移住希望者のご要望に応じて、きめ細かな相談対応を行うとともに、各種制度等を紹介するなど相談支援体制の充実に努めているところでございます。

また、令和2年度から首都圏等を拠点に、本市のPRや移住交流等に関する活動を行う移住交流促進アドバイザーを設置をいたしておりまして、現在4名の方を登録し、定住支援員と連携を図りながら、移住に関する情報発信や広報活動、移住関連イベントにおける相談対応やイベント企画運営補助などを行っていただいております。本年度におきましては、それぞれの得意分野を生かしながら、都内で開催をされました移住フェアでの相談対応や、若者世代を中心に幅広く利用されてい

るインスタグラムなどのSNSを活用した情報発信等に取り組んでいただいております。

さらに、本市での暮らしをイメージしていただきやすいよう、本市への移住に関心がある希望者に対しまして、ご要望に合わせて市内をご案内する「かめやま暮らしめぐり」の実施でありますとか、関係人口の創出を図るため、市が所有する閑宿の空き家を起点といたしまして、参加者が自ら地域との対話や交流を生み出す場を創出するワークショップ「DOMAプロジェクト」の展開などに取り組んでいるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

活動をしてもらってその先移住を決めてもらうとしたときに、移住支援金や空き家リフォーム等の支援制度もあると思うんです。そういった支援制度に対する申込数というか、実績についても聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

移住に関する支援制度でございますが、三重県と共同で行っております三重県移住・就業マッチング支援事業がございますが、この支援事業の交付対象が東京23区内の在住者等に限られてはおりますものの、この制度を使いまして昨年度1組の方が移住をされております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

1組の方の移住があったということなんですけれども、先ほども最初にちょっと答弁でありましたけれども、移住を決めた方への支援、今の支援制度について聞かせていただきましたが、移住を検討している方のために「かめやま暮らしめぐり」で、ホームページによると3時間ぐらい案内して説明を行って、市内体験をしてもらっています。この「かめやま暮らしめぐり」市内ガイドのこちらにも申込みの実績について聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

首都圏での移住フェアでは様々な内容のご相談をいただいております、その相談対応の結果、本市への移住を本格的にご検討いただく。それで、オーダーメイド型の案内ツアーであります「かめやま暮らしめぐり」に申込みをされて市内をご案内させていただいたケースや、その後本市に移住をいただいたケースもございまして、その中で、昨年度におきましては1世帯4人の方が暮らしめぐりを通じて移住をされております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

申込数については、フェアとかの手応えとしましても1人、暮らしめぐりの申込みも1組、1家族ということになるんですかね。

結構、僕たちは自然豊かで住みやすい亀山と思っているんですけども、もうちょっと興味を持ってもらってもいいのかなという思いがしました。その中でも、どんどん取組を広げてもらって移住先として興味を持ってもらう、いろんな政策や取組によって、その先、亀山を選んでもらわんとあかんと思います。

今後、亀山に興味を持ってもらえる取組、さらには新しい取組があれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

先ほどご答弁申し上げましたとおり、取組につきましては、相談対応でありますとか、移住フェアの取組でありますとか、さらには「かめやま暮らしめぐり」での取組、「DOMAプロジェクト」の取組と様々ございますが、引き続きそうした取組を展開してまいりたいというふうに考えておりますけれども、移住相談窓口での相談の際におきましては、移住に関する各種制度にとどまらずでございますが、お住まいのこと、あるいは就業・就農に関するお問合せもいただいているところでございます。

一方で、地方創生の取組の推進に当たりまして、様々な分野の方からご意見をお聞きするために設置をいたしております亀山市地方創生会議におきましても、本市の移住定住に関する取組に対しまして一定の評価をいただく一方で、こうした取組を、例えば観光施策など他の分野の施策と併せて効果的に展開していく必要があるとのご意見もいただいております。

こうしたことから、引き続き市の魅力に触れていただく機会を創出するとともに、移住に関するワンストップ窓口として関係部署との一層の情報共有を図るとともに、関係部署との連携を密にして横断的な取組も検討し、移住定住希望者に対する相談体制や、あるいは情報発信の一層の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

新しい取組も交えながら進めていってもらおうということで確認しました。

ネット記事を見ていると、三重県の人気移住先のランキングとかも出ています。昨日見た亀山市のランキングは11位と15位だったんですけども、やっぱりこういった移住を考える人はそういった、ネット社会なもんですからこういったネット記事を参考にして移住先として興味を持っていくんだと思います。そういった入り口のところで、亀山市にヒットするような状況をつくり出し、移住促進に有効なアピールを続けてもらうことをお願いして、次の質問に移ります。

次に、都市公園等の整備及び利用状況についてですが、移住を考えるとき、まちの元気さは大事だと思います。今回は都市公園を使った屋外でのにぎわいづくりについて質問をします。

現在、市内の公園を利用して様々なイベントが実施されていると思いますが、亀山の都市公園でのイベント等で使用されている状況、これについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

現在都市公園としては、市民全般の休息や遊戯等総合的な利用に供することを目的とした総合公園が亀山公園の1公園、主に徒歩圏内に居住する方々の利用に供することを目的とした地区公園が西野公園、東野公園の2公園、その他街区内に居住する方々の利用に供することを目的とした街区公園が105公園、合計108公園を管理しております。

都市公園において実施されておりますイベントにつきましては、亀山市都市公園条例第6条第1項の規定による占用及び行為の申請において審査基準を満たしたものにつき、イベント等の利用を許可しております。

利用状況につきましては、令和6年度は12月2日の時点で108件の申請を受けております。イベントの内容としては、亀山公園での花しょうぶまつりや亀山市納涼大会をはじめとしたお祭りイベント、グラウンドゴルフなどのスポーツでの利用、また街区公園においても地元自治会などのお祭りやレクリエーション等でご利用いただいているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

令和6年度全体で108の使用申請があるということで、亀山公園での祭りやイベント以外にも、各地区街区公園でも地元自治会の祭りなどに使用されているということで理解しました。

今回、市民の方から1,000平米から3,000平米ぐらいの公園を使ってイベントをしたいということを聞いたのですが、話を聞いていると様々な条件が必要になってくることに気づきました。いろいろ聞きましたが、これだけはという3点の条件をちょっと聞かせていただきたいと思えます。

まずは、駐車場が整備されている公園は亀山にどれぐらいあるかということをお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

駐車場のある公園は、亀山公園、西野公園、東野公園をはじめとした15公園になります。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

駐車場15公園ということなのですが、そういった小さい街区公園や地区の公園などとなると250から300メートル圏内の住民の利用が普通とされています。歩いて行けるということで駐車場がないのはごく普通だと思いますが、最近は地区のイベント等でも車で来る方が多く見られます。そのときは周りの施設や敷地を駐車場に借りてやるという状況を見ますし、イベントを開催するに当たってそういった準備も必要だと思います。企画運営するに当たってそういったことが必要だと思いますし、駐車場についてはあるところということが15公園ということで確認しました。

次に、公園内に車両が乗り入れできる公園の数もお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

車両の乗り入れ可能な公園は、亀山公園、西野公園、東野公園、また、近年の住宅開発により帰属を受けた公園などは維持管理の観点から乗り入れ口の設置を条件としており、全体で78公園ございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

78公園ということなんですけれども、うちの近くの公園も確かに車もそのまま入っていけるといふか入ってきますんで、小さい公園も含めて増えてくるということで理解はしました。

イベントをしたい方にとっても、車両の乗り入れ、準備等にとって乗り入れできたほうが問題ないかと思えます。

最後に、3つ目にトイレが整備されている公園はどのぐらいあるか聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

トイレのある公園は、亀山公園、西野公園、東野公園など比較的規模の大きい11公園でございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

すみません、細かく区切って、ありがとうございました。今聞かせていただいた3条件、駐車場、車両の乗り入れ、トイレがイベントを開催するに当たって最低限必要になってくるという条件を聞きました。

実際に市内各地区の小規模・中規模の公園で、屋外、青空の下、マルシェやフリーマーケットをやりたいと、子どもたちが喜ぶ企画も併せてイベントを開催したいという声を聞きました。

亀山市としては、公園を利用したにぎわいづくりについて、こういったフリーマーケットとかキッチンカーも最近は増えておりますんで、それで車両の乗り入れも聞いたんですけれども、屋外での公園を利用したにぎわいづくりについて、どのように考えているのかを聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

イベントスペースとして公園を利用することは、地域の活性化やふだん公園を利用しない層を呼び込むなど、多くの方が集い、公園が地域コミュニティの交流の場として利用され、にぎわいの創出に一定の効果があると考えております。

しかしながら、その反面、その利用に当たっては騒音や混雑、ごみ問題など周辺への配慮が必要

となります。先ほどご答弁させていただきました街区公園で、駐車場やトイレを設置していない公園でも地域のお祭りを実施しておりますことから、イベントの規模に関わらず、人が集い、にぎわいづくりの一助となることから、市としまして積極的に公園を利用させていただきたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

市としても積極的に公園を利用してもらいたいと考えていることについて理解しました。

先ほど聞かせてもらった条件で、トイレと駐車場はあるけれども車両は入れない。逆に、車両は入れるけどトイレ・駐車場がないといった様々な条件が亀山市内の公園にはあると思います。近隣に住む市民の憩いの場として利用してもらうのが目的であることは分かるんですけども、今言った中小規模イベントを増やして地域のにぎわいづくりのために、ちょっとでも条件に近づくよう今の時代に合わせた整備を進めていくのも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

公園の整備の状況は様々ではございますが、例えば、のぼのの森公園につきましては、北側に約1,000平方メートルの広場がございます。広場の入り口には固定式の車止めが設置されておりますことから現在は車両の乗り入れができませんが、広場を活用したイベントを実施したいという要望がございましたら脱着式の車止めに取り替えをするなどの改善を行い、今後の公園利用の促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。そういった乗り入れのことも考えていただけるということでありがとうございます。そういった部分の改善も考えて、公園整備をさらに、今そういったイベントをやる人もたくさんおりますので、公園整備を進めてもらいたいと思います。

自分の子どもの頃も、やっぱり印象に残っている祭りやイベントは、ほぼ屋外でのことです。なぜかは分かりませんが、屋外でのイベントはやっぱり何か元気が出ますし、元気のいいまちは移住者にとってもプラスに働くと思います。亀山の未来を担う子どもたちが、やっぱり亀山が一番と思いついてくるまちづくりを進めていけば定住にも効果が出ると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、道路のことについてなんですけれども、亀山市での移動は8割以上が車になると思います。移動のしやすさも移住者にとって大事な条件だと思います。

そこで、現在の道路の整備状況についても質問したいと思います。

ちょっと絞って、3つぐらい道について聞きたいので、よろしくお願ひします。

まずは、国道1号亀山バイパスはいつ片側2車線になるのか、今も部分的に2車線化を進めていますが、今後も続けて整備をしてもらえるのかについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

国道1号バイパスの整備については、事業決定がなされている関バイパスの亀山市太岡寺町から関町鷺山までの2.5キロ区間の整備促進及び未事業化区間の事業化を亀山市として優先的に要望を行っているところでございます。

また、亀山バイパスの2車線化整備については、国土交通省より、現在のところバイパス事業としての拡幅等の計画は予定しておりませんが、将来的な社会情勢の変化などにより、周辺交通事情に変化が生じるおそれがある場合はその状況を見つつ検討を進めていきたいと伺っております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

確かに、川合のコメリ前の信号、あれを改良したことによって今まで渋滞していたところも車の流れがよくなって前ほど渋滞しなくなったので、今現在、整備についての国としての優先順位は低いんだなとも思います。前にコストコについても聞いたんですが、令和8年度開業で進めていくということなので、ごつい渋滞がバイパスで生まれないう、片側2車線化がちょっとずつでも進むよう要望をお願いしたいと思います。

次に、国道306号線も渋滞すると思いますが、自分としては中部中学校前から川合交差点までの間で信号が詰まっているので、そこで渋滞が始まるというふうに考えています。その区間までは北からも南からも信号間隔が比較的広く、スムーズな流れができていますが、そこにきゅっと入ってきた瞬間に、やっぱり信号は集中されているところで渋滞が起きると思います。

特に、みずきが丘の信号は川合から中部中までの間で右折矢印とか時差式とかも、それだけないことから、慌てて交差点に進入する車もおりますし、団地や商業施設から出られないというケースも多く見られて、事故の危険も高くなっていると思います。

この306号線の渋滞について、どのように考えて対処していくのかをお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

国道306号のみずきが丘入口交差点につきましては、国道306号の交通量が多いことに加え、隣接する複数の商業施設からの出入りもあることから、時間帯によってはみずきが丘から国道306号に出る車両の滞留が発生している状況は認識をしております。

その中で、みずきが丘自治会から令和3年に渋滞解消のための右折矢印信号の設置要望が提出されております。それを受け、市から信号機の管理者である亀山警察署に進達をいたしました。要望に対して、亀山警察署の現地調査の結果、朝夕の通勤・通学時間帯において右折車両の滞留が認められ、同時間帯に係る右折矢印信号は渋滞対策として効果的ではあるが、滞留する時間帯は朝夕の通勤・通学時間帯に限られ、その時間帯以外は極めて交通量が少ないため設置の必要性は低いと考えられることから、対策として、みずきが丘入口交差点の信号周期を変更することで対応をしてい

いただきました。しかしながら、要望以降周辺環境等の変化もありますことから、再度要望いただければ亀山警察署にご相談をさせていただきたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

確かに朝夕の時間帯は交通量も多く、それ以外の時間帯は少なくなっていくということは理解しているんですけども、中部中から川合交差点までの右折矢印信号、時差式信号になっていないのは、先ほども申しましたが、みずきが丘の信号だけです。この信号を右折矢印信号や時差式信号にすれば、朝夕の時間帯で団地や商業施設から出られなくなる、滞留することも減ると思いますし、それ以外の時間帯も車の流れがスムーズになり、渋滞解消にもつながっていくと思います。今はもうブレーキを踏めば混雑が起きて渋滞になるということもありますのでそういった、そこだけないというのはやっぱり渋滞の原因だと私は思います。今後も、右折矢印信号や時差式信号の車の流れに効果的な信号の設置をお願いしたいと思います。

次に、今進めてもらっています川合9号線とその先の川合28号線についてですが、現在、準備を進めてもらっている川合9号線の進捗状況と、川合9号線が和田のぼの線までつながった後、その先、国道1号線まで伸びる今の川合28号線も続けて拡幅して1号線まで伸ばしていくのか、そういった考えがあるのかについても聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

川合9号線の進捗状況でございますが、設計業務が完了し、現在、用地測量業務を進めております。今後、土地所有者や関係する方々と境界の立会いを実施させていただき、順次境界確定を進めてまいります。

次に、川合28号線の整備でございますが、川合9号線の通行者はみずほ台や川合町地内の住宅団地からの利用者が多く、市道和田のぼの線へ分散されることから、川合9号線の通過交通が川合28号線に全て流入することは想定しておりません。このことから、川合28号線の国道1号までの拡幅につきましては、川合9号線の完了後、交通状況を把握しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

川合9号線が和田のぼの線まで道が広がると今までそこは狭いもので、9号線は狭いものですから、通らなかった方も川合9号線に入って通行すると思いますし、今言われたとおり和田のぼの線で分散されるという話がありましたが、その川合9号線が開通すると国道306号線からの分散も広がると思いますので、渋滞解消にもつながると思います。

その先の川合28号線の道路幅が広がって国道1号線までつながると、市民の皆さんの移動のしやすさも格段に上がると思いますので、もちろん交通の状況を見ながらではありますけれども、川合28号線の拡幅も、あそこも結構狭いものですから考えていただきたいと思います。

次に、ごみ処理施設の今後の方向性についてですが、午前中は草川議員も質問していましたが、僕としては亀山に移住ということなんで、移住した方に聞くと他市に比べてごみの分別が容易だということも、そういった意見もあるということを目にしました。

令和19年に新ごみ処理施設へと変わる予定となっていますが、一緒の質問なんですけど、今の溶融炉施設の取扱いについて簡単に説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

村田産業環境部参事。

○産業環境部参事（村田 博君登壇）

平成22年3月に策定いたしました亀山市総合環境センター溶融施設長寿命化計画に基づき、基幹改良工事及び大規模整備工事を実施し、事故なく安定操業に努めているところでございます。

なお、午前中の草川議員の一般質問に対してご答弁申し上げましたとおり、現行の亀山市総合環境センター溶融施設長寿命化計画では令和11年度末まで稼働することとしており、令和19年度から新ごみ処理施設の稼働開始を見込んでいるところでございます。

また、新ごみ処理施設稼働までの間につきましては、新ごみ処理施設の稼働開始まで現有施設を稼働した場合、稼働期間中に要する大規模整備工事等の整備費が非常に高額となる見込みでございます。このため、経済性かつ効率性の観点から、令和12年度以降の適切な延命化年数の設定と新ごみ処理施設の稼働開始まで一般ごみの民間事業者への委託処理による経費削減を視野に入れた検討などを行い、現在、亀山市総合環境センター溶融施設長寿命化計画の改定版の策定に向け取り組んでいるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

再度確認させていただきました。

令和11年度まで現溶融炉施設を稼働して、令和12年から19年度の新施設稼働までは民間の委託も考えて経費削減につなげるということを確認しました。

次に、ちょっともちろん気が早いとは思いますが、新施設のごみ処理方式は少しでも検討してもらって決まっているのか、決定しているのかについて聞かせていただきたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田 博君登壇）

可燃ごみのごみ処理方式には、ストーカ式焼却炉並びに本市が採用しておりますシャフト式ガス化溶融炉、また好気性発酵乾燥方式とか流動床式焼却炉と様々な方式がございますが、現在、新ごみ処理施設整備基本構想を策定しておりまして、処理方式につきましては様々な方式のメリット、デメリットを総合的に勘案して決定してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

もちろん10年以上も先のことから、社会情勢もごみ処理技術も変化していると思っております。

更新時、決定時には新しい画期的な処理方式も出来上がっているかも知れません。そのときの環境に合った処理方式の選定をお願いします。

処理方式を変更すると最初に言ったごみの分別も当然変わってくる、そして今聞かせてもらった民間への委託、そういったところでも分別は変わってくると思いますが、ごみの分別についてどのように変わっていくのか、それを聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田 博君登壇）

現在本市ではシャフト式ガス化溶融炉でごみ処理を行っており、多種多様なごみを処理できることから、ごみの分別が他の自治体に比べて容易であるため、市民の負担の軽減につながっているものと考えております。

一方、国は廃棄物処理の基本方針として、まず排出抑制及び適正な循環利用、リサイクルを徹底した上で、なお適正な循環利用ができないものについては適正な処分を確保するとしております。

また、令和4年にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことから、プラスチックを含む廃棄物を取り巻く環境や動向を注視しながら、リサイクルの推進に向け研究してまいりたいと考えております。

また、新ごみ処理施設の可燃ごみの処理方式については現時点において未定ではございますが、採用する処理方式を問わず、今後の廃棄物処理を取り巻く環境に応じ、ごみの分別の見直しは生じるものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

ごみの分別に変化が出るのは当然ですけれども、ごみの分別に変化が出るようなら、そういったごみの分別が容易だからと亀山で言ってくれる人たちががっかりさせないためにも早めの周知をお願いしたいと思います。

最後に、市長に質問したいと思います。

亀山への移住を考えている方の生活に関わるほんの一部分だけをちょっと僕なりに質問させてもらいましたが、移住を考えている方は支援や助成金などもっと広く広く情報を集めて移住を考え、移住を決めるとしています。市長として、移住定住の促進についてどのような考えを持っているのかについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

近年の人口減少社会において、やはり移住交流を進めていく、関係人口を増やしていく、その上で移住交流を進めていくということは、施策として現時点でも取り組んできておるところでありますし、今後もそのところはさらにそのニーズは高まってきておるといふふうに思っております。東京一極集中から地方でやっぱり暮らす、コロナ禍なんかも経験をしまして、やっぱり時代が地方

で暮らす豊かさとか穏やかさとかこういうものを求められる方、あるいは二拠点居住なんかを志向される方が増えておるのはもう間違いないこととっておりますので、できるだけそれが促進できるような制度とか仕組みとかアプローチ、それから触れられた、情報発信が若干亀山市は不得手なところがございますので、そういうものにつきましても、さらに精度を高めて展開したいというふうには思っております。

今までの取組の展開によって、令和4年度以降の本市への移住件数は、県に報告させていただいておるものだけでも62件、175名ございまして、このほかにも潜在的な移住者の方もお見えであろうというふうに推察できますので、まずは本市の魅力、それから市の取組を知っていただいて、さらには地域の方々との交流を深めていただくような機会を増やしていく、地道な取組ではございますが、着実に本市への移住につなげてまいりたいと考えております。

あと、少し不得手な情報発信はさらに工夫をしていきたいと思っておりますが、SNSの時代でございますので、ぜひこれは議員の皆様方にもご協力いただいて、亀山市の魅力発信を、いわゆるプラスの情報をぜひ広く対外的に発信していただけたら、これは18名おっていただく議員の皆様方の力も大きいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

情報発信のお話もありましたけれども、今途中で言った公園の利用についても、インスタグラムでどんと上げるとイベント、結構寄っていつてくれるということもあるようです。

今後も移住先に亀山市を選んでもらえるような取組をお願いして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

1番 古田吉昭議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩をいたします。

（午後 2時39分 休憩）

---

（午後 2時49分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 深水隆司議員。

○3番（深水隆司君登壇）

新和会の深水でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、マイナ保険証についてです。

これまでの健康保険証は、12月2日に新規の発行が停止されました。マイナ保険証については新聞やテレビで報道が盛んに今現在なされておりますが、まだまだ市民の皆さんの中には不安があるようでございます。そうしたことから、マイナ保険証の制度をもう少し分かりやすくなるように

という視点で質問をさせていただきます。

まず、マイナ保険証の利用率及び利用状況等についてでございます。

市内のマイナンバーカードの現在の保有率とマイナンバーカードと一体化した健康保険証であるマイナ保険証の利用登録率及びマイナ保険証の利用率についてお伺いしたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

3番 深水隆司議員の質問に対する答弁を求めます。

小林市民文化部長。

**○市民文化部長（小林恵太君登壇）**

まず、マイナンバーカードの交付率についてでございますが、令和6年11月末現在における本市のマイナンバーカードの交付枚数は4万1,913枚でございます、その交付率は84.99%になったところでございます。

次に、マイナ保険証の利用登録についてでございますが、9月診療時点の亀山市国民健康保険加入者の方は7,629人でございます、うちマイナ保険証の利用登録者が5,362人でございますので、その登録率については70.28%になるところでございます。

続いて、マイナ保険証の利用率についてでございます。

9月診療時点の亀山市国民健康保険のマイナ保険証利用率は23.47%でございます。全国のマイナ保険証の平均利用率が16.47%でございますので、比較をいたしますと、本市においては全国よりもマイナ保険証の利用が進んでいる状況となっております。

**○議長（岡本公秀君）**

深水議員。

**○3番（深水隆司君登壇）**

全国的に利用率が、亀山市においては進んでいるということなんですが、実は私もマイナ保険証を利用して便利だと思うんですが、この前、医療機関で顔認証ができなかったんですね。たまたまその暗証番号を忘れてしましまして、保険証を持っていたので、そのとき受診できたんですけども、マイナ保険証の医療機関でのトラブル等はあるのかないのか、あればその件数、内容についてお伺いしたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

小林部長。

**○市民文化部長（小林恵太君登壇）**

まず、トラブルの数の把握についてはちょっと行っておらないところですが、今議員のほうからご案内いただきましたとおり、窓口におきまして、時折、病院や薬局に設置をされているカードリーダーで顔認証ができないといった同様の声を聞くことがございますけれども、4桁の暗証番号でご対応いただくことができますので、それ以外で大きなトラブルというのは聞き及んではいないところでございます。

**○議長（岡本公秀君）**

深水議員。

**○3番（深水隆司君登壇）**

全国的にいろんなトラブルの事例があつて、改善されていくと思うんですが、亀山市内において

もそういったトラブル等があれば、また対処をよろしくお伺いしたいと思います。

次に、保険証の取扱いということで、12月2日以降には現行の紙の健康保険証が新たに発行されなくなったということで、12月2日以降の保険証の流れについて、マイナ保険証を持っている人、持っていない人、それぞれについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

現在加入をしている国民健康保険被保険者の方には、マイナ保険証の有無にかかわらず、令和7年7月31日まで有効の被保険者証を既に交付をしており、12月2日以降も有効期限が到来するまで、現行の保険証もしくはマイナ保険証を使用していただくこととなります。

ただし、12月2日以降、新規に国民健康保険に加入していただく場合、または短期証の有効期限が到来する場合はマイナ保険証を取得されている方には資格情報のお知らせを交付いたしますので、マイナ保険証をご利用いただくこととなります。また、マイナ保険証を取得されていない方には、資格確認書の交付をいたすところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

マイナ保険証を持っている人はいいんですが、マイナ保険証を持っていない人は資格確認書というものが交付されまして資格確認書で受診できるということなんですが、そうであれば、今現在の保険証のほうが安心できるような気がしないことはないんですが、この資格確認書の有効期限は何年でしょうか。そして、その有効期限が切れた場合でも、これからずっと資格確認書が発行されるものなのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

この資格確認書の有効期限につきましては、法により5年を超えない範囲で各保険者が決定することとなっております。本市におきましては、令和7年7月31日までの期限とさせていただき、翌8月1日以後、従来の保険証と同様1年間の有効期限とし、その後も1年更新で継続をしていく予定でございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

マイナ保険証を持っていない人でも、当面は安心しておられるということが分かりました。

次に、マイナ保険証の取扱いについてということでございます。

高齢者の方から、マイナ保険証ができたから従来の保険証はもう要らなくていいのというふうな話もお聞きます。この従来の保険証の取扱いについてということと、それと、もう一つ、マイナンバーカードを持ち歩く人は2人に1人というデータもあるというふうにお聞きします。これはなぜかという、紛失したりして自分の個人情報が流通しないかというふうに不安に思

っている人もいますね。

そうしたことで、マイナ保険証を紛失したとき、個人情報の漏えい等の心配はないのか等についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

まず、有効期限がある保険証はどうしたらよいのかというところでございますが、既に交付させていただきました被保険者証にありましては、令和7年7月31日まで、また短期証については、その有効期限が到来するまで使用することができる場所です。マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証、被保険者証、どちらも使用することができますので有効期限まではお手元のほうに保管をしていただきますようお願いをいたします。

それから、マイナ保険証をもし万が一紛失した場合ということでございますが、マイナ保険証につきましては、写真つきのために第三者が容易に成り済ますことはできず、マイナンバーカードには複雑な特殊加工が施されておりまして、顔写真を含めた偽造が困難となっております。

また、マイナンバーカードのICチップには、税、年金の情報や病歴などプライバシー性の高い情報は記録されてございません。仮に不正に情報を読み出そうとするとこのICチップが自動で壊れる仕組みになっておりますこと、またICチップの読み取りに必要な数字4桁のパスワードは一定回数間違えますとロックがかかりまして、本人が手続をしないとロックの解除ができないようになっているなど高いセキュリティーを担保しているとされておりますことから、情報漏えいの可能性は極めて低いものと考えられるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

一定程度セキュリティーがかかっているということで理解をしました。

それで次に、マイナ救急の取組についてお伺いしたいと思います。

マイナ保険証は、救急用システムとしてICチップを活用して医療情報を閲覧・共有できることは、家族の口頭での確認や患者さんの説明の負担が少なくなることでスムーズな救急搬送、医療の迅速化につながると思います。これがマイナ保険証の最大のメリットだと私は思うんですが、こうした運用を現在亀山市消防でどうされているか、現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

先ほどご質問いただきました本市におけるマイナ救急の実績についてでございますが、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用するマイナ救急につきましては、国において令和4年度から実証実験等が開始され、今年度は全国67消防本部で実証事業が実施されており、令和7年度に全国展開を推進することとされているところでございますが、本市におきましては実証事業に参画しておりませんので、現在のところマイナ救急の実績はございません。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

現在は、まだまだ進んでいないということです。

今後、マイナ保険証を活用した救急システムというものについてはまた全国的に進んでいくと思うんですが、今後亀山市消防としてどのように取組を進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

豊田部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

今後の消防本部としての方向性についてでございますが、現在の救急活動では、傷病者情報は主に口頭聴取にて行っておりますが、救急現場で傷病者が保有するマイナンバーカードを活用して、オンライン資格確認等システムから傷病者の情報を正確かつ早期に把握し、受入れ医療機関に正確に伝えられることから、現場滞在時間等が短縮できる効果が期待できるほか、適切な病院の選定や搬送中の応急処置、さらには搬送先医療機関では治療の事前準備につなげるなどの効果が期待できます。

このようにマイナ救急は様々な効果が期待できることから、消防本部といたしましては、国の動向を踏まえ、令和7年度の全国展開として実施予定である実証事業への参画を検討いたしたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

国の実証事業へ参加するという事で、確認をさせていただきました。

最後に、今後の利用の周知と今後の機能拡充等についてでございますが、マイナ保険証につきましては、さらなる普及と利用促進のために、市民の皆さん方に対してメリットを周知すること、マイナ保険証を実際に使っていただくことが重要だと考えております。

一方で、個人情報や転出や引っ越しした場合の手続上の課題なども考えられると思うんですが、今後どのように周知していくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

利用・周知を今後どうしていくのかということでございます。

これまで、この利用・周知についてはホームページをはじめ、広報「かめやま」等に関係記事を掲載するとともに、ケーブルテレビにおきましてもマイナ保険証と健康保険証の取扱い等についてお伝えするなど、被保険者の方が円滑に受診ができるよう周知に努めてきたところでございます。

また、市窓口でも、そのご相談や電話によるお問合せにつきましても、当然のことながら丁寧に説明をさせていただいてきておるところでございますので、今後も継続して同様の取組を進めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

周知方、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、マイナ保険証は医療DXの基盤だと思うんですが、マイナ保険証の機能の拡充は今後どのようなものが予定されているか、お伺ひしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

国におきまして、医療DXの推進に関する工程表、これに基づいて令和8年度以降全国展開の体制を構築し、マイナンバーカード後期負担医療制度等の受給者証として利用できるようにする取組が進められております。

本市におきましても、本年度デジタル庁の先行実施事業に参加をし、オンラインで福祉医療の受給資格が確認できるよう、システム改修等の準備を進めているところでもございます。また、そのほか医療や介護などの分野におきまして、関係機関や行政機関等の間で必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みが整備をされ、マイナンバーカードを活用した様々な機能拡充が全国的な運用に向け、国から示されているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

マイナ保険証の有効な活用の一つに、災害時での避難所において持病を持っておられる方の医療情報を共有することで速やかに投薬や診療を受けられ、安心につながると思っていますので、そのようなことも国への要望をお願いしてほしいと思います。

続きまして、次の質問に移ります。

鈴鹿亀山道路及び国道306号川崎庄内バイパスについてでございます。

現在建設に向けて事務が進められておりますが、この事業における地元の方々の不安の払拭にどのように対応しているかという視点でお尋ねしたいと思います。

まず、鈴鹿亀山道路及び庄内バイパスの現在の進捗状況についてお伺ひしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

鈴鹿亀山道路の進捗状況でございますが、昨年度から継続して進めていただいております事業用地の境界立会いを終え、境界確定の作業がおおむね完了したと事業主体である三重県より伺っております。また、並行して測量設計及び地質調査などを進めていただいております。環境影響評価の結果に基づき、工事着手前の水門調査や環境調査についても同時に進めていただいております。

次に、国道306号川崎庄内バイパスでございますが、道路予備設計が完了し、道路構造物の設計に向けた地質調査を進めていると三重県より伺っております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

既に境界立会いも行われておるということで、実は測量平面図を見させていただきました。その図面を見ますと、農地が分断され、1つの農地も変形して小さくなっております。そうした農地が果たして今後耕作できるのか、そういった不安を地元の方々には持っておられるんですね。

当然残地補償がなされると思うんですが、どう考えているのか。また、そうした小さい農地を耕作しやすいように隣接する農地と一緒にする農地の再整備、いわゆるまち直し、そういったことも行うべきと思うんですが、ご所見をお願いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

残地の補償につきましては、公共事業用地の取得に関して、損失補償基準に基づき公平な補償を行うことになっており、道路予定地の買収に伴い生じる残地に関して土地の価値が低下する場合は金銭補償を行うと事業主体である三重県から伺っております。

あと、まち直しにつきましては、農地の利用につきましては、用地交渉の際に地権者のご意向を聞かせていただき、可能な限りご意向に沿えるよう丁寧に対応を進めていきたいと三重県からは伺っております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

丁寧な対応をよろしくお願ひしたいと思います。本当にそこら辺が農地の所有の方は心配されておるんです。ですので、市としてもきちっと県に進達するなりして、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、この地域の農地においては農用地区域であると思うんですね。変形した農地、縮小した農地、この状態で引き続き営農しなさい、営農に励みなさいと言うのか、それとも、そうした農地について、今後、農業振興が図れないというふうなことを考える場合、今ここで農振地における農用地区域の除外は考えられるのか、それについてお伺ひしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

道路整備事業の残地につきましては、小区画や不整形地となることも見込まれ、そうした土地については効率的な農業を行うことが今より困難になることも認識しております。

しかしながら、農業振興地域内農用地区域からの除外につきましては、具体的な除外の目的、計画等が明確になっている必要がございます。今後、具体的な目的や事業計画等が明確になってまいりましたら、改めてその農用地区域除外の妥当性の判断をさせていただきたいと考えております。

また、具体的な計画がないような残地につきましても、5年に1回、市内全域の農業振興地域を見直す特別管理で除外の検討を行うことは可能でございますが、現在、国において食料安全保障強化に向けた農地制度の見直しを行っております。そのことから、今後、県の確保すべき農用地等の面積目標の作成に向けた措置及び農用地区域の変更に係る国の関与がさらに強化される見通しではございますが、残地の除外につきましては三重県とも十分協議を行ってまいりたいと考えておりま

す。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

やはり国のほうは面積目標を確保したいというふうなことで、それから現状はちょっと相反するような感じでございます。先ほどの答弁ですと、面積目標は確保しなくても土地の利用の目的があれば、きちっとした目的があれば、そういった農用地除外の可能性があるとということなんです、この地域は鈴鹿亀山道路、川崎庄内バイパス、さらにはインターチェンジができるということで地域のポテンシャルは数段に向上すると思うんですね。そうした地域において、この道路を生かしたまちづくりを進める上においては農用地除外も可能ではないのかなというふうなことも考えますので、そういったことも含めて今後検討していただきたいなと思います。

次に、地元説明について移ります。

これまで鈴鹿亀山道路及び国道306号川崎庄内バイパスについては、各地域で地元説明が行われたと思うんですが、この事業は県が行っているにしても、地域の実情を理解しているのは市であると思うんですね。したがって、いろんな市の道路関係とか農業関係、各様々な関係部署が、もっといろんな多方面が連携して地元の意見を聞きながら進めていただきたいと思うんですが、どうでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市と県の連携につきましては、事業が円滑に進むよう事業主体の三重県へ本市から職員1名を派遣しており、各説明会に出席するなど用地関係について従事しております。

また、各説明会において、都市計画に関することについては都市整備課、農業に関することについては農林振興課、道路に関することについては土木課及び建設管理課など、内容に応じて関係する部署が同席しております。今後も、事業の進捗に合わせた説明会等において必要に応じて連携してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

やはり道路を中心とした地域のまちづくり、今後進めていく上ではいろんな多角的な視点からやっぱり持たないとそういうまちづくりが進んでいかないと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

それで、今後のスケジュールについてでございます。

これは数年かかる大きな事業でございますが、その時々でやっぱり地域の方々と寄り添ったそういった事業を進めていただきたいと思いますが、今後のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

鈴鹿亀山道路の来年度のスケジュールにつきましては、用地買収を開始させていただき、買収に伴って必要となるあぜ立てや用水の仮切り回しなどの仮工事を行う予定と事業主体である三重県から伺っております。なお、用地買収に伴う用地交渉の際に地権者からのご意見やご要望などにつきましてはしっかりと聞かせていただきたいと伺っております。

次に、国道306号川崎庄内バイパスでございますが、今年度に引き続き、道路構造物の設計に必要な地質調査を行う予定と伺っております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

これまでの答弁では、やはり県の事業ですので県の意向を伺っておりますという結びの言葉が多いんですね。

やはり市ですので、やっぱり地域住民に密接に関わる行政の最後の機関でございますので、やはり地域とやっぱり密接に関わっていただきたいというふうなところで、これまでその地域住民の方々に聞きますと、何も知らされなくて後で情報が伝わるとというふうなことがあるというふうにお聞きします。

やはりそうでありますと地域住民の皆様方は不安が募るばかりであります。

工事が国であれ県であれ、地域の窓口はやっぱり市であると思うんですね。きちっと国や県と連携を取って情報を共有し、地元の要望についてもきちっと県にその都度上げるよう、もっと市も主体性を発揮して、地域に寄り添うような事業の進め方をお願いしていきたいと思えます。

それでは、次に移ります。

農業振興地域内農用地区域からの除外についてでございます。

今このことについては、農業をされている方が今後後継者がいない、耕作を放棄することが予想される農地について何とかしたいという強い思いはかねがね聞いております。それで、これまでも各議員の方々がこの農用地除外については質問をされてきた課題でも問題でもあります。

農業振興地域内農用地区域からの除外ができないのかという視点で質問をいたします。

まず、除外の手続についてです。

農業振興地域とは、総合的に農業振興を図るべき地域とされ、知事が国の定める農業振興地域整備基本指針に基づいて指定された地域でございます。

農用地区域とは、農業振興区域内における集団的に存在する農用地や土地改良事業の施行に係る区域内の土地などの生産性の高い農地など相当期間、おおむね10年以上と言われておるんですが、その期間、農地として利用すべき土地として指定された区域でございます。いわゆる農振農用地と言われるものですね。

そこで、まず農用地区域から除外するにはどのような手続が必要か、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

農業振興地域内農用地区域につきましては、原則として農地の転用が認められていないため、農

地を農業以外の目的で利用することはできませんが、やむを得ない理由が生じた場合には例外的に農業振興地域内農用地区域から除外をする手続が行えます。除外の手続としましては、その除外の目的、事業計画等を明確にした上で申出人から申出を行っていただき、市の土地利用に関するその他の計画との整合性が図られ、関係法令等に掲げる要件を全て満たし、その妥当性が判断できるものについて審査を進めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

そうした手続が必要であるということですね。

それでは次に、除外できない理由についてお尋ねしたいと思います。

農振農用地の除外については、先ほど申しましたように、これまで議員の方からも多く質問されてきておりますが、いまだ地元要望に沿った方向性が示されておられません。現在は、ある地域では開発等で虫食いのような畑地の農用地もあります。そうした農地を持っている方は将来に向けて後継者がいない、今後耕作ができない、耕作放棄地にならないかという不安でいっぱいであるというふうなことをお聞きします。

さらには、区画整理していない面積が小さい荒れた畑も、農用地区域に指定されております。そうした農地を農用地区域から除外はできないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

農業振興地域内農用地区域からの除外につきましては、先ほども申しましたが、除外の目的、計画等が明確となっており、かつ本市の土地利用に関するその他計画との整合が図られ、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる6つの要件を満たす必要がございます。その上で、除外することが妥当であると判断できるものについて、関係法令及び県の事務取扱要領により、市の農業振興地域整備計画の変更について県知事に協議し、知事の同意が得られた場合のみ計画が変更され、農用地区域から除外されるものとなっております。したがって、これらの条件を満たさない場合には農用地区域から除外ができないこととなっております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

6つの要件が整わないということではありますが、6つの要件とはどのような要件か、お尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

6要件と申しますのは、農業振興地域の整備に関する法律の第13条第2項で定められているものでございます。

まず1号で、農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況から、当該変更

係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。

第2号で、当該変更により農用地区域内における農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

第3号で、当該変更により農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

第4号で、当該変更により農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

第5号で、当該変更により農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

第6号で、当該変更に係る土地が第10条第3項第2号に掲げる土地に該当する場合にあっては、当該土地が農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していることということで、土地改良工事が完了した年度の翌年から起算して8年を経過しているかどうかというところの視点でございます。

以上の6点を満たすかどうか農振除外の判断基準になってまいります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

この6つの要件を満たさなければならないということなんですが、私もこの6要件をちょっと読ませていただいたんですが、ほぼほぼ今のいわゆる一団の土地ではない虫食いの状態の農地、あるいは区画整理がされていない農地については除外できそうな感じもしないことがないんですが、いわゆる農地以外、ほかの土地が当てがえないときにはもう農地は除外できないと、第1号要件がちょっとこれはどうかなというところもしないわけではないんですが、やはりこれは一定の行政の判断ということもできることはできるのではないかなというふうな思いもするんですが、ただ規制は規制ということで、今回聞かせていただきました。

それで、こうした今後の方向性についてですけれども、そういう6要件があるにしても、そういったことは理解できるんですが、ただ、こうした法律とか事務取扱要領、関係法令が制定されたときと現在とは随分環境が変わっているような気がするんですね。

実は、昔は専業農家の方も多くいましたし、農業自給率も上げなければならないという。それで一団の土地、農業・耕作をしやすい一団の土地というふうな条件の中でいわゆる農業経営をするというふうなことなんですが、現在は農業の担い手も少なく後継者もいない中で、さらには耕作放棄地が増えておるといふようなことを見たときに、これは何とかしなければならないのかなというのが普通だと思うんですが、こうした状況を市としてはどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

農業振興地域内農用地区域につきましては、農業振興地域の整備に関する法律により、国が定め

る農用地等の確保等に関する基本方針に基づき、優良農地の確保と効率的な利用を図ることを目的として設定された区域で、その大部分は良好な状態で維持・保全されているところでございます。しかしながら、議員申されましたように、農業振興地域内農用地区域におきましても耕作放棄地が増加傾向にあることは認識しております。

市といたしましては、耕作放棄地の解消に努めるため、担い手等の農地の集積・集約化や市の支援事業を積極的に活用いただけるよう周知してまいりたいと考えております。

また、農業振興地域内農用地区域におきましては、農地の保全への取組である多面的機能発揮促進支援事業や中山間地域等直接支払交付金事業などの支援事業もございます。農業者や農地の所有者を含め、地域が一体となってこうした取組を行っていただくことで、農業の活性化が図れ、農地の保全、耕作放棄地の解消につながるものと考えております。

(発言する者あり)

### ○議長（岡本公秀君）

静粛にしてください。

深水議員。

### ○3番（深水隆司君登壇）

今部長が答弁されておりましたが、優良農地を確保する、優良農地ではないんですわ、今とは思っています。

さらに、多面的機能促進支援事業とか中山間地域支払交付金事業、これはあくまで農業ができる人のため。

私が言っているのは、後継者もない、今ももうその隣にアパートが建って何も自分が農業をやめても別に迷惑がかからない、隣の農地の方に迷惑がかからないという状況だとか、あるいはさらに農業経営をしようと思ったら、農業機械あるいは設備投資が必要やと。さらに後継者、息子さんは遠く離れていないというふうなところ、今の現状を見たときに、先ほど言った答弁のようにきちっとした農業経営する人であればよろしいですに、そうではない環境の中において、今後どうしていくのかという質問だったんです。

何度も言うようですが、今どうも今回その農用地ということで、農業振興のために農地として縛りをかけて地権者の人に今後の不安をもたらしているというふうなことです。今は農業の経営者もない、あるいは担い手農家に集約するというふうなことも言われておるんですが、なかなか担い手の方にお願ひできないというふうなことでございます。

また、さらに言うならば、農業振興に向いている広い一団の土地でもなくなってきています。そうした中で、あんたのところは農用地に指定されていますから農業を頑張ってください、ちゃんと補助金を出します。そういう環境ではないということが多分行政も分かっていると思うんですね。その上で、こうした農用地除外の問題については過去から様々な議員が質問をされているわけなんです。ですけれども、一向に変わらないというふうなことです。

ただ、今よりよくなるとは思えないんです。だんだんとそうした環境が、だんだんと農業に従事する方がこれからも少なくなるというふうなことが少子高齢化で予想されている中で、世の中は刻々と環境は変わってきているんですね。そうした中で、改めて市としての今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

議員ちょっと先ほども申されましたように、いろいろ環境が変わってきておるといのは確かにそうなんですけれども、この法律というもの、農振地域とか農用地というのは法に基づいて規定されているものでございまして、その法自体が改正されていないという状況で、その環境に応じた改正がされていない状況の中で規制がされておりますので、やはりその規制、法に基づいた形での除外についても取組を進めていかなければならないという現状でございます。

そういった中で、今後の農用地の除外でございましてけれども、市の土地の総合的な利用の観点から土地利用に応じ、亀山市総合計画をはじめ、亀山市都市マスタープラン並びに農業経営基盤強化の促進に関する基本構想など各種計画との整合調整を十分図り、都市計画と農業の健全な調和に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

少なくとも、農用地区域から除外しても農地として利用する人は利用するんですわ。今回は農業振興に影響のない農用地を除外してほしいと言っているんですね。それはいわゆる将来を見越して今後自分の土地をどうするか、このまま放っておけないというふうなことから農用地を除外してほしいということなんです。

先ほども何遍も言いますが、世の中の状況は昔と今では随分変わってきています。少子化、高齢化が進む中で農業の担い手も随分少なくなってきています。今の時代に合った、市民が安心するような土地利用方針を検討していただきたいと思います。

この項はこれで終わらせていただきます。

次に、市庁舎建設についてでございます。

今日の午前中に、草川議員、服部議員のほうからも市庁舎建設について質問がされました。この庁舎建設につきましては、まだ具体的な位置が決まっていない中で様々な観点から懸念の議論がなされていますが、再度位置について見直しする考えはあるのかないのか、お尋ねします。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎の建設場所でございますが、新庁舎の整備につきましては、100年先のまちづくりの視点を持って、長期的なスパンで将来の亀山市のまちづくりを見据え、計画すべきものと考えております。また、少子高齢化や行政サービスのデジタル化のさらなる進展などを背景に、コンパクトな都市づくりや公共施設の集約化・複合化といった方向性は、本市のみならず時代の潮流であろうと考えております。

そうした中、中心的都市拠点である亀山駅周辺に新庁舎を整備することにより、駅前再開発事業によって再生した市の玄関口のさらなる魅力向上はもとより、市街地への都市機能や居住誘導を促進し、本市の価値と魅力向上に大きく寄与するものと考えておりまして、現時点におきまして建設

場所を見直すことは考えておりません。

また、午前中に浸水想定区域なのというお話もございましたが、ハザードマップにおきまして亀山駅周辺の一部エリアが浸水想定区域になっておることは当然承知をしておりますが、この駅周辺の鈴鹿川では、堤防かさ上げ工事や護岸等の施設修繕、準用河川の竜川では排水樋管の設置や警報器の設置などが行われております。

それに加え、平成28年度に国土交通省が鈴鹿川水系河川整備計画を策定し、亀山地点では昭和49年災害と同規模の洪水に対して外水氾濫による被害を防ぐことを目標としているというふうな取組も、国・県の精度の高い浸水対策が講じられていくものと考えております。

この浸水対策等につきましては、当然現在もこのエリアには多くの方がお住まいで商業施設も多数ございます。そのため、当然対策は進められているというふうには考えておりますが、この状況は、さらにはそれとハザードマップも参考にしながら、新庁舎整備に当たっても防災拠点として万全の安全対策を図ってまいりたいと考えておりますので、現時点におきましては、建設場所は見直すことは考えていないものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

現在の位置で進めていくというふうな答弁でございました。

それで、令和12年完成の予定というふうなことで今現在進めているということなんですが、午前中の質問の答弁ではごみ処理施設や学校施設等の大規模整備を勘案してスケジュールを検討しているということでございますが、今の組織体制では非常に厳しいものがあると思うんですね。例えば、財政とか政策、危機管理、都市計画等々も含めた所管の部署が一堂に会した組織体制を整備する必要があると思うんですが、どのようなお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

現在は、新庁舎整備につきましては、所管課である財務課におきまして関係各課との連絡調整や情報共有を図り、新庁舎整備に向けて取り組んでいるところでございます。

議員ご指摘のとおり、用地取得や庁舎の設計及びその後の建設となりますと専門的な知識や事務が必要となりますことから確実に事業を推進できる体制の構築が必要でございますので、事業進捗に応じ、体制は整えたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

今回は4点を質問させていただきましたが、やはり市民の安心・安全のまちづくりを進めていく上では市民の方に寄り添った、そして市民の人に対して丁寧な説明をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

3番 深水隆司議員の質問は終わりました。

これにて本日予定しておりました通告による質問は終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

明日12日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 3時40分 散会)

令和6年12月12日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

令和6年12月12日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（17名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
18番	櫻井清蔵君		

---

●欠席議員（1名）

17番 小坂直親君

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
健康福祉部長	林秀臣君	子ども未来部長	高宮綾子君
産業環境部長	富田真左哉君	産業環境部参事	村田博君
建設部長	高桐美智代君	上下水道部長	杉本良則君
危機管理監	木田博人君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	豊田達也君	消防部長	豊田賢治君
消防署長	倉田利彦君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原博君	教育部長	亀山隆君
代表監査委員	国分純君	監査委員事務局長	高嶋美季君

---

●事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 泉 明 彦	書	記	新 山 さおり	
書	記	渡 邊 靖 文	書	記	西 口 幸 伸
書	記	山 北 康 仁			

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、谷川地域医療統括官は公務のため、また落合選挙管理委員会事務局長は都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

7番 今岡翔平議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

おはようございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

保育士の待遇についてということでテーマを設定させていただきました。

令和6年10月1日の会計年度任用職員報酬額改定で、福祉職Ⅰと業務補助職Ⅰ・Ⅱの時間額報酬が同額になったことについてということで1つ目の項目なんですけれども、資料を出していただけますでしょうか。

これから、主に保育園に特化して話をしていこうかなというふうに思うんですけれども、保育園の中で介助員、業務補助職に当たるのは介助員さんかなということで上げました。令和6年度の4月1日時点では980円と保育士が1,000円、10月1日の時点で1,030円で同じになっていると。まず、なぜこうなってしまったか事態の説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

7番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

おはようございます。

お尋ねの10月1日に介助員と保育士が同額になった、なぜということでございますが、最低賃金の対応でございますが、三重県の最低賃金につきましては、本年10月1日から時間額が973円が1,023円に改定されました。この最低賃金の引上げに伴い、本市の会計年度任用職員について、時間額報酬が1,023円を下回っている職種につきましては、その額以上、1,030円になるように暫定的に10月1日に報酬額の改正を実施したところでございます。このことにより、議員ご指摘のとおり会計年度任用職員の報酬区分において、一般業務の業務補助職Ⅰ・Ⅱ、それと

福祉業務の福祉職Ⅰの時間額報酬が1,030円の増額となったところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

最賃の関係で額が一緒になった、最賃が改定されて、県のですね、その調整の関係で額は一緒になってしまったということなんです、この事態、この待遇について問題があるというふうに認識はされていますか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

最低賃金につきましては、毎年10月1日に改正をされております。これまでから年度途中における最低賃金の引上げへの対応につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたが、最低賃金を下回っている職種につきましては、その額以上になるように暫定的に対応しているところでございます。

しかしながら、近年の最低賃金の引上げ額は今までにない大幅に引き上げられる傾向にございまして、現行の運用を検討する必要もあると考えているところでございます。本年度につきましては、直ちに現行の運用を見直すことまでは考えておりませんが、来年度に向けては会計年度任用職員の報酬額の全体の見直しを図りたいとは考えております。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

保育園に特化した話なんですけれども、この福祉職Ⅰの保育士という仕事に当たる方はもちろん保育士免許を、保育士の資格を持っているわけなんですよね。もう少し前はもう少し差がついていた認識なんですけれども、4月1日時点でもう差がついているということは、業務と責任がやっぱり違ってきていると思うから額が違うと思うんですけれども、まず伺います。福祉職Ⅰの方は、保育園でいうとどういう保育士さんに当てはまるのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

初めに、園に配置しております保育士等についてご説明させていただきます。

保育士につきましては、配置基準に基づき、子どもの年齢及び園児数に応じて各園に必要な人数を配置しております。各クラスには、担任を担う保育士を1名と園児数に応じた保育士、また園の規模に応じてフリーの保育士を配置しております。さらに、本市におきましては、心身の発達等において支援を必要とする園児に対しまして、3歳未満児のクラスには加配保育士を、3歳以上児のクラスには介助員を配置しております。ただし、3歳以上児クラスにおきましても、発達支援保育検討会議において保育士の配置が必要とされた園児につきましては、加配保育士を配置することとしております。

これら保育士のうち、議員からお尋ねいただきました福祉職Ⅰに該当いたします保育士は、園児

数に応じ各クラスに配置しております担任以外の保育士及び支援が必要な園児への加配保育士でございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

私の子どもも保育園を利用させてもらっているんですけども、一番小さいほうから2番目のクラスなので、担任の先生、議会の中では担任の先生も非正規の保育士がやっているということで、そういった議論もあるんですけども、それはちょっと今回は置いておいて、担任の先生以外に子どもたちを見ていただく。法律上、その保育士を置かないと保育自体が成り立たないというか、保育自体ができないというような配置で、保育士さんを配置されている方もいらっしゃるわけなんですよね。やっぱりそうなったときに、この保育士という資格を持っている方がポイントになってくると思うんですわ。

ちなみに介助員さんですね、同じ保育園の中で比較をするために私が例示しているわけなんですけれども、業務補助職の方として介助員さんが当たると思うんですが、保育士さんとはどういう業務、責任が違うのか、お答えをお願いします。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

業務補助職の区分に当たります介助員は、心身の発達等において支援を必要とする園児に対する園生活におけるサポートを業務としており、園児一人一人の特性に合わせた支援を行うことで、安心して過ごせる環境の提供や成長を促すサポート等の役割を担っております。加配保育士も同様の役割を担っておりますが、先ほど答弁させていただきましたとおり、障がい等の程度や年齢に応じ、より専門的知識を必要とする場合におきましては、介助員ではなく保育士を配置しております。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

3つ目の項目に入っていくわけなんですけれども、そもそもこの非正規の保育士さんというのは人数的に足りているんですかね。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

公立保育所等における保育士につきましては、正規、非正規を問わず年度当初は全ての園で配置できておりましたが、年度途中で産前休暇取得と退職による欠員が生じ、これらの補充ができていないことから、現在、2園におきましてフリー保育士が1名ずつ配置できていない状況でございます。また、年度途中で発達支援保育検討会議において支援が必要とされた園児への加配保育士が、2園におきまして1名ずつ配置できていない状況でございますので、現在配置できるよう募集を行っているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

さっきの答弁で分かるように、やっぱり保育士さん足りていないわけなんですよね。今回は議論していないわけなんですけれども、正規の保育士さんでも募集人数に対して応募の数があんまりだったり、1名募集のところ採用に至らなかったというような話も聞くんですけれども、これ単純にお一人お一人の話だけではなくて、亀山の保育の質の確保につながっていく話かと思うんですよね。さっき最賃で、年度途中で最賃の対応はしたということなんですけれども、最賃だけ対応してきたということなんですけれども、やっぱりこの資格の違いによる待遇を変えていくということ、正直あしたにでも対応してほしいんですけれども、これは難しいんですかね。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

現在の会計年度任用職員の報酬につきましては、令和2年度にこの会計年度任用職員の制度を導入いたしておるわけですが、その際に職種の区分に応じまして時間報酬を設定をさせていただいております。そういった中で、毎年最低賃金が引き上げられることがございまして、それにつきましては先ほども申し上げましたように暫定的に年度途中になりますので、10月1日に改定はさせていただきます。

しかしながら、資格を有している職種と有していない職種の報酬額が同額に結果的になったという現状につきましては、人材確保の面からも見直しが必要であると考えているところでございます。

近年、最低賃金の大幅な引上げが続いており、社会状況、来年度以降も同様の傾向が続くことが見込まれますが、会計年度任用職員の報酬額に影響を、今後も可能性がございまして、暫定的に最低賃金を下回った職種のみ報酬を引き上げる現行の運用につきまして、直ちに見直すことまでは考えておりませんが、ただ近隣市の状況や民間の状況を勘案しつつ、職種間の報酬額の差を含め対応はしてまいりたいというふうには考えております。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

何度か話を聞かせてもらったんですけれども、年度途中ではもう最賃の対応しかしたことがない、前例がないということなんですけれども、やはりそれ以外の対応って政治的判断が必要なんじゃないかなと思うんですけど、市長にまで報告が行っていると聞いているんですけれども、市長は年度が替わるまで対応しなくていいというふうに判断されましたか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

今のご質問であります、基本的にはやっぱり職種間の対応の違いというのは解消の方向へ向けていくと、その方向を持たせていただいているところであります。近年の最賃の上昇幅がかなり大きいということで、いわゆる会計年度の職員の皆さんについては、その暫定的な調整をさせていた

だいておるところであります。今ご指摘のところについては、その解消に努めていく方向で考えるというのが基本的なスタンスでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

いや、4月から変えてもらうというのはもう当然で、今この同額になっている事態というのが問題じゃないですかという議論をしたいんですよ。年度とかおっしゃられるんですけど、人の暮らしに年度もへったくれもないわけなんですよ。これ、私、事前の聞き取りとかで話をしていますが、これが原因で職を離れたという方は幸いにもいないということなんですけれども、これ年度の途中やで逆にそんなに辞めへんやろうというような考えなのかもしれないですけれども、これって資格を持っている人に対するやりがいの搾取だったり、責任感に付け込んでいたというような事案に当たらないんですかね。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

私、先ほども申し上げましたように、資格を有している職種と有していない職種の報酬額が同額であるという現状につきましては、暫定的とはいえ人材確保の面からも見直しが必要であるというふうには考えております。

そういった中で、来年度以降も最低賃金の引上げが、大幅な引上げも予想されますので、現在はこれまで毎年10月1日に最低賃金の対応のみということで運用してまいりましたが、この運用につきましても見直しの検討が必要かというふうには考えております。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

もちろんこの報酬が同じ額になったということで職を離れた方がいないということは、報酬以外の面でいろんなことを考慮してもらって、辞めたり続けたり、続けるということを選択されていると思うんですけれども、もちろんそれぞれの職種によって一生懸命やっていた職員の皆さんばかりやと思うんですけど、持っている資格によって待遇の差をつけようと最初にしたのは市なわけですよ。責任とか業務の範囲も違って、そういうふうには設定していたのに、今同じになってしまったと。これはやっぱり問題があると思うんですよ。何度かやり取りをして、多分予算の裏づけがないとなかなか次の年度に必ず変えますよというような答弁は難しいんだと思うんですけれども、これはもう次の年度に変わっていることというのは、もう必ず必要なんじゃないかなということをお願いして、次のテーマのほうに入っていきたいと思います。

続いて、亀山の医療施策についてでございます。

おたふく風邪の予防接種の2回目助成についてということなんですけれども、医師会のほうから要望が出されたりですとか、私も親しくさせていただいているお医者さんも何件かありまして、やっぱり予防接種の2回目の助成できやんかなというようなご相談を受けたりするんですけれども、まずおたふく風邪の予防接種ですね。現在の接種率だったり、助成の状況をお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

おたふく風邪のワクチンにつきましては、国におきまして任意接種ワクチンとなっております。日本小児科学会では、1歳と就学前の2回の接種を推奨しております。接種の状況といたしましては、1回目の接種率につきましては、令和5年度の3歳児健康診査の際の調査で92.5%でありました。また、2回目の接種率につきましては、小学校入学時の調査で74%という状況でございます。助成の状況につきましては、本市では、1歳から就学前の児童に対し、1回目の接種について3,000円の費用助成を平成20年度から行っているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

1回目の助成について答弁があったということは、2回目についてはないということなんですけれども、2回目接種ですね、これ自分でそれぞれのご家庭で実費を払ってということだと思うんですけど、大体1回ぐらい、1回幾らかかるんですかね。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

予防接種にかかる費用は医療機関によって異なりますが、おたふく風邪ワクチン1回の接種につき約7,000円となっているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

7,000円の助成というのが、なかなか家庭によっては負担として大きいんじゃないかというようなことも指摘されているわけなんですけれども、さっきの接種率ですね、亀山市では2回目の接種率ですね、どういうふうに、感想ですね、感想というか所感ですね、十分打っていると思うのか、そうでないのか。まだ接種率の高みを目指したいと思うのか、その数字について所感はどういったものでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

本市におきましては、感染予防につきましては日頃から亀山医師会におきましても予防接種の啓発に力を入れていただいているところです。そのご尽力もあり、2回目接種率が74%という状況でございます。おたふく風邪につきましても近年市内での流行は起きていない状況と捉えております。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

かつて、MMR、麻疹、風疹、おたふくが3種混合になっていたのが義務接種だったわけなんですけれども、義務だったものから義務から外れたということなんです、この観点からもやっぱり必要なものなのではないかなというふうにはみなせないのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

任意接種のワクチンにつきましては、予防接種費用助成事業として子どもを対象としたおたふく風邪のワクチンだけでなく、インフルエンザワクチンや帯状疱疹ワクチンなど、成人も含めて健康福祉部健康政策課とともに予防接種の費用助成をしているところです。

費用助成を行うワクチンにつきましては、これまでから罹患状況や医学的な知見などからその必要性を総合的に判断してまいりました。ご指摘のとおり、おたふく風邪につきましては様々な合併症を引き起こすこともあり、発症や重篤な合併症の予防にはワクチンの接種が非常に有効であるものと認識はしております。

しかしながら、日頃からの予防接種の啓発等もありまして、先ほどの2回目の接種率を保っていることと、近年市内では流行が起きていない状況もございます。また、2回目の接種時の費用助成につきましては、他市の実施状況といたしましては、県内14市中4市にとどまっているところがございます。今年度実施されました行政評価外部評価委員会や事務事業点検においていただいたご意見等も踏まえながら、引き続き国の動向や近隣市町の状況を鑑みるとともに、接種率や接種効果、事業の優先順位などを勘案し検討を重ねてまいります。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

昨日の一般質問の中でも、千年に一度の話とか出たりしたと思うんですけれども、流行していないということはこれから流行するかもしれないとも言えると思うんですけれども、やっぱり流行したときの怖いのと、あとやっぱり重症になった場合が耳ですね、難聴になるというところまで至る危険があるんですけれども、その危険の観点からも2回目の接種というのは考えられないでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

ご指摘いただきましたとおり、おたふく風邪におきましては発症すると髄膜炎や難聴等の合併症を引き起こすことがあり、その発症や重篤な合併症の予防には、先ほども申しましたようにワクチンの接種が有効であるということは認識はしております。しかしながら、その接種率や接種効果、事業の優先順位などを勘案し、引き続き検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

いろんな観点から聞かせていただいたんですけれども、周りの市町の状況だったり国の動向とい

う、いつもの答弁が目立ちましたね。やっぱりでもこれ、ほかの町に先駆けていくのであれば、このことを言ってもらった方からは、ほかの助成はもう亀山はしっかりできておると、やもんで、もうこれだけしてもうたら、本当に子どもたちに関してはもう完璧というか、高みを目指せばきりはないかもしれないんですけど、十分なんじゃないかというご意見もいただいています、やっぱりしっかり子どもを育てていく、子どもに優しいまちということでも、こういう接種の充実というのは考えていただきたいなど。

今はもう本当に子どものためだったら7,000円ぐらい出せるわという家庭の心意気と、あと幸いにもこの接種を進めてもらっている医療機関の独自努力ですよ、これに支えられているというふうに考えていますので、ぜひこちらの助成も検討していただきたいなというふうに考えております。

次の、市独自の医師確保施策についてというほうに移っていきたいと思います。

私も移住とか定住について、すごく施策としては重要なものだなというふうに考えておるんですけども、定住ですね、外から人を呼んできて、自然増と社会増の話とかも市長だったり執行部と議論をさせてもらったときもあるんですけども、社会増とかの難しいところって、何かの要因でまた自分のルーツのあるまちに戻ってしまうとか、いなくなってしまうところが怖いんじゃないかなと。やっぱり亀山で生まれたとか、亀山にルーツがある人というのを育てていく必要があるんじゃないかなという思いもあるんですけども、医師の確保についてなんですけど、医師の確保、やっぱり自治体としても何か努力というのは必要なんじゃないかなというふうに考えています。

資料をお願いできますでしょうか。

これ、2009年の亀山市長選挙だったときに、櫻井市長が初めて出られた選挙のときに、対立候補だった清水候補から亀山市の医師確保策として奨学金制度をつくろうということで、自治体独自の。今日も偶然ネットにも、予備校の先生をやっていた人が途中で自治体の奨学金制度を利用して医師になったというような記事を見つかったんですけども、まずこれまで亀山市は医師をどのように確保してきたのかお伺いをします。

#### ○議長（岡本公秀君）

小森地域医療部長。

#### ○地域医療部長（小森達也君登壇）

これまで医師はどのように確保してきたのかというご質問でございますけれども、医師の人材確保のほうにつきましては、大学の医学部による配置のほうが基本となっておりますところ、本市の特徴的な取組といたしましては、平成23年度からの三重大学地域医療学講座や令和5年度からの滋賀医科大学との共同研究講座の設置、また関係医療機関などへの働きかけにより、医療センターの診療科に必要な専門医の確保を図ってまいりました。

一方で、平成30年7月に医療法・医師法の一部が改正されまして、臨床研修病院の指定及び研修医定員の決定権限等が国から都道府県へ移譲されましたことから、三重県において地域医療を支える若手医師の育成確保を目的として、医学部卒業後に県内の医療機関で一定期間勤務をすることを条件として受験生を選抜する地域枠選抜や、修学資金の返還を免除する医師修学資金貸与制度が行われておるところでございます。

また、研修医制度につきましては、現在初期臨床研修におきまして地域医療の臨床研修は必須科

目とされておりまして、医療センターは研修プログラムの一部を担当する協力型の臨床研修病院として、総合診療科の指導医の下、県内だけでなく滋賀医科大学附属病院も含めて広く研修医の受入れを図っているところございまして、このような取組を続けており、今後も医療センターの医師確保に努めつつ、周辺地域の医師確保にもつながるよう、三重県が実施する医師確保対策に協力するとともに、三重大学医学部附属病院など研修医療機関と連携しながら医師確保対策に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

なかなか難しいところが、大学を、まず国から都道府県単位に移行されたということだったんですけども、都道府県を通じて、あと大学が関係してやっと医師を確保していくところに至るといような答弁だと認識したんですけども、それ以上にやっぱり自治体独自で踏み込んで医師の育成というのが必要になってくるんじゃないかなと思うんですけども、改めて必要性は感じられていますでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

市独自の医師の養成をというようなお見解とは存じますけれども、先ほど議員からおっしゃっていただいた修学資金制度のほうにつきましては、確かに県内の市立伊勢病院や上野総合市民病院などのように診療科が多い病院では採用されておるところでございます。このような制度について、市のほうでも検討はしたところではございますけれども、この制度を医療センターで導入することにつきましては、一般的に医師を目指す過程において、医学生となる修学資金のほうのこの制度の貸与の際には、どの診療科の医師を目指すかというのは決まっていないことが多くて、医師となった後の後期の臨床研修時において専門の診療科を決められるということがございますので、診療科のほうは医療センターのほうは4科と非常に少ないということがございまして、医師が専門にしようとする診療科とのマッチングが非常に難しいということがあり、修学資金の返還をその際に求めなければならないというミスマッチが生じるリスクは非常に高くなりますので、医学部生が利用しにくいだけでなく、医師の確保の実効性に乏しいものというふうに考えておるところでございます。

現在、医療センターにおきましては、初期研修の研修医を定期的に受入れできております。また、大学からの後期研修による研修医の配置も行われておりますので、今後も地域医療学講座等の大学との講座の関係性も含めまして、三重県の医師確保制度と併せて大学や関係機関に働きかけながら医療センターの医師確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

この清水候補の政策に関しても一応検討はしてもらったというような答弁でありました。

結構今まで大半は、どこからお医者さんに来てもらおうか、開業については今回あまり議論なかったですけど、ほぼ自由市場の世界になってくるのでなかなか難しいところなんですけれども、

ただどこから連れてくるというよりは、どう育てていくか、どう根づいてもらうかというところまで粘り強く追いかけていくという視点がこれからは必要になってくるんじゃないかなと考えています。こういった質問を加えました。

では、次のテーマに移っていきたいと思います。

書店ゼロ自治体についてということなんですけれども、経済産業省が主体となってこういった書店ゼロ自治体について、主に報道ですね、テレビだったり新聞だったり、ネットでもあるんですけども、書店ゼロ自治体が全国の何割だとかそういった問題、問題というかそういった話がクローズアップされているんですけども、昨今クローズアップされる理由をどのように亀山市は分析されていますでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

全国の書店数は、2023年時点におきまして約1万1,000店舗と、20年前と比較いたしますと半減をいたしております。加えて、一般財団法人出版文化産業振興財団が実施した調査によりますと、本年8月時点で書店がない市町村が約27.7%を占め、書店がないまたは1軒しかない市町村は約47.4%にも及んでおり、全国で書店の閉店が相次いでいる状況でございます。

こうした中、経済産業省は、書店を単純に本の取引が行われる流通業の一態様として認識するのではなく、本が流通し、様々な読み手が新たな知識を得て、文化が生まれ、広がり、発展する重要な機能と捉えた上で、書店が地域における知識の拠点やコミュニティの核としてあり続けるために、書店はもとより関係事業者、本の読み手、国、地方公共団体が、それぞれの立場や視点を超えて書店をめぐる課題を認識し、長期的に取組を検討すべきであるとの認識から、本年3月に書店振興プロジェクトチームを設置し、様々な立場の関係者との車座対話等を通じまして、書店活性化のための諸課題の整理を行っておられます。これらの取組は、関係者から指摘された書店活性化のための課題案として本年10月に経済産業省から公表され、パブリックコメントを通じて現在、課題の整理と今後の対応について検討が進められているところであると把握をいたしております。

この課題案では、書店特有の課題は、来店客数の減少、あるいは流通慣行や再販価格維持制度だけではなく、文化の拠点としての重要性の理解の希薄化、あるいはネット書店との競合など多様でありまして、政府も今後対応を検討していくとされておりますことから、こうした国の動きを背景といたしまして、書店がない自治体がクローズアップされてきているものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

本を流通させる場所だけではなくて、コミュニティの核になったり文化の発信拠点にもなり得るということで、ただその観点から経済産業省主体なんやというのも少し不思議な気もするんですが、次の市の対応についてということなんですけれども、この書店ゼロ自治体、亀山市にはどれぐらい関連があると考えられていますか。何か対応について今、手は打っているのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市におきましては、図書館で購入する図書や雑誌を市内の書籍を取り扱う店から購入するなど、書店との連携を図っているところではございますが、いずれにいたしましても現時点におきまして、本市は書店がない自治体でもございませんので、まずはこうした課題に対する国の動きを把握してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

今回、政策部のほうから答弁をしてもらったんですけども、この通告を出した後に問題になったのが、どこが所管になるのか、答弁をするのかというのが少し問題になったと聞いております。市長からもどこが答弁するかについてちょっとご意見もいただいたということなんですけれども、まずは国の動向を見極めてということなんですけれども、こういった議会というのは、ある意味世の中の最新状況、もちろん身近に暮らしている市民の方々の感情だったり思いというのを伝える場でもあると思うんですけども、世間で言われている課題についていち早く取り上げるという意味もある場所なのかなということで、今回こういった通告を出させていただきました。

少し残りしましたが、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

7番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時44分 休憩）

---

（午前10時52分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 鈴木達夫議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

会派結の鈴木達夫です。

一般質問をさせていただきます。

今日の私の質問のテーマといたしまして、亀山市の食と農業の関係についてということで、3つほど。まず亀山市の農業振興の指針であります亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想について、2番目は学校給食における地産地消の取組について、3番目として櫻井市長のこれまでの食と農に関するマニフェストについてという質問をさせていただきます。

資料につきましては、皆さんにタブレットの中に櫻井市長のこれまでの4年間のマニフェストの表を用意しましたから、スクリーンでも上げてくれると思いますが、こんなものを、その表についての説明の時間はないと思いますが、できればちらちらと参考にさせていただきたいというように思います。

それでは、まず1番目の亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想についてという項です。

亀山市に限らず、もちろん私が言うまでもなく、今の農業を取り巻く環境、就労者の高齢化、人手不足、あるいは後継者不足とかね、資材、燃料あるいは輸送費の高騰、それから食品という嗜好の多様化とか、農家にとっては生産不可能な価格競争みたいなのもあったり、あるいはもちろん鳥獣被害とかね、あるいは社会的な課題として環境課題への克服への寄与も求められているし、食品の安全性とかね、あるいは健康生活への寄与と、様々に課題、問題点を抱えています、逆に新しい展開への期待も高まっています。

そこで確認をしたいと思います。今回、私、この亀山市農業基盤強化の促進に関する基本構想というのは、私は前回でもこの質問をしましたが、私の会議録の中で答弁を要約するなら、亀山市の農業振興のための各種施策を計画的に実施するため、また地域の農業者、認定農業者、あるいは営農組織等を育成するための目標や、あるいは指標を定め、農業基盤の強化を図るために各市町がこれは定めていると。言ってみれば亀山市の農業施策のバイブル的な計画であると私は認識をしていますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

13番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本基本構想は、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展の目標を定めたものでございまして、議員が申されましたように本市の農業を振興するための指針として位置づけているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

本市の農業振興の指針であるということを確認をしました。

実は、この質問は、平成27年の12月にほぼほぼ同じような質問をしたんです。その質問の趣旨は、この基本構想を作成をするために多額のお金がかかっていると。当時514万円かかっていますよというような、委託に対して払っている。その当時、20年から26年の基本構想を眺めていても、ほぼほぼ同じ内容、結局どこが変わったんですかという質問をさせていただきました。当時は眺めていただいて3つほど変わったというのを示していただいて、あまり代わり映えしないなと僕は思ったんですけど、今回も同じ質問がこうやってできるんです。私も現行の基本構想と前回の基本構想を比べてみたんですけども、ほぼほぼ同じ、全く同じと言っても僕はいいいんじゃないかなというように思います。

そこで質問をします。現行の基本構想、前回25年に策定なんですけど、この際どこが違うのか、端的に答弁を願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

平成25年度策定の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想と現行の基本構想との主な変更

点は2点ございます。

まず1点目は、新規就農者及び農業を担う者に関する項目の追加でございます。具体的には、新規就農者の育成、確保を図るため、目標値の設定や関係機関と連携した支援などを明記したところでございます。

2点目は、農業経営基盤強化促進事業に関する項目の追加及び利用権設定等促進事業の項目の削除でございます。具体的には、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定された地域計画に関する内容を明記するとともに、同法の改正に伴い、令和7年4月1日以降は利用権設定が県の機関であります農地中間管理機構を介した貸借へ一本化されることとなったため、農用地利用集積計画等に関する内容を削除したところでございます。この背景といたしましては、農地を農業の担い手にこれまで以上に集約させるため、利用権設定による貸手と借手の相対での貸し借りではなく、農地バンクである農地中間管理機構を通したことにより、効果的な農地の集積を行えるよう改正がされたところでございます。

#### ○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

#### ○13番（鈴木達夫君登壇）

変更点が2点あると。1つ目は、新規就農者、担い手の項目を追加したと。だけど、これも25年にも同じ項があって、当時の新規就農目標数が9人、今回が10人、これ変わっただけです。それから農業経営の目標ということですね、年間総所得目標、家族経営での目標所得、これは平成25年が300万から350万、今回は250万から500万、これ変わっただけなんです。なぜ減ったのかなと思う。それからもう一つは、利用権の設定に関して変更したということなんですけれども、前回といいますか従来は、産地とか集落におけるいわゆる話合いとかね、口約束みたいなね、農家相互による協力を基本に利用権の設定を図ってきたんだけど、今回は利用権の設定が県の中間管理機構に一本化されたため、ちょっと変更したんだということなんです。変わったところ、そこだけなんです、2点、2点だけです。

そこで、たまたま農地中間管理機構の名前が出たから、この際に確認をさせてください。10年ぐらい前にできた機構だと思いますが、私はこれはあまり機能していないんじゃないかというような思いがしてなりません。耕作放棄地とか未利用の農地はあるものの、いわゆる結果、作り手が足りないんです。担い手、耕作者がいない。ましてや土地の有効利用の集積にも私はつながっていない。こういうものはむしろ、そういうマッチング機能については地域や人間関係を知っている一番身近な地方自治体である市が担っていくべきではないか、そういう議論というのはないんですかね。実態はあまり機能していないというのが私の印象で、失礼ですけれども、どういう感想を持っているか、機能しているかどうか。

#### ○議長（岡本公秀君）

富田部長。

#### ○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

農地中間管理機構が機能しているかどうかということでございますけれども、担い手と農地所有者とのマッチングにつきましては、これまでから本市の窓口で相談対応させていただいております。先ほど申し上げましたように、令和7年4月1日以降は利用権設定が県の機関であります農地中間

管理機構を介した貸借へ一本化されることとなります。その際の農地中間管理機構と本市との役割分担につきましては、現在も協議を行っているところでございますが、農地の貸借の相談等につきましては、引き続き市民の身近な窓口として市で相談対応をさせていただく予定としております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

マッチング機能を県で所管する中間管理機構に移管したんだと言いながら、実際には本市がやっているという、あまり機能していないというふうに思いました。

策定方法について、質問をします。

27年の12月、おおむね514万使ったと。当時、上田財務部長に、これ自前でつくれるのかという質問をしたところ、今後その方向で指示を出すというような答弁。今回、基本構想、全く自前、いわゆる市の職員で策定したということによろしいですね。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

基本構想は、今後10年間を見通して定めるものとし、おおむね5年ごとに見直すこととなっております。平成25年3月策定の基本構想につきましては、業務委託により基本構想案を作成し、市で確認を行い、県の協議、同意を得て策定しておりましたが、それ以降の見直しにつきましては市職員が作成し、県との協議、同意を得て策定しております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

大変失礼な言い方なんですけども、以前、コンサルが書いたものをそのまま写し変えただけ、あまり私は労苦がかかっていないというように感じています。

次に、策定方法の2つ目の確認をさせてください。

時代背景といいますかね、世の中の移り、食、農の環境変化は非常に私は著しいんじゃないかと。例えば人口減とか少子高齢化とか気象異常、それによる災害の多発とか、あるいは世界的には戦争とか紛争とか、あるいは何といてもコロナですよ。そういうことが、前回の策定時と比べて大きく農と食に関する環境が変わっていながらも、この基本構想にはなかなか映し切れていない、何の関連性も浮かんでこないんです。

この基本構想策定ということは、県が一定の策定フォームみたいなのがあって、県が国に提出する基礎資料として各市町に策定を求めているという意味合いは強いと私は思いますが、この基本構想に記載ある、なしに関わらず、この10年間ぐらいで食と農の環境変化をどのように捉えているか、担当部としてどのように感じているか、その辺の所感をいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

食や農業を取り巻く環境や社会状況につきましては、世界的な情勢不安や物価高、気候変動など

により、国内の安定的な食料供給など農業や市民の生活を取り巻く環境が厳しさを増す一方で、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類に移行したことで経済活動が活発化し、農産物の輸出等明るい兆しが見られるようになってまいりました。また、食品廃棄物や農業活動からの廃棄物を利用したエネルギーや堆肥活用なども研究されるなど、SDGsを意識した環境への取組も図られております。さらに、農業者による農業に関するSNSやテレビ番組を通じた情報発信も行われ、これまで農業に関心のなかった方の中にも、生活の充実や健康、生きがいを目的として農業への関心が高まっていると認識しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

世界的な情勢不安とか物価高、非常に農業あるいは市民も厳しくなったということなんです。私はそういう考え方がこの基本構想に伝わる背景にあって、つくるといことが大変大切かなというふうに思うんですね。今答弁いただきましたが、戦争や紛争の中で国の国内自給率が40%、これについて非常に危惧をし始めた。言ってみれば食料の安全保障につながる、していかなきゃいけない機運もあったと思いますし、触れていただきましたコロナ感染症による健康と食に関する高まりとか、あるいは働き方や生きがいの充実のために田舎暮らしとか野菜、花木の栽培の機運の高まりがあったり、これはもうテレビとかSNSで非常に発信が増えていると思うんですね。それから農業のSDGsの関連、いわゆる環境対応、あるいは農福連携とか、最近では食品ロスの問題、大きくクローズアップしてきたと思います。何度も言いますが、こういう大切な視点が背景の中で基本構想を策定すべきだと私は思います。

時間がありませんので、次に、策定方法の2つまとめて質問をします。

この基本構想に関して、第三者機関、関係機関等の協議の経緯があったのか、また、その協議の中でどんな議論や意見があったかということが1つ目。もう一つは、市長のマニフェストですね。いろいろマニフェストを出してくれるとありがたいんですけど、この市長のマニフェストが基本構想にどう生きたのか、あるいは指示があったのかということ、2つまとめてお願いします。これですね、ちょっと見えにくいですね。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず1点目の、基本構想の変更を伴う過程での諮問機関の意見ということでございますけれども、関係団体である農業委員会、鈴鹿農業協同組合、三重県茶農業協同組合から意見を伺い、必要な改正を行っているところではございますが、今回の改正につきましては特に意見はございませんでした。

それから、2点目の市長マニフェストについての指示でございますけれども、市長マニフェストとしましては、楽しい、おいしい、稼げる農業を展開することや、骨ある若者、今どきの農業女子など、こだわりある新規就農者への支援を掲げてまいりました。具体的な取組内容としまして、本市の特産品であるお茶のほか、豚肉を亀山ブランドとして認定し、その魅力を全国に発信いたしております。さらに、持続可能かつ高付加価値な農業を行う経営体を支援する本市独自の亀山市サス

テナブル農業奨励事業を新たに設け、令和5年度は5事業者を認定いたしたところでございます。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想は、おおむね10年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目標に定めたものであり、先ほど申し上げました市長マニフェストの内容につきましても反映しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

関係機関から特段意見がなかった、マニフェストについては反映をしたと、これは最後の項でやりますので今は置いておきます。

次に、ちょっと個別の質問をさせてもらいますが、前回、多分西口部長、前副市長の答弁の中で、亀山市のお茶を維持、発展するため、30ヘクタールを経営規模とする組織経営を育成する必要がある、今後も意見交換を行っていききたいとの答弁がございました。今回もその文言が入っています。意見交換の実施はあったのか、お茶の協業化の進展はどうか確認をさせてください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

これまでから県を交えた茶業振興についての意見交換会や亀山の農業を考える会において、茶業組合や茶農家とは意見交換を行っております。その中で、新たな共同工場につきましては、個人的に要望される方も見えましたが、各茶農家さんにはそれぞれの事情もございまして、皆さんがその方向で考え方が一致しているというわけでもございませんでした。また、平成27年には水沢茶農業協同組合と亀山茶農業協同組合が合併し、三重茶農業協同組合という新しい組織になったこともあり、現時点では具体的な検討は進んでいない状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

意見交換の場があったということですが、後段であった水沢茶農協と亀山茶農協が一緒になったと、これをお茶の協業化とあまり関係ないと私は思います。

この項のまとめとして感想を言わせていただきます。やはり、この基本構想にはPDCAが全くないんです、回っていないんです。この基本構想に対するいわゆるプラン、実行プランもないし、チェックも働いていない。だから、次の一歩もなく15年、20年と同じ基本構想になっている。これは大きな反省点だと私は思います。

次に、構想における地産地消についてということに移ります。

今回のこの地産地消に関するという、ちょっと読みますね。近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売多様化への取組が進む中で、消費者と生産者を結びつける地産地消への期待が高まってきていると、もろもろと書いてあるんですね。これは前回も一緒なんです、前回と全く同じ。それから、次に紹介する取組に対しての9項目も全く同じ文章。一つも文字が変わっていない。それで、これ思うんですけど、これ近年、近年っていつなんですか。これ、15年も20年も変わらずに近年ですよ。私の孫も二十歳になったんですが、近年とは言いませんよ、

これ。これ全く近年、全く同じ文章です。それはいいんですけど、取組も変わっていない中で、1番から9番の取組が示されています。全てに聞きたいんですけども、時間のあれがありますので、1番目の直売所の支援、これは平成20年に果菜彩が立ち上げのときに、亀山市は100万円の支援をしたような記憶がございます。それ以降は直売所の支援というのはいないんじゃないかと。

それから2番目の量販店での対応、3番目の学校給食、4番の福祉施設、それから7番の加工関係、この進捗について簡単にお示しをいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、項目3の学校給食での取組につきましては、市内の農業者と教育委員会と連携し、市内小学校で年22回程度、かめやまっ子給食として地場農産物を食材として提供するなどの取組を行っております。

項目4の福祉施設における食事での地場農産物の利用につきましては、福祉施設、安全の里ですけれども、において施設利用者が栽培した農産物を施設の食事に活用する取組を進められているところではございますが、市内の病院、老人福祉施設の食事の食材提供までには至っていないため、今後も地場農産物の食材提供の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、項目7の加工関係につきましては、地場農産物を使用し、亀山市の特産品として新たに発掘をされた産品を亀山ブランドとして認定するなどし、現在は4事業者が認定され、販売促進への取組を行っているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

項目ごとに点としてぼつぼつとあることは理解できましたが、それが時系列的にいつの話か、これからの展開はどうなっていくのか、さっぱり私は分かりません。あまり面白くないですから、次に移ります。

地産地消率の考え方について質問をします。

市における地産地消率、あるいは地産率といいますか、この考え方なんですけれども、多分教育委員会とは見解が違うみたいなんですけど、市における、言ってみれば農政における地産地消率というのはどういうものか、分母と分子を教えてくださいたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

農政におけます地産地消の考え方につきましては、亀山市民が消費する食料のうち、亀山産の農畜産物が消費される量であると考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

市民が摂取する食料の総量のうち、市内で生産された食料あるいは畜産物であるという、分母は

市民が摂取する食料の総量、分子は市内で生産された農畜産物ということで確認をさせていただきます。

ちょっと次につなげるために資料があったら教えて、通告もしてありますけど、学校給食で一番副食の中で使用されているのが、私はタマネギだということだと思います。それで情報としてはなかなか入ってこなかったんですけど、小学校の給食、小学校ですよ、給食だけでもタマネギ17トン使用しているような話も聞きました。それでは、亀山市でこのタマネギ、どれくらい取れているか分かりますか。

例えば、僕らもやっています、家庭菜園で作るタマネギが何キロか、なかなか把握できないんです。ただこれは別として、市場流通しているタマネギ、出荷されているタマネギの量が分かれば教えていただきたい。

#### ○議長（岡本公秀君）

富田部長。

#### ○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

2020年の農林業センサスによりますと、亀山市内で露地野菜としてタマネギの作付を行っている経営体数は9経営体、作付面積は41アールとなっておりますが、面積での調査しかございませんので、生産量は把握してございません。

#### ○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

#### ○13番（鈴木達夫君登壇）

把握できていない、ある意味では理解はできるんですけども、ただこの基本構想の基礎資料の中では、露地野菜中心の農家、施設野菜中心の農家、お茶、これ何軒ありますよと、いわゆる経営体別の、あるいは出荷額で50万から1億まであるんですけども、これ10分類されていて、経営面積分析もされている中で、どんな数字を積み上げて、タマネギ、大根、白菜とか積み上げてこういう数字が出ていたのか、ちょっと本当に分からない。

この項の最後のまとめの質問をします。

私、スマホをいじっていましたら、先週の日曜日、12月8日に、12月8日は有機農業の日であるという、画面に映っていたんです。2016年に国は有機農法推進法を策定し、当時1%未満である有機農産物を2050年には25%にしたいという、もちろん僕は有機農法も知らない人間が有機農業を語るつもりはありませんが、それからその後、ある市長がオーガニック給食を公約、いわゆるマニフェストに上げて、今ではお米だけは100%有機農法による地元産を使っているということなんです。

私が紹介したいのは次のコメントなんです、次のコメント。有機農法を実践するためには、技術面にもコスト面からも、従来農法からの切替えは難しいかもしれない。ただ、給食という確実な売り先が担保されるとしたら、行政が一定の関わりを持ちながら、生産者や新規の若者農業者も安心をして生産できるのではないかと考えたというコメントなんです。

先ほど、タマネギだけでも小学校だけで17トン、野菜でいえば10トン以上、私想像するにニンジン、大根、キャベツ、ジャガイモ、ネギなんかも結構使うんですね。これぐらいは10トン以上、小学校の給食だけでも使っているんです。質問します。農業において、後継者不足、あるいは

創意工夫を發揮しながら、マニフェストにもある新規就農者の確保、若者の確保、農業女子の支援、食のあるまちづくり、こういう課題の解決のためには、学校給食という大きな市場、マーケット、ステージがあるという認識を再確認して、農政のほうから所管の教育委員会に、いわゆる学校給食で使ってくれないかという、言ってみれば攻めの行政をすべきではないかという私の意見ですが、感想をいただきたい。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

学校給食の食材として市内農産物が生産者から納品されるようになれば、生産者も今より安定した収入を得ることができ、農業経営の安定化にもつながると存じます。

しかしながら、学校給食の食材として提供するためには、教育委員会が定めた食材の納入規格基準などを基に、品質や鮮度に配慮し、当日納品する量を指定された時間に確実に提供することが前提となってまいります。そういった市の条件に対応できるかどうか、これは生産者にとっても大きな課題であるかと考えております。

今後、様々な課題について整理した上で、亀山市内の農業経営体や関係団体、教育委員会ともその可能性について研究してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

答弁の中で、農業経営の安定には寄与するけれども、給食については規格やら鮮度やら品質が問われる、納品時間も制約されるというのが課題だというんですけど、農業という業なんです、仕事なんです。これね、なりわいとしての農業なんですから、当然規格、鮮度、品質、納期、これは十分そこはクリアしていかないといけないんですよ。僕も作っていますけどね、大根にすが入ったら、家でも半分もうコンポストに入れられますよ。規格基準があるから何か上手にいかない、これはプロの仕事ですから、これは当然クリアをした中で上手に大きなマーケットがあるという形の進め方をしてくださいということです。

時間がね、2年ぶりの質問じゃないんですけども、時間配分があんまりうまくなくて申し訳ないんですけども、学校給食に行きたいと思います。

現状の取組についてという質問を用意しましたが、時間がありませんので、まず、ずばり教育委員会が言う地産地消率、いわゆる地産率、この分母と分子を端的に説明、解説はよろしいので分母と分子だけ教えてください。

○議長（岡本公秀君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現在、教育委員会の地産地消率でございますけれども、亀山市健康まちづくり計画における地産地消率という形で、小学校及び関中学校の給食に使用する市内産及び県内産食材の品目数を年間の総品目数で割った数値でございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

地産地消率に関して、市は、あるいは農政の管轄でいきますと、市民が摂取した総量の中で、いわゆる市が生産した農畜産物全体の中で市民が摂取する量である。教育委員会は、年間の総品目数ですよ、品目数でやっているんです。給食で使われた、何千あるか知らんけど、1,280品目の中で620だったら、これは地産率50%ということなんですね。例えば、さっき紹介しましたタマネギが、推測するに17トン、小学校給食、関も含めてですよ、使用をして、仮に17トン使用中の2トンであっても、いいですか、これが亀山産、県内産であれば、これ食べ物に関したら100%の地産率になるんですね。そういうことでいいんですね、確認。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申しあげましたように、品目数ベースで換算しておりますので、品目数、量ではなくて数という形でのカウントでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

教育長、こういう地産率の上げ方というのは、僕ら一般市民からすれば、あるいはここにいる議員の方からすれば、執行部の方もそうかもしれない、あまり理解できないですよ、これ。やはり、常識的に量の一つの指標とするのが我々は適切かと思うんですが、教育長の考え方、それでいいのか、お願いします。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

地産地消率ですけども、意図的に何か上げるために品目数で計算しているわけではなく、これまでの取組、経年変化を見るためにこういう値、計算の方法で取り組んでいるところです。また、ほかの角度からということで、金額ベースでの地産地消率という求め方もありまして、様々な自治体や行政の立場でも求め方が多様といいますか、幾つかあるところでございます。ですので、品目数におきましても、できるだけその向上といいますか、上がるためにまた努力をしていきたいなというふうに考えているところです。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

現在の地産地消率の導き方で経年変化を求めるんだったら、それでよろしいということですね。一般市民には理解できなくても、引き続き地産率を、学校給食の中の地産率はそういう求め方をするといいですか。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申し上げましたように、品目数、それから金額ベース、様々な算出方法というものはあるかというふうに考えているところでございます。ただ、考え方といたしましては、給食提供の基本的な考え方として、学校給食を活用した食育の推進という視点、これも含めまして亀山市域産の活用推進を持続可能な食料供給に係る社会の取組など、この啓発を図ること、これをまず学校給食においては目指しているというところでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

この項は宿題として、また整理します。

今後の方向性という形でいろんな質問を考えてきました。しかし、昨日の草川君の答弁と私は質問を変えていきますので、これは通告しましたので、学校給食センター、令和3年3月に今後の方向性の中では、今後の中学校の全員喫食制についてはセンター方式とするとなつたわけですが、ここでやめておきます。

昨日の草川議員の質問の中で、私はセンター方式から今の新しい食缶方式に変わったときに、いわゆるこれは財政的な視点の中でやむを得ず、仕方なく食缶方式に変えたんだと、多額の財政負担がかかるからやむを得ず変えたんだと、将来的には給食センターだというような答弁の感じが非常に出ていた答弁だと私は認識をしています。どうも最近では、もう機運が変わってきたように思うんですね。紹介しました昨日の中でも、部長はこう答えている。関給食センターや他の施設、給食施設の老朽化を見た中で検討していくと。今のところ具体的想定はないと、センターという想定はないという。私は今回の質問の中で、いろんな方法で給食センターを立ち上げた場合、地産地消に関してこんな工夫もできるのではないかと、アップもできるのではないかと、いわゆるこれは、別にこの質問までもさんざん教育長にも提案、教育委員会にも提案した。だから、これは本当に空虚になるからやめますけど、教育長、質問しますよ。

給食センターの設立、構想というのは、これはご破算になったんですか。今のところ、もう白紙化されたのか、あるいは当時の教育委員会の熱い思い、給食センターの設立、これは残っていて、しっかりとした計画の中で、食缶方式が終わったらそっちに移行するんだと、そういう気持ちなのか、これをお答え願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

給食調理施設の整備につきましては、令和5年の11月に策定しました中学校全員喫食制給食実施に係る基本的な計画でお示ししましたとおり、中長期的な視点から、引き続き給食調理施設の整備を目指すものとしております。また、その方式については給食センター方式も含め、関学校給食センターや大規模小学校の調理施設の改修、更新などの機会において、その時々为学校給食の在り方や社会情勢に即して改めて検討をするものと考えており、これまでの委員が言われるセンター方式を目指すという考え方には変わりはありません。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

センター方式、センターをつくることに関しては変わりはないが、改めて検討し直すという、この辺が非常に難しい。これもまた整理します。

通告をしてありますので、最後、マニフェストについて質問を。

食と農に関するマニフェストという市長のマニフェストレポートより整理したものを皆さんのところ、あるいは画面、スクリーンにも今出してもらえと思いますが、時間の関係も含めまして、私の質問は一つ一つの施策や取組の内容について、その進捗とかね、あるいはそういうことを確認するのでなくて、4期目の任期を終えようとする中で、非常に厄介で難解で、さりとて非常に重要な農業政策、あるいは古代より我々の生活習慣になじんできている、関わってきている食、新しい時代的ないろんな食に対する要望も出てきます。それも含めまして、特に亀山における食と農に関する課題、問題点、あるいは今後必要とされる方向性、この辺りどのように認識をしているか、時間がありませんので簡単をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

マニフェストレポートも紹介をいただいて、この4期に関わる農業施策についても様々な角度からそれぞれの期、総合計画等々に落とし込みながら展開をしております。議員ご指摘の、今日のご質問もそうでしょうし、今後の私たちの社会や暮らしや様々な環境変化が起こっておりますので、当然食と農業と、例えば健康、あるいは今日の子どもたちの学校給食ということも含めまして、それにしっかり対応していくということについては、基本重要政策の一つというふうに認識をいたしております。

さらに、今年5月でしたか、国においては食料安全保障の観点から、いわゆる食料・農業・農村の基本法が改正をされてきておるところであります。そういうことも含めて、しっかりこの環境変化に対応してまいりたいというふうに考えております。

個々のことは申し上げませんが、しかし農業は農作物を食べるだけではなくて、農作物を育てる楽しみなど生きがいの創出、耕作活動による健康維持、地域住民の交流など多面的な側面を有しておりますが、農業を取り巻く環境は非常に厳しいのは現実でございます。高齢化の問題、後継者不足による農業従事者の減少、獣害、耕作放棄地の増加など、本市におきましては様々な課題が顕在化いたしておるところでございます。

現在、この6次産業化でありますとか、付加価値向上の取組に対してもしっかり支援をしていきたいと考えているところでありまして、さらに本市の進める健康都市での実現に向けて、食を通じた健康づくり事業として取組を強化をいたしてまいります。昨年5月に加盟いたしました社団法人セルフケアフード協議会との連携等々で、食と農業を連携させていくということにつきましてもさらに進めてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、農業を取り巻く構造的な課題と本市における現状と展望につきましてもなかなか様々な課題があるのは承知をいたしておりますので、これに向けた様々なしっかりした施策対応をしていく必要があると改めて認識をいたしております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

少し提案もありましたが、時間が来ますので質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

13番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時42分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

一般質問、今回4点、ちょっと盛りだくさんに入れてしまいましたので、シンプルなお答えでどうぞよろしくをお願いします。分からなかったらまた聞き直しますので、お願いしたいと思います。

1点目です。会計年度任用職員について。会計年度任用職員の処遇改善ということを求める質問でございます。

議案質疑で、補正予算で削減されているのはどういう職員の方ですかという質問を先日いたしました。こういう削減が最近ちょっとよく見るなと思って、今回ちょっとこの質問に上げさせてもらったんですけども、要するに看護師や保健師や、あのかはそうですね、行政専門員がなかなか雇うことができなかつたという意味での削減でございました。日常的には保育士さんも足りないということで出てきますので、まずは一体お幾らで雇おうとして雇えなかつたのかということをお聞きしたいと思います。

いろんな職種があるんですけど、分かりやすく保育士と看護師と保健師について、報酬単価どれぐらいだったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

11番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず、報酬単価が幾らだったのでしょうかというお尋ねでございますが、午前中の今岡議員のご質問にもございますが、10月1日に最低賃金に対応しておりますので、その10月1日の単価で申し上げますと、保育士は何種類か、例えば担任でありますとか、そういった職種がございますので、一般の保育士は1,030円。ただ、保育士は申し上げましたように療育担当は1,100円、フリーの保育士は1,250円、クラス担任は1,350円でございます。

それと保健師につきましては1,250円、それと看護師につきましても1,250円。ただ、この報酬につきましては初年度でございますので、1年目、2年目、3年目、4年目、5年と昇給す

るような形にはなっております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

保育士さんはいろんな段階があるので、一番安いところで答えていただきました。大体いろんな段階で1,030円から1,350円ということでした。

資料を出していただきたいんですけども、今言っていたことを少しまとめたんですが、県内のちょっとほかの市町も調べていただいたので、私がかちょっと自分で数えたらこういうことだったんですが、市町の中で亀山市というのはどういう状況なのかということのを改めて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

各市の状況ということでございますが、各市で会計年度任用職員の制度が様々ございまして、フルタイムでの月給でありますとか、本市のように時間給でありますとか、パートタイムでしたらそうですし、あと勤務時間にもフルであったり短時間であったり、業務内容も例えば保育士ですと担任、フリー、加配補助、いろいろあり得るんですが、そういった中で比較できるところで申し上げますと、保育士につきましては14市それぞれ職種を設け報酬単価を定めておりますが、最も単価が高い、私、先ほど申し上げましたクラス担任の1,350円でございますと、14市中5番目ということになります。

それと、看護師につきましては、これも全ての市が会計年度任用職員の職種を設定しておりませんので、会計年度任用職員の職種がある13市で申し上げますと12位でございます。それと、保健師につきましても、会計年度任用職員の職種を設定しております13市の中では12位、それと資料でもお出しいただいております介助員につきましては、会計年度任用職員の職種を設定しております11市で比較しますと8番目といった状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

本当に各市、調べていただくので大変だったと思います。ありがとうございます。

保育士の一番安い1,030円というところ、ほかはどうかなと思って見せていただきますと、14市中10市を調べてもらった中で10番目ですね。一番安い、亀山市が一番安い。そして、保健師、看護師、もう一度ちょっと資料を出していただきたいんですけども、保健師と看護師もこの13人中12位って安いですね。やっぱり安いから来ないということはあるんじゃないでしょうかということのをまず端的にお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず最初に、先ほど1,030円の保育士のことをご紹介いただきましたが、さきに私ご答弁申

し上げていますように、5年目の多くの保育士が5年目に該当しておりまして、5年目の保育士は1,072円となっておりますので、それに従って他市さんと比べると低いというところでは、変わりはありません。

そういった中で、従前からこれは正規職員もそうなのですが、資格職というのは非常に採用が難しくなっております。これはやっぱり少子化という影響もあると思うんですが、それ以外に会計年度任用職員の資格職、特に先日もご質疑がございましたが、保健師であったりというのは非常に人手不足も相まって、賃金だけではないのかも分かりませんが、非常に採用は困難な状況というのは状況としてはございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

専門職だから難しいんじゃないかと、安いから来ないんじゃないですかという質問でした。

私は本当にこれは安いと思いますし、これ深くは追及しませんけれども、看護師と保健師というのは全然資格が違うので、看護師の資格の上に保健師の資格をまだ取らなくちゃいけないという状況で、全く一緒って、ほかの市もありますけれども、これについては、私はその資格に対するリスペクトがないなあと感じました。

そして、ほかの職種も見ていましたら、今は言いませんけど、司書とか学芸員とか、あと女性相談員とか心理士さんなんかは1,100円、1,100円からどんな経験を積んでも1,150円とかね、この間、議案質疑で質問した行政専門員も1,200円ということで、非常に低いと私は思います。ここはぜひとも考えていただきたいなと思いますので、改めて最後にも聞きますが、次の質問ですが、先ほど今岡議員が質問した同じ視点で、私もこれをまず取り上げたんですね。最低賃金が引き上げられたことによる影響で、業務補助職Ⅱと保育士の報酬単価が全く同じになった。これ全く同じだけならいいんですけど、例えばその介助員さんの経験年数が高かって、例えば資格を持っている保育士さんが経験年数が低かったら逆転現象も起こってくるんですよ。そういうことを避けるように準備するべきでないのかと。必ず最低賃金は上がってくるんですから、あらかじめ準備するべきであったのではないのでしょうかということについて質問したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

午前中にご答弁申し上げておりましたが、三重県の最低賃金が本年10月1日に973円から1,023円に改定されたことに伴いまして、本市の賃金につきましても、報酬につきましても1,030円にということとさせていただいたところがございます。しかしながら、この1,030円の報酬につきましても、ご紹介いただきました下が上がると上とそろってくるという状況が起こっております。午前中にも申し上げましたが、近年の最低賃金の引き上げは今までになく大幅に引き上げられる傾向にございまして、年度途中で最低賃金だけ対応するというこの運用の方法は、ちょっと検討が必要というふうにも考えております。

そういった中、令和2年度にこの会計年度任用職員制度は導入したわけでございますが、これまで最低賃金対応、年度の途中では最低賃金の対応のみとしておりました。しかしながら、この最低

賃金の対応では、対応がなかなか困難であるというようなことも考えておりますので、保育士、看護師、保健師など各職のほか、そのほかの職種間の報酬額の差につきましても、全体の報酬の体系につきましては抜本的に見直しが必要かなど。来年度に向けてそういったことも必要というふうには考えているところでございます。そのようなことから、他市の状況も、さきにちょっとご紹介もいただきましたが、あと民間動向も含めて検討を、ちょっと時間をいただきながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

私もこの質問に当たって、じゃあ幾らあったらこの逆転現象を解消できるんですかと聞いたけど、ちょっとすぐには計算できないという、いろんなことを合わせながらしないといけないので、ちょっと今は分からない、何百万とも何千万とも分からないということだったんですが、3月まで日がありますので、計算はゆっくりしてもらったらよろしいので、きちんと遡及して、この10月から、そういう逆転現象のまま働くということについて、やはり解決してあげてほしいんですね。そういう遡及してきちんと補償するということもできると思うんですけど、そういう考えはございませんか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

会計年度任用職員の遡及という考え方につきましては、昨年度もそういったご質問もいただいたかと存じますが、本市におきましては会計年度任用職員はパートタイムの職員でございますので、基本的には4月に遡るとか、そういったことまでは現時点では考えてはいないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

私、前回の質問でしたときも、勤勉手当をという話でしてしまして、全国のを調べてきちんと遡及している市町が多いということも紹介いたしましたんで、亀山市としても、多いんですからね、亀山市は特に会計年度任用職の割合が。ですから、こういうことも含めて、きちんと職員の皆さんがモチベーションを高く持って仕事できるように、ぜひ考えていただきたいということを求めています。

そしてあと、最近本当に喫緊で出てきました人勸で病気休暇を有給化するというようなニュースがちょっと入ってきたんですけども、亀山の場合の病気休暇がどういう、これ会計年度ですよ、病気休暇がどうで、有給化について考える余地があるのかどうかについて確認しておきたいと思えます。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

国のほうが人事院規則の改正によりまして、今月、国のほうでは非常勤職員とっておりますが、

本市では会計年度任用職員でございます。国のほうが来年度から有給に非常勤職員の病気休暇を有給にするというふうなことは承知をしておりますが、国は非常勤職員の病気休暇が最大で、勤務日数によって違うんですが、最大で10日でございます。本市では、会計年度任用職員制度を導入した際に、90日ということで、無給ではございますが、日数を大きくしておりますので、単純に国家公務員と比較というのは難しいところではございますので、慎重に導入に当たっては検討したいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

亀山市の場合、ほかも調べたら30日のところもあったし、市によっていろいろなんです、病休の日数がね。亀山市は90日取っているということはあるがたいなとは思いますが、無給であることとそれで少し有給になるのがどうなのかということ、また現場の声も聞きながら進めていただきたいなと思います。

そして、この間から勤勉手当のことも先ほど少し触れましたが、これについての今の進捗状況をお伺いしたいと思います。勤勉手当を入れるかどうか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

会計年度任用職員の勤勉手当の件でございますが、これにつきましては、昨年度でしたか、自治法の改正によって支給できることとなっているところでございますが、期間率や成績率の取扱い等、具体的な支給方法について正規職員の取扱いとの権衡を踏まえて定める必要もございます。それと、成績率などを適切に判断し、その結果を反映するということが考えられますので、現時点におきましては、会計年度任用職員への勤勉手当支給につきましては検討中と。それよりも、先ほど申し上げました報酬全体の抜本的な改正というふうなことを考えたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

それでは検討中ということで、次の質問に移りたいと思います。

ぜひ会計年度任用職員の処遇改善、これからも追求していきたいと思っております。

保育・教育施設の建て替えについてという文言、テーマを上げましたが、昨日の質問を聞いていても、学校関係については建て替えはしなかったけれども、たくさん修繕をしたんだというような答弁でしたので、学校のことについてはもう言うていただかなくても結構でございます。

保育ということで、就学前の子どもさんの施設について、市長としてはどういうふうに認識されて、どのように計画されて、今現在どう評価されているかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

就学前教育保育施設であります。第2期子ども子育て支援事業計画に基づきまして、就学前教育保育ニーズに対応した効率的かつ効果的な再編を行うため、亀山市就学前教育保育施設の再編方針を策定し、進めてまいってきているところでございます。

この再編方針に基づきまして、和田保育園におきまして保育室を増設、保育ニーズの高いゼロ歳児から2歳児までの低年齢児の受入れ規模を拡大いたしてまいったところであります。さらに、認定こども園を整備する社会福祉法人等に対する財政支援を通じて、就学前教育保育ニーズの受入れ機能の確保を図ってまいったところでございます。

あわせて、ご質問もありました既存の施設におけます計画的な修繕を行うとともに、保育環境の充実のための施設整備も計画的に実施をいたしてまいりました。これらのことから、待機児童の解消に寄与し、誰もが安心して、それぞれのニーズに応じた子育てができる環境の充実が図られてまいったものと考えております。

ちょうど平成の、私、就任21年でございますけれども、今日までに保育所等の新築、増築、改築等におきまして、事業費では亀山東幼稚園の改築も当時3億前後だったと記憶しておりますが、これらを含めまして、公立では亀山市待機児童館、あるいは川崎南保育園の5歳児保育室の拡張工事、それから和田の園舎の増築工事、あと私立等々でもちびっこかめやま園あるいはなのはな保育園の新設等々、総額にしまして約8億1,500万円の増築、新築、改築を行ってまいったところでございます。

いずれにいたしましても、子育て支援の環境を整備していくということにおきましては、いろいろ課題はございましたけれども、計画的に状況のニーズに変化に応じて対応させていただいてきたと考えているところであります。

#### ○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

#### ○11番（福沢美由紀君登壇）

子どもたちが大きくなって育っていくに当たって、例えば一番いじめがひどくなるのは小学校の2年生だそうなんですけれども、やっぱり学校へ行く前にどんなふうにしたか、どんなふうにしたかということとはとっても大事なことで、待機児童がなければいいということではないんですよ。

ですから、今、昔の保育園が本当にゼロ歳児とか預かっていなかった頃の保育園の古いままで、みんながホールとして使っていたところを今保育室にして、割ときゅうきゅうで使っているところが多いと思うんですよ。増築も和田保育園とかしてもらいましたけれども、例えば本当に基本的なトイレがドライ化がなかなか進んでいない、半分ほどということが放置されたままなんです。やっぱり保育園に通って、幼稚園に通って、とてもいい環境で、幸せに子どもたちが過ごせるようにということを本当に真剣に考えていただいて、それを計画的にしていきたいなど。今までもここやったら土地を増やせるやろうとか、何年になったらとか、40年以上たつ建て替えの必要性が高い施設が6園あるとか、一応きちんと調べてはもらっていますんで、またこれ40年以上のが増えていきますよね。年がたつごとにどんどん増えていくわけですから、そのトイレのドライ化を含め、子どもたちの居場所が快適であることを含め、ぜひとも計画的にしていかなければならない。それは、小学校の長寿化も、この4年の任期の最後のほうでばたばたと長寿化を調べて、計画を立て

て、そして今年1年間は優先順位をつけるだけで、何も特に予算はついていなくて、7年度からやっていくということだったんですけれども、そういうものは期の最初にやっていただいて、計画的に、そうやないと子どもたちはどんどん大きくなっていきますんで、やっぱりしていただきたいなと思います。

また、教育・保育という意味では、学童保育の施設も、学童保育というのは、小学校に子どもたちがいる時間よりも学童保育のいる時間のほうがずっと長いんですね。保育園もそうですね。幼稚園にいるよりも保育施設に入る時間がすごく長い。それだけやっぱりいい環境にしてあげる必要がありますので、そこにもきちんと目を向けていただきたいと思うんですが、ご所見がありましたらお願いします。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ハード・ソフト、保育、それから就学前の教育も含めまして、亀山市はやはり幼児教育の重要性とか保育の重要性は歴史的に極めて重要という認識の下に進めてきておるものでございます。

三重県内における亀山市の幼児教育や保育の歴史というのは、昭和の時代から培われてきた、そういうハード・アンド・ソフトも含めて、そういうものが培われてきておるといふふうには考えておりますので、そこは議員ご指摘のような幼児期のその環境、あるいはその重要性は十分認識をさせていただく中で、やはり限られた財源の中で最適な状況をつくっていくということとか、例えば今の幼・保の再編の問題等々につきましても、適切に対応させていただきたいと考えております。

あわせて、今、学童保育についてどうだということですが、これも議員よくご案内いただいておりますけれども、この十数年の本市における放課後児童クラブの環境の充実ということは、量的にも質的にも、課題はありますが、随分充実、拡充をしてきたといふふうに思っているところでございます。

15年前、本当に学童保育、4単位、4つの施設でございましたが、当時、本当に年間の支援というのは本当に3,000万ぐらいであったと思いますけれども、現在20を超える単位が機能しているところでありまして、そういう意味では、課題はございますけれども、学童保育の重要性もしっかり認識をさせていただく中で、今後においてもそのところは引き続いて対応していくという亀山市の考え方は基本に置いているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

放課後児童クラブ、学童保育所がすごくどんどん増えてきたことは承知しておりますが、一つ一つの施設がぼろぼろで、計画的に修繕や建て替えなどのものがないんですね。ですから、それをきちっと計画に入れながら手入れをして建て替えをしていただきたいという趣旨で私は申しあげました。

時間がございませんので、次の質問に移りたいと思います。

中学校給食についてです。

食缶で桑名から運んでもらうという形の給食に決まったわけですが、プロポーザルの報告を受け

ましてから、今どういう進捗状況になっているのかということをもっと伺いたいのと、プロポーザルの資料をもう一遍読み直してみますと、その提案してこられたオーケーズデリカさんの資料の中に、たしか令和8年4月から前倒しができると、これを活用してくださいというような文言があったんですね。そこも含めて、どういう今、進捗状況なのかということをもっと伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、中学校の受入れの施設の改修につきましては、設計業務委託の基本設計の中で、配膳室やエレベーターの位置や規模等の概略を固め、搬入導線の整理を行ってきたところでございます。

そして、学校給食の調理、配送等の運用面につきましては、委託業者や学校関係者との協議を行いながら準備を進めているところでございます。

この具体といたしましては、学校への搬入ルート、配膳台や食器、食缶等、備品の規格、数量、そして主食、牛乳、食材等の発注関係などについて、現在協議を行っているところでございます。また、今後、関中学校と同じ献立の調理やアレルギー対応の具体についての協議も進めていくこととしているものでございます。

なお、委託業者との仕様書に基づいた協議を行っている中で、今、特に課題はございません。ただ、先ほど申し述べていただきましたように、早期実現に向けて、また具体、学校などとの併せた協議を進めて、一日も早い実現を目指しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

何もかも協議ということで、結局、具体的にいつまでに何ができるのかということがよく分からなかったんですけども、仕方がないんですけどね、協議していただかなくちゃいけないので。私たちは、だから委員会なんかでもいろいろ決まってからも、こういう課題があるのではないかということいろいろ指摘したり、質問したりしてきました。それに対して、実はこうでしたというお答えをいただいたことはございません。ですから、今回ちょっとお聞きしたいんですけども、まずは、でもね、市長にお聞きしたいですね。

この方式というのは事業費が増大する方式です。これは長く続けば続くほど、施設も残らないわけですし、事業費増大します。これ全て民間委託ですから、管理栄養士などの人件費は文科省が出しませんので、自前で用意しなくちゃいけないとか、給食費に自校方式とか関中学校と給食費に格差が出ていますよね。ですから、その差を今度の新しい給食になったら公費で埋めると、同じ給食費にしますということですので、このお金も要ります。また、普通だったら保護者の給食費だけで食材を賄いますけれども、それだけではもしかしたらできないかも分からないということで、改めてその食材費ほかに入れていただくということも説明を受けました。

そういうことで、やっぱりこれ青天井で続けていいんですかということ、これは事業費について責任ある答弁を、骨太の方針と言って、いろんなところを削って削ってみんなが努力をしているんですから、これについても一体いつまでなら、幾らまでなら使い続けていいのかとか、そういう見通しがあると思うんです。そこについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の民間の給食センターを活用した食缶の方式を展開していくと。これは当然、イニシャルコストを避け、格段に下げ、そしてランニングコストも含めて比較を教育委員会においても財政当局においても、それは長期において進めた中で、最終的に総合的な結論を得たものでございます。

また、その議論というのは、その過程でも公の議論でも積み上がってきたというふうに思っておりますが、比較的20年とか30年とかということで、やっぱり仮定となる数字が違えば、ここはやっぱりそのシミュレーションの仕方も変わってきますので、今ここで具体的な数字があるわけではありませんけれど、しかしイニシャルの部分とランニングの部分で考えると、20年とか30年、これぐらいのスパンの中で、やはりこのクロスする点がこのぐらいの話ではなからうかというふうには時点ではなからうかと思っております。今ご指摘の質問だけをお答えすれば、そういうことではないかというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、物価の上昇とか、あるいは今の賃金、いわゆる人件費の上昇でありますとか、これは多分日本の社会、経済の仕組み自体が既にもうこの4半世紀前から動かなかったものが動き始めておりますので、今後の様々な経済とか今の賃金とか、いわゆるコストについては従来以上の変化が生じていくものというふうに考えております。これに限らず、そこはしっかりまた検証したり見ていく必要があるものであろうというふうに認識をいたしております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

物価の上昇であるとか資材の高騰というのは、中学校給食だけに起こっていることではないんですよね。だけど、やっぱり物価高騰、お金が足りないということで、一遍決まったセンター方式が、市民の声も議会の声も当時聞かずに、ひっくり返してこういう給食方式を決められた。その責任は私がお金ということだったんで、市長にあるんだらうなと思って、今、市長にお聞きしたところなんです。

ほかにもちょっといろいろ疑問がありましたので、そこを確認していきたいと思います。

調理後2時間以内喫食ということをやうと議論してまいりました。オーケーズデリカさんの資料を見せてもらって、ちょうど調理が終わって、向こうの工場を出発して、こちらに届いて、校長先生が検食をして食べ始めるまでが2時間なんです、あの資料だと。私たち2時間以内というのは、食べ終わるまで2時間とっているんです。間に合っていないなと思ったんです。そこについてはどのように、一遍指摘してあることですので、どのようにお考えになったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

学校給食衛生管理基準の文部科学省が示しているものでございますけれども、この調理した食品を調理後2時間以内に喫食ということでございます。

この2時間以内に喫食するということにつきましては、加熱終了時から給食の始まりまでが2時間以内であるということが示されておりますので、私どもといたしましては、その加熱終了後、いわゆる調理終了後から給食喫食開始までが2時間以内というふうに捉えているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

2時間なのか、2時間10分なのか、2時間30分なのかということと競り合わなくちゃいけないこと自体が問題なんですよ。

私はこれ何で2時間かということ、食中毒が起こるといけないから。2時間以上だと食中毒が起こった経験があるからということなんですよ。始まったらもうええという、そういう問題ではないと思いますよ。どこに書いてあるんですか。

トラックも2台に分けて一生懸命高速道路を走って来てくれますんで努力はしていただくんだと思いますが、ぜひともこれは、普通に給食しておったらこんなことを考えなくていいですよ。小学校の子らも熱々のを食べていますやんか。1時間もたってませんよ。関の子らもそうですよ。こういう方式を取っているから、2時間なのか2時間超えるのかということと言わなくちゃいけないということについて認識していただきたいなと思います。

そして、食材費についても聞きたいと思います。

直営の給食費だけでは収まらないので、給食の食材にかかるお金をオンします。今まで私は自校方式の給食、関の給食とセンターの給食と今のデリバリーの給食の、先ほども議論がありました地産地消の物品数ですね、品数。それから地産地消率ということで、比較で質問したことがあります。どうしたって仕方がないんですけれども、デリバリーのほうが外国産のものが多かった。地産地消率も低かった。これは仕方がないですよ、遠いところにあるんですから。でも、今回お金を余計に足しますんで、そこら辺が解決するのかどうか、端的にお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、最大1,400人分の学校給食用食材の調達につきましては、均質な食材を大量に納入する必要があることから、小学校や関学校給食センターと同価格で調達できない可能性があるということをご想定したものでございます。このため、現行の1食当たり310円の保護者負担額で食材料費を賄えないということが想定されますので、関中学校との給食費との差額分を1食当たり330円とするという形で見込んでいます。

また、その食材調達につきましては、委託業務の仕様書におきまして、市内産、県内産の使用に努めることとしております。現在、その事業者からもその旨の提案も受けておりますので、その委託業者と、それから食材納入業者との間でその手法について協議を行っているというところでございます。

したがって、市内産、県内産の使用というものについても十分配慮していただいた上で、給食の提供を行っていただくということをご協力を進めているというものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

今のデリバリーでも配慮してちょうだいと言っているんです。言ってもできてないんです。ですからどうなんですかということをお聞きしたので、これからも見ていきたいと思えます。

そして、ちょっと心配なのが、同じ施設をほかの目的にも使用すると。専用施設でないと、給食の食缶式の給食を作ってもらったところが。それによって、例えば普通だと学校薬剤師による検査を1学期に1回しなくちゃいけないとか、あと終わった後、しっかりきれいにしなくちゃいけないとか、あとは施設や管理に係るものをどうやってその後半使う部分と案分するのかとか、そういういろいろな疑問があります。今すぐには答えられないと思えますけど、そういうことについて説明を受けて、ちゃんと資料があってという状況にあるのかどうかだけ伺いたいと思えます。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、委託事業者につきましては、調理の衛生管理等につきましては、国際的な衛生管理手法であるHACCPでの運用を前提とした施設整備を行っておられるということ、そして食品安全管理の国際規格であるFFSC22000のDPを取得した衛生管理を行っておられるということでございます。

そして、またその調理につきましては、時間を置いての調理という形になるものでございますので、当然その調理が終了後、洗浄した上で、改めて亀山市の占有という形で行っていただくということでございますので、その具体について今確認を行うというものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

そんなことは分かっているね、どんなふうにやっていたか分かっているんだけど、普通の給食じゃなくて、午後から違うところのご飯も作るわけですよ。それをどうやって案分するのかとか、その清潔状態をどうやって保つかとか、責任は誰が取るのかということを知っていて、お答えになれないでしょうから、説明きちんと聞いているんですか、資料あるんですかと聞いたんで、ありますとか、そこら辺を言うてもらったらよかったです。

また委員会のほうで確認していきます。

次の最後の質問について進めていきたいと思えます。

県がパートナーシップ宣誓制度というものをつくりました。この制度がどんな制度なのかをまず伺いたいと思えます。

○議長（岡本公秀君）

北川市民文化部長。

○市民文化部長兼関支所長（北川明美君登壇）

三重県では、令和3年4月1日施行の性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例の趣旨に基づき、地域で人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる環境づくりに向けて、三重県パートナーシップ宣誓制度を令和3年9月1日から運用されております。

この三重県パートナーシップ宣誓制度とは、お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓したお二人、一方または双方が性的少数者に対して県が宣誓書受領書等を交付する制度でございます。

三重県パートナーシップ宣誓書受領書の交付を受ける手続きにつきましては、事前に三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課へ予約をしていただきまして、宣誓日当日にパートナーとお二人で本人確認書類と住民票等の必要書類をご持参いただき、担当職員の面前でパートナーシップ宣誓書に記入されますと、提出書類に不備がなく要件が確認できた場合は、即日交付されることになるという制度でございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

例えば、同性のカップルであるとか、そういう方々が病院の面会に入れてもらえないですとか、最後の本当にお亡くなりになるときに立ち会えないであるとか、あと市営住宅に入れないであるとか、いろんな課題は、そこら辺までは聞くんですけども、この制度によってほかにどんな課題が解決されるのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

北川次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

宣誓するとどのようなことができるかとのお問合せでございますが、本宣誓制度により、行政サービスでは、議員がおっしゃられましたように、公営住宅の入居申込みや医療機関での家族同様の面会、要介護認定申請などの際に利用できることとなっております。

また、幾つかの民間サービスでは、住宅ローンにおいて配偶者の定義に含むことができたり、生命保険の受取人としての指定や携帯電話料金の家族割引などの利用が可能となっております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

公的な施設でできることと民間でやっていけることが、多分これ少しずつ増えていくのかなと思うんですけども、それらの内容については、三重県では当然ご案内いただくんでしょうけれども、市でも、例えばその申請するのに何が必要と、これでいいかなとか、そういう相談をどこで受けてくれるのかなということをお聞きしたいのと、あとすみません、時間がないので併せて聞きますけれども、既に各市町で独自のパートナーシップ制度をつくっているところがありますが、今回こうやって県の制度ができた。亀山市としては、そういう独自の制度についてはどのようにお考えなのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

北川次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

三重県のパートナーシップ宣誓書受領書の交付を受ける際には、県のほうに申請いただくこととなりますが、不明な点がございましたら、亀山市でございましたら文化課ダイバーシティグループ

のほうにお問合せをいただきましたら、ご案内させていただきたいと考えております。

また、市独自で宣誓制度を実施している市町がありますが、市独自の宣誓制度ということになってきますと、本市の場合、県の宣誓制度が開始される以前から同性のパートナーの方も市営住宅の入居申込みや市立医療センターでの家族同様の面会につきましてははできることとなっております。

なお、令和6年6月1日現在で27都道府県におきましては宣誓制度が導入されております。独自で導入される市町村もございますが、都道府県で未導入の場合が多く、県内では県の宣誓制度の開始前に2市が市独自で制度を設けております。

本市といたしましては、三重県で既に開始しておりますことから、宣誓制度の周知啓発に努めるとともに、LGBTQを含む多様な性自認、性的指向について理解の増進に努めてまいりますので、何かご不明な点がございましたら、文化課までお問合せさせていただきたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

県のこの制度ができる以前から、病院であるとか医療センターであるとか、市営住宅でもお申出があった際にはきちんと対応していただいていたということは大変うれしいことだなと思います。

私も以前、この総合計画をつくる時だったか、こういう制度をつくらないのかと質問したことがあるんですけども、それはまずは県がつくることやというご答弁だったので、正直冷たいなと思ったんですけども、内容の中ではそうやってやっていただいていたということはよかったのかなと思いますし、そういうことはもうちょっと発信していただいてもよかったのかなと思いますので、今回、県の制度を受けてこういうことができるということについては、なかなか分かりづらいことだと思いますので、ぜひとも分かりやすい周知をお願いしておきたいと思います。

これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

11番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時49分 休憩）

---

（午後 1時59分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 新 秀隆議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

それでは、9番、公明党、新。

一般質問、通告書に沿って進めたいと思います。

今回は、安心・安全なまちづくりについての中で、大きく1点目が医療体制について、主に関地域の医療体制の考え方、そして2つ目には有害鳥獣への対応について、こちらも前回に引き続き、熊の出没の関係についてお伺いしていきたいと思います。

それでは、まず医療体制でございますが、この関地区の医療体制の現状についてということをお

伺いたいと思います。

これは私ごとですが、昨日は議員をさせていただいて15年目にして初めて欠席をしてしまいました。これは風邪による原因でございましたが、せきを始めると止まらないという、自分自身も大変ですけど、周りの方も心配をかけてしまうという配慮も必要なことありまして欠席という。そして、医療機関の診断を受けましたところ、昨今のご時世ながら心配なコロナ、そしてインフルエンザ、またマイコプラズマ肺炎等の心配はございませんでした。

そういうことで一安心した次第ではございますが、こうやって私たちのような1人で車を運転できて、亀山市内の医療機関に行けるというのは本当にありがたく思っております。しかし、現在、この市を取り巻く皆さんの中には、免許を返納された高齢者の方や、もともと運転をされない方、時にはけがか何かで運転ができない方もたくさんお見えになっておられます。こういうことを踏まえて思うと、やっぱり医療機関というのは、先ほども申しました病気のことも血液検査をしたりとか、そんなことは家では絶対できるものではありません。やはり医療機関というのは大切だなと思います。

話は戻りまして、このようなことを踏まえて、本題の関地域の医療体制の現状についてに移らせていただきます。

現在、関地域では唯一の医療機関がございましたが、現在では唯一の医院は半年ほど前から休院というんですかね、休業されておられます。この休診の背景はさておきまして、今後の再開の予定については明確になっていないというふうに聞き及んでおります。その結果、皆さん運転のできない、また自身で車を運転できないような方は、そういう患者さんは自身で関地域以外の医療機関へ行かなくてはならないという現状でございます。

こういう現状を市としてはどのように把握され、また市としての支援をどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

9番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

林健康福祉部長。

**○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）**

議員おっしゃられましたように、本年6月に関地域におきまして、長年にわたって医療や健康を支えていただいております医療機関が休診となりまして、診療等の再開については未定であるというふうに伺っているところでございます。

また、こちらの同医院におかれましては、これまでから市のがんなどの各種の検診でありますとか、予防接種などにもご協力をいただいていたところでございまして、休診当初においては、市の健診などをどうやって受診したらいいだろうというようなお問合せを市民の方からいただいたというようなケースもございました。

また、亀山医師会との協議を行う中でも、一部の医療機関の方から、市の健診事業の受入れをしていただいているところではございますが、希望者の増加が見られるというようなところのお声もいただいております、少なからぬ影響が生じているというふうに考えております。

一方で、先ほど議員のほうでも触れていただきましたが、レセプトの結果などを追跡調査を行いますと、一般の診療等につきましては、以前そちらの医療機関にかかれていた方におかれまして

も、いずれかの医療機関のほうにつながっておられて、必要な医療については継続して市内、あるいは市外かも分かりませんが、受けてはいただいているということで、そういうような状況であるというふうには考えておきまして、こういったことにつきましては、市の医師会などの医療機関の皆様のご協力の下で成り立っているものというふうには考えておりますが、このような状況が長期化することにつきましては、通院の手間なども含めまして、心配がある部分だというふうには思っております。

このような状況を踏まえまして、引き続き亀山医師会との連携や情報共有も図りながら受診状況についても注視をさせていただいて、公共交通の有効的な利用の案内などもさせていただいたりしながら側面的な支援を行うことも必要ではないかというふうには考えております。

また、市の集団健診などの事業につきましては、医師会もですけれども、医療センターなどと健診の拡大などということも視野に入れながら、こうした現状への対応についても検討する必要があるというふうには考えております。

#### ○議長（岡本公秀君）

新議員。

#### ○9番（新 秀隆君登壇）

先ほど林部長のほうから現状をお伺いいたしました。

確かに医師会といろいろ話も進めていただいておりますが、市、そしてまた県、いろいろ幅広く努力していただいていると思いますが、結果として現時点としてはまだまだ厳しい状況でございます。

そこにつきまして、医療センターからの医師の派遣というふうな形に取ってみますと、医療センターからの医師の派遣についての地域の方の声、こちらは提案といいますか、今から申し上げられる項目のメリット・デメリットをそれぞれの提案の評価としてお伺いしたいと思います。

これは私自身が思いつきのように言うのではなくて、関地域の方の声という形を1つずつ上げさせていただきます。

1つ目、簡単に思ったのは、現在も長野県の伊那市とかで、車に医療器具を積んで、医療の先生自身ではないですけど、遠隔で先生が診ることによって、また助産師とかそういう方とかが乗り込んで機材を通して回るといふ、そういうふうな形なんですけど、これにつきましては確かにいいんですけど、救急車1台でも1億ぐらいかかるというものですので、それにしてもなかなか厳しいなという話は、財政の問題もありますので、その点は地域の方とも相談をして、ちょっと分かっていたということがありました。

それでは、1つ目によく言われるのが、今、休院中のところで個人医院を一旦借り受けて、そして借用という形で、1週間毎日というわけにはいきませんが、1週間に数日、医師・看護師を派遣できないものか、そのようなことはできないことかについてのメリット・デメリットについてお伺いしたいと思います。

#### ○議長（岡本公秀君）

小森地域医療部長。

#### ○地域医療部長（小森達也君登壇）

医療センターが休院中の個人の医院を借り上げ、医師及び看護師等を派遣するということでお尋

ねでございますけれども、これを開業というような形ですということであれば、これはあくまで今、個人医院のほうが営む事業としては継続をしておるといふような理解になると思いますので、管理者が重複してしまうということになりますことから、医療法上行くことがちょっと難しいかなというふうに考えるところでございます。

一方、その個人医院のほうから医師の派遣のほうだけを頼まれた場合でございますけれども、医療センターからの医師の派遣につきましては、医療センターも一つの医療機関として自院の診療がございますので、それとまた医療センターの医師にも自院の職務に専念する必要がございます。そんな中で、開業医の休診や閉院等を理由に医師を派遣することについては、基本的には難しいというふうに考えておりますけれども、亀山市医師会等からの要請などがございましたら、できる範囲で協力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

医療的なことが絡んでくるというのも理解させていただきました。

それでは、ここでは最後になりますが、関地域の中で、以前は加太のほうでいつときございますが、出張所みたいな感じで、ある公共の施設を開いて1週間に先ほどと同じですけど数日間、医師・看護師を派遣する。現在の訪問介護はちょっと触れずに、こちらのほうになりますとどのような評価をなされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

関地区の公共施設等へ医師・看護師等を派遣し、診療を行うというようなことにつきましては、医療法上、公共施設に医療センターの分院を設置するというような理解になると思います。そんな中で、診療内容や規模の大・小はあるかもしれませんが、1つの医療機関を設置運営するのと同様のことが生じますので、先ほど申しました人員確保の面、あとハード整備、所管庁への手続、資金繰りや採算性の確保などを含めまして、現状の医療センターにおいてこれを実施するのは今の状態では非常に難しいのかなというふうには思います。

いずれにいたしましても、医療センターといたしましては、現在のところ病院の経営強化や診療体制の維持、充実が最重要課題となっておりますので、まずは自院の入院や外来及び医療センターを拠点としてサービス提供を行っている在宅医療の患者様の診療を自院で安定的かつ継続的に行うことが最優先であるというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

部長おっしゃられたように、確かに医療センター自身の運営というのも大切なことだとは理解しております。そういうことについて、やはり医師の派遣というのは非常に難しい問題、また課題も出てくるということでございます。

簡単にできるというものではございませんが、そうしますと、今現在はありますが、医療センタ

一からのいろいろな派遣の提案については、今も回答をいただきましたが、了解いたしました。

そういう中におきまして、次に考えられるのは、患者さんをどのような形で医療機関にお運びできるかという中では、関地区からの意見がもう一つ要望ではございますが、のりかめさん、常用タクシーですね、これを亀山の公共交通機関の動線として考える。また、一番簡単に言うてたのは、今現在、亀山市内でも個人の医院で、自分の医院から専用の巡回バスといいますか、ハイエースぐらいの大きさのバスで、これを自院で購入いたしまして、そしてぐるぐる回って巡回バスで患者さんを乗せて、自分のお医者さんのところへ来て、診療を済ませたらまた順番に送っていくというような、そういう専属の巡回バスというのをお持ちいただいておりますと思うんですけど、こういうものを医療センターとして考えられないものかなというところがあります。ただ、加太とか関地区だけではなく、これは亀山市内のやっぱり池山地区や坂本地区のやっぱり離れたところの遠隔地についても少し考えるべきところがあるんじゃないかと思いますが、そういうお考えについてどのように評価されておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

医療センターへの送迎バスの運行はというふうなお尋ねでございますけれども、現在のところ医療センターへお越しいただく外来の患者様につきましては、救急車を除いてでございますけれども、通常、ご本人の運転やご家族様の送迎など、自家用車によるご来院、またはバス、タクシー、福祉タクシー等を含みますが、公共交通機関をご利用してご来院いただいておりますので、議員お尋ねのような医療センターでの独自の送迎バスというのは現状では考えていないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

確かに便利でいいんですけど、いろんな患者さんが乗って、どこが悪いか、また時には感染を交えてしまうということもあるか分かりませんので、誰も彼もがそこへみんな乗って移動するというのもあまり考え物かなというのも理解できます。

それでは2つ目に、ちょっともう一つは、今度は乗合タクシーののりかめさんの件でございますが、こちら全体的な亀山市を見据えた上での料金、関地区からいきますとA・B・Cの3地区をまたいでいきますので、どうしても1,500円片道かかって往復で3,000円、通常の料金に比べれば当然お安いんですけど、そういうところの地域の考え方、料金の見直しとか、そういう面について何か考慮できるものはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市の乗合タクシーは、鉄道やバスで対応し切れない公共交通不便地域の対策等を補完するものとして、これまでも申し上げてきておりますが、ドア・ツー・ドアの一般のタクシーと定時定路線のバスとの中間に相当する輸送サービスとして制度導入をいたしております。そのため、タクシー車両により最短ルートを移動できるものではございますが、乗り合いを可能とし、停留所での乗降

となりますので、一般のタクシーとは明確にすみ分けを行っております。

こうしたサービス内容を反映いたしまして、利用料金の設定につきましても、バス料金よりは高く、一般タクシー料金よりは安くするとともに、小学校区単位を基本に移動距離に応じて基本、遠隔地、超遠隔地の3つの区分でそれぞれ500円、1,000円、1,500円といたしております。なお、複数での乗合乗車の場合は、さらに料金が安くなります。

結果的に乗合タクシーは、およそ一般タクシー料金の3割程度の負担でご利用がいただけることとなりますので、例えば頻繁にご利用いただいている利用者の方からは好評も得ておりますし、往路・復路をコミュニティバスや鉄道とうまく組み合わせていただいて、料金負担を抑えたご利用をいただいている方もお見えになりますので、引き続き利用対象者への制度周知を行いまして、その定着を図ってまいりたいというふうに考えております。

議員ご質問の関地域から市立医療センターまでの乗合タクシーの利用料金の改定につきましては、他地域との整合性も含めた料金体系全体に関わる問題であるものと考えております。また、この料金体系は、移動距離の公平性も考慮した中で制度設計を行ってまいりましたので、現状の利用者の移動実態も把握し、検証してまいりたいと考えているところでございます。

#### ○議長（岡本公秀君）

新議員。

#### ○9番（新 秀隆君登壇）

先ほど笠井部長からも申されましたが、全体的な、私も公平性という面を考えると、少しちょっと難があるかなとは思いますが、やはりちょっと遠隔地の方だけでも考慮できないかなということはお申し添えておきます。

次に、もう一つ要望的なことがありましたのは、関地域、特に加太とか坂下ではございますが、もちろん池山地区とか坂本地区の遠隔のところも忘れてはけませんのですけど、やはり医療センターへ向かうコミュニティバス、現在もありますけど、こちらについてももう少し本数的なものを増やすとか、そのようなことを考えられないものかをお伺いしたいと思います。

#### ○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

#### ○政策部長（笠井武洋君登壇）

関地域から通院目的での市立医療センターや市内医療機関への公共交通による移動につきましては、コミュニティバスの西部ルートが伊勢坂下から関支所前を經由して医療センター前までの区間を1日6便、また関支所前から医療センター前までの区間を1日2便運行いたしておりますし、加太方面からはJR関西線から市内循環バスのさわやか号に乗り継いでいただくことで、通院利用にもご活用いただくことができるものと考えておりますし、さらにお住まいの地区に関係なく、75歳以上の方や年齢を問わず運転免許を自主返納された方などにつきましては、乗合タクシーにより最寄りの地域停留所等から市立医療センターなど市内医療機関の特定目的地停留所へ移動していただくこともできます。

そこで、議員ご指摘の現行の関地域のコミュニティバスの増便についてでございますが、既に西部ルートにつきましては、平成29年に路線再編をいたしまして、2便の増便をいたしておりますし、現状といたしまして、西部ルート及び加太地区福祉バスの利用者数がコロナ禍後も利用は伸び

悩んでおります。さらには、燃料費の高騰や人件費の増加など、昨今の地域公共交通を取り巻く課題も踏まえ、現時点におきまして増便には慎重な対応が求められるものと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

先ほど申されたのは、やっぱり採算性というのを度外視できないということでございますが、やはり市の方の住民に対する思いやりのことと言ってしまうと経済性度外視になってしまうんですけど、福祉の面でもやはりそういう面は大切なものではないかと思っております。

また、加太地区につきましては、加太から直接という形を取りますと、JRが走っておりますので、そちらの使用をすることと使用しないということも、やはり今JR線が非常に利用人数が少ないということで、いつときやっぱり廃止線とかそういう問題もありますので、そこも大事なことだと思っております。

そういう面につきまして、加太の中だけでもこういう、昨今ではこの愛知県の津島市というところでございましたけど、低速電気自動車の実験ということで、最近はいろんな大学と地方の自治体とが協力し合って、そういう運行できる自動車を走らすということです。今回のこちらのほうはレベル2ということで運転士2名の乗れるパターンとか、バスのように6人乗れるとか、どうしても道が狭いというのはこういう面はよく似た地形だと思うんですけど、距離数的にも1キロ程度の運行で、こうやってまた自動運転の実証を紹介させていただいたわけなんですけど、これも非常になかなかお金もかかることではございますが、人手の問題もありますけど、こういう自動運転の自動車を加太内だけでも走らせると、非常に駅がどうしても加太のエリアの中でいきますと、西の方面の方が駅までは大分遠うございますので、せめてそこだけでも、そうすればJR加太から発という形になると思うんですけど、そういうふうなお考えはまだちょっと程遠い話かも分かりませんが、市としてもそういうことはお考えになられているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

自動運転のご質問かと存じますが、全国的に自動運転につきましては、道路運送法の改正もございまして、既に特定条件下で完全自動運転ができる、いわゆるレベル4と言われる水準にまで達しております。国が進めております交通DXの取組の一つとして大きな期待が寄せられているものでございます。

こうした中で、他の自治体におきましても、様々なレベルでの実証実験が行われておりまして、県内におきましても、桑名市、四日市市、伊勢市、多気町のリゾート施設などで取組が始まっていることは承知をいたしております。

新たなモビリティの導入に向けた技術革新が図られている段階ということでございますので、今後まだ完全な自動運転までには様々な課題を克服していく必要があるものと思っておりますけれども、本市といたしましても、自動運転の実用化への動向も見据えながら、公共交通といった観点も含めまして、他自治体の事例等につきまして情報収集や研究を行ってまいりたいと考えているところで

ございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

確かにまだまだちょっと遠い未来のような気がしますが、そういうことも一つは頭に置いておいていただきたい。先ほどの愛知県の津島市の利用者のアンケートでも、やっぱり不安なく乗れて、早期導入を期待しているというような感想が寄せられたということでございました。

それでは、最後の有害鳥獣への対応ということでございますが、私、熊のことで最近をよくあるんですけど、今現在も県といたしましても、10月からツキノワグマの出没の注意報、これはクマアラートというんですけど、こちらを発表されて、10月もまたやっぱり南部のほうでは出没されて、非常に住民の方には危険度を増すような状況になっております。

こういうところにつきまして、確かに亀山市でもそのようなツキノワグマの出没時にはいろんな対応を取っておられたと思いますけど、猟友会の方を中心に市としてはお願いしているというふうに聞き及んでおりますが、今回お伺いしたいのは、亀山市の猟友会への市の依頼の内容について、どのような形で進めてみえているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

市民等からツキノワグマの出没情報が寄せられた際は、三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアルに基づき対応しております。

まず、通報者に対しまして、目撃日時や場所、人家からの距離や目撃した個体の様子等を詳細に聞き取り、三重県猟友会亀山支部や亀山警察生活安全課、県へ情報提供した後、これら関係機関が速やかに目撃場所に集まり、今後の対応方針について協議を行っております。

今年度、三重県猟友会亀山支部につきましては、ツキノワグマの出没情報が寄せられた7件について現地調査を依頼しており、調査内容は、目撃箇所でのツキノワグマの痕跡の確認や他の野生動物の足跡との判別、目撃箇所周辺のイノシシや鹿の生息状況について助言をいただいております。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

関係機関の方には日頃から大変お世話になっておると思います。

本当に熊というのも亀山でも、お隣の津市でございますが、昨日の中日新聞にも出ておりましたんですけど、錫杖の湖水荘で開かれて、いろいろ熊が出たときの訓練ということで、こちらは熊スプレーを実際に放出して熊を追い払うというような練習をやったんですけど、こんなに近いところでそのぐらいの熊の出没ということで、大変危機感を感じておられると思います。

今回のこのクマアラート警報の時間の件から猟友会の支部へいろいろ私のお伺いした中でも、三重県では鳥獣保護管理員とか三重県に自然環境保全指導員の方に協力していただいたときに、一時的なものもあるんですけど、こういうことについて、亀山市は猟友会の支部の方にどのような形で委託費の支払い条件を決定しているのか、そういう点についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

クマアラート発表時の県からの支払われる委託費の支払いということでございますけれども、県によるクマアラートの警報の発表、これはツキノワグマによって人身被害が発生した際に、市町単位で発表されるものですが、県が猟友会の各支部へ委託費を支払い、集中的なパトロールが実施されます。

一方で、現在、本市を含みます四日市農林事務所管内で来年1月12日までクマアラートの注意報が発表されておりますが、県や市町による地域住民等への注意喚起が主な対応となりますことから、県から猟友会亀山支部へ支払われる委託費はございません。

また、現在市ではツキノワグマの出没情報が寄せられた際には、三重県猟友会亀山支部に現地調査を依頼するとともに、今年度は三重県猟友会亀山支部において、7月中旬以降、過去に目撃情報が多かった安坂山町を中心に、自主的に朝・夕のパトロールを無償で行っていただいているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

今、部長のほうからご説明がありましたが、今年ももう7件ほど出て出動していただいたり、またそれ以外にもよく知っている方が朝早くからパトロールをしてくださったりとか、そういうふうなことをされているというの伺っております。

これを全て無償でやっていただいております。労力的なところもちろんですけど、車のガソリン代とかそういうのもあると思うんですけど、もう本当にありがたい、ご苦労さんで本当に済ませていけるもんなのかと。やはり猟友会の方にも本当にご苦労をいただいているなら、そういう面について市としてはどのような対応、このままでごつつあんでもう終わりにしてしまうのか、それはちょっと非常に何か猟友会の方におこがましいんじゃないかなと思うんですけど、市として、市長としてどのような見解をお持ちか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘のように、近年、全国各地でこの熊による人身被害が発生をいたしてございまして、先月末、秋田市内でスーパーに侵入したツキノワグマで従業員が負傷されたという事態がございました。さらに、県内では、この8月に大紀町におきまして、登山者がツキノワグマに襲われて負傷した事案が発生をいたしております。幸いにして亀山市内は目撃情報ありましたが、全て7件とも猟友会さんに確認をいただいた結果、その痕跡は熊ではなしということにはなっておりますが、非常にこのリスクが高まってきておるのを非常に危機感を持っております。

ご案内のように、三重県におきまして、ツキノワグマは絶滅のおそれがあるとして、鳥獣保護管理法において狩猟が禁止をされております。さらに、三重県自然環境保全条例で保護指針が定められて、希少野生動植物種として保護されているという現状がございまして。

しかしながら、このような状況を踏まえまして、ちょうど先月、私は大阪森林管理局、林野庁であります。こちらの会議に出席をさせていただいた折に、今の山へ入るリスク、それからその様々な獣害との絡みもありまして、環境省の規制は承知いたしておりますけれど、最終的には環境省の判断ではあると思いますが、このツキノワグマを保護の対象から見直しを検討してもよいのではないかという問題提起をその場でさせていただいたのと、農水省、林野庁と環境省の間にさらに連携を取って、この対策をしっかりとさせていただきたいということをご提案を申し上げてまいったところでもあります。

県はクマアラートの警報発表時に、猟友会に委託費を支払って集中的なパトロールを実施しておりますが、状況次第では、クマアラートの注意報の発表時も同様に扱えないのか、今後も柔軟な対応を県に要請をしてみたいと思っております。ごつつあんではない、この状況をやはり県に対しても市としても申し上げてまいりたいと思っております。

また、三重県猟友会亀山支部におかれましては、ツキノワグマの出没情報が寄せられた際の現地調査や定期的なパトロールを、報酬制度がない中で無償で今日まで実施をいただいて、本当に感謝を申し上げているところでございます。こうしたパトロールに対する報酬につきましては、亀山市の場合は、この鳥獣被害防止計画で対象鳥獣としております猿、鹿、イノシシ等を対象としておりますけど、しかし対象鳥獣とはしておりませんが、危険を伴うツキノワグマのパトロールも非常に重要だと認識をいたしておりますので、報酬につきましては、他の自治体の状況も調査をさせていただいた上で、今後研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

#### ○議長（岡本公秀君）

新議員。

#### ○9番（新 秀隆君登壇）

今、市長のほうから全く考えていないのではないというふうな、研究ということがちょっと気になるんですけど、他市との調整をしっかりと、また県、先ほどの農水省、環境省のそういう問題もあると思っておりますけど、今後も継続して交渉していただきたいなと思っております。

それでは、もう一つの2つ残っておりますんですけど、ドローンの活用事例ということで、実際、国の中では非常に、特に北海道とか岩手とか秋田、こういうところでは非常にドローンをうまく使って、熊だけではなく有害鳥獣に対することもやっております。

亀山市におかれましては、消防のほうで現在、ドローンの購入の手続きを進めていただいていると思うんですけど、そういうところについて他市の活用事例を踏まえて市の監督等の対応、活用はどのように考えてみえるか、課題等をお伺いしたいと思います。

#### ○議長（岡本公秀君）

富田部長。

#### ○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

ドローンを活用した有害鳥獣対策の活用事例としまして、生息環境調査や生息状況調査、追い払い、餌の散布による誘引がでございます。

本市におきましては、三重大学及び三重県猟友会亀山支部と連携して、被害リスクマップの作成に取り組む中で、亀山C群の猿の餌となるかんきつ類の分布調査にドローンを活用した事例がございます。

ドローンの活用により、人的作業が困難で危険な箇所や夜間調査等が可能になるものと理解しておりますが、一方で航空法に基づく国土交通大臣の承認や地上の人や物に被害が出ないことなどが条件となり、関係機関との連携や周辺住民への周知、高度なドローンオペレーターの確保等が課題となっておりまいます。

既に本市で一部活用した事例もございますが、今後はドローンの性能向上や人材育成等により、さらに身近な技術になる可能性がありますことから、有害鳥獣対策として積極的にドローンの活用を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

積極的に活用も考えてみえるということではございますが、なかなか現時点としては消防の1台ということですが、これは本来は災害時に活用されるということですが、亀山市もそうそう災害でドローンの出動あってもろうても困るんですけど、そこだけでドローンを配備しておくというのも非常にもったいない、非効率的である。今までの他市というか他県でも、やっぱり農作被害をもたらす熊に対するこの赤外線カメラを搭載したドローンで監視、追撃をしたり、またそのドローンにスピーカーをつけて音声で、これは先日もどこのテレビでしたか、犬の鳴き声をスピーカーですると、熊というのは犬の鳴き声が非常に苦手らしくて追い払いにはもってこいだ。どのようなドローンを購入されるのか、まだ細かいところまでは伺っておりませんが、こういうことをして安全に効率的にやると。人間が山の中を駆け巡るというのは大変なことですが、安全かつ効率的に調査を実施したり、熊の出没時にはやはり危険を伴うので、上空から人間が被害に遭わないようなこと、これが一番の利点ではないかなと思います。

安全に人間がまず守られるべきではないかと、そういう中におきまして、いろんな事例もございますんですけど、亀山市としてこの熊の出没時のドローンの活用についてはどのように考えてみえるんですか、消防のほうにお伺いするのが本来は目的が違うかも分かりませんが、全体的な形でご答弁願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

先ほどご質問のありましたドローンの活用をどのように考えておるかということでございますが、先ほど議員からもご紹介もありましたように、今回購入を考えておるドローンにつきましては、スピーカーなども一体となったシステムも併せて購入する予定でございます。

また、消防の任務につきましては、消防組織法第1条に基づき、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とするとされているところでございます。このことから、市民等に対して害獣による人身被害が生ずる可能性が高い、あるいは実際に被害に遭われている場合は、災害としてドローンの飛行を含め対応しなければならないと考えております。

また、さらにご質問いただいた熊の目撃情報などに対する調査等の対応につきましては、関係部

署と連携しながら有効活用できるよう、可能な限り協力していきたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

今、豊田部長のほうからお話がありましたが、やはり本当に一つのことだけにドローンを使うのではなく、関係部署との連携により活用していただいて、やはり亀山市民の安心・安全を守るような、そういう配備を、せっかくですのでそういうふうな形で進めていっていただきたいとのお願いを申し上げて、私のほうからの質問を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

9番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分休憩します。

（午後 2時45分 休憩）

---

（午後 2時55分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 櫻木善仁議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

新和会の櫻木でございます。

通告に従いまして3点質問させていただきます。

1つ目は、財政構造改革骨太方針2024について。前回9月の議会でも一般質問で組織体制について質問させていただきましたが、今回は市民や行政運営への影響について伺います。2つ目は、厳しい財政状況下における亀山市新庁舎整備基本計画の進め方について。3つ目は、まちづくり観光の活性化についてです。

それではまず、財政構造改革骨太方針2024についてお伺いします。

まず、この骨太方針は、亀山市が持続可能な財政運営を目指して進める重要な取組であると認識しております。一方で、市民サービスの低下が懸念される点について、十分な配慮が必要だと考えます。そこで、この方針が市民生活や行政運営にどのように影響を与えているか、財政調整基金の運用について、枠配分方式の予算編成による市民サービスへの影響、行政改革が職員の士気や業務効率に与える影響、市民との対話、財政運営の進行管理について、5つの項目について順にお伺いします。

まず、財政調整基金の運用についてですが、財政調整基金が20億円を下回ったことが今回の策定の理由の一つとされています。この基金の運用に関して、透明性をより一層高めるため、市民に対する説明責任を果たすことが重要だと考えております。

そこで、資料1をお願いします。

この表は、財政構造改革骨太方針2024に記載されている財政調整基金残高の推移を抜粋したものです。左側から平成17年から始まっていますが、平成17年から25年までは不規則な変動

が見られます。一方、平成26年以降は右肩下がりに減少傾向がある一定の間隔で続いております。

そういう中で、財政調整基金は、年度間の財政調整や大規模災害などの不測の事態に備えるものと私は理解しております。平成26年以降のちょっと推移を見ると、突発的な事態というより、計画的かつ意図的に資金繰りが行われてきた様子が見えます。特に直近の令和4年度、2億3,800万、令和5年度の2億7,000万円というのは、それぞれ一般会計への繰入れが行われている状況です。それについて、次の点をちょっと確認させていただきたいと思います。

今回、この平成26年度以降の財政調整基金の減少傾向は、これまで繰入れに関しての結果の分析を行って、年々、毎年この分析を行って、原因を追及して、その対策を講じた結果がこのようになっているのか、それとも財源調整のための一定額を計画的に活用してきた結果なのかというところをお答えください。

**○議長（岡本公秀君）**

2番 櫻木善仁議員の質問に対する答弁を求めます。

佐藤総務財政部参事。

**○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）**

本市におきます財政調整基金の運用につきましては、まず議員が先ほど申されましたとおり、これまでから年度間の歳入不足や歳出超過といった財源の変動や災害などの予期しない事態に備え、財政のバランスを調整するため20億円以上を維持することを目標として、施策の推進を図りつつ、計画的に運用を行ってまいりました。そのような中、議員がまずおっしゃられたとおり、計画的に運用してきたのかというふうなところがございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、施策の推進を図りつつ、計画的な運用を図ってきたところがございます。

そのような中、新型コロナウイルス感染症対策として配分されました交付金事業の実施による歳出の拡大をはじめといたしまして、国際情勢や社会経済状況の影響によるエネルギー価格高騰や物価高騰、働き方改革の進展による急激な人件費の上昇などの局面の変化は、これまでの財政運営に大きな影響を及ぼし、市財政の収支バランスを崩す要因となったものでございます。

その結果、令和5年度末時点の財政調整基金残高は、第3次行財政改革大綱に掲げます目標額である20億円以上を下回ったものと認識いたしましたところがございます。

**○議長（岡本公秀君）**

櫻木議員。

**○2番（櫻木善仁君登壇）**

先ほどのグラフを見ていただいたとおり、やはりこの計画性というのが非常に高く、財政調整基金自体の目的である不測の事態に対応するということではなくて、やはりそういうところというのがあったんじゃないかなと。というのは、ちょっと次の質問に行くんですけど、実はその質問の背景には、今回財政構造改革の骨太方針2024の改革の背景においてということなんですけど、財政調整基金の繰入れに依存する財政構造を早急に改善しなければならないというふうに明記してあります。いわゆる先ほどの裏返して、計画的に使っていたから、そこは改善しなくちゃいけないというふうに私は受け止めました。

そこでお尋ねします。

市として財政調整基金に依存しない財政構造を実現するために、どのような改善策を検討されて

いるのか、具体的な内容をお示してください。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員ご指摘の財政構造の改善についてでございますが、現在の財政調整基金残高の状況に加えまして、今後、廃棄物処理施設の更新や学校施設の長寿命化、新庁舎整備などの大規模施設整備を控え、現在の財政状況を早急に改善するため、財政構造改革骨太方針2024を策定いたしまして、具体的な取組もお示しをしまいたるところでございます。そういった内容で、財政構造の抜本的な改革に取り組んでいるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

もう少し具体的な内容をお示ししていただくとありがたかったですけど、そうすると、その中で、その文面の中に、財政構造改革骨太方針2024では、先ほど答弁されました、今後想定される廃棄物処理施設の更新、新庁舎整備、学校施設等の長寿命化に備え、将来に向けて持続可能で安定的な財政基盤を確立するために、聖域なき歳出削減を行うと示されています。数値目標としては、令和11年度末、財政調整基金残高を25億円とする。

しかし、本来、年度間の財政調整だとか大規模災害の不測の事態に備えるための財政調整基金に、今回この施設整備の目的が含まれているように見受けられます。この点について、財政調整基金の目的と公共施設整備の目的、これを明確に区分をして透明性を高める必要があるのではないかとというふうに考えます。

そこで提案です。平成29年に廃止された公共施設等基金を復活させ、今回この中に入れております廃棄物処理施設の更新や学校施設等の長寿命化を含む公共施設の更新のために、目的があるんですからね、特定目的基金として設けることを検討していただけないでしょうか。市の見解をお聞きします。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

すみません、先ほどのご答弁で具体的な取組ということで、もう少し具体的にというふうなお話でございました。5つの柱がございまして、標準的経費の見直しですとか、それから革新的な公民連携、広域連携、行政DXへの取組への推進、合併後見直しがなされていない事務事業の再構築、それから歳入確保に向けた取組というふうな取組を掲げております。大変申し訳ございません。

それともう一つ、先ほど議員ご提案いただきました公共施設の整備に係る基金の設置でございます。先ほど議員もご紹介いただきました、過去におきましては継続的な財源の確保が見込めず活用が停滞をいたしておりました公共施設等基金を、平成29年度をもって廃止をした経緯がございます。また、これまで計画的に積み立てておりますリニア中央新幹線亀山駅整備基金や新庁舎整備基金は継続しつつ、財政調整基金残高の回復の取組を進めている現状におきましては、新たな基金の設置は困難であるというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今の答弁で、そうなりとやはり目的が今回明確になっているものをこの中に入れるというのは、ちょっとどうかなというふうに思います。そうなりと、結果的に自由に使える基金となってしまうと、様々な分野に繰り入れられることにはならないかという、すごい心配があります。

実は私、今回の亀山市の条例を見たところ、この中に条例の財政調整基金の用途には、実は不測のときに使うとは書いていなくて、この年度内における財政調整のための資金に充てるためと書いてありました。確かにこれを見ると、自由に、自由にといったらあれですけど、目的外とかいうことはなくて、そういうことが書いてありました。

でも、改めてもう一回その辺をちょっと検討いただきたいなど。やはりこの施設に使う基金と、やはりこのいろんなこの社会情勢によって変化をするところの補填をする部分というのはしっかりと明確にしていきたいなというふうに思います。

今回、2つ目のところの枠配分方式の予算編成のところなんですけど、ここでやはり市民サービスへの影響というのはすごく私は懸念しております。令和6年度の当初予算の90%を上限枠として各部に配分する手法、この枠配分方式を計画されていますが、これはやはり効率化を目指すためには短期集中で重要だと思うんですが、短期的に行うということは、もうすなわち市民サービスの低下を招く可能性が非常に高いというふうに私は思います。

それで、これが今回、今いろいろ精査されていると思うんですが、具体的にどの分野で削減が見込まれるのか、市民生活への影響は全くないのかということを確認をさせてください。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

この財政構造改革の取組は、これまでその目的を達成した事業の見直しや複数の同様の事業を統廃合するなど、事業そのものの在り方や構造を統廃合することにより歳出削減を図るものでございまして、市民サービスを制限するといったことを前提として、単なる予算削減を想定しているものではございません。したがって、議員ご懸念の市民サービスへの影響のないよう、十分配慮しながら取組を進めてまいりましてでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

十分配慮するというので、私は多かれ少なかれ多少は出てくるというふうには認識しております。そういうことが起きると何が起きるかという、3つ目の質問になるんですけど、この行政改革が職員の士気だとか業務効率に与える影響が出てくるんじゃないかなというふうに思います。枠配分方式を採用した令和7年度の予算編成で、各部門に予算の削減が一斉に行っていると思います。そうすると、やはり市民サービスに一定の制限がかかってくる可能性はあるかと思っております。その場合、現場では、直接市民と向き合う職員はサービス低下につながったりだとか、あとは当然ですけど、市民は苦情だとかクレームだとかに対して、それに対する職員としては謝罪を余儀なくされる

と思います。そういう場合は非常に予測されると思います。既に複数の自治会長さんから、ちょっと市への要望に行ったんやけど、ちょっと予算がないから難しいというような窓口で説明を受けるなど、実際に事象が起きております。

そういう中で、この重要な改革なんですけど、こういう状況から職員の心理的負担を増加させて、結果的にも士気の低下を招くおそれがあると思います。また、日々の業務におけるモチベーションの低下だとか、今、職員の人材不足はあると思いますけど、この人材の流出のリスクも懸念されます。

そこでお伺いしたいんですが、市民サービス低下に起因する苦情だとかクレームなんかがあった場合、職員の負担軽減についてどのような配慮を講じる予定でしょうか。職員が苦情に対する際、支援体制だとか、現場の声を迅速に反映するための仕組み、意見収集体制についてお伺いします。

**○議長（岡本公秀君）**

原田総務財政部長。

**○総務財政部長（原田和伸君登壇）**

現在取り組んでおります財政構造改革骨太方針につきましては、先ほど参事からもご答弁申し上げましたが、単なる予算削減を想定したものではありませんでして、事業そのものの在り方や構造を変革すること、そういったことも想定しておりますので、市民サービスの制限等には配慮をしております。

そういった中、職員のモチベーション等に対してのご懸念でございますが、この取組につきましては、これまでから経営会議や予算ヒアリングなどの機会を捉え、職員に対し周知と説明を行ってまいりました。その中で、この取組が職員の士気の低下を招かず、主体的、自律的に行えるよう、極力丁寧な説明と理解に配慮してまいりました。そのようなことから、職員は、現下の極めて厳しい市財政を改善しなければならないといった共通認識とその使命感により取組を進めておりますことから、士気の低下はないものと考えております。

また、この削減の取組は、これまで継続しております事業の在り方や構造を職員の知恵と工夫により変革し、新たな視点に立って業務を行うきっかけとなり得るものであるとも捉えておりますので、そういったことにつきましては、モチベーションの維持とか向上につながっておるものと考えております。

また、予算の削減に当たりましてのクレームとか苦情といったものにつきましては、この構造改革骨太方針は今も取り組んでおりますが、当然令和7年度の予算編成に向けて取り組んでおるものでございまして、予算の有効的な活用ということにつきましては従前から取り組んでおりますので、そういった中で予算が限られているという説明もしておることもあろうかと存じますが、そういった場合には、上司でありますとか組織的に対応しておるものと考えております。

いずれにいたしましても、この取組が議員ご懸念の職員の士気の低下につながらないよう、十分配慮しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（岡本公秀君）**

櫻木議員。

**○2番（櫻木善仁君登壇）**

前回の9月議会でもこの件については質問させていただきましたけど、そのときに、まさに今答

弁いただいたような内容を私が問いましたけど、構造改革の中で組織の変更、横のつながりだとかそういうところをぜひやってほしいと言ったけど、いやいや、それは縦の行政だからなかなかできないというような答弁だったんですけど、その辺は発展したというふうに受け止めたいというふうに思います。

やはりこの今回、全庁わたって予算削減という、やっぱり皆さんがびりびりしながらいろんなプレッシャーがかかってくると思います。そういうところで、やはりまず職員の士気を下げないところを本当にお願ひしたいなと。やはり職員が元気がなくなると、市が元気がなくなってしまう。やはり一人でも職員が亀山市で働いておっいていいなというふうな形でぜひ持って行ってほしいなと思っています。

それでは次に、今度は市民との対話についてです。

この件に関して、9月の議会でこの今回の組織体制について質問したときに、市長は、市民の皆さんの情報の共有かつ理解をいただきつつ、先送りするものではなくて、スピード感を持った実行が重要であると考えたと答弁いただきました。

それでは、今回どのような場面で今回の骨太方針をいろんな市民に共有の場を持たれたのか、ちょっと教えてください。

**○議長（岡本公秀君）**

佐藤参事。

**○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）**

まず、本市の予算や財政状況の公表につきましては、これまでから市広報紙やケーブルテレビの行政情報番組、ホームページなどを通じて、その特徴や傾向について発信をしております。

また、今回の財政構造改革骨太方針2024の取組につきましては、本年5月の骨太方針策定以降、市議会定例会などの公の場におきましてご説明を申し上げてまいりましたことに加えまして、報道機関への情報提供により発信をしたほか、ホームページにおいても公表をいたしたところでございます。

この取組を広く市民の皆様にお知らせをする機会を設けてはどうかのご提案と理解するところでございますが、現在、令和7年度の予算編成を行っている途上でございます。この取組におけます成果や影響が明確になっているものではございません。したがって、この取組による市民の皆様への発信につきましては、適切な時期や方法を検討した上で行ってまいりたいと考えております。

**○議長（岡本公秀君）**

櫻木議員。

**○2番（櫻木善仁君登壇）**

これは定例の予算ではなくて、やはりこの骨太方針2024というぐらいの名前をつけた、非常に重要な今度の予算編成だと私は思っています。それをやっぱり市民に伝えるというのは非常に大切なことで、例えば各自治会単位だとかまちづくり協議会の単位などで情報共有をして、今の置かれている市の財政をしっかりと皆さんに理解していただきながら進めるというのが重要だと思います。本当に、ただいまこの7年度のをしているんじゃないかと、している内容もやっぱり公表するというぐらい透明性をつけていただきたいなと思います。

それで、この財政運営の進行管理についてなんですが、今回こういう今の答弁の中でもあった、7年度をこういうふうに考えているということを知りたくないわけです、市民誰も。だから、そういうところというのは、ある程度皆さんに分かるような発信をしていただきたいなというふうに思います。ですから、今回の財政構造改革の2024で打ち出されてくるいろんな施策があると思います。特に短期的にいろんなことをやられるので、先ほどの組織が変わる、それも市民には影響があると思います。だから、そういうところの市民サービスの影響が非常に高いと思いますので、この変化点を明確にして計画と実績、成果をできたら公表することを求めます。回答を求めます。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、この取組におけます成果や影響が判明するのは、現在編成中の令和7年度予算の概要がある程度明確になった上でのことと認識をいたしております。したがって、この取組に対するプロセスや成果につきましては、それらが明らかになった時期を見定めて公表いたすことを前提に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ぜひこれから実行していきますので、せめても半期ですね、4半期とは言いませぬので、半期ごとの進捗をぜひ公表していただきたいなと思います。

そして、次に大きな質問の2つ目に入ります。

ここは厳しい財政状況下における亀山市の新庁舎整備基本計画の進め方についてです。今回、この財政構造改革骨太方針2024と、この新庁舎整備基本計画の整合について伺っていきます。

今回、聖域なき歳出削減を上げて、全庁を挙げて、乾いた雑巾をぐっぐっと絞るすごい対応をされていると思います。その中で、変動費10%削減を目指している。その一方で、この方針に基づいて、この亀山市の新庁舎整備基本計画において、事業費の削減を目指した取組の展開もされるべきではないかと思っています。

新庁舎基本計画の基本方針の一つに、ここに書いてありましたが、基本方針の中に書いてあります、経済性に優れ、環境変化に柔軟に対応できる庁舎の実現が上げられています。また、建設候補地の選定基準では、財政への影響を考慮し、用地取得や敷地造成に係る経費の低減が重要視されます。これらの観点で、財政構造改革の今回の目標とどのように整合して、具体的な削減策とか効率化がどういうふうにつながっているか、明確な説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎整備基本計画につきましては令和5年7月に策定しておるわけでございますが、この計画そのものにつきましては、総事業費を95億円というふうなことでしておりますが、今回の骨太方針に基づくこの計画自体は、変更は今いたしておりません。

そういった中で、この庁舎整備基本計画における庁舎整備の基本方針の一つに、経済性に優れ、

環境変化に柔軟に対応できる庁舎を掲げているところでございます。できる限り庁舎のコンパクト化を図り、建設コストを抑制するとともに、将来に向けた維持管理費、経費を含めたライフサイクルコストをいかに縮減していくかというコスト削減の視点は、この骨太方針に関わらず当然必要でございますので、これは極めて新庁舎整備において重要な視点の一つでございます。

事業費削減につきましては、より具体的な計画段階、設計段階になろうかと存じますが、におきまして、しっかり検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど議員おっしゃいました財政構造改革骨太方針との整合ということにつきましては、これまでも申し上げてまいりましたが、持続可能な行財政運営を進める上で、今まさに新庁舎を含む大規模施設の施設整備の実施時期とか手法について検討しているところでございますので、そういった関係で建設コスト抑制のための整備手法等につきまして、改めて検討を行う必要があるというふうに認識をいたしております。

#### ○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

#### ○2番（櫻木善仁君登壇）

やはり先ほども言いましたけど、やはり整合して、この95億をどれぐらいにするかという目標値ぐらいは掲げながら、これだけ頑張っているというところは必要かなというふうに思います。

それに関して、やはり今言われているように財政の削減というところがあるんですけど、その中で公有財産の有効活用についてちょっとお伺いをします。

昨日、服部議員、深水議員の新庁舎建設の進捗状況の質問に、100年先のまちづくり計画を見据えた予定地、亀山周辺の位置の見直しについては変更を考えていないと言いつけられました。しかし、この財政構造改革を行う中では、公有財産、市有地の有効活用は新庁舎整備計画の実施において大変重要な要素だと思います。

昨日も100年先といって僕もびっくりしたんですけど、100年前といたら大正13年です。大正13年に今日のことが考えられておったかと。それはちょっと難しいなというふうに思います。やはりこのスピード感というのはすごく速くて、ちょうど50年ぐらい前には皆さん黒電話という電話を持っていたと思うんですけど、その後、1985年にショルダーフォンというのが出始めて、そこから96年に携帯電話ができています。大きく変わったのは2005年です。2005年にデジタル化がどんどん進んできて、パソコンから携帯のほうが利用率が高くなりました。2008年にiPhoneが入ってきて、大きく変わって、おサイフケータイになったりだとか、交通ICに使えたりだとか、自分たちでもそうですけど、もう銀行は全部スマホでやっています。確定申告も全部スマホでやっている、もうそういう時代なんですよ。この50年でこれぐらい変化がある中で、100年先って、そういうのはなかなか考えられへんと思います。ですから、もっと早いスパンで考えていただきたいなというところがあります。

ここまで同じ質問をこの新庁舎に対して複数の議員が言うのは、それだけ多くの市民が疑問だとか要望がある、それを議場でお伝えしているということだけは十分ご理解ください。

この財政構造改革骨太方針2024を実行せざるを得ないほど厳しい財政状況にある中、新庁舎建設について、例えば上物だけ同じであれば当然考えるのが地面をどうするかというところになろうかと思います。やはり私たちが家を買うときでも、駅近がええなと思っても、駅の近くの土地は

高いな、そうしたらちょっと離れようかということを考えられると思います。そういうところも考えながら、この市有地の活用を第一に検討するべきではないかなというふうなことです。

今回、私たちも市民の負託を受けてここにいるわけなんで、やはり皆さんが安易に民有地を取得するんじゃないくて、より安く、市有地を活用しながらやっていただきたいということを改めてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

議員からご紹介ありましたように、昨日の一般質問の中で、新庁舎の建設予定地につきましては選定基準、これは5つ、計画性、利便性、安全性、実現性、経済性でございますが、の比較検討によりまして総合的に判断し、亀山駅周辺とさせていただいております。

それで、昨日もご答弁申し上げましたとおり、現時点におきまして見直すことは考えておられない状況でございますが、先ほどご紹介いただきましたが、私、昨日申し上げました100年先といいますのは、それぐらい長期的、100年、何年先というのではなくて、西暦何年というのではなくて、長期的、80年、100年、一旦建てますともう動かないというふうなことの例えでご紹介をさせていただいたわけではございますが、そういった亀山駅周辺を前提として、その経費を最小限に抑えるためにどういった取組というふうなことで考えますと、想定される一例として、庁舎のコンパクト化を図るため、庁舎の執務室や窓口スペースの使用状況、文書、物品の量、管理状況について調査分析を行い、必要な延床面積を精査する取組やライフサイクルコストの縮減に向けた経済性の高い施設設備の導入のほか、整備手法につきましても事業費への影響が大きいものと考えております。

いずれにいたしましても、整備計画を具体化する設計の過程で改めて検討を行うこととともに、特定財源の確保にも努め、財政的負担の低減を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ちょっと何を言うても、何か駅から離れないんですけど、そういう中でちょっと令和6年6月17日の一般質問のこの場で、この選定理由、私が質問させていただいたときに、実現性について、一団の土地を所有する方が見えますので、この面からは用地が取得しやすいとも言えようかと思えますと市長は答弁されました。うんと思っ、この選定理由の中に、もう既にそういうことがあってこういうことになっているのかなということで、選定は出来レースにも取れる発言で、何かちょっと公平な評価に疑念をちょっと感じましたので、少し市長にその点をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

多分その前後、正確に記憶をいたしておりませんが、その意味合いは駅前地区、この御幸地区においては、比較的大きな地主さんがその土地を所有されておられるというケースが現実でございますので、個々の所有者の方が非常に複雑にたくさんおられるというようなエリアではないとい

う趣旨を申し上げたというふうに記憶をいたしております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

コンパクトな庁舎もあるんですけど、亀山市って結構コンパクトな市になっていますので、このコンパクトな亀山市であるという利点を生かして、アクセスなどは幾らでも変更できますので、そういうところを考えながら、やはりこの選定評価の内容、客観性だとか妥当性を向上、さらに向上させる目的で、市民だとか有識者による外部評価を実施していただくことをちょっと要望して、ここを終わっておきます。

3つ目の質問に入ります。

ここはまちづくり観光活性化についてということで、まず観光資源とプロモーションについて伺います。

ここは、亀山市には歴史文化的資源や自然的資源など数多くの魅力的な観光資源がありますが、現状では広く浅くプロモーションが行われているんじゃないかなという印象を持っています。市としては、この観光プロモーションにおいて何に重点を置いているか、またその理由について説明してください。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、本市の観光につきましては、平成21年度策定の亀山市観光振興ビジョンから、すばらしいまちづくりが結果として多くの来訪者を引きつけ、観光につながるというまちづくり観光を観光振興の基本方針と掲げ、観光施策を推進してきたところでございます。

しかしながら、そのまちづくり観光によって培われてきた本市の魅力ある様々な観光資源を市内外へ効果的に発信できていないという課題がございましたので、これまでの観光プロモーションを強化して取り組んでいるところでございます。

まず、数ある観光資源のうち何を重点的にPRしているのかということでございますが、ご存じのように、市内には関宿や旧亀山城多門櫓など名所旧跡、亀山7座や石水溪、地域ブランドとして認定している特産品、新図書館などたくさんの観光資源がございます。観光プロモーションを展開する上では関宿が中心とはなってまいりますが、それだけに限らず、本市にある多くの観光資源を関連づけてストーリー性を持たせ、戦略的に観光プロモーションを行うことが効果的であると考えております。

本事業により、引き続き本市が有する観光資源のブラッシュアップや新たな観光資源の掘り起こしを行うとともに、効果的な情報発信を行い、観光地としての知名度の向上と本市のブランドイメージの醸成を図り、魅力ある観光地として誘客を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今の答弁を聞いても、何か市全体を見渡しながらか、いろんなどころにちりばめられている。それ

はどれかというところがすごく分かりづらいなというふうに思いました。

観光プロモーションにおいては、その展開するストーリー性というのはすごく重要だと思います。しかし、それ以上に亀山市ならではの特徴、らしさを明確にして、それを外部に効果的に発信することで、観光客や移住者の増加、そして住民がこの亀山市を誇りに思う、そのことが育むことにつながると考えます。地域ブランディングの観点からは、この地域の強みを洗い出して、ここしか体験できない価値と魅力という発信をすることが重要ではないかなというふうに思います。

例えば、市北部に位置する標高約850メートルに位置する野登山の山頂に生息する大杉というのがありますが、その群生は現在調査中なんですけど、日本でも類を見ない価値があるとされています。これも亀山の地域資源の大きな強みの一つです。

また、先ほども紹介ありましたが、やはりこの亀山市で最も価値がある観光資源の一つとしては、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている関宿があるかと思っています。全国で129地区ある選定地区の中で、宿場町としては10地区、その中で長野、福島に続いて昭和59年、4番目に選定された歴史のある場所です。さらに皆さんもご存じだと思いますけど、関宿は東海道唯一の宿場町としての特徴を持ち、亀山市が誇れる強みです。このような地域の特性の価値を最大限に生かしてプロモーション展開する必要があると考えます。

その辺を含めて、この観光の活性化について入っていきたいと思います。その中で、やはり今回、重点的にこの関宿について伺ってまいりたいと思います。

まず、今回この40周年を迎えられたというところは、非常に地域の住民の長年にわたる努力のたまものだと考えていますので、ここは本当に住民の皆さんに敬意を表したいと思います。

それでは、ちょっと資料2をお願いします。

この写真は11月3日に開催された東海道関宿街道まつりの様子と、その3日後に訪れた同じ場所で定点撮影をしております。この比較写真でございます。このまちの静けさもすごく大事ななというふうに思いましたが、やはり商売を営む方々にとっては、日常的に観光客が訪れることを願っているのではないのでしょうか。

そこで、生活をする住民の意見を尊重しつつ、市としての方針、保存を優先するのか、観光活用を進めていくのか、方向性を明確にする必要があると思いますので、この点について市の見解をお聞きします。

#### ○議長（岡本公秀君）

富田部長。

#### ○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

旧東海道の宿場町でありました関宿につきましては、昭和59年に重要伝統的建造物群保存地区に選定され、町並みの保存及び修理、修景が進められてきました。また、この地区で暮らす人々の生活の場としても大きく変化することなく守られてきたため、今でも当時の宿場町の姿を色濃く残す歴史遺産としても評価が高く、多くの来訪者がございます。

保存か観光かということですが、近年、市ではこれまでの保存中心の文化財施策から、保存と活用を念頭とした施策の推進に力を入れており、さらにはそれを観光につなげているところでございます。例えば、現代アートをまちに取り入れた芸術祭、亀山トリエンナーレが関宿でも開催され、全国から結集した新進気鋭の作家による感性あふれる作品が、旧東海道の宿場町の風致に

調和することで、多くの来場者を魅了しておりました。

今後におきましても、住民の皆様、保存団体の皆様と一緒に、東海道宿場町で唯一の伝建地区、関宿の保存と活用を行っていくことで、この関宿の歴史的風致が後世に継承できるものと考えております。

また、さらにはそれを観光につなげ、地域が活性化するよう、関係部署や事業者、観光協会などと連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今日まで観光プロモーション等、いろいろ施策を打ってきたと思います。総括して、今までの成果と今後の課題について簡単にご説明ください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

関宿での観光誘客に向けた取組でございますが、ここ数年、空き店舗や空き家を活用した飲食店やお土産屋などが次々とオープンしており、市としましても、空き店舗等活用支援事業により創業支援を行ってまいりました。また、代々受け継がれてきた銘菓やおこわ、伝統工芸品などを亀山ブランドとしてPRを行うことで、関宿の魅力を発信してまいりました。

さらには、観光協会と連携し、これまで保存を中心としてきた文化財を活用し、見学や体験、各種イベントなど、文化観光による関宿にぎわいにも取り組んでいるところでございます。

こういった取組により、関の山車会館や旅籠玉屋歴史資料館など、関宿及びその周辺地域の主要施設への令和5年度の観光入り込み客数は約17万8,000人で、少しずつではございますが増加しているところでございます。

一方で課題でございますが、関宿での観光誘客に向けては、先ほども答弁いたしましたように、地域の皆様にとっては生活の場でもございますので、地域の方や事業者の方とも連携して取り組んでいく必要があると考えております。一方、ウェブサイトや雑誌等で情報発信を行っておりますが、実際に亀山へお越しいただき、少しでも長く滞在していただくための体験型のコンテンツが不足しておりますので、魅力的なコンテンツを造成し、併せて発信することが市内誘客に向けて必要であると考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

17万人ということで、非常に来客数が多いと思います。

今回ちょっと提案したいことがあって、この地域活性化企業人制度を活用して、その観光、いわゆる実際に人を呼び込むというところをやっていただけないかなというふうに思います。

例えば民間の旅行会社と連携して集客数を増やすというところで、この関係人口の増加だとか、移住促進にもつながりますし、やはり住んでよし、訪れてよしの観光のまちづくりを目指していただきたいなと思います。

そういうところから考えて、どのような施策で今後考えていくか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

観光誘客につきましては、令和4年度から「アートが生まれる街、亀山」をコンセプトに観光プロモーション活動を展開しており、1年目、2年目は情報発信に注力し、3年目となる本年度におきましては、学びをテーマに実際に亀山市にお越しただいて、亀山の歴史や文化、自然を学んでいただく機会を創出するため、自然を生かした亀山版グリーンツーリズムとして、関宿を含め市内での周遊を図るコンテンツの開発を中心に取り組んでいるところでございます。

この取組を進めるに当たりまして、先ほど議員からご紹介がありました国の地域活性化企業人制度を活用しており、人材につきましては、観光振興や地域産品の開発、販路拡大など、民間のノウハウや知見を生かした観光施策の推進を図るため、本年6月から本市と連携協定を締結している一般社団法人DMOカメヤマモデルの構成メンバーである株式会社日本旅行から派遣をいただいているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

2番 櫻木善仁議員の質問は終わりました。

これにて本日予定しておりました通告による質問は終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

明日13日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時45分 散会）



令和6年12月13日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

令和6年12月13日（金）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
健康福祉部長	林秀臣君	子ども未来部長	高宮綾子君
産業環境部長	富田真左哉君	産業環境部参事	村田博君
建設部長	高桐美智代君	上下水道部長	杉本良則君
危機管理監	木田博人君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	豊田達也君	消防部長	豊田賢治君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	谷川健次君
地域医療部長	小森達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	代表監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	落合巧君

---

●事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 泉 明 彦	書	記	新 山 さおり	
書	記	渡 邊 靖 文	書	記	西 口 幸 伸
書	記	山 北 康 仁			

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

15番 伊藤彦太郎議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

今回、4項目を上げさせていただいておりますけれども、ちょっと4番目の大型商業施設の誘致についてはちょっと時間の関係でもしそこまで行かなかつたら産業建設委員会のほうに回させていただきますのでよろしくお願いたします。

それでは、通告順に従って行かせていただきます。

まず、財政構造改革骨太方針2024についてということで通告させていただいておりますけれども、まず1番目の項目、市長の改選時に財政構造改革を行うことについてということで通告させていただいております。

今までも一般質問等でちょっと確認はさせていただいておったんですけれども、1点ちょっと見落としていたかなという部分がありまして、自分の中で。

今回1月に市長選が行われる公算が強くなっているということもありまして、特にとにかく市長の改選時期にあることは間違いないです。そういう改選時期は、最近ちょっとどうなっているかあんまり意識していなかったんですけれども、3月議会で骨格予算が示されて、その後肉づけ予算が示されるというような形があると思います。今回のこの骨太方針2024、枠配分方式で一律10%削減という話ではありましたが、これは骨格予算の10%削減なのか、肉づけ予算の10%削減なのか、あるいは両方とも合わせた予算の10%削減なのか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

15番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

おはようございます。

まず、現在編成を進めております令和7年度予算につきましては、市長の改選時期となりますが、第2次総合計画の最終年度としてこれまで進めてまいりました様々な施策の集大成となる年であり、主要事業、標準事業ともにこれまで計画性を持って、議会のご理解もいただきながら全庁的に展開をしてまいっておりますので、行政の継続性を確保した形での本予算の編成を行うものでございます。なお、櫻井市長就任以降、過去3回の改選期におきましても、本予算として予算編成を実施してまいったところでございます。

それと、議員ご質問いただきました財政構造改革に係る10%の削減でございますけれども、こちらにつきましては、標準予算、政策予算に関わらず削減困難な経費を除いた事業費全体に対して対象とするものでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほどは3択のような形で言わせていただきましたけれども、最後、両方を含めたものということで確認をさせていただきました。

それにちょっとまたお聞きしたいんですけれども、これらの当然今予算編成時期になってきていると思うんですけれども、各部局からのその10%削減されたというこの予算要求、これは出そろったのかどうか、この点を確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

予算編成の進捗でございますが、現時点におきましては標準予算について集約を行い、精査を進めているところでございます。また、政策予算につきましては12月末をめどに集約し、1月上旬の査定の後、全体として調整するものでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

まだ全部は出そろっていないということやとは思いますが。

ちなみに、出てきている予算、これは全て10%削減されているのかどうか、その点についてちょっともう一回確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、現時点におきまして標準予算について集約を行い、精査を進めているところでございます。この結果につきましては今いろんな調整、例えば修正なんかも入ってまいりますので、この結果で今現時点で10%が削減されているかどうかというのは確認はいたしていないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、2番目の項目に行かせていただきます。

市長自身の給与の削減等についてというふうなことで通告をさせていただいておりますけれども、今これ昨日櫻木議員がおっしゃった、乾いた雑巾を絞るような形というふうに言われていましたけど、本当に今回のこの話を端的に表現されているなというふうに私は思いましたんですけどね。乾いたものを絞っても何も出てこないという、今まで十分削減をやってこられた各部局がこれ以上何を削れというねんという話やと思うんですけどね。

そんな話の中で、担当にやはり削減を強いることになるわけですよ。そういう意味で、櫻木議員も言われていたそのモチベーションとかいう話もありました。こういうときに市長自ら身を切ることでその姿勢を示すという、そういうふうなこともあるかもしれませんが、そういったことは考えておられるのか。

これは給与の削減等についてということでもありますけれども、やはりこの市長報酬であるとか、市長公用車の廃止とか、こういったことは考えておられるのかどうか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

市長自身の待遇等で、給与、退職手当等について削減の意思はないのかということでございます。ちょうど私が就任をさせていただいて平成21年、リーマンショックがスタートいたしました。その折に、その後に本市の様々な右肩上がりの財政構造が変わっていく潮目の中で、平成23年度に本市は不交付団体から交付団体に7年ぶりに転換したあのときに行財政改革を進めていくということで、自ら給与並びに退職手当につきまして削減の意思をお示しさせていただいて、その後、それを実践いたしてまいりました。退職手当につきましては、ちょうど1期目が10%のカット、2期目以降につきましては20%のカットを続けてまいった経緯がございます。また、このたびの任期満了に伴いまして支給される退職手当につきましても、同様に20%のカットをいたすこととなっております。

また、退職手当のみならず、その他の給与につきましても13年間減額をさせていただいてまいりましたが、給料につきましては平成23年4月分以降、現在まで継続して5%カットを実施いたしてございました。そのうち、ちょうど平成31年の4月分、5月分につきましては市職員の不祥事もございまして、あの折にさらに10%カットを上乗せいたしまして15%のカットということで2か月間対応させていただきましたが、併せまして、期末手当におきましてもその給料の額をベースに計算いたしましたので、5%カットを継続して今日まで進めてきております。

給与の減額につきましては条例改正が必要でございますが、本市の財政状況を勘案した上で、議会にもお認めをいただきながら条例改正を従前から行ってきておりまして、その条例に基づいた給与の支給を受けているところでございます。

なお、市長就任後これまでに減額をいたしました私自身の給与、退職金の減額の総額は約2,450万円でございます。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

公用車の関係について私のほうからご答弁を申し上げますが、公用車につきましては、市長をはじめとする特別職が専用使用する公用車、また各部署において使用する公用車や財務課が管理する市全体で共用する公用車がございます。

これら公用車につきましては、財務課が総括的な管理を行う中で公用車の使用を必要とする業務量等を考慮し、必要に応じた適切な車種及び台数の公用車を所有するようにしているところでございます。

そのような中で、市長につきましては公務において公用車を使用する頻度が極めて高いこともあり、専用の公用車を配置しておるものでございます。そのため、仮に市長が公務のため一般職員が通常業務で使用している公用車を共用しようとした場合といたしますと、急な公務出張があったときに使用できる公用車がないなど、公務に支障を来すだけでなく職員の業務にも影響が出るのが想定されることから、市長が専用の公用車を持たないことは逆に合理的でないものと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

何か今までに身を切ってきたから、今まで削減してきたから必要ないんだというふうには聞こえました。ただ、同じことなんですよね。今までほかの部局も、給与ではないけれども削減に取り組んでこられた、一緒なわけですよ、そこからさらに減らせという話なんです。そういう意味で、さらなるカットはないんですかということをお聞きしているんです。ないということではあるんですけどね。

また、市長の特に退職金に関しましては、これはちょっと高いんじゃないかという話は今までも市民の方からも言われております。カットしてでもですよ。今回カットしたということではありますけれども、今回の2024に、今回も市長は任期を迎えられるわけですけど、それに伴う退職金、本来だったら幾らなのか、それが幾ら最終的に支給されるのか、その点を確認させていただきたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

市長の退職手当の額については私のほうからご答弁を申し上げますが、このたびの任期満了による退職手当につきましては、亀山市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づき、ここで特例措置として、20%減額を適用ということで規定されておるわけでございますが、20%減額後、1,432万8,000円が支給される予定でございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

1,400万、かなり高額だと私は思います。これが市長が退職される際一回のみというんやったらまだ分からんでもないんですけど、任期ごとに支払われるということに関して、やはり市民の方からはちょっと高過ぎるんじゃないのという声があるというのは間違いないと思います。

ただですね。高いんじゃないかという声もあるんですけども、先ほどの公用車の実際の合理性とか、あと、よく市長交際費とかありますけれども、はっきり言って実際の働きに見合った報酬とかこれはもう取ってもらっていいという話もあって、私も実はそのとおりのやと思っておるんですわ。やはりそれは胸を張って、報酬も退職金も本来だったら受け取ってもらってもいいんじゃないかという話もあって、実際、こういうふうな報酬とかこんなのは減らせというのばかげた話やという方もおられるとは思いますが。

でも、実際この今回の骨太方針2024については、きちっと適正に今まで予算の調整を行っていたのにそれをさらに減らせという、その辺ですよ。そこがやはりこれ自身がばかげた話なんで、やはりそういうふうな話の中ではさらなる、ばかげた話かも分かりませんが、市長がさらに身を切る、そういったことも必要なんじゃないかということで指摘をさせていただきました。

これにつきましてはお考えを聞きましたので、次に行かせていただきたいと思います。

次に、庁舎の在り方についてということで通告させていただいております。

これは1番目としまして、亀山消防北東分署への支所機能の併設についてということで通告をさせていただきます。

これを亀山消防署の北東分署が新設されたわけですが、かれこれ10年近くがたっていますけれども、それを設置する際に支所機能を併せてそこに設けますという話がありました。実際、北東分署が造られる段になったときにこの支所機能が外されておりました。

これが一体理由は何だったのか、この点につきまして改めて確認をさせていただきたいと思えます。

#### ○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

#### ○総務財政部長（原田和伸君登壇）

消防の北東分署に支所機能を併設させるという検討が見送られた理由でございますが、これは今から十数年前のこととなりますが、平成24年3月の第1次総合計画後期基本計画策定に係る検討の過程で行っております。当時の検討過程につきましては、市北東部地域の行政機能充実を図るため、分署の配置に合わせ支所機能の整備について検討することとし、併設並びに単独での両面から検討いたしております。

その結果、北東分署への支所機能の併設につきましては、併設することにより緊急時の消防・救急活動への支障や安全性の確保等が懸念されたことや、支所に求められる窓口機能について、既存施設における窓口機能の強化により市民サービスの向上が図れるとの結論に至りました。このように、安全性の確保等や必要性の理由から行わないこととその当時結論されたものでございます。

#### ○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

#### ○15番（伊藤彦太郎君登壇）

2つ理由が示されました。

1つは、緊急車両との絡みの安全性の問題、もう一つは、従来の今までの既存の施設の窓口の充実によってその辺は十分対処できるというようなことでしたけれども、まず、今回その北東分署の話は出ささせていただきましたけれども、消防といったら、はっきり言って防災の拠点なわけですよ。今回、何回も何回も言われるのが新庁舎の話で、防災の拠点としてどうたらこうたらということでもあります。

ただ、その防災の拠点という意味で北東分署であるかないかというのは別にしましても、やはり消防の拠点と考えれば、有事にはそこに全市のトップとなるような防災会議なりその体制を設置できるようなそういう設備をつくっておいたらいいだけの話なんじゃないのかなと思うんですよね。実際新庁舎というのはふだんの、有事でないときのトップであればええと、そういう意味であればええと思うんですよね。そういう意味で、支所機能も併せたというのは、一定のやはり合理性があるなと私は思っていたんですけどね。

実際、緊急車両がどういうふうにも市民の生活に関係するのかというふうな、つまり、市民の実際来られるようなことに影響するのかというのはそれは分からん部分はあるんですけども、じゃあ、それやったらそうとして、実際に支所機能自体が北東分署、北東部ですよ、人口の重心地ですよ、今亀山市における、かなりあそこにやはり東支所、北東部支所というのをつけることはある程度、かなり私は有効だと思いますし。

そういう部分でその北東部に支所を設けること、これについて、ただ現在の既存施設で可能ということではあるんですけども、そうしたら今の庁舎の議論だって、今のこの新庁舎なりほかの関支所なりそういったことで賄えるんじゃないのかというふうに思うんですけどね。

その点を含めまして、今回支所庁舎の議論がありますけれども、実際北東部の支所機能、これが当時否定されて、今回もその議論の中で話が出てこなかったというのは、これはもう支所機能自体をなくすという考えなのか、関支所も含めて、その辺をちょっと、支所機能をいったいどういうふうにご考えておられるのか、その点をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど、当時の北東分署への考え方はご説明申し上げたところでございますが、当時はその窓口機能の充実、当然これはあいあいとか、先ほど議員ご紹介いただきました関支所とかそういった窓口もございまして、本庁の窓口機能の強化によりということで見送られたところでございますが、現在では行政DXの推進によりまして証明書のコンビニ交付や一部手続ではオンライン申請も可能となるなど平成24年当時とはまた状況も大きく変化しておりまして、これにつきましては今後も拡大していくというふうなことも考えられます。

そういった中で、新庁舎につきましては、基本計画の中で、基本的に集中と分散の中の集約というふうな考え方を基本としておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

まさにあれですよ、分散、先ほど言われましたコンビニ交付の話もありましたけれども、当初、

DX化、DX化と言われてはいますが、実際もうそういうふうなDX化というのは当初から話にもありまして、実際ネットを通じたというよりも、そもそもコミュニティセンターで住民票が取れるとかいうようにするとか、そんな話もあったわけですよね。それが、もうコミュニティセンターどころか、コンビニ、さらに言えば自宅からも申請できるようになってきた。もうそんな世界になってきているわけですよね。そうなってくると、ほんまに一極集中で集約する必要何かあるのかなというふうに思うわけですね。

それにその段になって、昨日から原田部長もコンパクトなものにする、お金がかからんようにするって言われていますけれども、それで実際駅前に持っていくという話ですよね。駅前自体が新たに用地購入をせなあかん、さらに移転補償もせなあかん、さらに安全対策でかさ上げをせなあかん。そんな話がある中で、もうそれだけでも数十億の世界になってくる。10億は超えますよね、どう考えても、そうなってくると、もともと45億と言われていたのが95億になってしまっている。それを多分95億をいかに45億に近づけるかぐらいの経費削減みたいなことを言われているんやと思いますけれども、仮に45億にしたところで、それでももうこの時代45億でも高いわけですよ、財政構造2024、やっていますけれども。

そうしたら、以前豊田議員が指摘されていましたが、ユニット型の庁舎、これだって今もうかなり技術革新によって十分普通に建設するのと同じぐらいの耐久性とかそんなんがあると、こんなこれだけの技術革新も行われているそんな世界で、やはり45億というのすら高い、そこからさらに削減する。実際に豊田議員がそのとき言われていたのは十数億で庁舎が建ったという話があるんですよ。そうしたら、もうその十数億ぐらいで庁舎ができるんだったら、今、住山にはもう市の土地があるということやったら、そこに建てれば45億もかからないわけですよ、さらに言うと、そういったことも含めて庁舎というのを考えていかなあかんのに。

私は別に、駅前とかその辺の話ありますけど、これがあかんとは思っていないですよ。ただ、駅前に行くんやったら、防災というんやったら、防災にはあまりにも不自然やし、さらにこのお金がない、ないと言うておるときに駅前に持っていくこと自体、そこでほかよりも安いんやたらまだ分からんでもないですよ、ほかよりも高くなるというね。全くやっていることと言うていることに矛盾があるんで、やはりその点の問題やと思います。

ちょっと先ほどから言うてはいますが、やはり北東支所とか分散とか言われていますけど、やはり私は北東部に支所を造るなり、それなりの窓口というのはやはり必要じゃないかと思えますけれどもね。

同時に、関支所というものの存続、これはやはり気になる場所ですけども、改めてもう一回お聞きしますけれども、この関支所とかあいあいとか、この窓口はもう廃止する方向にあるのかどうか、その点をもう一回聞かせていただきたいと思えます。

#### ○議長（岡本公秀君）

原田部長。

#### ○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎の行政機能の集約・分散につきましては、私先ほど申し上げましたとおり、現在、本庁舎、関支所、総合保健福祉センター、総合環境センターもございしますが、そういったところに分散している行政機能は新庁舎に集約することを基本とするということとさせていただきます。

その後、その総合保健福祉センターあいあいをどうするか、関支所をどうするかということでございますが、それにつきましては、現時点で方向性は定まったものではございません。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

ちょっと水かけ論みたいになってきてしまうと思うんで、ちょっと次の項目に移らせていただきますけれども、2番目としまして、市内確定申告会場の新規設置についてということで通告させていただいております。

新庁舎の話とかもそうなんですけれども、現庁舎の手狭なという話がよく出ます。そのことで、やはり顕著にその話が現れるのが確定申告の時期ですね。これは特に駐車場とかが混雑しまして、それを解消する意味で現在行われているのが、本庁と関支所での確定申告のそういうふうな会場ですけれども、これ以外に確定申告の会場を新設する考えはないのか、この点について聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

確定申告の会場の考え方でございますが、先ほどご紹介いただきました確定申告の会場としましては、本庁舎、関支所、それに加えまして各地区のコミュニティセンターでも実施しております。

本市の今の状況でございますが、令和6年の確定申告、本年には、本庁会場へは2,056人が来場され、また、申告者の利便性を高めるため、毎年2月上旬から申告期間が始まるまでの間、自宅からより近い、先ほど申し上げました各地区コミュニティセンターなど市内10か所でございますが、に相談会場を設置して、対面で相談受付を行っております。

令和6年の確定申告期間には、コミュニティセンターなどに508人、関支所会場には649人が来場され、これは本庁会場の混雑緩和にもつながっていると考えております。

一方、現在国税庁では申告者自身のパソコンやスマートフォンからアプリへアクセスして申告を行う電子申告を推奨しております。国の動向としては、電子化を加速しているため、鈴鹿税務署管内会場にはイオンモール鈴鹿に電子申告を主体とした相談受付をしております、電子申告への推進をしてきている状況でございます。

市といたしましても、申告者の利便性と業務の効率化の両面から電子申告を推進していきたいと考えており、対面で申告相談を希望される方については、電子申告へ移行を促すため、電子申告者に限ってではございますが、相談日時の手前予約も受付をしております、自身のスマートフォンを使用した電子申告の仕方をお伝えいたしております。

また、来年1月中旬には税務署職員によるスマートフォンを使った確定申告書類作成説明会を開催し、本庁会場で申告相談を受け付けた方に対しても電子申告のリーフレットを配付するなど、電子申告利用の促進に向けた取組を行っております。

このように、電子申告を推進していることと、さらに、先ほど冒頭申し上げました各地区コミュニティセンター、自宅から近いところで相談をさせていただいておりますが、限られた職員体制で相談受付を行っていることから、さらなる新規設置までは現時点で考えていないところでござい

す。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

各コミュニティセンターとかでもやっておられるということではありました、相談をですね。ただ、それでもやっぱり混雑しているわけですよ、今でも、多少解消されているのかもしれませんが、多分これは位置的な問題が大きいと思います。やはり亀山市役所周辺の方々がここに来られるということで、そういう意味ではここからはそれほど遠くない場所ですね。

なぜこの話を庁舎の在り方でしたかといいますとやはり駅前ですよ。

駅前の商業施設がまだ入っていないということで、前回そこは出張所にしたらどうだという提案もさせていただきましたけれども、そこがまだテナントが入っていないんだったら、そこを確定申告の会場にすれば、実際鉄道を使って来られる方もいらっしゃるかもしれませんし、あるいは文化会館とかですね、広いんで、あそこに市役所でやっているやつを変えるとか、そうすると相当市役所の中のことも解消されるんじゃないかとは思うんですけどね。

とにかく、駅前が利便性が高いというんやったら、一度商業施設が入っていないそのテナントのところをやってみたらどうですか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

駅前の商業施設にテナントとしてというご提案でございますが、当然その商業施設には所有者がございまして、所有者の意向もございまして、さらに確定申告はもう一時期ですので、私ども申告をしますのは1月から3月にかけてでございますので一時期ということもございまして、そこを商業施設のほうへ行くということは市としては現時点、現在考えてはおりません。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

何もずっとそこを使えと言っているわけじゃないんですよ。今入っていないんですよ。今入っていないんやったら、その期間をちょっと使わせてもらったらどうですかということです。しかも、それで実際それなりにそこに来られる方がいらっしゃるんやったら、ああ、やはり駅前って便利なんやなということにもなりますね。

ちょっと駅前で言うていますが、その駅前の利便性、これは確かに今あるとは思いますがね。ただ昨日も櫻木議員への答弁の中で、100年先をとというふうなことを言われました。100年前はどうでしたかと櫻木議員は言われましたけど、全く本当にそのとおりですよ。100年前なんて、ちょうど鉄道が導入されたぐらいの時期ですよ。それがもう50年前になったら自家用車が出てくるようになった。その自家用車、50年前で自家用車を一家一台やったんが、その50年後には一人一台ぐらいになってくるなんて誰が予想できたでしょうかという話ですよ。

今、ほんで自動運転という話も出てきているわけですよ。この話の中で、ほんまに100年後を見据えて、100年後どころじゃなく50年後、鉄道そのものの在り方が変わっているかも分から

んというこのご時世ですよ。

こういったときに、今の段階で本当にそれこそ気象も大分変わっているとかいう中で想定されていないようなことも起こるかも分からん、そこに防災を重点としたような本庁を持ってくること自体、やはりおかしいんじゃないかという話になってくる。やはりこの辺ですね、言っていることとやっていることが全然整合性が取れていないというふうに感じざるを得ないんで、やっぱりこれは改めて再考していただきたいことを申し上げて、次に行かせていただきます。

3番目なんですけれども、中学校全員喫食制給食についてということで通告させていただいております。実施時期についてということでは言わせていただいております。

これにつきましては、ちょっと市民の方に令和8年度の4月から始まるという話ですね。これが外部調理委託による食缶搬入方式で、再来年にはなりますけれども、今から約2年ちょっと後という、そこから始まるという話が聞こえてきました。

たしか、もう少し遅かったんじゃないのかなと思ひまして議会内でいろいろ確認したら、前議長も現在の議長も、目指すとは聞いていたが、決まったとは聞いていないとのことでした。積極的にやるべきだというふうに言われていた草川議員にもちょっと聞いてみたら、実際ちょっとやらせてもらうことになりましたんでというふうには職員から耳打ちでもされましたかというふうに聞いてみたら、言うていた草川議員ですら、いや、うわさで聞いたレベルですということでした。

やっぱり、これは一体どうなっているのか。実際、令和8年の4月に前倒しされることになったのか、その点を聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（岡本公秀君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

令和6年8月14日付で締結をいたしました亀山市中学校給食調理等業務委託契約におきましては、令和8年7月までを準備期間とし、令和8年の2学期から給食を実施することとしております。

ただし、契約前の公募型プロポーザルにおきまして、委託業者から令和8年4月からの給食実施も可能であるとの提案がございましたので、早期実現に向けて現在調整を行っているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

調整を今行っているということですね。これにつきましては早く、前倒しされること自体は結構なことなんですけれども、これからじゃあどういうふうな、調整と言われますけれど、スケジュール的にどうなるのか。その点につきまして、もうちょっと詳細な話があるんやったら教えていただきたいですし、あと、これは債務負担行為でしたかね、というふうなことでやっていますけれども、お金の部分はどうなるのか、前倒しすることによって、その点を聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

具体のいつ、どういう形でお示しができるかというところはなかなかまだ見通しが立っていない

ところで、ございません。

ただ、私どもとしては一日も早くその実施ができるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

また、債務負担行為の、現在契約上は、先ほど申しあげましたように7月までを準備期間とし、令和8年の2学期の実施ということになるかと思えます。この場合は、前倒しで実施するということになれば、その分契約期間のほうもそれに合わせて調整をさせていただくということになるかと思えますので、債務負担行為等も含めて、改めてまた予算措置等も含めたことの調整なども行わせていただくことになるかと考えております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

まだ4月からというふうなことが決まったわけではないような感じ、目指していることには間違いはないんでしょうけれども、実際それが、じゃあいつぐらいに示せるのか。その点についてちょっと、その辺がうやむやだったので、もう一回確認させていただけますか。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

この前倒しで実施することにおきましては、施設の改修工事でありますとか学校運営面での詳細な準備・調整が必要になってまいりますものでございますので、現段階で具体、いつそういったことがお示しできるかということは決めておるものではございません。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、次に行かせていただきます。

最後の項目、大型商業施設の誘致についてということで通告させていただいております、それに対しまして現在の状況についてということでまず通告させていただいておりますけれども、草川議員への答弁の中で働きかけの様子はお聞きしたと思います。できたと思います。

それに関して、ちょっとお聞きしたいのが実際その働きかけの様子ですね。これはいつぐらいにされたのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

コストコ亀山倉庫店の誘致につきましては、コストコやディベロッパーなど関係者を含め、面談や電話等で進めておるところでございますけれども、その中で令和8年度中ということ、前回の9月議会から現在まで3か月ぐらいございますけれども、その間20回程度面談とか電話交渉もさせていただいておりますけれども、その中で令和8年度中に操業いただきたいということで申入れも行っておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

令和8年度中にやってくれということでしたけれども、それは市から働きかけているということです。それに関しまして、それが実現されそうなのかどうか、その点について何か市として感触はあるのでしょうか。コストコ側から令和8年度中にはということを引きちつと言われたのかどうか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

コストコにつきましても、基本協定の中でも交わしておりますし、当時の締結したときも令和6年から8年の間に操業ということをごさいます、現在いろんなことで要因がありまして遅れておるということではございますけれども、その中で基本協定に基づいて亀山市で操業できるように現在も引き続き検討いただいております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、2番目の項目に行かせていただきますけれども、県との連携についてということで通告させていただいておりますけれども、当然市としても努力されているのは分かったんですけども、これはちょっと聞き漏らしていたなと思っております。間に、たしか三重県が入っていましたよね。三重県はどういう立場でいるのかということで、もともとこれは三重県が持ってきた話で亀山市が手を挙げたという形にはなっておるんですけども、三重県もこれはどういう感じで関与してもうておるのか。要は、三重県も協力してくれているのかどうか、この点について聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

三重県との連携についてでございますが、当初より、最短の令和6年のオープンを目指してコストコ、ディベロッパーなどの関係者と月1回から2回、定期的に会議を開催しながら進めてまいりました。また、コストコ側が建設時期の見極めを行っている状況となった以降につきましても、県と連携してコストコとディベロッパーに対し引き続き事業が進むよう申入れを行うとともに、土地造成や建設コストの削減方法についても一緒に検討するなど、早期オープンに向け協議を深めてまいりました。今後も、交通対策を含め県と連携を密にしながら、立地協定に基づき、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

県ともしっかりと連携して進めていただきたいと思います。

これにつきましては、都市計画の話も先日来から出ていましたけれども、既にあそこの場所は商

業用施設というふうに都市計画の変更もなされたわけですよね。そこまでしてやっている部分もあるんで、やはりこれは市全体の事業として、一企業の都合で左右できるようなレベルのものじゃないということを最後に申し上げて終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

15番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時44分 休憩）

---

（午前10時52分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、勇政の櫻井でございます。一般質問をさせていただきたいと思います。

項目をたくさん上げました。一応、1つ目は10分、2つ目は10分、3つ目は10分、45分のスケジュールを組んでおるんですけども、残した分は教育民生委員会で市長に尋ねたいと思っておったんですけども、市長はどこやらへ行くらしいで副市長が出るらしいですけども、そもそも定例会中には市長、公務は外してください。それで今回は何やらリニアの総会に行くらしいですけども、私が議長をさせてもらっておるときに東京でリニアの総会があった、そのとき市長は出席せんだと思う。なぜ本会議の定例会のときにそんな公務を入れるんですか。9月でもそうでしたよ、教育民生委員委員会、副市長が出席して市長はもう出てこんど、本会議は時間がないですから、十分できませんから、委員会で十分あなたの考え方を聞きたいもんでやっています。

それでは、通告に従って質問させてもらいますさかいに、十分なご返答をいただきたいと思いません。

まず1点目、中学校全員喫食制給食実施事業について。

これをずっと続けておるんですけども、まず財源内訳、中学校給食調理等で委託料が1億5,400万であり、それとは別途に委託業者に食材の購入費として8,547万円、1食当たり330円を支払うことになっています。

委託料の内訳の給食材料費、給食費ですな、保護者から支払っていただく給食費は8,008万円です。その表をつくりました。中学校給食の業務委託料が1億5,462万3,000円、それから給食材料の購入費が8,547万円、保護者や教員からの給食費は8,008万円です。この財源、どんな財源内容ですか。それについて、総務財政部長にちょっとお答え願いたいと思います。この財源は何かと。

○議長（岡本公秀君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

財源ということでお尋ねですので、私のほうからご答弁申し上げますが、年間業務委託料、今お示しいただいております約1億5,400万円の財源につきましては全て市の一般財源となります。

また、給食材料費8,547万円の財源につきましては、最大、資料にもお示しいただいておりますが、8,008万円が保護者負担金で、残りの539万円が市の一般財源になることとなりますが、ただし、学校給食の実施に係る経費の一部につきましては地方交付税の措置もございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

基本的に1億5,000万の一般財源、私の計算によりますと、別途必要な8,500万は給食材料費やと。これはそうすると、ここで他の市町でやっておる学校校給食費の無償化ということは不可能なことになってくると思う。それで、この持ち出しが539万という根拠ですな、これは違うでしょう、それを足すと年間2億4,009万3,000円ですよ。それで、それから8,008万円引くと1億6,000万1,300円ですよ。5年間で8億の一般財源が要るわけですよ。

確かに交付税措置もされておるんですけども5年間で8億ですよ、金がない、金がないと言うておるのにこれを一般財源でやると、学校給食の外部委託を、おかしいんじゃないですか。金がないところで、もう少し工夫すれば何とかなるんじゃないですか。

例えばセンターを建てて、そしてセンターのお金を建設費を75%交付税措置ができる国からの助成金、交付金を当てればこういうような不要な1億5,000万という金を出さんでもええようになってくるじゃないか、そうでしょう。

それでこれを決めたのは、あなたの意思じゃなしに教育委員4名の判断によって外部食缶委託を決めたと市長が言ったんです。政治というのは、あなたの市長としての判断としてこの亀山市は動いていかなあかんのですよ。それが本来の姿の中で、1億5,000万、これは無駄遣いなんですよ。

そして私は議会に、その債務負担行為を進めたときにこの330円、185日、1,400名、8,547万という数字は示されませんか。その中でこういうようなことが起こっておるんですよ。

それで、今総務財政部長が言ったように、330円の別途支給のうち、8,000万が保護者からの給食費で徴収できるので市の持ち出しは500万と、そうやけど、交付税措置もあるものでそんなにかからんのやということですけども、単純計算してそれなら1億5,400万に、すると1億6,000万ですよ。1億6,000万が単費なんですよ、そういう認識させてもらってよろしいかな。そしてそういうような判断を市長がされたのか。

ちなみに、鈴鹿市で建設して調理委託をやっていますよ。鈴鹿市においては年間6,000食以上作っておって調理委託は2億4,000万で済んでおるんですよ。亀山市は1,400食でしたら鈴鹿市の比率なら調理委託するだけやったら1億を切るわけですよ、施設を建てておけば。

私はどうしても、このセンターを建てよという意味には、やはり災害時のときに、ここでセンターで、市民の皆さん、または避難者、市外からの避難者に配食できる。施設を設けておけば有事のときにできるわけですよ、外部委託やとそれもできない。そういうような視点に立って、長期的な亀山市政、また亀山の学校給食をやっていくのはあなたの責務で、判断できなあかんと思うんで

すよ。それをあなたがようせんと教育委員会の教育委員4名に決定させたと、その認識は、あなたは首長としての立場できちっとそれを捉えておられたのか。

私もこの政治というものに携わって、31に山本先生の事務所へお世話になって、それで37でこの政治に臨みました。45年、この世界にあります。ちなみに、ようけ首長も議員も見てきました。職員も見てきました。何千人と見ています。

だけど、その判断をあなたは、こういうような判断する首長は私初めて見たんや。もう飽き飽きしておるんや、あんたに。自分の判断でよう決めんとみんなが決めたんや、人任せ、自分の意思は一つもない。

果たしてこの1億6,000万、どういうふうに生み出していくつもりですか、あなたは。

市長に頼む。

#### ○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

まず本市は、先ほどのご質問がございましたが、様々な議論を経て、そして早期に中学校の全員喫食制給食の実現に向けて、現在その意思決定をし、そしてその準備に入っておるところであります。令和8年4月に向けて、それは進めておるということでございます。

その中で、今くしくも議員おっしゃられました、今パネルを出していただきましたが、例えばこれは当時の議論にありました選択肢として、直営の給食センターを動かした場合、直営で動かした場合の人件費のコスト、あるいはその他もろもろも含めてかなりのものになってこようかと思えますし、他市さんのように、いわゆる公設のセンターを民間に委託した場合、これの数字も当時議会にもお示しをさせていただいておったと思えますが、ほぼ今の1億6,000万円に近い金額が、ほぼ同額のコストがかかるという試算もお示しをさせていただいたところであります。

あわせまして、いわゆる公設をした場合のインシヤルコストも考えられますので、そのトータルを比較すれば中長期の中で、やはり現在のことを考えても、この民間の給食センターを活用する方式こそベストであるという判断を最終的に、教育委員会の議論はもちろんでありますし、財政当局との関係の中で亀山市としては判断をさせていただいて、そして令和8年4月に向けて、その実現に向けて今準備を進めているところであります。

いずれにいたしましても、学校給食に係る一般財源の部分というのは当然これは必要なものでございますので、それは当然しっかり対応していくというのは必須の項目であろうというふうに思っております。

ただ、今、無償化の話も出されましたが、国におかれましてこの無償化、特に給食の無償化につきましては、一定の前岸田政権下においても閣議決定がなされ、そして今、石破政権においてもその議論が進められておりますので、一定の時期にこの地方自治体における、いわゆる学校給食の無償化に向けた、一気にはいかないのか分かりませんが、そういう議論が今進んでいくものというふうに認識をいたしておりますので、その中で、私どもとしてはしっかりそれも見据えながら対応していくことがいわゆる財源も含めた今後の学校給食の本当に下支えにつながるものというふうに現時点では認識をさせていただいております。

#### ○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ちなみに鈴鹿市ですが、鈴鹿市は学校給食センターが2つあるんですけれども、外部委託しておるところとそれから直営のところとやっています。直営のところは、年間79万6,939食です。調理総経費が2億6,000万ですよ。調理委託するところは92万1,411食ですよ。そして、委託料は総合で2億5,200万ですよ。

亀山市の場合は1,400人ですから、それを掛けると25万9,000食です。3割ですよ。3割というと、大体7,000万強、8,000万ぐらいで調理委託ができるわけですよ。

だから、今も伊藤君の質問にもありましたように、令和8年の2学期からどうのこうのという話でしたけれども、こちらは4月から、あなたははっきり令和8年の4月と言われましたな、今、答弁で。

だけど、これはやっぱり間違っておるんですよ。外部委託は、絶対に。この間違っておることについて、あなたはほぼほぼ、1月の19日で任期満了ですから、するかせんか分かりませんが、禍根を残した行政をあなたは残していくんですよ、そうあってはならんと私は思う。

こればかりやっておっても、次、もう予定より過ぎましたけれども、あなたの市政はこの図書館のときもそうですよ。図書館の移転のときも、教育委員会の意向に、学校給食も教育委員会の意向によってやられたわけですよ、こんな人がおるかなと私は思う。

ちょっと最後にもう一つだけ聞きたい。

物価問題、3番目に。これは5年間でやっていますわな、初年度は2学期ですからあれですけども、9年度からずっと同じ数字が並んでおるんですよ、9、10、11、12かな。これは物価上昇率を勘案しておるんですか、勘案してこのようなことをやったんですか、簡潔に教えてください。これはゼロですよ、物価上昇率。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今の業務委託料につきましては、基本的に契約期間中、現在の契約でございますと令和13年7月まででございますが、それについても勘案して、物価上昇分も勘案して契約をされているというふうに考えておりますが、ただし業務委託料と別に支払う給食材料費がございます。これにつきましては、1食当たり330円につきましては物価の高騰など今後の経済情勢の動向により変わる可能性もあると考えられますが、それは給食費全体の関係に影響がするというふうに考えておりますので、基本的には、委託料については契約期間中についてはそれも見込んでおるというふうに考えております。これはほかの契約でもそうでございますが。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ということは、将来物価上昇、なら、19日からガソリンの値段が上がるという話を聞いています。たばこも上がりますけれども、そうすると学校給食費は5,200円、学校給食費は、これは物価が上がっていったら上がっていくということを前提に考えたということですか、あなたの言い

方からすると。

そんなことであってはあかんと思う、私はあくまでも学校給食は無償化を前提に、亀山市の子どもたち、将来を担う子どもたちのために行政が子どもたちを育てていくという理念があれば給食費の無償化ということは、これはせんならんのです。岸田さんがどうか関係ないですよ、国の政策でね。市の首長の考え方がその方向に向かっていくのが本来の市政の運営と私は思っています。

これやったので次、あと25分やわ。

ばんびの件ですけれども、ばんびの園庭が小さいんですよ、ないんですわ。これもちょっと出しますけれども、今ばんびが建っています。それで、ばんびの北側には医療センターの先生方の駐車場があると、そのもう少し北側に800平米の草地があります、雑草が生えた。たまに刈るらしいですけれども、やはり園庭はもう少し造ってやってほしいと思います。というのは、ちょっとざっくり測ってもらったんですけれども、この赤いところは、これは800平米あります。それで送迎用のスペース、これは200平米として、子どもたちには600平米の園庭を造ってやってほしいと思っておるんです。

というのは、待機児童館の指導監督基準の中にこういうふうに書いてあるんですよ。保育室等の構造は、調理室とかあるんですけれども、運動場、野外で子どもたちが遊べる設備をつくるべきであるという基準があるんですよ。

それで市長、ばんびが開設されたのが平成24年、それから今6名か7名の児童が入所していますよ。やはり道伯及び第三愛護園については多額の補助金を出し、昨日の福沢君の答弁でも何やかんやで4年間で8億何ぼの金を使ってきたというようなことなんですけれども、なぜこのようなところはほったらかしなんですか。

市長、ここの場所をご存じですよな、あれの園庭が何平米あるかご存じですか。外回りにある、ご存じかな、ご存じなかったら、ないと言ってくださいよ。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

感覚的には理解しておりますが、正確な数字は今申し上げることはできません。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だからその程度なんです。あなたの考え方は。

あそこのそれなら、ばんびに行ったことはありますか、市長。行ったことがあるか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ばんびに行ったことはあるかというご質問ですが、何をおっしゃっておられるのかはよく分かりませんが、市の施設として、このばんびが平成24年に当時の待機児童が数十名を超える局面の中で、本市としてこれは政策判断をさせていただいて、多分三重県というか全国でも非常に珍しい形態であったと思いますけれども、この施設をそのようにスタートさせていただきました。

当時、病院の看護師における看護師不足もありましたので、看護師の皆さんの保育、お子さんをお持ちの看護師さんのその受皿としても一部機能させることでスタートをさせていただきました。

以来、私自身もばんびには足を運ばせていただく機会がございますけれど、その中で今日まで、多分あの時代背景とか状況は随分、当時とは変わってはきておるものがございますし、この施設もばんびが入る以前からの施設でございますので、老朽化等々も幾つかあろうかとは認識をさせていただいているところでございます。

議員、行ったことはあるかということではありますが、当然そんな申し上げるまでもないこととございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうやろう、それは行ってもろうておるはずや。だけど、あそこへ行かれて、なぜこんなところで子どもたちを遊ばせるんやという思いになりませんでしたかな。私はずうっと思っておるんですよ。

あそこは今、福祉部の職員とあいあいの職員の駐車場になっています。ばんびに入所しておる子らは遊ぶところがないんですよ、あの周辺をぐるっと何やら3人か4人乗りの乳母車に乗って、回って周回するだけです。ほかの施設には、特に私立の施設には多額の補助金、市費を投入するというのに、なぜばんびは園庭がないんですか、遊び場が、それは不思議に思いませんか。

確かに、発足当時は医療センターの看護師さんのお子さんたちを預かると、及び入所できない待機の児童を入所すると、定員があれば34名と思うんですけども、それを見ておるけれども、知らぬふりをしておったというふうに理解してもよろしいかな。

園庭がないという園は、これはあかんのですよ。やっぱり子どもは外で遊んで何ぼですよ。私も小学校から、幼児の保育園から裏の観音山で十五、六人で外で遊んで、おやじに怒られたんですけど、子どもは外で遊んでそして何ぼなんですよ、その施設がないんですよ、ばんびには。その必要性はないという認識を持ってみえるのかどうか、それだけ確認させてください。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まずばんび自体は、議員ご案内だろうと思えますけれど、待機児童館ばんびにつきましては、この位置づけであります。認可外保育所という位置づけでございます。まず園庭は必要な要件ではございませんが、園庭以外の設備、職員につきましては認可保育所に近い水準での運営をさせていただいてきておるものでございます。

それから、ばんびに入所いただいておりますのは、ゼロ歳から2歳児クラスまでの児童でございます。この12月1日現在で9名でございます。一部、医療センターの院内保育7名の皆さんが登録をいただいております。ばんびに入所いただいております児童の利用状況につきましても、11月の実績で申し上げますと、ほとんど毎日ご利用もいただいておりますという状況でございます。

ただ、先ほど申し上げたゼロ歳から2歳、ゼロ・1・2歳ということもありまして多分園庭で行

うような屋外活動は、当然周辺地域へのお散歩等々は工夫をして対応させていただいておと思うておりますが、さらに運動会等のイベント等につきましては主に乳児の安全面の立場から屋内の遊戯室で行うというケースが多いということでもあります。

議員が先般お孫さんをお連れいただいて、行かれたというふうに伺っておるところでありますけれど、その中で、このばんびの入所の施設の位置づけ、それから現在の入所状況、それから入所される子どもさんの特性、こういうことも含めまして、今の現時点で、園庭につきましてこれを駐車場を今潰して園庭にせよというご質問でございますが、それを園庭にするという考え方は現時点で考えておりません。

**○議長（岡本公秀君）**

櫻井議員。

**○18番（櫻井清蔵君登壇）**

ゼロ・1・2やでもう中で遊んでおれという認識やと、そんなことはないですよ。私の次男坊の孫が今1歳半ですよ、滑り台を滑りますよ。だから、子どもたちは屋外での生活もさせなあかんでしたんですよ、これが本来のことですよ。私も近くのなかよし公園ってあるんですけども、そこも子どもらがよく来ませ。ちっちゃい子が、楽しい遊びのために私らは一生懸命、うちの町内の人らと草を刈ってまんのやがな。

だから、あなたのおっしゃるのやと、ゼロ・1・2やで、そんなもんは屋内で遊ばせておけばいいんだという感覚やな、分かりました。

ところで、あそこのばんびのトイレですけれども、トイレが悪くなったのはいつ頃でしたかな。その報告は来ていませんか、2か所が悪くなっておるんですよ。多目的トイレと園児用のトイレが1か所。トイレは毎日することですけども、それはご存じかな、なぜこれを直さんの。あなたは今までにあっちゃこっちゃ直して8億1,500万直してきたと。服部さんの答弁のときは703か所、2億5,000万投入してきましたというような答弁をやっていますよ。

トイレはすぐ直したれよさ、毎日使うもんやから。そんなふうに何千万もかかりませんよ、それはご存じかな、市長、報告もないかな。

**○議長（岡本公秀君）**

高宮子ども未来部長。

**○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）**

待機児童館ばんびにおきましては、議員がご指摘のようにトイレの故障が現在ございます。多目的トイレは、使用可能ではございますけれども、流れが悪いという不具合が生じております。また、大人用のトイレの水が流れず、使用できない状況ということを知っております。

このような状況により、職員の方々には不便をおかけしておりますけれども、現在は施設内のほかの使用可能なトイレを利用させていただいているところです。修繕につきましては、他の施設や施設内等の優先順位を勘案しながら計画的には実施しているところではございますので、トイレにつきましても、修繕方法等を確認して検討してまいりたいと考えております。

**○議長（岡本公秀君）**

櫻井議員。

**○18番（櫻井清蔵君登壇）**

順番に行くでトイレは後回しでええやないかと、便所は毎日使うものですよ、お世話になるどころです。わしのところにもこの貼紙がしてありますわ、お世話になりますって。

やで、順次やるということやで今はあれだけけど、そのぐらいの報告は市長のほうへ上げるべきや、金をつけてくれと。

そんなこと、だからあなたはもっと市内全部を回ってみなさいと私は常日頃言うておるんや。取りあえず早く直してやってください、市長。

それで、次へ行きたい。

市長も4期目ですけども、伊藤君もこれを質問されたけれども、櫻木君もされた。本予算で10%の削減を目指して予算編成をやったというけれども、これはあくまでやっぱり任期を過ぎてから、選挙が終わってから、また仮に当選した場合にこの本予算を組むべきだと私は思うけれども、なぜこういうふうな指示を市長として出したのや、市長として、自分の任期は1月の19日と決まった中でこういうような指示を出すということは。まあ、答弁では前回4期目のときもそうやったから、そのようにしましたという答弁でしたやろう。

そうだけど、あなたは3期12年というマニフェスト、平成21年に市長になって4期目をやって、4期16年やって5期目をやったら5期20年になるんやに。あくまでもマニフェスト違反なんやから、違反しておるとい認識があれば、せめて5期目のときの予算は本予算ではなく、また10%削減というのは市長再選後に指示すべきであったと思うけれども、市長の見解を聞きたい、何で本予算にしたか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

4年に1回そのご質問をいただいておりますが、伊藤議員にも担当部長のほうからご答弁をさせていただきましてけれど、この令和7年度当初予算を本予算としたことの見解であります。過去3回の市長改選時の予算編成についても、本予算の編成を行ってまいりました。その理由は、第2次総合計画の最終年度としてこれまで進めてきた様々な施策の、これは最終年度ということでございますので、主要事業・標準事業ともに計画性を持って、議会のご理解もいただきながら全庁的に展開した経過もございますので、行政の継続性を確保した形での予算編成を行ってまいったということでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

行政の継続性というのは当たり前ですよ、総合計画を組んでおるんやから。総合計画を組んでどなたが市長になってもその総合計画に基づいて亀山市は動いていくんですよ。

だけど、市長自身、市長の任期は4年なんですよ、市長の改選は4年ごとにあるわけですよ、市長が代われば制度の在り方も変わるんですよ。それをあなたはマニフェストを逸脱して、5期、20年目を目指しておるんですよ、あなたは。それは行政の継続性と違うんですよ、総合計画とあなたの任期満了とは全く関係ないの。

そういうような認識があれば当然2024の骨太方針、10%カットの方針を指示するとか、そ

んな認識がないから方針をあなたが出すんですよ、各部局に。だから各議員が職員の、これは市民の皆さんの要望は10%カットされたら達せられないのと違うかという、心配で各議員が質問をしておるんですよ、そうでしょう。

最初に、あなたが平成21年に就任したときに、庁舎建設凍結を打ち出しておったと思う。これは次世代に借金を残すから庁舎は凍結して今の庁舎でいきますよと言った。言うのに、4期目のときに新庁舎を建てますと、95億になりますと。

服部さんも伊藤君も、各議員が聞きましたよ。亀山駅前で作ったら今95億を試算したけれどもそれ以上の金がかかる、金がないところやでもっと考えなあかんやないかという中で質問しておるわけですよ。それをあなたは真摯に受けておりますかな、その質問を、答弁聞いておるとのりくらしと、いつものように肝腎なことには答えんと。

そんなら、最後に聞きますよ。

任期満了に伴うことで総合計画がある、これは理解します。だけど、自分の任期は1月の19日やと令和7年、なぜ骨格予算として、マニフェストに違反しておるけれども私はもう少し、やり残したということで予算編成を6月、3月は骨格予算にして6月という形で十分精査した中で、6月に本予算を上げてくるのが本来の姿やないかと思う。

あなたが亀山市長櫻井義之さんとして、マニフェストには違反したけれども、いや、もうちょっと私みたいなやという思いがあったらそれをすべきやないですか、5期目については。4期目はまだ私も目をつむる。3期12年で終わると思ったら4期目に出てきた。だけど、5期目となるとこれは目をつぶっておるわけにはいかん。5期目へ出るんやったら、あくまでも3月は骨格予算、そして6月に再度市民の皆さんから負託を受けたときに、6月に本予算を組んで10%削減をした骨太方針を完結して、市民の安心・安全なまちづくりに寄与するという姿勢があれば、そういうような姿勢で臨むなら私もこんな質問をせんでもええと思う。いかがかな、ちょっと簡潔に頼みますわ、あと6分ですさかい。

#### ○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

まず、おっしゃるように総合計画の計画期間と市長の任期とはこれは関係ございません。ぴたっとはまるということはありません、それはそのとおりでございますので、したがって、行政計画に基づく行政が、やっぱりこれは議会の議決も経て基本構想・基本計画が動いておりますので、それは大きくぶれることはないという中で行政の継続性が担保されておると、こう考えておるところであります。過去3回の改選時におけますその判断はそのような判断でございます。

今回も同様でございます、議員何人もマニフェストに違反してという表現をされておりますけれど、それと今回のいわゆる本予算か骨格予算かということについては全く関係がないことでございます。

あわせて、財政構造改革にも触れておられましたが、財政構造改革、骨太方針を本年5月に提出をさせていただきました。いわゆる改選期を挟んで、それはいかがかというご指摘でありますけれど、しかし、本市がここ二、三年の様々な環境変化の中で、行財政において厳しい状況を突破していくためには、既に本年度中から6年間、集中期間3年間、これをやっぱりしっかりやり遂げる先

にこそこの本市の持続可能なそういうまちが動いていくと、こういう判断の下に今年度頭からスタートさせていただいておるものでございますので、いわゆる市長任期と総合計画との関係については関係がございません。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議長ももうちょっとちゃんと整理してくれ。

何せ、総合計画と市長任期は関係ないということもはっきりした。だけど、やっぱりマニフェストには違反しておると思う。

もう4分ですので、コストコの件も出てきました。令和8年開業ということでしたな。何やらいろいろ伊藤君も聞いてもうて、1か月に2回かな、今までに9月から20回協議しておると、いまだに山もめくっていない、買収もできていない。それで、あなたはこれに新聞に書いてある、中日、伊勢新聞のほう、いろいろ努力してとこうやっておるけれども。なぜそんならあの進入道路をですな、3,900万かかっておるんですけど、コストコが来んだときに、あの3,900万の責任は、再任されようがされまいがあなたの責任やと思う。これは単費ですからな。コストコが来んだときに、令和8年の例えば年度末であっても、コストコが来ればええ。来んだ場合はこの3,900万は、なぜこんな先行投資をしたんや。

私も都市計画審議会におった。唯一、私は反対した。商工区域にするときに、ほかの委員の方はみんな賛成されたけど。

そんなことで手順を踏んできた中で、3,900万のこれは投資や、これは先行投資だと思うけど、それを認めてもらえますか。先行投資であったということが、イエスカノーですか。もう2分しかないもんで、市長。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、この工業団地に隣接するエリアへのいわゆる市道の白木線の右折レーンの設置については、当然産業政策上極めて本市にとりまして必要であるということの中で判断をさせていただきました。

また、その設置時期について、いわゆるコストコ早期開業に向けた協力を行うために、設置後直ちに土地造成に取りかかれるように、工事期間中の交通対策、これも問われておりましたので判断をさせていただいたものでございます。

したがいまして、これらの企業立地を進めていくという視点から、先行して道路改良を行わせていただいたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうしたら先行投資ですよ。

これは6月の24日ですよ、NHK、遅れについて、コストコ側は、物価高の影響で当初の建設コスト算出に合わなくなったと説明しているとのこと。また、開発予定地については地権者か

ら同意を得ているものの売買に至っておらず、着工時期についてははっきりしていないとのことで、すというように、まあ努力すると。

そうやでまだ何もコストコと、協議はするけれども、当初、あれは衆議院議員になっておられるけれども、鈴木英敬知事とあなたとトップセールスと言いましたな。そうして決めてきたと、やいやい、コストコが来るぞ、コストコが来るぞって思わせぶりなことをやっておいて、結局は令和8年には開業しませんのやな、これははっきり。

これはできないと思う、物理的に、山の木は立っている、買収はできておらん、そういうような中できっちりやっていただきたいと思います。

では最後に、教育委員会にちょっと聞かせていただきたい。

**○議長（岡本公秀君）**

申し上げます。もう時間切れでございます。

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時40分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

**○議長（岡本公秀君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 豊田恵理議員。

**○10番（豊田恵理君登壇）**

それでは、通告に従い質問していきます。

まず、大きく3項目ありますけれども、順番に聞いていきます。

最初に、新庁舎についてですが、この12月議会では質問が多く集中しており、答弁も出ておりますので重なる部分は省きながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず最初に現状ですけれども、先日から答弁ございましたので、取りあえず計画どおりに順調に進んでいるのか、予定どおりに令和12年度完成できるのかということの確認と、あと新庁舎整備基本計画のスケジュールについての中に、基本計画の策定後には建設地の決定、そして基本設計、そして実施設計と順次記述されておりますので、その具体的な建設地の決定、それから基本設計、実施設計はいつ頃を考えているのか、こちらのほうをまず聞きたいと思っております。

**○議長（岡本公秀君）**

10番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

**○総務財政部長（原田和伸君登壇）**

新庁舎の整備事業の進捗状況につきましては、これまでのご答弁と重なる部分もあるかもしれませんが、現在、新庁舎整備や廃棄物処理施設の更新、学校施設等の長寿命化といった大規模施設整備が市の財政に大きな影響を与えますので、今まさに施設の状況や利用状況等も勘案しながら、整備スケジュール等について庁内で検討を進めているところでございます。

そういった中でございますが、計画そのものにつきましては、基本計画の計画は現時点では変更

をいたしておりませんでして、現在の基本計画の計画では、本年度と来年度で用地取得、令和8年度から2か年で基本設計及び実施設計、10年度から2か年で建設工事で、令和12年度の新庁舎開庁を目指す計画でございます。これは整備基本計画上の計画でございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

では、次の質問に移ります。

庁舎機能が集中型か分散型かということを知りたいと思っておりましたが、先ほど答弁ございましたので、建設における事業手法について、こちらも計画の中で明確にはされておりましたので、これの現在の考え方について教えていただきたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎整備に係る事業手法についてでございますが、設計、建設、維持管理等を行政が分離発注する、これは従来方式でございますが、に限らず、民間ノウハウの活用や財政負担低減等の観点から、PFI方式など多様な事業手法を検討する必要があると考えておりますし、これにつきましても、基本計画にも掲げております。

さらには、亀山駅周辺エリアにおける新たな市街地再開発事業において、新庁舎を整備する手法、これは先日もご提案もございましたが、具体的にはまだ検討までは行っておりませんが、そういったことも方法としてはあるかなというふうには考えているところではございますが、ただ、それぞれメリット、デメリットがございますので、民間ノウハウの活用、財政負担の平準化、地域経済の活性化への寄与といった視点から比較を行いつつ、事業進捗に合わせて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

私のほうは、もう随分前から庁舎の建て替えについては早くするべきだと考えてきました。私が議員になった当時も、リーマンショックやシャープの動向の影響を受けて市の財政がどんどん厳しくなり、当時から庁舎の老朽化は著しく、現在も空調の故障や様々な部分で機能に支障があったり、維持管理費が増大しているような状況です。また、防災面でも壁の耐震補強はしてあるものの、この庁舎自体が大規模地震に耐え得るとは到底思えないと私は感じております。

その上、庁舎建設を凍結している間に随分物価が高騰しましたが、この建設費の高騰については今後どうなると市はお考えでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

これまでご答弁申し上げておりますとおり、今まさに新庁舎整備のスケジュール等につきまして庁内で検討を進めているところでございますので、その結果を基に判断してまいりたいと考えてお

りますが、そういった前提の下でございますが、以前から建設資材や労務費の高騰により建設コストが上昇しておりますことは承知をいたしております。

そうしたことから、整備計画を具体化する設計の過程で、改めて整備費用を縮減する検討を行うとともに、特定財源の確保に努め、財政的負担の低減を図ってまいりたいと考えておりますが、これは先ほど申しあげましたように、民間ノウハウの活用やPFI方式など、従来方式にとらわれず整備手法を検討して、そういったことによりまして大きく縮減できる可能性もあるものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

新庁舎の建設については、市民の皆さんからも様々な意見をいただいております。建て替えなど必要ないという方もいらっしゃるが、95億もする大層なものでなく、もっとシンプルなものでもいいという方もいらっしゃいますし、財政に苦しい今じゃなくてもいいんじゃないかという方もいれば、すぐに建て替えるべきだという方も、たくさんいろんな意見をいただいています。

つい最近開庁しました香川県の鳴門市、また栃木県の真岡市の担当職員さんは物価高騰前に建てられたことが幸いだったと何度も言うておりました。茨城県のつくばみらい市や先ほどの真岡市は、実際に東日本大震災を経験し、災害時に庁舎が使える状況ではなかったことに危機感を持って、早急に建て替えに着手をしております。そういうじかの声や姿を見ながら、亀山市でもやはり新庁舎建設というのは優先順位がとても高いというふうに私は思っているので、できれば順調に進んでほしいと思っております。

それでは、次の質問項目に移りますが、先日から新庁舎の位置についての議論が続いております。亀山市で最も想定され、対策が必要な災害は、集中豪雨による浸水・洪水被害だと思います。

答弁では、現在鈴鹿川水系河川整備計画が策定されており、49災と同規模の洪水に対応できるよう整備するため、堤防のかさ上げ、河床の掘り下げ、日常の樹木伐採など、国・県・市が一体となって進めていくということを先日からの答弁でお聞きをいたしました。

一方で、新庁舎の機能としての浸水対策、こちらはどうなっているのかを答弁お願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

現在、新庁舎の建設予定エリアとして想定している亀山駅周辺につきましては、先日来からもご質問もございましたが、風水害ハザードマップにおきまして、一部地域が浸水想定区域ということになっております。そういった中、市だけではなく先ほどご紹介もいただきました国等におきましても様々な対策を講じているところではございますが、しかしながら、万全の対策をするというのは当然必要でございますので、そういった設計段階におきましても対策は必要かと思っております。

具体的にということでございますが、設計段階等におきまして、民間事業者の技術提案も受けながら、防災拠点として万全な安全性の確保が必要というふうに考えておりますし、一般的に考えられる浸水対策といたしましては、建設用地のかさ上げにより建物の出入口を浸水想定レベルより高

くすることや、庁舎へのアクセス道路を確保するため、周辺道路の浸水防止対策を検討することが考えられます。

さらには、防災関係諸室や非常用発電施設、機械室など庁舎の機能を維持する上で必要不可欠な諸室や設備は浸水の影響を受けない階層に設置するなどの対応が考えられるところがございます。

いずれにいたしましても、今後決定いたします建設場所の具体的な場所によりまして、その対策も変わってこようかと考えておりますので、立地条件も勘案し、専門的見地からの意見を踏まえ対策を講じることにより、防災拠点としての安全性をしっかりと確保してまいりたいと考えております。

#### ○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

#### ○10番（豊田恵理君登壇）

今月の1日に私、栃木県の真岡市の新庁舎を視察してまいりました。真岡市の新庁舎は、令和2年完成、供用が開始されており、亀山市の新庁舎建設基本計画の中でも比較対象施設の事例に挙がっております。

資料1をご覧ください。

こちらは、隣にある複合交流施設の屋上から真岡市新庁舎を撮影したものです。写真の駐車場部分には旧庁舎がありましたが、東日本大震災が発生したとき、昭和32年に建設された旧真岡庁舎は震度6.5で天井が落下するなどの被害があつて、外にテントを張って災害対策本部としたそうです。

そして、新庁舎の建っている土地は以前、栃木県の芳賀庁舎があつた場所で、県と市の間で公有地の交換をしようということになってその場所に決定したそうです。ですので、用地買収はほとんどなかったということでした。

当時、市内には候補地が8か所あつたそうですが、検討委員会で防災上の課題や上下水道の有無、公共交通アクセス、財政状況などを総合的に判断して、この場所に決定しています。

この5階建ての庁舎は、物価高騰前で工事費・解体費が76.2億円、これには庁舎基金45億円や合併特例債を使用したと聞いております。そして、写真にもあるようにすぐ横に五行川が流れておりまして、五行川が流れておりまして、これが氾濫するらしくて、真岡市役所は浸水想定区域内に建てられているため、様々な浸水対策が行われておりました。

次に、資料2をご覧ください。

1階の写真です。利用者に分かりやすいよう、広いフロアを全面的に使って、窓口に10課が並んで、1日当たり800人ほどが利用しているそうです。

次に、資料3のほうをご覧ください。

こちらは新庁舎のパフレットから抜粋したもので、省エネに配慮した災害に強い庁舎と銘打っております。浸水区域であることを考慮して1メートルのかさ上げをした1階には先ほどの市民サービス機能、そして2階に災害対応を行う課がそろっており、災害時には対応するFM局もここにあるそうです。

3階は管理部門を配置し、災害対策室となる会議室や非常用発電となるコンセント、電話なども配備しています。

4階は大会議室として使用できるようになっており、夜間と土・日は一般への貸出しも行ってい

ると聞きました。そして、5階最上階は電気室や非常用発電機、災害時の電源確保のための太陽光パネルが設置されております。

また、免震構造を採用しており、地下では雨水の貯留槽を造り、雨水トイレでトイレを使用できるようにし緊急用水槽も設置しているということでした。

最後に、この特徴的な形の庁舎は写真のように1階を広く取り、2階以上をコンパクトにすることで、1階の屋根部分が広い青空スペースになっております。そこへは広いスペースのある階段とスロープがあり、浸水時に外から上がることもできますし、ふだんは青空テラス部分で市民や職員の昼食スペースとなり、その左手前の部分が市民プラザなんですけれども、そこではイベントを開催したり、災害時は支援作業スペースとなると聞いております。

ちょっと長くなったんですけども、このように浸水想定区域であるからこそその工夫が真岡市の新庁舎にはあちこち見られましたので、ぜひ参考にしてほしいと思ひまして紹介させていただきました。

次に、災害時中の職場環境への対応について、どのように考えているのか。大規模災害に限らず、警報が出たときは少なからず職員が庁舎において様々な対応を行い、時には泊まりがけで対応に当たっています。そういった災害時の職場環境を新庁舎ではどのようにしていこうと考えているかの答弁をお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

災害対応に当たる職員の職場環境についてでございますが、災害対応につきましては、風水害や地震災害などで対応が長期化する自然災害の発生も危惧され、職員が継続的に災害対策業務に当たるためにやむを得ず長期間庁舎に滞在することも想定されるところでございますし、近年でありましても、数日間、庁舎で災害対策本部業務に当たるといったこともございます。

そうしたケースに備え、新庁舎には職員の休憩場所のほか、仮眠室や男女別シャワーなど必要な設備の整備を検討してまいりたいと考えております。現在の庁舎におきましては十分なそういった場所がございますので、そこら辺についてももしっかり検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

最後に、災害時の駐車場の在り方について伺います。

能登半島地震のときに、災害ボランティアの関係で石川県の七尾市役所に寄ったことがあります。震災からまだ1か月もたっていなかったのに、役所前の駐車場には自衛隊や県外の給水車など支援に当たる車がいっぱいでした。インフラ機能が停止するほど、大規模災害時はこのように市外・県外から多くの救援者が集まることが想定されますが、現庁舎でも手狭で困っている状況の亀山庁舎でございますけれども、新庁舎における災害時の駐車場の在り方について、市はどのように考えているのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

災害時における駐車場の在り方でございますが、新庁舎における災害対応スペースの確保といたしましては支援に来ていただく関係機関もあると想定されますので、そういった機関の支援活動を行える屋外スペースの確保などを検討する必要があります。

新庁舎において整備する駐車場スペースにつきましても、これは当然一定の面積も必要かと存じますが、災害時においては、必要によりそうした活用も可能となるように検討したいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

まだまだ基本計画の段階ですので具体的なことは聞けないんですけれども、新庁舎については本当に多くの意見や議論があります。社会の変化に伴い庁舎の在り方も変わってきておりますが、それでも、まちの中心であったり防災など生活を守る拠点であって、また、まちをつくるにぎわいの拠点であることには変わりございません。だからこそ、様々な意見を出し合い、よりよいものにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、次の項目に移りたいと思います。

亀山市では立地適正化計画等において、3つの駅を中心とした居住誘導区域を設定しており、そのうち一つである亀山駅を特にまちの中心として捉えているものと思いますが、この亀山駅周辺地域を今後どのようにしていくのか。今回はこのJR亀山駅周辺整備事業について伺ってみたいと思います。

まず、現状について答弁をお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

再開発事業完了後の現状につきましては、亀山駅前エリアの核となります施設であります図書館につきましては、令和5年1月の開館後、今年の10月で50万人目の来館者を迎えることができ、駅前広場には駅利用者など多くの方々が集う場所となっております。また、令和6年度現在におきましては、御幸地区の居住人口は増加しており、駅前のにぎわいづくりに大きな変化があったものと考えております。

また一方、再開発ビルに設置いたしました3区画の商業テナントの入居につきましては現時点においても決定していない状況ではありますが、現在、テナント所有者を中心に不動産業者や交通事業者等とも協力してテナント誘致に努めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

主に第2ブロックにおける整備の関係の現状を伝えていただきました。

では、第2ブロック以外についてはどうなっているのか、また今後についてはどのようにお考え

があるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

2ブロック以外については、亀山駅周辺市街地総合再生基本計画で策定いたしました土地利用の方針に基づきまして、亀山駅周辺まちづくり協議会と連携して、今後も計画の推進を図ってまいりたいと考えております。

その進め方でございますが、駅西側に当たります1ブロックは図書館の駐車場や駅利用者の駐輪場が整備されたところではございますが、来訪者のための交通機能を担う来訪者サービスゾーンとして位置づけていることから、集約的な駐車場整備の検討、また駅の東側に当たります優良建築物を整備いたしました3・4ブロックにつきましましては、駅前通りのにぎわいや新たな居住者の受入れを担うまちなか居住ゾーンとして位置づけておりまして、居住人口の増加により空地の駐車場利用が増えている状況ではございますが、未利用地の活用をした共同住宅等のさらなる整備の検討をしつつ、居住人口の増加によるにぎわいづくりに向けて意見交換を進めているところでございます。

しかしながら、今年3月に公表の新庁舎建設予定地が亀山駅周辺に選定されたことを受け、具体的な建設場所が決定していないことから、協議会としてはその動向を見定めている状況ではございますが、ブロックごとに具体的な検討を並行して進めている状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

答弁にもありましたように、新庁舎が駅前周辺地域とされたことによる影響が確かに大きいなど思っております。だからこそ、これからのまちづくりであったり、にぎわいづくりのための方向づけが大変重要になってくると思いますので、そこで質問に移るんですけども、亀山市は、J R 亀山駅周辺整備事業を行うに当たり、魅力とにぎわいある玄関口の再生へとうたっています。

確かに図書館の利用数が50万人を超えるなど、図書館利用という意味、そして居住者がこの地区ではどんどん増えているというふうな今答弁もございましたけれども、駅前周辺のにぎわいという意味で見ると、これはにぎわっているというのか、駅前を利用する人や通勤・通学の人は歩いていきますし、整備された風景もきれいになりました。しかしながら、そのにぎわい、それ以外あまり見たくも変わらず、駅前には幾つか店舗はあるものの、以前よりも数が少なくなり、にぎわいの再生というにはちょっと違う気がします。このにぎわいという意味なんですけど、そもそも亀山市の考えるにぎわいの再生、これはどういったものなのか、具体的にどのようにしたいのか。この件について答弁をお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

亀山駅周辺エリアは、亀山市の玄関口であるJ R 亀山駅を中心に、駅前広場から県道等の幹線道路の起点となっております。公共交通の結節点として、市内外からの来訪がしやすく、また公共公益施設及び商業施設、文化施設などの市街地としての都市機能が集積している地域でございます。

このことから、現行の亀山市都市マスタープランでは、都市の価値と魅力の向上を目指しまして、都市づくりの戦略方針に基づいて、JR亀山駅周辺を亀山駅周辺まちづくりエリアとして位置づけ、にぎわいや回遊性の向上を図っていくこととしております。道路幅員の拡幅、休憩スペースの確保、低未利用地を活用した施設の誘導など駅前、文化施設、商業施設の各ゾーンをつながりやすくすることによりまして都市の再生を行い、車中心から、歩行や公共交通機関を中心としたまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

今の答弁で、まさににぎわいのときに、私は回遊性というか人が歩いている、動いているというのがにぎわいなのかなというふうに思ったので、そこら辺がちょっと違うのかなと私は思ったんですけどもね。そもそも、人のにぎわいというのは、人が集まらなければできませんし、しかし、何もなければ人が集まりませんよね。本来であれば、この整備事業が行われたことによって人が集まり、いろんな店舗が道に貼り付いて、そしてまたそれによってにぎわいが生まれるといういいサイクルができるべきだと思うんですけども、人が集まる仕組みづくり、これについてはどのようにお考えでしょうか。

今ちょっと答弁があったかもしれませんが、やはり歩いたり、交通機関が活発に動いているというのが、そういう仕組みをつくっていかなくちゃいけないと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

議員ご指摘のとおり、駅前周辺だけを見ると非常にまだ店舗も少なく、以前よりも人の動きはあるものの、にぎわいづくりには少し及んでいないような状況だというふうに考えております。

しかしながら、やはりポテンシャル自体は、亀山駅前是非常に高いものがございますので、今後そのような部分を生かして誘致等も進めていきたいというふうに考えております。

人が集まる仕組みづくりでございますが、人が集まる仕組みづくりにつきましては、図書館、文化会館、商業施設などの活用・強化や公共交通の充実、大規模イベントの開催など、にぎわいづくりに向けていろいろな方法と、また各部署との連携を図りながら総合的に取り組んでいくべきものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

私、にぎわいをつくるという意味では亀山駅周辺を中心として新庁舎をそこに持ってくることは理解できると思っております。新庁舎を駅前周辺地域に持ってくることで、それを一つの拠点として、そこににぎわいをつくる仕掛けをつくることこそ、もう今から本当に考えていかなければならない大きな課題だと思っております。それがまた、いまだできていないと思いますので、これについてはしっかり取り組んでいただきたいと言い残して、次の質問に移りたいと思います。

地域公共交通についてです。

これまで、新庁舎や駅前について議論をしてきましたが、これらはまちのにぎわいの拠点としての機能を持つべきものです。そして、そこへ行くための手段として、ネットワークとしての公共交通の重要性が見えてくると思うのですが、実際はなかなかその重要性は見えにくいものとなっております。これも社会や生活の変化による影響を大きく受けていると思いますが、車社会となった今、私も含め誰もがちょっとした距離でも車を使うようになりました。歩くのが疲れるから、寒いから、荷が重いから、自由で気楽だからと色々な理由ですぐに車を使ってしまふ。そうなると、車があるからバスなんて要らない、また税金を使って空っぽのバスを走らせるなんてもったいないという意見も出てきております。

しかし、もし何らかの理由でこの車が使えなくなったら。公共交通はまさに病院と同じで、困ったときになくてはならない重要な要素だと思っております。とはいえ、目的もなくバスや電車に乗るという行動に結びつけるのはなかなか難しい。だからこそ、これからの時代は、バスや電車などの地域公共交通を持続するために、行政だけでなく一人一人の努力も必要であると私は思っております。

そこで今回は公共交通を今後も持続させるための、また活用につなげるためのまちづくり、つまりおでかけをつくり出すまちづくりについて議論をしていきたいと思っております。

まず最初に、亀山市の目指す地域公共交通はどんなものかを知るために、亀山市の地域公共交通の目標を確認します。

**○議長（岡本公秀君）**

笠井政策部長。

**○政策部長（笠井武洋君登壇）**

本市は、総合計画や都市マスタープラン等と整合を図りながら、令和8年度までを計画期間といたします。亀山市地域公共交通計画を策定いたしております。その計画におきまして、地域公共交通の目標、あるいは基本方針等を位置づけているところでございます。

その目標でございますが、鉄道、バス及びタクシーなど全ての地域公共交通が一体となって機能する公共交通ネットワークを形成し、身近な公共交通を利用して誰もが自由に移動できるまちを目指すことを掲げております。

また、子どもから高齢者まで自由に移動できる利用しやすく分かりやすい地域公共交通の実現をはじめ、鉄道駅を中心に都市拠点を居住地と結ぶまちづくりと連動した地域公共交通ネットワークの形成や、地域の利用者ニーズを踏まえた地域公共交通の最適化による効率的で効果的な交通サービスの提供など、5つの基本方針を位置づけ、関連する施策や実施事業を体系的に整理いたしております。

**○議長（岡本公秀君）**

豊田議員。

**○10番（豊田恵理君登壇）**

全ての公共交通機関が機能して誰もが自由に移動できるまち、本当にそれが理想だと思います。その目標を達成するための課題というのは何でしょうか。

**○議長（岡本公秀君）**

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

地域公共交通の主な課題でございますが、まず1つ目といたしましては、本市は行政面積が広く、山間部や坂道が多い地形的制約もございまして、さらには集落も地域に点在しておりますので、議員もお触れいただきましたが、自家用自動車の保有台数が県下でも多く、また高齢者の運転免許証返納件数も増加傾向にないため、マイカー依存が強い地域性があり、自動車から公共交通へとシフトが進みづらい状況にあるということが上げられようかと思えます。

2つ目といたしましては、地域公共交通は利用者ニーズに合わせた輸送サービスの提供が求められますが、地域や利用者によって、利用目的あるいは利用時間が様々でありまして、効率的な対応が図れていない状況にあることから、新たな手法等も模索しつつ、より効率的・効果的な公共交通ネットワークを検討する必要があることも上げられようかと思えます。

また、3つ目といたしまして、これまでもコミュニティバス等の再編等におきまして、地域との対話も重ねてまいりましたが、地域住民、交通事業者、行政の3者が地域公共交通に関わる仕組みづくりや連携した取組が脆弱であるとともに、非常に時間を要する取組でもございますので、地域公共交通ネットワークの最適化に向けた計画的な進捗が図れず、市民の満足度も向上していないということも上げられると思えます。

このほかにも、交通事業者を含めた地域公共交通を担う持続可能な体制の確保の必要性でありますとか、財政負担が増加をいたしておりますので、それらへの対応といった、こうした様々な課題への対応が求められているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

本当にいつも思うんですけど、市民満足度が公共交通はいつも低くて、もう本当に皆さん必要とは思いつつも満足してもらえない。結構頑張っているほうだと思うんですけども、本当にすごく難しい課題だと思います。

利用者であったり、利用していない市民の方々も、やはりそういう市民満足度をはかるということは、そうやって意見を集めることをしていると思うんですけども、こういった市民や利用者の方、これをどのように声を集めているのかということについてはどうでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

市民のご意向等の把握というご質問かと存じますが、地域公共交通に関する利用者意向の把握につきましては、現行の地域公共交通計画の策定時の令和4年度に実施をいたしましたアンケート調査をはじめといたしまして、地域との意見交換でありますとか、あるいは乗合タクシー利用者アンケートの実施に加えまして、昨年度実施をいたしましたコミュニティバス全路線の乗降調査時におけますヒアリングでありますとか、運行事業者からの聞き取り等によって行っております。

また、本年度は図書館におきまして、学生利用が多い時間帯におけるL o G oフォームを活用した公共交通に関するアンケート調査を実施し、公共交通の利用意向や改善等に関する意見把握を行うなど、利便性向上に向けたニーズや利用状況等の幅広い層からの意見把握に努めているところで

ございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

図書館でのアンケートもしているんですね。

今回、私、将来的な地域公共交通の在り方や考え方を聞きたいと思っています。というのも、最近の傾向として若者の車離れが起こっているそうです。亀山市のような地方ではと思うかもしれませんが、もっとよく見てみると違う形で起こっているようです。

多くの学生が、将来は公共交通の整っているところに移住したいと思っているという話を先日、公共交通の授業・講義で聞きました。その中で、地方に住む学生は、塾や部活、習い事の送迎だけでなく、最近では通学まで送迎や、親と一緒にということもあるが、その送迎されている子どもは自分が将来子どもを持ったら自分は送迎をしたくない、それなら公共交通機関の整っている都会に住むというふうなことを言っている人がいたとそんな話を聞きました。

私も気持ちが分からなくもなく、大学時代、静岡市の真ん中のほうに住んでいましたので、やはりバスや電車がありまして事足りました。卒業してもすぐに車を持つとは全く思わず、その必要自体がまずなかったですし、車を持つととてもお金がかかるということもありました。

何が言いたいかといいますと、公共交通機関の充実はまさに人口減少問題に直結しているということです。ここをおろそかにしては、たとえ移住促進事業を行っても、長期的に見れば人口減少に歯止めはかからないと思うのです。そして、特に大事な視点は、公共交通が高齢者施策だけだと思ったら駄目だということ、むしろこれからは若い世代に向けた取組も同時にしていかなないと実際に今亀山市で鉄道やバスを使っている学生も出ていってしまうという視点を持たなければいけないということです。

亀山市は乗合タクシーを導入したことで公共交通の空白地域を解消したとうたっているものの、実際、乗合タクシーの対象者が限定的であり、学生などの若い世代にとっては空白地域は今も残り続けています。

そこで市長に伺います。まちづくりとしての公共交通についての市長の考え、思いというものはどんなものでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

持続可能なまちをつくっていくという意味では、やはり都市計画と交通計画、特に今ご指摘の地域公共交通が一体的に計画をされて、それが精度を上げていく必要があるというふうに、私もそのように思っております。

前段でお話いただいた新庁舎のお話、それから駅前を軸にした中心的市街地の拠点性の向上、それからにぎわい、こういうものを本当にハードとソフトをしっかりと組み合わせていくということは大事であろうと思っておることと、本市のように少し特徴のある、市域が190平方キロあって、中心市街地があり、副次的な市街地があり、その周辺には非常に個性的なコミュニティが存在をするというこういうまちの構造上、やはりこの中心市街地と周辺、このクラスターをいかにつなげて

いくかという、まさにコンパクト・アンド・ネットワーク、この概念が極めて大事だというのが本市の都市計画の根本にある考え方であります。何とか、それを1つずつ物にしていきたい。これは一朝一夕にはいきませんが、百年の大計というところとちょっと長いですけど、まちづくりとしてしっかりそういうものを高めていく努力を重ねるということではないかと思っております。

その中で地域公共交通なんですけど、幾つかご指摘をいただきました。うちの課題も今5つほど部長のほうから答弁をいたしました。それから、これも触れていただいたシニアの皆さんの福祉的な要素だけではなくて、やはり将来を見据えた、本当に学生であったり、若い皆さんもそうなんですけど、そのニーズの変化とかシーズについても対応する必要があるというふうに思っております。

実は、先般、これも議員おっしゃって、くしくも亀山市、この地域公共交通政策等々、まあ頑張っておるんですけど、なかなか市民の皆さんの満足度が低いと、これも本当に感じておるんですけど、先般も中部運輸局の皆さんと地域公共交通についての議論を市役所でさせていただいたんですけど、本当に亀山市は比較的そういう意味ではいろんなものが努力を重ねていただいておりますという評価をいただいたんですけど、今後の在り方についてさらに高めていきたいと思っております。

それから、先般、南部地区でキラリまちづくりトークの中で、まさにこののりかめのお話が出ました。亀山市全体でもそうなんですけど、のりかめを最高にお使いいただく方というのは、年間、昨年度で85回お使いいただく方が南部地区にもお見えでございます。病院まで通われる、あるいはエコーへ買物に行かれる、そういうことで、本当に使ってみえる方でも、その85回にしましても、今日も今回の議会でも議論はありましたけれど、やはりタクシー料金といわゆるのりかめの料金の間には本当に、3分の1ぐらいでこれが利用できるという、7割ぐらいは税金でサポートしておるという仕組みが、多分利用されて実感されている方は分かっていたいただいておりますが、それ以外の皆さんに本当にしっかり伝わっていないことを改めて感じさせていただきました。

したがって、地域公共交通政策は、今後におきましても極めて重要な本市の政策領域の一つと認識をいたしておりますが、現在、課題は多いですけど、それらがうまく組み合わせられて展開できるように、財源のこともありますが、そこを考えていくことが大事であろうというふうに考えているところでございます。

#### ○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

#### ○10番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

市の考え方が聞きたかったので、本当にそれは議論をしたいと思っておりますし、いいんですけども、やっぱり行政だけでなく、使う人、使っていない人、そして事業者、3者による仕組みづくりというのが本当に亀山市のほうでは脆弱だという答弁を今いただきましたけれども、そこを何とか強くしていく。そして、公共交通をどうやって使っていくかですけれども、やはりその目標、公共交通を使おうと思う何かがないと使いませんよね。私もそうなんですけれども、だけど、やっぱりそれをつくっていく、そのまちをつくっていくという意味でもその拠点をつくる、今回新庁舎ができますし、文化会館もそうですし、歴博でもいいんですけど、いろんなところを拠点をつくって、そこにバス停があって、じゃあバスを使おうかなという気持ちになるようなまちづくりをぜひしていただきたい、そのように思っております。

そして、私が言いたいのは、公共交通は本当にまちづくりに直結しているということ。そして、将来のまちが持続可能性を考えながら公共交通に関して、交通弱者である学生の意見をもっと吸い上げる仕組み、これもつくってほしい。今回の図書館での高校生のアンケート、これはとてもいいことだと思いますが、先日も質問にもございましたけど、総合計画の作成に当たり、この部分にもぜひ公共交通のことについても、学生さん、若い人にも触れていただきたいと思います。

あと、最も地域公共交通で大事な場所であると思いますけれども、地域公共交通会議、ここにも高校生が参加できる仕組みづくり、こういったのもやっぱりもう考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

そして最後に、今回議論した新庁舎、そして駅前の周辺のにぎわい、ここには絶対に公共交通の視点を入れてしっかり取り入れてもらいたい。そして、公共交通を利用したくなるようなにぎわいをつくり出すようなまちづくりをしてほしいということ意見を申し上げまして、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（岡本公秀君）**

10番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時46分 休憩）

---

（午後 1時56分 再開）

**○議長（岡本公秀君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 高島 真議員。

**○8番（高島 真君登壇）**

こんにちは、高島でございます。

本日は最後ということで、執行部のほうから早う終われという圧がひどいんですけど、端的にご回答いただければ帰っていきますので、よろしくお願いします。

本日は、工業団地について、新庁舎整備について、通学路について、市の所有地の管理について、鈴鹿亀山道路についてを聞きます。その中で、通学路と鈴鹿亀山道路のほうはもう一緒に聞かせていただきますので、議長にも許可は取りましたので、よろしくお願いします。

では、早速工業団地について聞きます。

工業団地、関テクノヒルズというんですか、僕らは工業団地としかよう言わないんですけども、今の現状、ほとんど区画がなくなっておると思うんですが、現状についてお伺いをしたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

8番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

**○産業環境部長（富田真左哉君登壇）**

本市では、平成15年5月に亀山・関テクノヒルズ第1期工事を終えて以降、シャープ株式会社や凸版印刷株式会社、ユーテック株式会社をはじめ、これまで約20年間で25社、令和になって

からは12社が操業するなど、多種多様な産業集積に努めてまいりました。中でも、平成30年3月に完成しました第5期の10区画につきましては、本市の地理的優位性や産業振興奨励制度を積極的にPRしながら企業誘致に努めてまいりました結果、竣工後僅か4年での早期完売となりました。

現在、亀山・関テクノヒルズの残る区画もあと僅かとなっておりますことから、この地域に隣接する亀山インターチェンジ周辺での新たな産業団地の確保や水の安定供給のためのインフラ整備の検討を開始するなど、新たな局面を迎えているところでございます。

今後につきましても、安定した歳入確保、雇用の創出、地域経済の活性化という側面から、さらなる企業誘致への取組が重要であると認識しております。

○議長（岡本公秀君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

新しいところも造っているということ、入っておるといことも聞きました。

この20年間で25社操業したということ先ほど聞きましたけれども、企業誘致によってどのような成果があったのか、税収面とかいろいろあったと思うんですが、その辺のことをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

これまでの企業誘致の成果につきまして、数字で答弁させていただきますと、国勢調査による人口比較では、合併前の旧亀山市と旧関町を合わせた平成12年の人口が4万6,606人に対しまして、最新のデータである令和2年は4万9,835人と約3,000人増加しております。

また、工業統計調査及び経済構造実態調査によりますと、製造品出荷額は、平成15年の3,451億円に対しまして、令和5年には1兆420億円となり、3倍を超える増加と堅調に推移しております。

さらに、製造業従業員につきましても、平成15年の7,669人に対しまして、令和5年には1万2,046人となり、約4,400人、57.1%の増となっております。

このことから、企業誘致により様々な社会経済情勢が厳しい中でも、地域活性化及び雇用の場の確保につながっておりますし、中長期的に見ましても、まちの拡大・成長にも大きく貢献できたと考えております。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

税収面につきまして、私のほうからご答弁を申し上げます。

亀山・関テクノヒルズのうち、5期の完成が先ほども産業環境部長からもございましたが、平成29年度以降といたしまして、操業を開始した13社の事業者につきまして、平成29年度から令和6年度までの8年間における税収の合計額を例に取ってご紹介させていただきますと、約4億5,300万円となっております。

税目の内訳といたしましては、法人市民税が2,500万円、固定資産税が3億9,000万円、都市計画税が3,800万円となっております。

また、事業所における従業員数につきましても、平成29年度は162人のところ、令和6年度には313人と増加しております。企業誘致に伴いまして、法人市民税、それと固定資産税の増収のみならず、雇用の拡大により個人市民税の増収にもつながっているものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

よく分かりましたというか数字の面では、もうかっているかもうかっていないかといったら市には潤っておると、めっちゃええなと思いますけれども、そうしたら、もうどんどん造っていけという話になってくるんですけれども、新たな産業団地の確保という答弁がいただけましたので、市の計画上の位置づけはどうなっているのかということをお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

新たな産業団地の確保に関する計画上の位置づけでございますが、第2次亀山市総合計画後期基本計画におきまして、多様な産業集積の促進に向け、新たな産業団地の確保に向けた産業インフラの調査を進めることを掲げております。

また、第3次亀山市行財政改革大綱後期実施計画におきましても、新たな産業団地の確保に向けた検討を進めることとしております。

○議長（岡本公秀君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

やっていくんやという方針は聞きました。

新たな産業団地に向けた検討、確保の検討とありますが、どのように取り組んできたのか。また、今後どのように進めていくのかということをお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

これまでの新たな産業団地確保に向けた検討といたしましては、亀山インターチェンジ付近における産業団地の区域拡大の可能性を検討する中で、当該区域に立地する企業の水需要に対応するため、令和3年度に今後の工業用地への水の安定供給に関する調査を実施いたしました。

その結果、北中勢水道を活用するには、新たに受水施設を建設する必要があることから、関係機関との協議も含めて、完成までに約5年から6年程度の期間を必要とすることが見込まれます。

また、概算総事業費につきましては、候補地によって異なりますが、約15億から18億円が必要と見込まれると試算しております。

現在の取組といたしましては、亀山・関テクノヒルズの開発事業者である住友商事株式会社と産業団地の開発の実現に向けて協議を行っているところでございますが、開発に向けましては、民間

ノウハウを活用した事業手法や資金調達、用地買収、道路や水のインフラ整備など、多くの課題がございます。このことから、今後も慎重に検討しつつも、できる限りスピーディーに新産業団地の開発が実現できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

新しいところをつくっていくのにもインフラが必要だということは、重々承知でございます。それが15億か18億かかるというのも分かりました。造成だけして、はい、どうぞというのはただのあれになってしまいますので、インフラをしっかりと、それに付加価値をつけてどんどん呼び込んでもらうということは、行政にとって言葉が適切かどうか分かりませんが、もうかるかもうからないかといったら、そっちのほうがもうかるので、庁舎につき込んでいるよりもこっちにつき込んだほうが僕はいいのかなと思いますので、ぜひ地権者もお見えになるとと思いますので、開発許可の理解が得られ次第どんどん開発をしていって、まず税収を増やすという方向に進んでいってほしいと思います。

次に行きます。

庁舎について、今後の計画・展望についてお伺いします。

この議会にいろいろと庁舎のことについて、各議員からいろんな意見を聞いたのも確かです。それについて皆さんのことは納得しておりますし、あれなんですけれども、今後の展望と計画について一応聞きます。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎整備に係る今後の展望と伺いますか、スケジュールについてのことと存じますが、これまでもご答弁をさせていただいておりますが、現時点におきましては基本計画どおりということとしております。持続可能な行財政運営を進める上で、新庁舎を含む大規模施設の施設整備の方向性や時期については新庁舎、ごみ処理施設、それと学校長寿命化、そういった大規模施設の施設整備の方向性や実施時期について、現在庁内で検討しているところでございまして、その方向性を決定する過程での判断であるものと認識しておりますが、現時点におきましては、基本計画における令和12年度開庁といった計画となっております。

○議長（岡本公秀君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

時期について検討しておるといってお答えと、令和12年度開庁というお答えが2つあるので、どっちかなと思います。

そこで、スケジュールの変更、ごみ施設、市民に直結していますよね。ごみ施設もしかり、学校もしかり、庁舎もしかりですので、どこかで誰かが区切りをつけていかないといけないのかなと思います。

そこで、市長に1点だけお伺いをいたします。

一步一步歩んできたというこの計画について、歩んできたというのは重々承知しておりますが、歩むということは少し止まるという漢字で書きますので、少し止まって考えて、ここで市長の任期は切れるわけですから一遍ここで区切っておいて、次の市長が櫻井市長になるか分かりませんが、次の市長が一気に行くというところで、ここで一旦ちょっと止まって考えるという選択肢もあろうかと思えますけれども、いつ言おうかなと、僕、いつ言われるのかなと思ってずっと待っておったんですけれども、ちょっと考えますと。

その中で、執行部、財政、昔でいうなら勘定方がおりまして、殿、これではそろばんの玉が20個あっても足りませんとか言うのが普通だと思うんですけども、そうしたら殿がそうじゃのうと言うのかなあと、いつ言うのかなあと僕はずっと待っておったんですけれども、やるんや、やるんやと言うだけで、だけど市長の任期は切れるんですよ。そこはもう間違いなく現実で一旦切れるので、ここで一旦止まって考えてもらって、次の市長に一気に行ってもらうという考えは今の市長にはないのかというのをお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

一旦区切りということは確かであります。そういう中で、何度もご答弁をしまいましたが、例えば庁舎の整備手法の見直し、それから整備スケジュール、これについても見直していくということは申し上げてきておるわけですが、この4つの大事業をどのように考えていくのか。これについて今庁内検討しているところでございますが、年度内にその考え方を示させていただきますという旨を先日もお答えさせていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、その方向性をしっかり定めていく、その時期は、おっしゃるように極めて重要な時期であろうと、区切りであろうというふうに考えているところであります。

○議長（岡本公秀君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

区切り区切りって、区切りが年度内というのは確かに、行政としての年度内というのは非常に納得はするんですけども、いかんせん市長も私たちも任期というものを持っておりますので、その任期中にある一定の方向性を見いだしていくというか、次の市長、まず市長になるかどうかというのはさておいて、次の市長に手かせ足かせにならないような判断をまずやっていくのが今の櫻井政権の責任ではないのかなと思えますけれども、もう一回だけ聞きますけれども、くどいんやったらくどいって一言言うて帰ってもろうたらいいんですけど、自分の責任において、市長は十何年か前に建設反対でご当選された市長ですのでその辺のところは、それがええとか悪いとか言うておると違えますよ。その辺のところを区切りをつけてご退任されて、また市長になられたら、そこでまたやられたらいいと思えますけれども、次の市長に手かせ足かせにならないような状態で渡すのか、またするのかというところを今の時点で区切っておいたほうがきれいじゃないのかなと私は思うんですけども、どうでしょうかね。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

質問が非常に複雑に問うていただいておりますが、しっかり今、課題として認識しておるものを整理をしていく、その責任においてはしっかり整理をさせていただく、しかるべき時期にしかるべき方針をお示しをさせていただくということであろうというふうに思います。

また、市長の任期との関係をおっしゃっておられると思いますが、それはもう自らの責任において今すべきことをしっかりそこは果たさせていただくということでありまして、また次の局面へそれが動いていくように、今期の責任を私自身は果たさせていただくというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

分かりませんが、分かりました。

今ちょっとこれはまずいんですね、ちょっと延ばしますわというのが一番みんながああ、そうですかというタイミングやと僕は思っていましたもので、一応そういうことを言うたという足づけのことにしておいておきますので、考えがまとまり次第とか方向性が決まり次第と言うたほうがええのかな。そちらのほうがあったら、至急にご報告をお願いいたします。

もう次に行きます。

通学路についてはちょっと後にさせてもらいまして、市有地の空き地について聞きます。現在の管理状況について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

市が所有いたします未利用地につきましては、旧市営住宅用地などの公共施設跡地や山林、市道路整備の際の残地などがございまして、行政目的・機能を持たない用地につきましては原則普通財産として財務課が管理をいたしております。

この未利用地の管理につきましては、用地の現況にもよりますが、公共施設跡地等については定期的に除草をするなど適正な管理に当たり、対応を行っているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

適正に管理されておるということは分かりました。そこで草刈りなどはされる、暑いときもあろうかと思えますけれども、されておるといのも理解しました。

そこで、もう一点部長にお聞きしたいんですけれども、これは倒木の危険性があるとか、いろいろ道路管理でもいろいろ剪定とかされておるといも思えますけれども、市のところで、こけてもええところだったらこけてもええと思うんですけれども、市が見てこれはまずいと思ったら、市有地であれば、市は責任を持って伐採をするんでしょうかね。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど申し上げましたが、公共施設跡地等については定期的に除草をする箇所もございます。そういった中で、近隣の住民の方から管理が行き届きの場合はそれに対して当然対応させていただいておりますし、現在の市有地におきまして大きな木というふうなことは存在はしていないものと思われませんが、いずれにいたしましても、草が伸びて困っていると、そういったご連絡があった場合につきましては、対応はさせていただいております。

○議長（岡本公秀君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

市はちゃんとしてくれるということですね。

自分が住んでいる辺法寺には県と国の土地が隣接しておりまして、これは誰の土地なんやろうということで一度、みんなで県も国も来て話し合ったことがありまして、結論とえば、両方ともほつつき合いで、うちは違うとかどうのこうのとなってきました、そこに木が生えてきまして電線に引っかかっておるような状態になっております。

それで、某中部地方にある電力会社に私電話しまして、某中部地方にある電力会社ですよ。電話をいたしまして、これどうするんですか、切れてしまいますよと言うたら自分のところで切ってくださいという返事が来まして、中部にある電力会社は言うてきました。ああ、そうなんですか、電線に触っても大丈夫なんですかねと嫌みのように僕は言ったわけなんです。某中部にある電力会社なんですけど、そこに言うたら低圧やもんで触っても結構ですという答えが返ってきました切つてやろうかと思ったんですが、あまりにも高いもんで行けやんという状態があって、あまりに横柄な言い方をされて2階から物を言われているような感じになりまして、何やこの人と思って聞いておったんですけども、最初は受付のオペレーターの方が電柱番号を言ってください、ずっと走って行って電柱番号ハの02、次の番号を言ってください、ハの03、次言ってください、おまえが見に来いという話になりまして、見に来たら挙げ句の果てにこんなんになって、某中部でやっておる電力会社です。許し難いなと。

だけど市は言うたら切ってくれるのか、それはありがたいと思ひまして、市の土地じゃないので言いませんけれども、あまりにも横柄やなあと、県も国も某電力会社も横柄やなと私は思っております。

それに関して、そういう土地やったらもう処分していけばいいのになと思っているんですけども、総務委員会のときも、これは売却に対する考え方というのは、私重々聞いてきて、市の考え方も分かっておりますけれども、売るんやという考え方は分かっておりますので、どんどん売っていく気があるのか、消極的に小出しにしてくのかということだけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

未利用地の売却についてでございますが、まさに財政が極めて厳しい中、財政構造改革に取り組んでいる中でございますので、売れる土地につきましては早く売ったほうがというふうな方向で取り組んでいるところでございますが、その取組につきましては、公共施設跡地等活用検討委員会と

いう庁内の検討委員会において、市が所有する未利用地の中から面積が一定規模以上の用地を抽出し売却する際の諸課題、例えば建物があつたり、埋設物があつたり、市道の廃止が必要であつたりとかそういったものでございますが、そういった課題を整理した上で売却する未利用地について決定したところでございます。

その中で、具体的に申し上げますと亀田（落崎）住宅跡地、新所住宅跡地及び若草住宅跡地につきまして、公募による売却に向けた手続を進めているところでございまして、既存の建物が旧市営住宅でありますとか、そういった建物がある場合であっても、できる限り経費や時間をかけずに現状での売却を基本として関係課で協議を進めているところでございます。

ご承知のとおり、冒頭に申し上げましたが、未利用地の売却については骨太方針の歳入確保に向けた取組の一つでございますことから、スピード感を持って鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

そういうのを売って財源にしていくのも手じゃなくて、そうしていかないといけないと思いますので、鋭意やるということをやったもので、やっていってください。まず、使うことよりもうけることを考えていきましょうという僕の考え方ですのでご理解をお願いします。

それと、先ほども触れましたけれども、県有地、国有地に対する、住民が県とか国に言うというより市を介さないといけないのかなと、それが筋論なのかなと僕は思いますけれども、どっちも動かない場合、某中部にある電力会社の場合もそうなんですけれども、どうすればいいの。市は中に入ってくれんのかとかいろいろありますけれども、あまりにも倒木の、部長は現場を確認されたと言われますけれども、家に転げてくるのかなという感じになってきてますので、そういう場合の対処方法として市に言うていってもええもんなのかどうなのかという問合せ先について、市が仲介してくれればありがたいんですけれども、そういうお考えはあるのか聞きます。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

国とか県が所有する土地についてのお問合せ先についてということと存じますが、原則、山林や道路など土地の用途に応じまして、当該用地を管理する国・県の関係機関へお問合せいただくものと考えておりますが、しかしながら、お問合せ先が不明な場合などは市へお尋ねいただきましたら、例えば道路の近くとか農地の近くとかそういった状況もございしますが、関係部署において問合せ先の確認など相談の対応はさせていただきたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

直接言うのが筋と思うんですけれども、あまりにも対応が三者横柄なので、その辺のところは現に、現場は知っておられると思いますので言うておいてください。

次に、鈴亀道路と通学路、一緒に行きたいと思います。

地権者との協議など連絡調整について、今現在どのようになっているのかお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

鈴鹿道路の市と県との連絡調整につきましては、事業が円滑に進むように事業主体の三重県へ、すみません、先日も答弁させていただいたんですけど、本市から職員1名を派遣しており、各説明会などに出席するなど用地関係について従事しております。

また、各種の説明会において、各関係部署が内容に応じて出席・同席しております。今後も事業の進捗に合わせた説明会等において、必要に応じて連携してまいりたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

それについて、地権者から県に要望は出されたと思います。それについての回答が、あまりにも何やこれというような回答でしたので、それで聞いております。

その中の地権者の要望として、堤防道路というていいんですか、管理道路というたらいいんですか、その舗装が盛り込まれておったと思います。それで、地権者と円滑な工事を始めるためにはどうすればいいかと考えたら、そのところも舗装をして地権者の言うことを聞いておいて、地権者は、公共工事ですので日本人としての協力はするつもりです。公共工事ですので、幾ら図面を持ってきて、ぽんと置いてこの工事をしますのやなんて言われたところであれですけども、だから地権者の要望を何と思って聞いておるのかなと思って僕は、もう教育長はよろしいですので亀山部長に聞きたいんですけども、その要望というのはもう聞かれましたか、こういう要望が地権者から上がりましたよと。通学路に関して、全体は言わなくてもいいんですけども、そういう要望は上がっておるといのは聞いたのか聞かなかったのか、聞かなかったら聞いておいてくださいという話で、円滑に進むようにとさっき部長が言われましたので、円滑に進むようにするにはどうすればいいのかなというのを考えてお答えを下さい。

○議長（岡本公秀君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

安楽川沿いの河川管理道路につきましては、前回の議会におきましてもご答弁させていただきましたとおり、今後の対策として、経年使用による通路状況の悪化が見られた場合は河川管理者と教育委員会において、その対策方法について検討することといった一定程度の結論は出ている案件だという認識は持っておるところでございます。また、今年度につきましても、PTAから同様のご要望をいただいておりますので、7月下旬から8月上旬に実施いたしました合同点検を含め、鈴鹿建設事務所において、その考え方に変わりがないということは確認をさせていただいております。

以上の旨の内容につきましては、この鈴鹿建設事務所からの回答として、10月22日にPTAにもお伝えをさせていただいたというところでございます。

ただ、地権者ということのご要望ということというよりも、私どもはPTAとしての通学路要望ということでお聞きをしているというところではございますが、建設事務所だけではなく関係機関

とさらなる連携を図って、安全に通学ができるように努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

円滑に進めるためにはどうしたらええかということを考えておいてください。

それと教育長にはそういう話がありましたということは、地権者からの強い要望がありましたということは、これはもう県主体の事業になってきますので市にあまり、だけど市は派遣をしたり、いろいろ円滑に進むように努力はしてもうておると思いますので、その辺のところ厳に進達してもらおうのが一番いいのではないかなと思います。

今日から立会箇所があって、ここは誰の土地で、ここが誰の土地でというのが営農組合集会所で今日から始まっておる話ですので、その辺を円滑に進めるかどうか聞いておいてください。よろしくお願いします。もう終わります。ありがとうございます。

○議長（岡本公秀君）

8番 高島 真議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による質問は終わりました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので関連質問を終わります。

これにて、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。以上で本日の日程は終了しました。

次に、お諮りします。

明日14日から22日までの9日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため、休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

明日14日から22日までの9日間は休会することに決定いたしました。

休会明けの23日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 2時29分 散会）



令和6年12月23日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

令和6年12月23日（月）午前10時 開議

- 第 1 議案第82号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 2 議案第83号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について
- 第 3 議案第84号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について
- 第 4 議案第85号 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 5 議案第86号 令和6年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 6 議案第87号 令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第 7 議案第88号 市道路線の認定について
- 第 8 議案第89号 市道路線の認定について
- 第 9 請願第 7号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書採択を求める請願
- 第 10 議案第90号 亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第91号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について
- 第 12 議案第92号 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 13 委員会提出議案第 9号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書の提出について
- 第 14 委員会提出議案第10号 亀山市議会会議規則の一部改正について
- 第 15 委員会提出議案第11号 亀山市議会委員会条例の一部改正について
- 第 16 閉会中の継続調査について
- 

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（15名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新 秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森 美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君		

---

●欠席議員（3名）

16番	服部孝規君	17番	小坂直親君
18番	櫻井清蔵君		

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
健康福祉部長	林秀臣君	子ども未来部長	高宮綾子君
産業環境部長	富田真左哉君	産業環境部参事	村田博君
建設部長	高桐美智代君	上下水道部長	杉本良則君
危機管理監	木田博人君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	豊田達也君	消防部長	豊田賢治君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	谷川健次君
地域医療部長	小森達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	代表監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	落合巧君

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	書記	新山さおり
書記	山北康仁		

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第6号）により取り進めます。

それでは、去る10日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第82号から日程第8、議案第89号までの8件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第82号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

原案可決

令和6年12月17日

教育民生委員会委員長 鈴木達夫

亀山市議会議長 岡本公秀様

---

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第83号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について

原案可決

議案第88号 市道路線の認定について

原案可決

議案第89号 市道路線の認定について

原案可決

令和6年12月16日

産業建設委員会委員長 草川卓也

亀山市議会議長 岡本公秀様

---

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第84号	令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について	原案可決
議案第85号	令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第86号	令和6年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第87号	令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算（第3号）について	原案可決

令和6年12月20日

予算決算委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 岡本公秀様

○議長（岡本公秀君）

初めに、鈴木達夫教育民生委員会委員長。

○13番（鈴木達夫君登壇）

おはようございます。

ただいまから教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る10日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、17日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第82号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が引き上げられたこと等から所要の改正を行うものです。

審査の過程では、課税限度額の引上げにより影響を受ける対象者数に関する質疑があり、これについては46世帯122人が対象で、数的には少ないとの答弁でありました。

次に、討論では、改正により影響を受ける対象者が少ないことから、保険者として課税限度額の引上げをする必要はないとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

次に、草川卓也産業建設委員会委員長。

#### ○4番（草川卓也君登壇）

ただいまから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る10日の本会議で、当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、16日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第83号亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正については、水道法施行令及び水道法施行規則が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、資格要件のうち、実務経験年数に関しては給水人口が5万人以下の要件が規定されているが、5万人を超えた場合の要件を併記できないのかとの質疑があり、これについては、5万人を超えることになった場合には事業認可の変更が伴うため、その際に条例の改正を行うとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第88号及び議案第89号の市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である川合54号線及び55号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、市道路線の認定基準の見直しに関する質疑があり、これについては、これまでも試行的に認定基準の改定を行ってきたが、改めて検証し精査するとの答弁でありました。

次に、市道認定に係る開発業者と地元住民との意識共有に関する質疑があり、これについては、開発業者に対し、地域と合意形成を図ることや、交通安全対策を指導して事業を進めているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

#### ○議長（岡本公秀君）

次に、森 美和子予算決算委員会委員長。

#### ○12番（森 美和子君登壇）

おはようございます。

ただいまから予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る10日の本会議で当委員会に付託のありました議案第84号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について、議案第85号令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第86号令和6年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第87号令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算（第3号）については、同日当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、16日に産業建設分科会、17日に教育民生分科会、18日に総務分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。

そして、20日に関係部長等の出席を得て当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

各分科会会長報告に対する質疑及び討論はなく、採決の結果、議案第84号から議案第87号ま

での4議案については、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

質疑はないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第82号から議案第89号までの8件について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党議員団を代表し、議案第82号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論します。

この議案は、国保税のうち後期高齢者支援分の課税限度額の上限を22万円から24万円に引き上げるという内容です。この改正により、今回改正のない医療分65万円、介護分17万円を合わせると、全体の課税限度額は現行の104万円から106万円になります。

厚労省は、高所得者層が多くを負担をすることによって中間所得者層の被保険者に配慮した保険料率の設定が可能になるとして、この賦課限度額を超過した世帯の割合が1.5%に近づくよう、段階的にこの限度額を引き上げてきたものです。

質疑で明らかになったように、亀山市の課税限度額を超過した世帯の割合は約0.72%と低く、厚労省が言うところの1.5%を超えている割合を1.5%に近づけるといふ目標には無縁の割合です。また、改正後の税収増の見込みは約83万円との少額であり、これで低・中所得者層の保険税額や税率に影響を与えるとは思えず、課税限度額を上げる必要はありません。

県下で国民健康保険の統一が進められようとしています。だからといって右へ倣えでは市民の命は守れません。市は保険者であります。保険者として市の特徴をつかみ、税を決定し、事業を進めるべきと考えます。

以上の理由でこの議案に反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（岡本公秀君）

11番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、議案第82号から議案第89号までの8件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それではまず、討論のありました議案第82号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第82号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、討論のありました議案以外の議案第83号から議案第89号までの7件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第83号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について

議案第84号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

議案第85号 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第86号 令和6年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第87号 令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第88号 市道路線の認定について

議案第89号 市道路線の認定について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、去る10日の本会議におきまして所管の常任委員会にその審査を付託しました日程第9、請願第7号を議題とします。

教育民生委員会委員長に、委員会における請願審査の経過と結果について報告を求めます。

#### 請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135

条の規定により報告します。

令和6年12月17日

教育民生委員会委員長 鈴木達夫

亀山市議会議長 岡本公秀様

別表

受 理 番 号	請 7
受 理 年 月 日	令和6年11月29日
件 名	選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書採択を求める請願
請願者の住所・氏名	 一般社団法人あすには 選択的夫婦別姓・全国陳情アクションチーム 片山 靖
紹 介 議 員 氏 名	森 美和子、服部孝規、小坂直親、櫻木善仁、伊藤彦太郎、草川卓也
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

○議長（岡本公秀君）

鈴木達夫教育民生委員会委員長。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ただいまから教育民生委員会における請願審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る10日の本会議で当委員会に付託のありました請願の審査に当たるため、17日に委員会を開催いたしました。

請願第7号選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書採択を求める請願については、国において選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論が行われるよう、国の関係機関に意見

書の提出を求めるものです。

審査の過程では、当該制度の法制化については早く議論を進めるべきであるとの意見があり、採決の結果、全会一致で採択することに決定いたしました。

以上、教育民生委員会の請願審査の報告といたします。

**○議長（岡本公秀君）**

教育民生委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（岡本公秀君）**

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、請願第7号について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、請願第7号選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書採択を求める請願について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（岡本公秀君）**

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第7号選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書採択を求める請願については、採択することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第90号から日程第12、議案第92号までの3件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

**○市長（櫻井義之君登壇）**

おはようございます。

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第90号亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございますが、令和6年8月8日の人事院勧告における勧告事項のうち、月例給並びに期末手当及び勤勉手当に係る支給月数の引上げについて、国の一般職の職員及び一般職の任期付職員に準じて市の一般職の職員及び一般職の任期付職員においても引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず亀山市職員給与条例の一部改正でございますが、第1条による改正において、一般職の職員及び定年前再任用短時間勤務職員について、それぞれの給料月額を一定水準引き上げるとともに、令和6年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げることといたします。

次に、第2条による改正において、一般職の職員及び定年前再任用短時間勤務職員の令和7年6月期以降の期末手当及び勤勉手当について、6月期の支給月数を引き上げ、12月期の支給月数を引き下げることといたします。

続きまして、亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございますが、第3条による改正において、特定任期付職員について各号給の給料月額を引き上げるとともに、令和6年12月期の期末手当の支給月数を引き上げることといたします。

次に、第4条による改正において、特定任期付職員の令和7年6月期以降の期末手当について6月期の支給月数を引き上げ、12月期の支給月数を引き下げることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行いたします。

また、第1条の規定による改正後の亀山市職員給与条例及び第3条の規定による改正後の亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用することといたします。

続きまして、議案第91号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ5,057万7,000円を追加し、補正後の予算総額を236億2,404万4,000円といたしております。

歳出の補正内容といたしましては、歳出全般にわたりまして人事院勧告に基づく給料並びに期末手当及び勤勉手当の増額のほか、職員の異動による増減分を計上いたしております。

また、民生費につきましては、国民健康保険事業に従事する職員の人件費を増額するため、国民健康保険事業繰入金を計上いたしております。

一方、歳入でございますが、繰入金につきましては、今回の補正予算の財源として財政調整基金からの繰入を増額いたしております。

次に、議案第92号令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ192万5,000円を追加し、補正後の予算総額を49億793万1,000円といたしております。

歳出の補正内容といたしましては、人事院勧告に基づく給与の増額及び職員の異動による増額を計上いたしております。

また、歳入でございますが、繰入金につきましては、今回の補正予算の財源として一般会計繰入金を増額いたしております。

以上、簡単ではございますが、本議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。

追加の提案となりましたが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（岡本公秀君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第90号から議案第92号までの3件に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑は議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意くださいとともに、発言は簡潔をお願いいたします。

通告に従い、発言を許します。

3番 深水隆司議員。

○3番（深水隆司君登壇）

新和会の深水でございます。

通告に従いまして、議案第90号亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について並びに議案第91号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について及び議案第92号令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案質疑を行わせていただきます。

これらの議案につきましては、いずれも令和6年8月8日の人事院勧告における月例給並びに期末手当等に係る支給月数を引き上げるための改正であります。

そこで、今回提案されております給与の改正については、これまで例年12月議会の冒頭に提案されてきておりますが、なぜ今回本会議最終日に追加提案になったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

3番 深水隆司議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

本市職員の給与につきましては、これまでから人事院の給与勧告による国家公務員の給与改定に準じて、いわゆる国公準拠の考え方により対応しているところでございます。

この人事院勧告に準拠した給与改定を本市において実施する場合におきましては、国家公務員の給与改定を人事院勧告どおり実施する閣議決定がされたことを受けて、本市の関係条例の改正、補正予算の提案等の手続を行っております。近年10月下旬から11月上旬までにこの閣議決定がされるのが通例であったことから、本市におきましても給与条例の改正、補正予算の議案につきましては、12月議会の当初からご提案を申し上げていたところでございます。

しかしながら、本年につきましては、衆議院の解散も影響したように思いますが、閣議決定が11月29日と大変遅くなったことから、本12月定例会において当初の議案提出が間に合わなかったため、追加の提出となったものでございます。

また、県下各市の給与改定に係る議案の提出状況でございますが、13市中、年内に議案の提出があった市は11市、年内の議案提出を見送った市は2市でございます。

なお、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律につきましては、去る12月17日に成立をいたしております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

国の閣議決定が遅れたことによる今回の追加提案になったということが分かりました。

次に、財源についてお伺いしたいと思います。

今回の給与等の改正による人件費の財源につきましては、財政調整基金から繰り入れるということでございます。なぜ財政調整基金から繰入れとなったのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員お尋ねの今回の一般会計の追加補正に伴います財政調整基金の繰入れにつきましては、職員人件費は、議員ご案内のとおり一般財源を充当することとなりますことから、さきの一般会計補正予算（第6号）で前年度繰越金につきましては全額予算計上いたしましたことから、財政調整基金を繰り入れてその財源といたすものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

それでは次に、給料の改正の中身についてお伺いしていきたいと思います。

給料月額を一定水準引き上げる今回の改正については、概要書の説明では平均3%の引き上げを行うということとしております。これはあくまで平均でございますので、最大の引き上げ率及び金額、あるいは最小の引き上げ率及び金額について分かればお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の給与改定におきましては、民間の状況を反映して約30年ぶりとなる高水準のベースアップ、先ほどご案内の平均3%ということとなっております。

これまでの給与改定におきましても、若年層に重点を置いた給料の引き上げは行われてまいりましたが、特に今回は民間の動向や人材の確保の面から初任給を含め若年層の給料月額を大幅に引き上げつつ、全職員を対象として給料月額の改定を行うことといたしております。

そのような考え方の中、本市の職員におきまして、今回の条例改正により最も引き上げ率が高いのが、基本的に20歳代前半が対象となる給料月額でございまして、引き上げ率は約14.04%でございます。具体的に申し上げますと、給料月額18万7,300円、これは1級の21号給でございますが、2万6,300円引き上げられ21万3,600円となります。また、最も引き上げ率が低いのが、基本的に50歳代前半が対象となる給料月額でございまして、引き上げ率は約1.06%でございます。具体的に申し上げますと、給料月額39万4,000円、5級の93号給が4,200円引き上げられ、39万8,200円となるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

すごい差があるということが分かりました。

若い世代で、20歳代で14.04%、それから高齢年齢層になると1.06%とすごい差があるということで、やっぱり若い世代のそういう生活が苦しいというふうな昨今の中で、やっぱり公務員についてもきちっと生活保障をされるべく、そういった給料の引き上げだなというふうなことを思いました。

それで、今回この給料の改正について、令和6年4月から遡って適用するという概要書の説明があります。この4月から遡る、今日までの給料の差額については職員にいつ支給されるのかお伺い

したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回追加議案として提出をさせていただきました条例及び補正予算が議会において承認されましたら、年内に支給ができるよう速やかに手続を進めたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

できる限り年内に、もう年内といってもあと数日しかありませんけれども、頑張って職員に支給されるようよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、労使協議についてという項なんですけど、給料等を含めた様々な労働条件の改正につきましては、労使双方が十分に納得した形で進められるべきだと思います。

今回の改正に当たって、亀山市職員組合と十分に協議したのかお伺ひしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

これはご案内のとおりでございますが、これまでから給与改定につきましては、亀山市職員組合と十分協議を行った後、給与条例の改正等の必要な手続を行っているところでございます。

今回の給与改定につきましても、令和6年10月30日の組合交渉の際に要求書が提出されており、その後、他市の改正状況等の情報共有を図りつつ協議を行っております。

この結果、令和6年4月に遡っての給料月額の上上げ及び期末・勤勉手当の支給月数を年間0.1月上上げ、4.50月から4.60月についてでございますが、12月において改定するとの協議が職員組合との間で令和6年12月12日に調い、それを踏まえて関係条例及び補正予算を追加提案させていただいたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

今回の人事院勧告では、給料のほかに地域手当や会計年度任用職員等の内容についても勧告がなされております。そういった関係で、引き続き亀山市職員組合と十分な協議をされるようお願いして私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

3番 深水隆司議員の質疑は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質疑は終了し、議案第90号から議案第92号までの3件に対する質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議案第90号から議案第92号までの3件については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

## 付 託 議 案 一 覧 表

### 総務委員会

議案第90号 亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

### 予算決算委員会

議案第91号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

議案第92号 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

### ○議長（岡本公秀君）

委員会開催のため暫時休憩します。

（午前10時37分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

### ○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、谷川地域医療統括官は、公務のため午後から欠席する旨の通知に接しておりますのでご了承願います。

先ほど各常任委員会にその審査を付託しました議案第90号から議案第92号までの3件について、各常任委員会委員長に委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

### 総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

### 記

議案第90号 亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

原案可決

令和6年12月23日

亀山市議会議長 岡 本 公 秀 様

---

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第91号	令和6年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について	原案可決
議案第92号	令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決

令和6年12月23日

予算決算委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 岡 本 公 秀 様

○議長（岡本公秀君）

初めに、今岡翔平総務委員会委員長。

○7番（今岡翔平君登壇）

ただいまから総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、同日委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第90号亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、令和6年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の職員及び任期付職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の職員及び任期付職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

次に、森 美和子予算決算委員会委員長。

○12番（森 美和子君登壇）

ただいまから予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました議案第91号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について及び議案第92号令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての審査に当たるため、同日委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

審査の過程では質疑はなく、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第90号から議案第92号までの3件について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第90号から議案第92号までの3件について、起立による採決を行います。

それでは、議案第90号から議案第92号までの3件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての委員長報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、

議案第90号 亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第91号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

議案第92号 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、委員会提出議案第9号から日程第15、委員会提出議案第11号までの3件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

初めに、鈴木達夫教育民生委員会委員長。

### ○13番（鈴木達夫君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第9号については、教育民生委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

それでは、委員会提出議案第9号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書。

現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定されています。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

そのような中、政府は旧姓の通称使用の拡大に向けた取組を進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させるなどの問題も指摘されています。通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはなりません。

また、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考える人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっています。

さらに、2015年12月の最高裁判決に引き続き、2021年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところですが、依然として国会での議論は進んでいない状況です。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（岡本公秀君）

次に、深水隆司議会運営委員会委員長。

### ○3番（深水隆司君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第10号及び委員会提出議案第11号につきましては、議会運営委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

まず初めに、委員会提出議案第10号亀山市議会会議規則の一部改正についてでございますが、地方自治法の一部が改正され、地方議会に係る手続のオンライン化が可能とされたこと及び新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法についてにおいて、委員会をオンラインの方法により開催して差し支えないと示されていることを踏まえ、所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、1つ目といたしまして、地方議会に係る手続のオンライン化について、次のとおり規定の整理を行います。

アといたしまして、議会の選挙における通知のオンライン化を可能とする表示を定める規定を設けます。イといたしまして、議会等に対し文書等により通知することが規定されているものについて、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとする規定を設けます。

2つ目といたしまして、オンラインの方法による委員会の開催等について、次のとおり規定の整理を行います。

アといたしまして、オンラインによる方法で開催する委員会に出席している委員は出席委員を含むこととし、不在委員の規定は適用しないこととします。イといたしまして、オンライン委員会は、あらかじめ委員長に届け出ることにより、オンラインの方法により委員外議員が意見を述べ、もしくは発言し、または紹介議員が説明することができることとします。ウといたしまして、オンライン委員会において委員長が発言するときの規定を設けます。エといたしまして、議案の審査または議会の運営に関する協議等の場の開催方法の特例を定め、開会方法その他必要な事項は委員会条例の例によることとします。

3つ目といたしまして、議会運営の実情に合った規則の運用が図られるよう、次のとおり規定の整理を行います。

アといたしまして、議長は、特に必要があると認めるときは会議時間を変更することができることとします。イといたしまして、委員会の審査または調査を得て報告された事件は、なお調査または審査の必要があると認めるときは同一の委員会または他の委員会に付託することができることとします。ウといたしまして、会議録の配付先、掲載しない事項及び保存年限について定めます。エといたしまして、会議の出席委員が定足数に達しないとき、または定足数を欠くに至るおそれがあるとき、もしくは欠くに至ったときの規定を設けます。オといたしまして、議事進行に関する発言について、議題に直接関係のあるものでなければならない等の規定を設けます。カといたしまして、議員が請願の紹介を取り消そうとするときの規定を設けます。キといたしまして、議場または委員会の会議室において資料等を配付するときの規定を設けます。クといたしまして、議員が自己に関する懲罰動議等において代理弁明を可能とする規定を設けます。

4つ目といたしまして、その他規定の整理を行います。

なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、委員会提出議案第11号 亀山市議会委員会条例の一部改正についてでございますが、改正の背景と趣旨につきましては、会議規則の一部改正と同じでございます。

改正内容といたしましては、1つ目といたしまして、地方議会に係る手続のオンライン化に伴い、公聴会における電子情報処理組織を使用する方法による意見の申出及び会議記録の作成を可能とする規定を設けます。また、公述人の陳述は、電子情報処理組織を使用する方法による提示はできないこととします。

2つ目といたしまして、オンラインの方法による委員会の開催方法の特例を見直します。

3つ目といたしまして、委員会に出席を求められた者は、オンラインによる方法により委員会で説明できることとし、公述人または参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができることとします。

4つ目といたしまして、その他規定の整理を行います。

なお、施行日は公布の日といたします。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（岡本公秀君）**

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより委員会提出議案第9号から委員会提出議案第11号までの3件について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第9号から委員会提出議案第11号までの3件については、会議規則第36条第2項の規定により常任委員会への付託はしないこととします。

次に、委員会提出議案第9号から委員会提出議案第11号までの3件について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、委員会提出議案第9号から委員会提出議案第11号までの3件について、起立により採決を行います。

まず、委員会提出議案第9号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（岡本公秀君）**

ご着席ください。

起立多数であります。

したがって、委員会提出議案第9号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、委員会提出議案第10号亀山市議会会議規則の一部改正について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（岡本公秀君）**

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第10号亀山市議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、委員会提出議案第11号亀山市議会委員会条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（岡本公秀君）**

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第11号亀山市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、日程第16、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の各委員長から、各委員会における所管事務調査について、会議規則第105条の規定に基づき、会議システムに保存してあります申出のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

#### 閉会中の継続審査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

#### 記

1. 事 件 「行政DXの推進」について
2. 理 由 デジタル技術を活用し、全ての市民の利便性を高め、より良い行政サービスが受けられる環境を整えるとともに、事務の効率化と業務の削減により、職員の働き方改革につながるよう、行政DXの推進について調査・研究する。
3. 期 間 令和6年12月24日～令和7年9月30日

令和6年12月20日

総務委員会委員長 今 岡 翔 平

亀山市議会議長 岡 本 公 秀 様

---

#### 閉会中の継続審査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

#### 記

1. 事 件 「子どもの育ちを支える場の形成」について
2. 理 由 一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、新たな

児童センターを中心とした子どもの遊び場の充実や文教施設の活用などの現状を把握するとともに、子どもの育ちを支える場の形成について、調査・研究を行う。

3. 期 間 令和6年12月24日～令和7年9月30日

令和6年12月20日

教育民生委員会委員長 鈴木 達 夫

亀山市議会議長 岡 本 公 秀 様

---

#### 閉会中の継続審査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

#### 記

1. 事 件 「太陽光発電施設とまちづくり」について
2. 理 由 太陽光発電施設について、市の現状を調査し、地域が抱える課題を整理するとともに、都市計画や景観、災害リスク、環境保全など多角的な視点から、持続可能な地域づくりのため、適切な推進と規制について調査・研究を行う。

3. 期 間 令和6年12月24日～令和7年9月30日

令和6年12月20日

産業建設委員会委員長 草 川 卓 也

亀山市議会議長 岡 本 公 秀 様

○議長（岡本公秀君）

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

次にお諮りします。

以上で、今期定例会の議事を全て議了いたしました。

議事を閉じ、閉会をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和6年12月亀山市議会定例会は、これをもって閉会をいたします。

(午後 1時25分 閉会)

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年12月23日

議 長 岡 本 公 秀

5 番 中 島 雅 代

1 2 番 森 美和子